

平成 20 年度会計検査院委託業務報告書

「欧米主要国における防衛検査の手法と事例」  
防衛装備品の調達を中心として一

平成 21 年 2 月

PwC アドバイザリー株式会社

## 目次

1 我が国と欧米主要 4 カ国における防衛産業政策及び防衛装備品の調達の概要	1
1.1 我が国と欧米主要 4 カ国における防衛産業政策	1
1.1.1 国際情勢の変化と防衛産業	1
1.1.2 アメリカ	3
1.1.3 欧州での協力体制	7
1.1.4 イギリス	12
1.1.5 ドイツ	16
1.1.6 フランス	19
1.1.7 日本	22
1.2 我が国と欧米主要 4 カ国における防衛装備品の研究開発の制度	25
1.2.1 アメリカ	25
1.2.2 イギリス	29
1.2.3 ドイツ	33
1.2.4 フランス	35
1.2.5 欧州における国際協力	38
1.2.6 日本	41
1.3 我が国と欧米主要 4 カ国における防衛装備品の調達額とその主な内訳	45
1.3.1 各国の防衛予算の推移	45
1.3.2 防衛支出の内訳	47
1.3.3 防衛装備品の調達額の内訳	50
1.3.4 輸出入の状況	63
【第 1 章（まとめ）】	73
2 欧米主要 4 カ国における防衛装備品の調達制度及び会計検査等の状況	74
2.1 防衛装備品の調達制度	74
2.1.1 アメリカ	74
2.1.2 イギリス	122
2.1.3 ドイツ	143
2.1.4 フランス	159
2.2 【防衛装備品の調達制度（まとめ）】	173
2.3 防衛装備品の調達に係わる情報の公開状況	179
2.3.1 アメリカ	179
2.3.2 イギリス	187
2.3.3 ドイツ	191

2.3.4	フランス	193
2.4	【防衛装備品の調達に係わる情報の公開状況（まとめ）】	198
2.5	防衛装備品の調達を中心とする防衛分野における会計検査、監査及び評価の状況並びに事例	200
2.5.1	アメリカ	200
2.5.2	イギリス	214
2.5.3	ドイツ	223
2.5.4	フランス	228
2.6	【防衛分野における会計検査等の状況と事例（まとめ）】	240
3	防衛分野における会計検査等への示唆	244
3.1	我が国における防衛装備品の調達制度への示唆	244
3.1.1	調達の競争性の確保	244
3.1.2	調達価格低減に向けた取組	247
3.1.3	各軍統合運用の視点に立った装備品取得	250
3.1.4	技術研究開発	250
3.2	我が国会計検査院の防衛装備品を中心とする防衛分野における会計検査への示唆	253
3.2.1	業績評価の実施状況	253
3.2.2	同時進行的な助言活動	255
3.2.3	業務のアウトソース状況	255
3.2.4	業績検査における民間のグッドプラクティスの導入	256
4	別添 1：FLIS 使用ガイダンス	257
4.1	Web FLIS の使い方ガイドライン	257
4.2	Public Search とその使い方について	257
4.2.1	Public Search による物品検索方法	257
4.2.2	Public Search による検索結果（兵站情報）の表示	267
4.2.3	Public Search による検索結果（兵站情報）の見方	270
4.3	BSM Query とその使い方について	277
4.3.1	BSM Query による物品検索方法	277
4.3.2	BSM Query による物品検索結果の表示	278
4.3.3	BSM Query による物品検索結果の見方	278
4.4	Restricted/Sign on Query とその使い方について	278
4.4.1	アクセス制限とログイン	278
4.4.2	Online Query とその使い方について	278
4.4.3	Statistics とその使い方について	290
5	別添 2：用語解説	292
5.1	第 1 章	292

5.2 第2章 .....	297
5.2.1 防衛装備品の調達制度.....	297
5.2.2 防衛装備品の調達に係わる情報の公開状況.....	314
5.2.3 防衛装備品の調達を中心とする防衛分野における会計検査、監査及び評価の状況並びに事例 .....	315

## 【報告書要約】

本報告書は、平成 20 年度会計検査院委託業務「欧米主要国における防衛検査の手法と事例」の調査研究報告書である。第 1 章「我が国と欧米主要 4 カ国における防衛産業政策及び防衛装備品の調達概要」、第 2 章「欧米主要 4 カ国における防衛装備品の調達制度及び会計検査等の状況」、第 3 章「防衛分野における会計検査への示唆」の本編 3 章及び別添 1：「FLIS 使用ガイドンス」、別添 2：「用語解説」から構成される。

いずれも調査実施時点の出版物及び各国対象機関のウェブサイトによる公表情報等の外部から入手可能な公開情報をもとに整理したものである。

第 1 章は、我が国、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスを対象国とし、各国の防衛産業の近年の動向、防衛装備品の研究開発の動向、防衛装備品の調達額とその主な内訳について概説している。

防衛産業の動向については、最大の防衛産業を抱えるアメリカにおける冷戦終結後の防衛費抑制とテロ対策という新たな防衛装備需要に対応した防衛企業の合従連合の動向のほか、EU 域内での一層の協力体制強化の下でのヨーロッパ先進各国の防衛産業の動向について述べる。各国の防衛装備品の研究開発の動向については、各国の研究開発実施体制・主要機関の陣容の解説及び研究開発プロジェクトの実施要領や研究開発に対する評価制度等について解説を加える。各国の防衛装備品の調達額とその主な内訳については、各国の国防費の推移、その内訳（人件費等、維持運営費、設備・開発投資、その他）について実績数値を示し、さらに各国ごとに調達機関別、契約形態別、主要品目別等の調達実績数値を示している。

第 2 章は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスを対象国とし、各国の防衛調達制度、防衛調達に関する情報公開の状況、防衛調達に関する会計検査制度について概説している。

防衛調達制度においては、まず各国の防衛調達機関の概要について述べている。アメリカの国防総省、イギリスの国防装備支援庁、ドイツの国防技術調達庁、フランスの国防装備庁等防衛装備の中核機関に加えて、アメリカの国防兵站局や国防契約管理局等防衛装備に関わる関連下部組織についても、その組織体制・業務範囲等について述べている。防衛調達制度自体については、各国の調達プロセスと契約制度、入札審査方法、予定価格算定方法、精算方法について述べている。調達の展開範囲と調達実施状況を知る意味で、各国の海外及び地方での調達実施方法についても言及している。この他、近年我が国でも防衛調達の競争性の確保、調達価格の低減のための改革の必要性が議論されており、その参考となるべく各国の競争性の確保、調達価格の低減のための先進的な取組について紹介している。

情報公開の状況については、各国において法令によって規定された情報公開制度の概要を述べ、具体的にどのような情報がどのような手段により、どこで入手可能か紹介してい

る。アメリカについては、さらに膨大な数の防衛装備品について、その取引の状況や価格情報等について一元管理し、公表媒体となっている連邦兵站情報システム (Federal Logistics Information System / FLIS) について紹介している。

防衛調達に関する会計検査については、まず各国の会計検査院の陣容・業務概要について述べている。続いて、各国の検査の視点や財務検査、業務検査の実施方法、実施状況について述べている。また、防衛調達分野における各国会計検査院の具体的な活動を理解するために、各国の会計検査院によりなされた議会等に対する提言・指摘活動の事例を紹介している。この他、調査対象各国においては防衛調達に関する内部監査組織が存在し、時に会計検査との協調体制も見られる。本報告書では、これら内部監査組織の活動については会計検査院以外の防衛調達に関する監視活動の一環として紹介している。

第3章では、本報告書における調査結果に基づいて我が国の防衛装備品調達制度に対する示唆及び防衛装備品調達に関する会計検査に対する示唆について述べている。

我が国の防衛装備品調達制度に対する示唆として、各国の調達の競争性の確保のための方策の比較、調達価格低減に向けた取組の比較、内部監査の推進、各軍統合運用の視点での調達、技術研究開発の工夫等について述べている。

防衛装備品調達に関する会計検査に対する示唆としては、業績評価の実施状況、業務のアウトソース状況、業績検査における民間のグッドプラクティスの導入等について、各国の比較及び検出事項の指摘を行っている。

別紙1では、本編でも紹介したアメリカの防衛装備品調達状況の公表媒体となっているFLISのインターネットを利用した利用形態であるWeb FLISの利用方法についてのガイドンスである。

別紙2は用語解説であり、第1章については全体で、第2章については防衛調達制度、防衛装備品の情報公開制度、防衛調達に関する会計検査に分類して、特に解説が必要な用語について説明を加えている。用語数が多い防衛調達制度についてはさらに各国別に分類して表記している。

## はじめに

冷戦の終結により我が国の防衛力のあり方についての指針は大きく変化した。1995年改訂の防衛計画の大綱における自衛隊に対する期待も、東西の軍事的対峙構造の中での安全保障の確保に代わって、国土の防衛、大規模災害等への対応、国際平和協力業務の遂行等による安全保障環境の構築への貢献等の比重が高まり、これに伴い、防衛調達環境も変化した。

1998年以降は、取得改革の最中、旧防衛庁が強制捜査を受けたことを発端に、改革の主眼がそれまでの防衛装備品の調達価格抑制から調達手続における不正抑制へとシフトした。

同年設置された防衛調達改革本部が公表した調達改革の具体的措置では、より一層の競争原理の強化が図られる一方で、不祥事再発防止のための多くの改革が盛り込まれた。

2002年に旧防衛庁長官を委員長として発足した「総合取得改革推進委員会」の策定した施策は、コスト抑制のための目標の設定、統合運用の視点に立った装備品取得等調達コスト削減施策を盛り込む一方で、装備品等のライフサイクルコスト管理の強化、インセンティブ契約の拡充、民間委託の拡充等、コスト削減努力の成果を民間と共有するための仕組みの検討も同時に考慮されたものであった。

欧米では、防衛力構想が東西対立下の脅威対応から国際平和協力業務への参加等多角化する任務を遂行する「Capability」の確保に変化するのに合わせて、様々な防衛調達の改革が行われてきた。各国ごとにその実現度合及び実現方法は異なるものの、その多くは我が国の統合取得改革における施策の目指すところと方向性を同じくしており、各国のこれらの取組み事例の詳細な研究から、我が国の防衛調達の変革の推進に寄与する有益な情報が得られるものと考えられる。

欧米では、防衛調達改革に合わせた会計検査院及び防衛調達に専門性を有する監査機関による検査が実施されている。これらの国々から防衛調達の改革の変遷と、それぞれの公的会計検査機関がどのような対応を行ってきたかを調査研究することは、防衛調達における総合取得改革を行っている我が国における会計検査のあり方を検討する上で重要な示唆を含むものと思われる。

防衛調達の変革とそれに対応した会計検査の見直しが必要であるという認識に立ち、本調査研究は、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの4カ国（以下、「欧米主要4カ国」という。）における防衛装備品の調達制度並びに防衛分野に対する会計検査、監査及び評価の実施等について調査し、我が国の会計検査院による会計検査に有用な情報を提供することを目的とするものである。

調査は文献調査を原則とし、公表された情報・データに基づき作成している。

なお、本報告書は会計検査院の公式見解を示すものではない。

# 1 我が国と欧米主要 4 カ国における防衛産業政策及び防衛装備品の調達の概要

## 1.1 我が国と欧米主要 4 カ国における防衛産業政策

### 1.1.1 国際情勢の変化と防衛産業

#### 1.1.1.1 冷戦後の防衛環境の変化

1989年の冷戦の終結は、世界の安全保障の枠組みを一変させた。旧ソ連が西側諸国との協調路線を明示し、1991年には米ソ戦略兵器削減条約（Strategic Arms Reduction Treaty / START）が調印される等、互いに大きな負担となっていた軍事費を軽減する方向へと進むことになった。欧米諸国にとって、これまで最大の脅威であったロシアの直接的な脅威が減少することで、安全保障体制は大きく変化するとともに、世界的な軍縮の動きが本格化することになる。

また、90年代は、特にIT分野を中心とする民生技術の発展は目覚ましいものがあった。この技術革新は、これまでの戦争の理論を根底から変革するものであり、戦力に求められる主要件を「量」から「情報、アクセス、スピード」に変化させた。すなわち、この軍事における革命（Revolution in Military Affairs、以下「RMA」という。）により、これまでのような圧倒的な兵力による大規模な作戦展開による戦法は、情報ネットワーク中心の戦法、つまり優れた情報力をベースに、高精度かつ長距離射程能力を持つ兵器を備えた機動力のある部隊が、同時並行的に作戦を展開する戦法に変化した。

アメリカでは、「トランスフォーメーション」の構想の下に、RMAを積極的に推進しており、湾岸戦争、コソボ紛争で、アメリカ軍の高度な情報技術で近代化された兵器が戦争のスタイルの変革を実証するとともに、アメリカの軍事力の優位を示した。

このような国際情勢の変化及び技術革新等による安全保障環境の変化は、当然のことながら、防衛産業に直接的に大きな影響を及ぼすことになる。

冷戦後の軍縮により縮小する予算の中で、装備品の高度先進化に対応し最高の品質を確保することは、防衛機器メーカーにとって喫緊の課題であった。しかし、冷戦時代に肥大化し、過剰な生産設備を抱えた防衛産業には、装備品調達及び技術開発の面で効率化を追求する努力だけではもはや対応することが困難であり、むしろ縮小する防衛予算の中での生き残りすら危ぶまれる状況であった。

この問題は、購買側である政府サイドとしても重要な課題であった。各国にとって防衛産業は、安全保障の上で非常に重要な産業であるとの認識で共通している。また、各国にとって防衛産業は、経済的な観点からも大きな意味を持つ基幹産業の1つであることも事実である。このため、各国政府は自国の防衛産業基盤及び技術基盤を維持・発展させるために、再編・統合による企業競争力の向上を防衛産業に迫った。政府サイドとしても、これまで閉鎖的であった防衛産業を国際市場に開放する動きを見せ、自らも調達改革を実施するとともに、再編・統合により防衛機器メーカーの国際競争力を強化させるべく数々の支援施策を積極的に講じた。

### 1.1.1.2 新たな安全保障体制の動き

2001年9月11日のアメリカでの同時多発テロに代表される国際テロ事件をきっかけに、各国の安全保障に対する考え方は大きな方向転換を迫られることになる。

冷戦の終結によりこれまでの大国間の戦争の脅威が薄れ、国防政策としては主に地域紛争への対応へ目が向けられていたが、国際テロリストの進展、大量破壊兵器の拡散及び「ならずもの国家」の台頭等といった新たな脅威が各国にとって最大の懸念事項となった。

このような国際テロ等の新たな脅威へ対応するためには、同盟国や友好国との関係強化を図ると同時に、各国の防衛力についても、あらゆる場所で起こり得る事態に的確に対処できる柔軟かつ迅速な軍力及びその運用が、これまで以上に強く求められることになる。つまり、機動力と運用能力がより重視されるようになるとともに、相互運用性の向上が重要視されるようになった。

欧米主要各国はこのような安全保障環境の変化に呼応し、自国の国防政策の見直しを行い、必要な防衛力についての構想を明確にしていった。さらには必要な防衛力を確保する上での基盤となる防衛産業の維持・育成方針や、技術開発や装備品調達のさらなる効率化を図るための体制作りや国際協力体制への取組を強化させている。特にヨーロッパでは、装備品の研究開発や調達において様々な国際協力体制の枠組みがこの時期に新たに構築され、欧州単位での運用を強化する動きが見られる。我が国においても、国際協力という観点で自衛隊の活動範囲を拡大させており、また、効率的な装備品取得及び運用面でも、総合取得改革をはじめとする取組が本格的に開始されることになった。

以下では、欧米主要4ヶ国と我が国に着目し、冷戦の終結及び国際テロの進展に代表される国際情勢の変化、その変化が各国の防衛産業に与えた影響及び各国の取組に関する具体的内容を整理する。

## 1.1.2 アメリカ

### 1.1.2.1 政策の変化

#### I 冷戦以後

アメリカは、1989年の冷戦の終結及び1990年に始まった湾岸戦争に伴い、従来の核及び前方展開戦力の維持による抑止を軸とした国防戦略は、地域紛争の脅威へ対処するものへと移行した。(1990年8月「新国防戦略(New Defense Strategy)」ブッシュ大統領演説)この冷戦構造の崩壊を契機に、アメリカはこれまでの軍備構造の見直しと、大幅な軍縮を行うことになる。1991年に発表した「The Base Force」では、今後の脅威として認識されている地域紛争等の不確実要素に対処する能力を備えること、及び、友好国・同盟国からの支援を考慮することを軸とした地域防衛戦略に移行する方針が明らかにされた。さらに軍備構造の見直しに伴う軍縮については、1995年までに米軍兵力を25%、国防予算を10%削減するとした。

この軍縮を伴う防衛力構想の見直しはクリントン政権においてより具体化されていく。クリントン政権の発足後間もない1993年に発表されたボトムアップレビュー(Bottom-Up Review / BUR)は、冷戦後の安全保障環境の変化に即した形で、防衛予算削減の観点から、複数の地域で同時に勃発する大規模紛争に対処し得る戦力を積み上げ方式によって算定することで、必要戦力を見直したものである。その内容は先のブッシュ政権の「The Base Force」を上回る大幅な戦力削減計画となっていた。また、ボトムアップレビューでは、防衛予算の削減と併せて、その後の防衛力のあり方を示すトランスフォーメーション構想を明らかにしており、これを契機に軍の再配置やRMAを軸とした装備品の見直しが本格化することとなった。

ボトムアップレビューに示された内容は、1997年に議会に提出された「4年毎の国防計画の見直し(Quadrennial Defense Review / QDR 1997)」においても引き継がれており、当時のアメリカの防衛力構想のベースとなっている。1996年のJoint Vision2010、2000年のJoint Vision2020においても、情報通信技術の活用を前提として、統合軍部隊としてあるべき姿、持つべき装備、ドクトリン、組織等の具体的な方向性を明確にすることで、RMAによる軍の近代化を推進しており、ボトムアップレビューと方向性を同じくしていると言える。

#### II 同時多発テロ(9.11)後

このような情勢下において起こった2001年9月11日の同時多発テロは、安全保障に対する認識を一変させた。これまで安全と考えられていたアメリカ本土は、もはや安全とは言えなくなったこと、このような国際テロリストに対しては従来の通常戦力が抑止力となり得ないことが認識された。また、国際テロリストの増加に伴い、テロリストへの大量破壊兵器の拡散も新たな脅威として認識されることとなった。このため、9.11テロを契機にアメリカは国防政策の抜本的な見直しを行うことになる。

国際テロや大量破壊兵器がもたらす新しい脅威は不確実性の高いものである。このような脅威に対処するために、同盟国、友好国との協力体制を一層強化するとともに、より機能性、相互運用性の高い軍事力が求められた。この考えはボトムアップレビューに示されたトランスフォーメーションの構想をさらに推進したものであり、RMAによる戦力の高度化・システム化をベースとした運用構想の下に、世界的な軍配備を再編することを目指したものであった。

アメリカはこの一連の軍事力の再編成のために、大幅な国防予算を計上しており、国防総省の2003年度予算案では、前年比15%の増加としている。また、2003年に発表された2003～2009年度までの長期計画においても、6年間で32%の増加という大幅な予算組みがされることとなった。

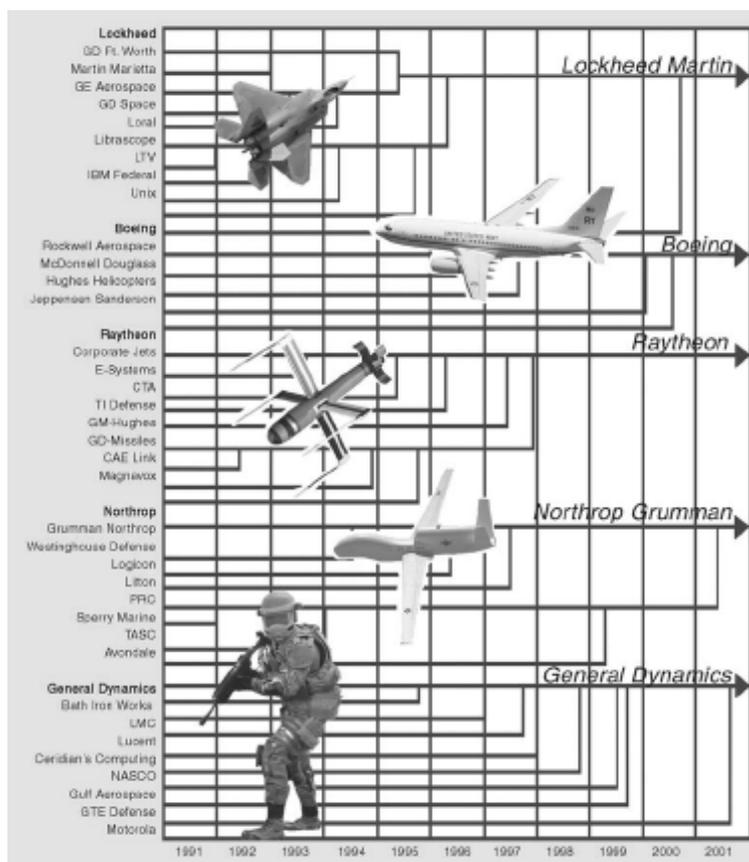
### 1.1.2.2 防衛産業の再編

クリントン政権のボトムアップレビューによる大幅な防衛予算の削減に伴い、冷戦後の防衛産業は大きな変革を迫られた。アメリカの防衛産業にとってアメリカ政府は最大の顧客であったため、冷戦後の防衛予算の大幅な削減は、従来の政府依存型の産業構造に変革を迫る結果となった。当時のペリー国防長官が防衛産業のトップを集めた夕食会の席上で、防衛力と予算の大幅な削減予定を示し、5年以内に半分以上の防衛関連企業が存続できなくなるとの見解を明らかにしたことが、防衛産業の再編の契機となったと言われている。また、防衛産業の再編に関して、政府側も迅速な対応を見せている。ボトムアップレビュー発表の翌1994年には、調達改革（Federal Acquisitions Streamlining Act / FASA）を実施。さらには、独占禁止法の緩和、財政支援等の政府からの支援政策が相次いで出されたことで、本格的な防衛産業の再編・統合が急速に展開することになった。

実際、この時期のアメリカの防衛産業は、雇用の面では1990年から1999年にかけて140万人から87万8千人に減少し、企業数自体も1993年に36社あったものが、2001年には5社にまで統合されており、ロッキード・マーティン、ボーイング、レイセオン、ノースロップ・グラマン、ジェネラル・ダイナミクスといった各領域を代表する企業への集約が行われた。

この結果、近年の高度化する装備品の開発技術力、量産を可能とする生産基盤及び開発リスクを担保する経済基盤を獲得したアメリカの防衛産業は、世界的な競争力を強めていった。

図 1-1 アメリカ企業の M&A



(出典) “Defense Acquisition Review Journal”、January–April 2004、Defense Acquisition University、pp.62

### 1.1.2.3 国際協力

北大西洋条約のもと欧州に駐在する自軍の兵器システム、弾薬、燃料等を含めた装備の標準化、及びそれらの装備と NATO 加盟国の装備との相互運用を可能とすることは、現在のアメリカの政策となっている<sup>1</sup>。

大西洋横断の国際協力の歴史は古く、1950年代から60年代にかけてはライセンス協定が標準であった。1970年においては貿易不均衡を緩和するための共同生産協定が出現し始め、1980年代と90年代においては、NATOの相互運用性を確保するための政府間協力が標準とされてきた。2000年頃からは、効率化を実現するべく海外市場へのアクセスを増大させることを目的とした国際協力が活発となってきた。この時期に西欧諸国は産業再構築に焦点を当てた動きを見せており、近年では共同企業体や外国企業による統合が防衛産業部門における典型となっている。

<sup>1</sup> U.S.Code TITLE10 ARMED FORCE § 2457より (2008年12月アクセス)  
([http://www4.law.cornell.edu/uscode/10/usc\\_sec\\_10\\_00002457----000-.html](http://www4.law.cornell.edu/uscode/10/usc_sec_10_00002457----000-.html))

このような国際協力環境の変化が防衛産業に及ぼす影響は大きく、無視できないものであるため、アメリカの国防戦略においては重要な要素として取り扱われている。

この間、アメリカは国際条約等を守りつつも自国の防衛市場をシンプルかつオープンなものとし、公平な貿易を推進することで、規模の経済と市場原理による企業の生産性の改良等の恩恵を最大化し、自国の防衛産業の技術力を背景に国際競争優位性を確立した。

同盟国及び友好国との親密な国際協力体制を構築し、技術及び兵站面での調達に関して国際協力を行うことは、装備の標準化と相互運用性を高め、共同作戦を可能とし、開発コストのシェア等による経費の削減及び諸外国の技術へのアクセスの強化等、多くの利点が見込まれるため、国防総省は国際協力を強く推進している。

しかし、国際協力の強化には大きな懸念も存在する。この点に関しては保護貿易論者等から、外国企業の台頭により自国の防衛産業の仕事が損失すること、自由貿易となることで戦時の対応の自由度が狭まること、技術流出及び第三国への転売による兵器の拡散等が指摘されてきた。

政府は、これらの懸念事項へ対応するべく、国際協力の基本方針を明確化してきた。2000年にはアメリカ国防総省長官とイギリス国防大臣が「防衛機器及び産業の協力のための原則宣言」に調印している。

このように、アメリカは国際協力による競争環境の維持に努めており、防衛産業と政府機関に技術革新、コスト削減及び品質向上をもたらすべく積極的に活用している。9.11テロ後には、同盟国及び友好国との国際協力がより重要性を増しており、政治、経済、技術及びアメリカの国家安全保障の観点からも、可能な限り軍備に関する国際協力を追求する方針としている。

国防総省は費用対効果の高い装備品の調達のため、以下に取り組んでいる<sup>2</sup>。

- 1) 装備品調達並びに国内外で市販されている製品・サービス・技術の更なる改良、デュアルユース・テクノロジー（軍民両用技術）の発展
- 2) 装備品生産力の更なる向上と、アメリカや同盟国において開発され、既に配備されている軍事システム及び装備の改良
- 3) 同盟国との共同開発プログラムの促進
- 4) 国防総省と他の政府機関との連携による新しい開発プログラムの推進
- 5) 国防総省独特の新しい開発プログラムの推進

---

<sup>2</sup>May 12, 2003, "Department of Defense Directive", 5000.1, Department of Defense, Enclosure 1, Para E1.18

### 1.1.3 欧州での協力体制

#### 1.1.3.1 域内の統合運用に向けた取組

##### Ⅰ 冷戦以後

欧州では全欧安保協力会議(Conference on Security and Cooperation in Europe / CSCE)等で、冷戦期から軍縮の論議がなされていたが、冷戦の終結によって本格的な軍縮が始まることになる。欧州各国の防衛予算も例外なく削減される傾向にあり、防衛産業の構造の見直しが喫緊の課題となった。冷戦期の1985年当時から2000年までの間に、イギリスでは35.5%、ドイツでは28.4%、フランスでは16.1%の軍事予算の落ち込みが見られ、ほとんどを自国の軍事予算に頼っていた欧州の防衛産業が直面する状況は、アメリカよりもさらに深刻なものであった。さらに、冷戦後のアメリカで急速に進展した防衛産業の大規模な再編でアメリカの防衛装備品メーカーが競争力を増してきたことは、欧州の防衛産業市場を脅かす大きな脅威であった。

また、湾岸戦争・コソボ紛争では、アメリカとの装備技術レベルの乖離が非常に大きなものとなっていることが明確に現れ、NATOとして一定の軍事力を確保しているものの、作戦の実行においてはアメリカ軍主導とならざるを得ない状況が浮き彫りにされた。欧州として同盟国であるアメリカに対抗し得る軍事力を追求する必要はないが、欧州の危機や周辺地域の紛争解決において、アメリカ軍に依存することなく単独で作戦を実行し得るレベルの軍事力の確保が求められた。1999年のEUサミットにおいて、アメリカとの軍事格差是正のため「防衛能力向上計画」(Defense Capability Initiative / DCI)がNATOとして合意されていたが、NATOの枠組みとは別に、欧州レベルでの装備協力及び相互運用性の向上を目指した、欧州独自の取組の必要性が強く認識された。

欧州では、冷戦以前から欧州域内での防衛装備の標準化や資源の有効運用による技術開発や生産及び調達効率化等を目的とする構想は存在しており、独立欧州計画グループ(Independent European Planning Group / IEPG)等が設立されていたが、実質的な効力を発揮していなかった。冷戦後の国際情勢の変化や軍縮の動きを受け、独立欧州計画グループは1992年に西欧装備グループ(Western European Armaments Group / WEAG)と名称を変更し、  
・ 装備調達の調整、  
・ 技術研究の協力促進、  
・ 装備政策の調整という、3つのパネルに区分して新たに活動を開始したが、加盟国間の意見調整で難航し、技術研究の面以外では依然として進展は見られなかった。

西欧装備グループは1996年に法人格を持つ西欧装備機構(Western European Armament Organization / WEAO)へと改編され、欧州における共通のオペレーションを想定した装備品調達を目指したが、全ての加盟国に拠出金分の契約を受注させる原則(Juste retour)の下では、自国に防衛産業基盤を持つ装備大国と装備中小国との利害の対立を解消するには至らず、大きな成果を生むことはなかった。

その結果、1996年11月に、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアの4カ国は、自国の防衛構想を維持しながら、その効率を最大化すべく、統合装備協力機構(Organisation Conjoint

de Cooperation en matiere d'ARmement / OCCAR ) を発足させた。欧州における装備大国により構成された統合装備協力機構は、装備品の研究開発及びその調達における経済性を追求するとともに、共同開発プロジェクトの管理においても、各政府の調整を図り、共通オーダーを行うことによって、再編・統合により巨大化する防衛産業に対する交渉力を確保する上で大きな役割を果たした。

このように、統合装備協力機構における装備大国間での枠組みにおいては一定の成果がみられたが、装備大国に限定された活動は、自国の防衛産業の保護を求める中小国を置き去りにしたものであり、欧州レベルでの共通のオペレーションの構築という課題は残されたままとなっていた。

## II 同時多発テロ(9.11)後

2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件、2004年3月11日のマドリードでの同時列車爆破テロ事件、2005年7月7日のロンドン同時爆破事件等の相次ぐ国際テロ事件を契機に、ヨーロッパに新しいセキュリティーの概念が生まれた。テロ対策は、ヨーロッパの防衛計画においてもアメリカと同様に最優先事項となり、欧州各国はこれまでの安全保障の枠組みの見直しを行う中で、国際テロに対処するためにより一層の国際協力を強く求めることになる。さらにテロ後のアフガン紛争においては、RMA を積極的に推進するアメリカとの軍事力能力格差がより顕著になり、装備品の研究開発の統合・強化の観点からも、欧州共通のオペレーションの必要性はこれまで以上に強く求められることになった。

欧州共通のオペレーションの確立に関して依然足踏み状態が続く状況において、欧州共通のオペレーションを確立するため、欧州理事会により2004年に、欧州防衛機関( European Defence Agency / EDA ) が創設された。欧州防衛機関は、危機管理の領域における能力の向上、欧州装備協力の促進と強化、防衛技術・産業基盤( Defence Technological and Industrial Base / DTIB )の強化と、国際的な競争力のある欧州防衛装備市場( European Defence Equipment Market / EDEM )の創設、欧州防衛研究・技術( research and technology / R&T )の効率性の向上を目的として活動を開始することとなった。

### 1.1.3.2 防衛産業の再編

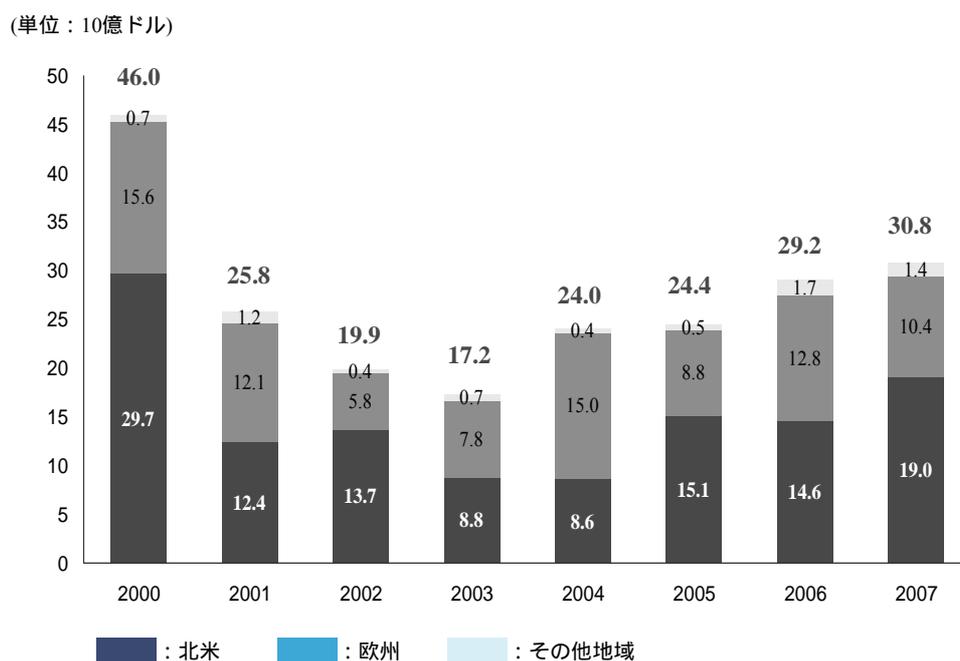
一方、冷戦後のアメリカでの大規模な産業の再編・統合の動きが急速に進む中、欧州の防衛産業が衰弱し、有事に必要な装備品を調達する産業・技術が失われる懸念が浮上していた。また、大幅に削減された防衛予算は、防衛産業企業の収益を圧迫し、研究開発も大きな負担となっていた。このように、防衛産業における競争環境、経済環境が変化する中、危機感を覚えた欧州の装備主要国であるイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデンの6カ国は、1998年に声明( Letter of Intent、以下「LoI」という。)を発表し、欧州レベルでの防衛関連企業の再編を促すべく、各国が協調することで合意した。LoIは、研究開発方針や防衛機密の調整と輸出手続の簡略化を図ることで、防衛関連企業の

多国籍企業への発展を推進する目的に加え、安定した装備品供給における相互依存関係を構築することで欧州規模の防衛産業ツールの合理化を推進する条項も包含されたものであった。

欧州ではこの LoI を皮切りに、域内での防衛産業の再編が加速することになる。2000 年にエアロスパシアル（フランス）、ダイムラークライスラー・エアロスペース AG（DaimlerChrysler Aerospace AG / DASA）（ドイツ）、CASA（Construcciones Aeronáuticas SA）（スペイン）という各国を代表する企業の統合により EADS（European Aeronautic Defence & Space Company）が誕生したほか、積極的な企業統合により BAE システムズ（British Aerospace SYSTEMS）（イギリス）、タレス（フランス）、サフラン（フランス）、フィンメカニカ（イタリア）等といった巨大企業への集約がなされ、国際競争力を強めていった。

1990 年代に見られる巨大な M&A は減少したものの、このような企業再編の動きは、大西洋を跨いだ活動が今なお進行している。近年の防衛産業の M&A は、主要な政府との取引のある高い技術力を持った企業をターゲットとする傾向にあり、2007 年の防衛産業における M&A の金額は、308 億ドルに達している。

図 1-2 世界の防衛産業の M&A の実績額



(出典) Neil Hampson (2008)、*Fling High Aerospace & Defense M&A*、Price waterhouse Coopers、pp.6

### 1.1.3.3 国際機関の概要

欧州全体としては、安全保障環境の変化や防衛費削減等の状況について共通の認識を持っているものの、装備品の開発・調達には各国の安全保障や経済に直結するものであり、装備品性能への要求も各国の政策によって異なることが、多国間協力の大きな障壁となっていた。

このような背景の下、欧州では様々な取組が模索され続けており、これまでに西欧装備機構、統合装備協力機構、欧州防衛機関といった国際協力機関が創設されてきた。以下に現在の欧州における国際協力機関として特に中核的な役割を果たしている、統合装備協力機構と欧州防衛機関の概要について整理する。

#### *I 統合装備協力機構 (Organisation Conjoint de Cooperation en matiere d'Armement / OCCAR)*

事務所： ボン（ドイツ）

設立： 1996年11月（2001年1月に法人化）

加盟国： イギリス、ドイツ、フランス、ベルギー、スペイン

人員数： 約200人

予算： 40億ユーロ

目的：

- ・ 時間、性能、コストの面におけるプログラム効果の改良
- ・ 新しい欧州共同の装備品調達プログラムの第一選択候補となること
- ・ 欧州における装備品の共同調達に関する機関の維持と強化
- ・ 資源の効率的な利用の保証
- ・ 効果的な財務計画及び資産管理の提供
- ・ 指定されたプログラムの効果的な統合への協力

概要： 欧州における共同軍事プログラム及び技術実演プログラムの管理として、主に以下の取組実績がある。

- ・ 戦略輸送機（A400M）
- ・ 多機能装甲車（Boxer）
- ・ 武器探査システム（COBRA）
- ・ 多用途フリゲート艦（FREMM）
- ・ 対空ミサイル防衛システム（FSAF と PAAMS）
- ・ 光レーダー誘導型短距離ミサイル（ROLAND）
- ・ ヘリコプター（TIGER）

## II 欧州防衛機関 (European Defence Agency / EDA)

事務所： ブリュッセル (ベルギー)

設立： 2004年7月

加盟国： オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス

人員数： 約100人

予算： 2,200万ユーロ

目的： 危機管理分野における欧州の防衛力を改善する際のEU加盟国及び理事会の支援並びに現状及び今後の展開における欧州安全保障防衛政策 (the European Security Defence Policy / ESDP) の維持

概要：

- ・ 防衛装備品及び関連物資の調達に関しては、これまで欧州共同体 (European Community、以下「EC」という。) によって制定された条約の第296条に基づいて伝統的に処理されてきたが、欧州域内での競争制度を前提とする防衛調達に関する行動規範を、あくまで任意ではあるが、欧州のほぼ全域で導入する予定である。
- ・ 「長期ビジョン」として、将来を方向づける主要な動向、特に今後の欧州安全保障防衛政策の実施に関わるものについて識別及び分析を行う。
- ・ 「共同投資プログラム」により、欧州における伝統的であった研究及び技術開発を共同で行なうプロジェクトに代わるさらに効率的なものを提供する予定である。
- ・ 能力開発に関する優先事項を確認し協力する機会を引き出すための能力開発計画を実施している。これは、2025年までに能力開発ニーズ、能力開発傾向、潜在的な能力不足に関する分析資料、並びに加盟国が共通して関心を持っている分野を特定し有効利用するのに役立つ、各国の計画及び優先事項に関するデータベースを提供するものである。

## 1.1.4 イギリス

### 1.1.4.1 政策の変化

#### Ⅰ 冷戦以後

冷戦以前のイギリスにおいては、防衛産業は国有企業が主体となって、安定供給と民生技術へのスピノフ等を国家主導で行ってきた。イギリスにおける防衛産業は GDP の 20% 近くを生産する主要産業であり、安全保障上の意義からも、その重要性は非常に大きいと認識されている。しかしながら、冷戦後の安全保障環境の変化に伴う世界的な軍縮により、イギリスの国防予算も大幅に削減されることになる。イギリスでは、25%以上の軍縮を行う改革に着手する等といった大胆な取組が行われてきた。

1998 年に発表された「戦略防衛見直し (Strategic Defence Review / SDR)」は、冷戦後のイギリスの国防政策の基礎を示したものであり、ワルシャワ条約の崩壊により対立国家からの直接的な脅威がなくなった一方で、予測不能かつ非常に不安定な地域紛争等の間接的な脅威が強まったとの認識を示している。戦略防衛見直しでは、国連、NATO 及び EU への軍事貢献を行うとしており、その上で、急速展開が可能な軍隊と陸海空各軍隊の連携を今後の防衛力の主要な軸と定義し、長距離遠征部隊の即応性と持続性を強化する方向性を明らかにしている。

各軍の密接な連携を図る動きは、その運営の費用対効果を最大化する狙いも含まれている。統合運用による装備品調達効率化、各軍の装備仕様の統一、軍の後方支援及び物流体制における効率化のための取組が行われることになった。

一方で、IT 分野を中心とする RMA による高度化する装備品技術及びシステム技術を取り込み、戦略防衛見直しに示された急速展開が可能な軍隊の確立と陸海空各軍隊の連携強化を実施する上において、縮小する自国の限られた予算では必要十分な装備品を開発・生産することがもはや不可能であり、防衛産業を維持するためにはもはや自国内の限定的な需要のみでは対応できないとの認識に至った。また、アメリカで進む防衛企業の大規模な再編・統合の動向は、自国の防衛産業を脅かす大きな脅威であるとの認識も強めていた。

この問題に対処すべく、イギリス政府は、防衛企業のグローバル市場への参入を推進することと、欧州域内での統一された防衛装備品市場の開設に向けての取組を開始する。

防衛企業のグローバル化に関しては、1998 年の LoI による欧州域内の防衛企業の再編・統合を促す声明の後、政府による再編・統合の環境整備も行われている。2002 年には外国企業・投資家による株式保有を制限する規制を事実上撤廃し、また、防衛関連企業の経営陣をイギリス国籍に限定する規制も撤廃することで、グローバル化、ボーダレス化を推進している。

また、欧州域内での防衛装備品市場の創設に関しては、1998 年のサンマロ宣言 (英仏首脳会談) において安全保障の面で EU の役割強化に合意して以来、統合装備協力機構をはじめとする域内の枠組み協定にも積極的に関与した。

## II 同時多発テロ(9.11)後

2001年9月11日のアメリカでの同時多発テロは、これまでの安全保障体制に大きな変化をもたらすことになる。イギリスにおいても2005年7月7日のロンドン同時爆破事件で直接的なテロ攻撃を受けており、国際テロ対策は最優先事項となった。

この安全保障環境の変化に対処すべく、2002年「戦略防衛見直しの新たな1章」により、戦略防衛見直しに自国のセキュリティー強化等の新たな認識が追加され、国際テロに対処するために、軍の機動性を高め、国際協力を強化する動きを強めることとされた。また、ネットワークを活用した新しい能力に適應するための研究開発の必要性が認識され、技術基盤の維持を目的に、特殊技術を有する中小企業へ税制上の優遇措置を与える施策等が実施された。

さらに、2003年には国防白書が改訂され、将来の事態に対処する基本構想が提示された。この白書は、これまでの戦略防衛見直しと2002年に追加された新たな1章に基づいたもので、変わりつつある安全保障環境に対応して、単純化したプラットフォーム中心の計画から効果を基にした計画及び作戦が活用できる「ネットワーク化能力」に移行することを求める内容である。

防衛産業に関しては、2005年の防衛産業戦略(Defence Industrial Strategy / DIS)で、戦略的な視点で保有すべき防衛産業能力を明らかにしている。防衛産業戦略の目的は、軍が適切な装備品を確実に調達できるようにするために、装備品等の調達方法を改善することであった。

防衛産業戦略は、国防省の優先事項に関する考え方を明確に示すことによって、防衛産業が現在及び将来における軍の要求事項を的確に認識し、そのニーズを満足する体制を整えることを求めるものである。また、防衛産業戦略では、自国の防衛産業基盤という国家安全保障に不可欠な要素を維持・発展させ、持続可能なものとするためには、防衛産業の再編も認められるとの考えが示されている。

以下、防衛産業戦略に関する概要等を紹介する。

- 国家安全保障戦略の概観
- 特定の産業部門の検証
  - (i) 将来の軍事ニーズを評価
  - (ii) 軍事ニーズを満たすために必要な生産能力の分析
  - (iii) 防衛産業再編の必要性の特定
  - (iv) 防衛産業戦略の実施に伴い必要となる国防省及び防衛産業の変革について、方法を策定

防衛産業戦略の目的達成の上で必要とされる要素：

- 防衛産業戦略を防衛計画、投資決定及び今後の契約の中心に据えること

- 今後の軍事ニーズを明示し、効率改善並びに経費削減を推進させることによる防衛産業の変質
- 契約のポートフォリオ全般に関する経営的視点の普及促進による知識の向上
- 継続的な改善に対するコミットメントと専門性が認められる民間企業団体の発達

防衛産業戦略の制定により進展が見られた主要な事項：

- 装甲車、固定翼機、ヘリコプターの開発製造に関する提携協定
- 複雑な兵器の開発を行なう国防省及び防衛産業合同チームの創設
- 次世代輸送機（CVF）計画に関する BAE システムズと VT グループ（Vosper Thornycroft）による共同企業体の設立
- 調達機関及び兵站機関が扱う軍需品及び装備品の再編成を含む、内部変更計画
- 防衛商業ディレクターの新設
- 防衛技術戦略（Defence Technology Strategy / DTS）の策定

#### 1.1.4.2 フランスとの協力関係

イギリスにおいては、フランスとの取組に特徴がみられる。

イギリスとフランスは、国連安全保障理事会の常任理事国であり、ともに欧州内における核保有国である。西欧同盟（Western European Union / WEU）の設立メンバーでもある両国は、アメリカと欧州間の強い連携を維持し、欧州の安全保障環境を構築する上でこれまで主導的な役割を果たしてきた。

両国はいずれも自らが欧州の安全保障に強い影響力を持っていることを認識しており、それぞれ独自に抑止力としての核を維持するとして、核実験全面禁止条約に調印している。また、両国は核拡散防止条約、化学兵器禁止条約及び生物兵器禁止条約にも加盟している。

1992年に設立された共同核委員会は、両国間の戦略的協力関係における主要な委員会として位置づけられている。ボスニア紛争の際には、この委員会でイギリス・フランス連合軍の運営と政治的な側面で継続的な協議が行われた。

1998年12月のサンマロ会談において、両国の首脳は欧州での共通の防衛に向けた方向性が示され、共同の安全保障政策の構築に向けたEUの役割強化に合意した。さらに、フランス軍はイギリスとのハイレベルな共同運営を推進するべく、イギリス軍と同様に自らの専門性を高めることとした。これらの結果、イギリスとフランスの両軍の間では合同演習が活発に行われることになり、各部隊の優れた相互運用性、両軍の協力体制及び相互補完性が高まることとなった。具体的には、第11パラシュート部隊（フランス）と第5空挺団（イギリス）、第9海兵隊（フランス）と第3特殊部隊（イギリス）の間に、それぞれ共同での作戦を行う趣旨の合意がなされている。

イギリスとフランスは装備品の開発・調達においても古くから共同体制を構築している。

軍備面での協力は欧州の防衛に関する独立性を確立するための第一歩であるとの認識の下、両国は様々な開発プログラムを共同で実行している<sup>3</sup>。

このような装備品の開発・調達といった軍備面での協力は、欧州において必要な防衛装備品の技術基盤を確立する上で不可欠なものであるため、安全保障政策の中でも大きな意義を持っている。フランスは2000年に防衛産業に適用される規制の単純化に向けた枠組み協定に加わり、欧州域内の企業再編を推進する姿勢を見せており、イギリスとフランス両国の国防省は、装備品調達の効率化を目的として、統合装備協力機構といった国際機関からの調達に関する協力姿勢を示している。

---

<sup>3</sup>両国の関与する共同プログラムの例としては、ジャガー偵察機、ガゼル、ピューマ、リンクス等のヘリコプター、多用途戦車(MRAV)、コブラ対砲台レーダーシステム、主力防空ミサイルシステム(PAAMS)、対戦車中距離ミサイル(TRIGAT)、通常弾頭スタンドオフミサイル(Storm Shadow/SCALP-EG)、新大型輸送機(A400M)等がある。

## 1.1.5 ドイツ

### 1.1.5.1 政策の変化

冷戦終結により、直接的な侵略の脅威が減少する一方で、これまで民族間の緊張を抑制する働きをしていたユーゴスラビアやソビエト連邦のような多民族国家の解体により、ドイツに近い西側での紛争勃発の懸念が生じ、新たな対処事項として認識されることとなった。政府は、2000年に連邦軍の改変構想を閣議決定し、21世紀に確実に適応し得る連邦軍への変革に着手し、軍の規模は縮小されることになった。この軍縮の動きは急激で、1990年に53.3億マルクあったドイツの国防予算は、翌年には45.3億マルクに削減され、1990年に0.62%あった総輸出額に占める装備品輸出の割合も、1990年代半ばには0.16%にまで落ち込んだ。

9.11同時多発テロ事件により、ドイツの安全保障環境は再び大きく変化し、国防政策は大幅な転換を迎える。新たな脅威として認識された国際テロリスト及び小規模ながらより過激でエスカレートし得るものへと変化した地域紛争に適切に対処するべく、防衛機能に新しい要求事項が求められることとなった。このような情勢変化に対応し、政府は、ドイツ軍の海外での活動を含んだ平和維持活動及び危機管理といった新たな任務に適応させるべく2002年に策定した国防白書（Bundeswehr 2002 - Sachstand und Perspektiven）において、ドイツ連邦軍の再構築に関する方向性を示した。

また、9.11テロ事件に呼応して、NATOにおいて加盟各国が直面する複雑な国内外の安全保障環境を保護するため、方針の包括的な見直しが行われた。2002年のNATOプラハサミットでの採択事項は、NATOを「同盟」から「1つの国際機関（プレーヤー）」に変える趣旨であり、加盟各国は、国際テロ・大量破壊兵器に対して戦うことが出来るように、NATOを変革するという姿勢を明確にした。軍資源を連動させること、つまり、陸・海・空軍間の最適な相互作用を構築する意味での「統合運用」は、この変革の中心的な要素であった。2003年5月にドイツ国防大臣により出された防衛政策文書（the Defence Policy Guidance）も、プラハで合意された軍の要求性能を導入し、ドイツ軍の機能再構築を求めるものであった。今後増えつつある多国間同盟を考えた場合、情報通信が中心となる共同作戦を実施する上で、このようなドイツ連邦軍の能力はますます重要になっており、2005年には50年ぶりに西バルカン諸国での軍事活動に安定化部隊（Stabilization Force / SFOR）の一員として加わる等、国際的な役割を強めている。

このような冷戦及び9.11テロ事件の後における、欧州の軍隊と安全保障能力に関する議論は活発なものであり、現代における新たな脅威に対応し、かつ、RMAによる戦闘形態の変化に軍の機能を適応するべく、政府は軍縮を伴う軍の再編成を推進した。この方針は、2006年に国防省が発表した「2006防衛白書」（White Paper on German security policy and the future of the German armed forces）において明確にされており、アメリカとのパートナーシップがドイツの安全保障政策の基礎であるとした上で、軍の新たな任務と目標が定義された。

また、防衛産業に関しては、欧州防衛機関による欧州共通の防衛産業市場創設に向けた動きによって、調達計画がより透明化され、企業間の競争が活発化された。この欧州共通の防衛産業市場での調達における基本規則は「防衛調達に関する行動規範 (Code of Conduct on Defence Procurement / CoC)」として示されている。

### 1.1.5.2 防衛産業の変化

冷戦後の急激な予算縮小は、もはや従来の産業を維持し得るものではなく、連邦国防軍を主要顧客とする当時の防衛産業は、その存続が危ぶまれる状態に陥った。

このため、連邦国防省は、1999年に枠組協定という形で防衛産業との戦略的パートナーシップの形成に着手した。この枠組協定は、コアとなる軍事能力以外の部分を民間企業に委ねることで経済性を高めることを目的としており、その実施のために、g.e.b.b.社が設立された。g.e.b.b.社は、研究開発、装備品調達及び運用を主たる業務とする企業であり、軍に物流や訓練業務を行う企業の共同所有という構造となっている。g.e.b.b.社の活動の目的は、民間企業の効率性向上のノウハウによって連邦国防省を支えること及び民間企業と連携することに重点がおかれていた。

この協定により、ドイツの防衛産業は、政府や金融機関が株式の一部を所有している実態はあるものの、全て民間企業によって構成されるに至った。また、近年の安全保障環境の変化を受けた軍の役割・機能の再編成に伴い、東西ドイツの再統合以前に約 1000 社あった企業が、約 180 社にまで再編されている。

このような防衛産業に従事する民間企業の防衛需要への依存度は約 85%と高く、縮小する防衛予算の下、その市場を国外に求める動きが強まった。しかしながら、ドイツにおいては政府からの財政支援もなく、現在においてもグローバル市場への参入には厳格な輸出規制が存在している。欧州市場の創設への関心を高めたドイツの防衛産業は、防衛産業委員会 (Ausschuss Verteidigungswirtschaft / AVW) のもとに団結し、国による規制の排除を求めるようになる。国際協力プログラム及び多国籍企業によるジョイント・ベンチャーへの参加が一般化しつつある中で、その動きは必然であったといえよう。近年においてもその要求は高まりを見せているが、政府は国内防衛産業の雇用率を維持することを優先させ、規制緩和には応じない姿勢を保っている。

また、2003年にドイツを代表する潜水艦製造企業である HDW (Howaldtswerke Deutsche Werft) が、アメリカの投資銀行 (firm One Equity Partners) に買収されたことを受け、連邦議会は強い懸念を示した。海外への移転が望ましくない技術の流出を防止し、自国の防衛能力の中核を保護する目的で、翌 2004 年に海外企業によるドイツ防衛装備品メーカーの買収に対する拒否権を政府に与える法案が可決された。

さらに 2005 年には、自国の防衛装備品メーカーへの海外からの投資が 25%を超える場合は、政府の承認を必要とする規制を設けた。この規制は、兵器を製造する企業のみならず、装備品に係る部品を製造する企業にまで拡張されている。

ドイツは、このような厳しい輸出規制を設けているが、NATO加盟国をはじめ欧州、オーストラリア、ニュージーランド、アジアに主要な取引パートナーを有する世界有数の輸出国となっている。2007年においては、ドイツは欧州の航空宇宙市場の15.4%を占めており、ドイツの防衛産業市場は1.1%成長し、274億ドルに達している。ドイツの防衛装備品メーカーは、世界の市場で足場を築くことを目的としたM&Aを近年も行っている。

## 1.1.6 フランス

### 1.1.6.1 政策の変化

フランスは国家主導の防衛政策の色合いが濃い。冷戦後の軍縮の動きの中、諸外国と同様に海外市場へ展開すべく、防衛産業の再編統合が進んだが、その中でも国が一部の企業の株式を所有するなどして防衛産業への影響力を確保しており、装備品開発においても独自の方針に基づいて行われているものが多いという特徴が伺える。一方で、フランスは統合装備協力機構や LoI 等といった欧州域内での統一された防衛装備品市場の開設に向けた取組においても積極的に関り、主要な役割を果たしてきた。

フランスは、冷戦後の世界的な防衛産業の再編・統合の動きの中において、独自の基本思想と諸外国との協力のバランスをうまく調整しつつ自国の防衛産業を維持してきたといえる。

冷戦後のフランスでは、1997 年に出された 30 年長期計画（The 30-year prospective plan / PP30）により、地域紛争に目を向けた国防計画と必要とされる軍配備、及び国際協力の方向性等を示し、防衛改革に取り組んでいた。

しかし、国際テロ集団の台頭等による国際情勢の変化により、政府は国防政策の変革を余儀なくされる。新しい安全保障の枠組みにおいては、特に自国の領土とその市民の保護に重点が置かれ、軍隊だけではなく、外交、金融、司法、警察等もその役割を担うことになった。

フランス政府はこういった新しい安全保障環境に対応するため、様々な法整備を行っており、2002 年の「軍隊計画法 2003-2008」（Loi de programmation militaire）において、テロ、主要な危機、疫病等の有事の際に軍隊を使用可能にしたことに加えて、2008 年には、1994 年以来改訂されていなかった防衛白書の改訂を行った。

このような政府政策の変化は、軍の体制面だけではなく、防衛調達効率化も含んだものであり、防衛産業にも大きな変化を及ぼすものとなっていた。

2004 年 7 月に欧州での共通の装備品開発を目的として創設された欧州防衛機関は、まさにその象徴といえる。また、2007 年 7 月には政府政策の一般改訂（Révision Générale des Politiques Publiques / RGPP）がなされ、より効率的な公費支出のマネジメントと公共サービスの品質確保手法が整備された。特に国防省に関して言えば、建設物への支出を減らし、装備品への支出を増やすことで、財務体制を効率化し、国防省を近代化することが目指された。

防衛産業に関する政策としては、「国防省調達指針（Acquisition policy of the Ministry）」が挙げられる。この指針においては、軍への投資の経済性を効率化することと、軍のニーズに応じた技術・産業能力へのアクセスを提供することを目標として、以下の 3 つが示されており、それぞれに多額の予算が割り当てられている。

- 将来への備え（12 億ユーロ）：将来の兵器設計に対する調査研究、科学技術管理、防衛産業への備え
- 国軍装備（80 億ユーロ）：装備設計
- サービス支援（25 億ユーロ）：国軍の実戦配備

### I 防衛と国家安全保障白書 (*The Livre Blanc de la défense et de la sécurité nationale*)

2008 年 6 月に策定された防衛と国家安全保障白書は、防衛産業に影響を与えるものであった。フランスの政策における白書の目的は、公共政策目標を説明すること、政策的な枠組みを策定すること、新年度の主要ガイドラインを詳述することとされている。

この目的に沿い、白書では今後 20 年間の国防戦略に触れるとともに、新年度の防衛戦略と行動手段が定義されており、調達した装備品の使用方法についてもいくつかの提案が行われている。

以下に、白書の概要を述べる。

5 つの主要機能に基づく国家安全保障戦略：

- 知識及び予測
- 防止：重大局面又は紛争の出現を予測することで武力行使を回避し、重大局面の発生を低いレベルに維持する
- 抑止：フランス又はその海外県に対する侵略行為を行う可能性がある、潜在的な敵の認識
- 軍事介入：国外における全ての軍事介入及び武力行使
- 国土防衛：制度運営並びに社会経済活動の保証と同様に、国民を保護し領土の安全保障及び保全を行う

防衛装備品及び人材の専門性の改善：

- 2 つの特定兵器の開発：原子力潜水艦（Sub Surface Ballistic Nuclear / SSBN）に搭載された弾道ミサイルと空軍の戦闘機（Mirage 2000Ns）及び海軍の戦闘機（Super-Etendards）に搭載された最新式中距離地对空ミサイル（Air-Sol Moyenne Portée / ASMP）。
- 軍隊（部隊、兵器システム、兵站補助）を数千キロ離れた場所へ即時に派遣すること、適切な兵力を派遣すること、長期にわたり支援すること、及び平和を取り戻すための準備を行うことを可能とするべく、適切な軍の装備を保障する。

### 1.1.6.2 防衛産業の変化

冷戦後の軍縮の動きにより、企業のグローバル化・ボーダレス化が進み、欧州での防衛市場も拡大した。これに伴い、フランスでは防衛企業同士の新たな協力体制を構築し、開発・製造のコストと技術を共有することで効率化とリードタイムの短縮が目指された。

企業同士の協力では、造船分野においての DCNS ( Direction des Constructions Navales Services ) とタレスの協力の例が挙げられる。また、再編・統合の代表例としては、前述のヨーロッパ最大の航空宇宙企業となる EADS の統合の例が挙げられる。このような企業間協力や業界再編・統合は、近年においても積極的に行われており、技術情報を共有することで装備品の改良に役立っている。

このように、他の欧州諸国と同様に、フランスの防衛産業においても再編・統合及び防衛関連企業の民営化が進んだが、未だ国営企業も存在している点が特徴として挙げられる。フランス政府が関与する主要な防衛装備品関連企業としては以下がある。

表 1-1 フランスの代表的な防衛関連企業

企業名	売上高 (ユーロ)	資本構成	主要製品	備考
EADS	390 億	ラガルデル ( Lagardère ) & 国家 : 25% SEPI : 5.5% ダイムラー : 22.5% 浮動株式 : 47 %	軍用飛行機 弾道ミサイル 巡航ミサイル 観測衛星等	国際複合企業
タレス ( Thales )	120 億	公共部門 : 27.2% アルカテル・ルーセント ( Alcatel-Lucent ) : 20.9% 浮動株式 : 51.9 %	航空機 艦船造船 宇宙	国防省における取引契約額 1 位
DCNS	28 億	国家 : 75% タレス ( Thales ) : 25%	軍用艦船の造船 弾道ミサイル	70%以上を防衛予算に依存
サフラン ( Safran )	120 億	国家 : 30.2% アレヴァ ( Areva ) : 7.4% 従業員 : 20.8% 自社保有 : 1.3% 浮動株式 : 40.3 %	電子機器類 航空機	防衛装備品の 18%を供給

( 出典 ) 2008、Rapport d'information du sénat, L'industrie de défense dans la perspective du Livre Blanc より作成

## 1.1.7 日本

### 1.1.7.1 政策の変化

冷戦の終結により、これまでの防衛力整備の対象としていたソ連の脅威が大幅に減少したことを受け、我が国における国土防衛計画の見直しが行われた。1995年に示された「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」では、日米安保体制を前提とした上で必要最小限の基盤的な防衛力を保有するとし、防衛力の縮小が図られることとなった。この大綱に示された防衛力縮小構想に加え、バブル経済の崩壊の余波等により厳しさを増す国家財政を背景に、防衛予算は大幅に縮小されることとなる。

防衛予算の縮小に対処するため、政府は、1998年「取得改革に関する報告書」、1999年「調達改革の具体的措置」を発表し、政府調達の効率化と装備品調達費の削減を目指した。

その後、2001年のアメリカ同時多発テロで、我が国の安全保障環境は大きく変化した。国際テロリズムや、ならず者国家の台頭等といった新たな脅威は、予測困難で突発的に発生する可能性があり、従来の防衛力が存在することによる抑止効果が必ずしも有効に機能しない<sup>4</sup>。これらの新たな脅威に的確に対応するためには、これまでの「抑止効果」としての防衛力を「対処能力」を重視した柔軟かつ実効性のあるものへと変換する必要があると、国際平和協力活動への積極的な参加が不可欠な要素であるとの認識のもと、2004年に「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」が策定された。この大綱では、以下に示す2つの安全保障の目標を掲げており、その達成のためのアプローチとして「わが国自身の努力」、「同盟国との協力」及び「国際社会との協力」を統合的に組み合わせることとしている<sup>5</sup>。

- 1) わが国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化すること
- 2) 国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること

この大綱は現在の我が国の基本方針となっており、これに沿う形で、2004年の「テロの未然防止に関する行動計画」の策定や、2006年の「自衛隊法の改正」による自衛隊の国際貢献活動の本来任務化等の諸施策により、国際テロリズムの防止と根絶に向けた国際社会への協力と連携の強化が行われている。

また、「対処能力」を重視した防衛力整備に向けて、2004年に「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」が策定されている。ここでは、近年における情報技術の発展を考慮し、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備えることを目的とする今後の防衛力整備構想を明らかにしている。

<sup>4</sup> 平成19年版防衛白書、防衛省、pp.98

<sup>5</sup> 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱より（<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2004/1210taikou.html>）（2004年12月）

この大綱に沿った一連の動きは、国際協力に重点を置いた上で、従来の部隊の規模縮小を進めるものとなっている。特に正面装備品に対する予算は減少されることになり、厳しさを増す財政事情のもと、装備品調達においては一層の効率化、合理化による経費抑制が求められることになった。

近年では、2006年に防衛庁の機能強化を図るべく防衛省へと移行され、同年に統合運用体制が発足している。この統合運用の強化を目指した装備品の総合取得改革においては、ライフサイクルコストの抑制に向けた取組の推進、効果的かつ効率的な研究開発の実施、中核技術分野等への限られた資源の重点的配分が行われている。現在では、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得る上で、真に必要な防衛生産・技術基盤を確立するための取組が推進されている。

### 1.1.7.2 防衛産業の構造

我が国の防衛産業は戦後工廠が廃止されて以来、民間企業に支えられており、その構造としては、武器輸出三原則等により国内需要に市場が限定されており、多品種少量の受注生産で量産効果が基本的に期待できず、防衛関連企業の防衛需要依存度が概して低いといった特徴があげられる。

冷戦後の防衛予算の大幅な削減を受けた「調達改革の具体的措置」による改革は、一定の要件に当てはまる装備品等の単価を3年間で原則10%低減する等といった、政府側からの一方的なアプローチによる装備品調達コスト抑制の取組であり、防衛産業企業に大きな負担を強いるものであった。これにより企業収益はさらに圧迫され、技術者等の人員削減や研究開発への投資抑制等、産業・技術基盤の弱体化を招く結果となった。

このような厳しい情勢の下、我が国の防衛産業においても分野ごとに効率化を目指した企業集約が進んだ。大手企業の主な再編・統合としては、以下の事例があげられる<sup>6</sup>。

2000年：日産自動車が航空宇宙事業をIHIに譲渡

2002年：IHIと住友重機械工業が艦艇造船部門をIHIマリンユナイテッドに移管

2002年：NKKと日立造船が艦艇造船部門を統合し、ユニバーサル造船を設立

2004年：東洋通信機がNECに防衛事業を譲渡

このような企業再編の動きによって効率化が目指されているものの、我が国の防衛産業の特徴を鑑みると、いくつかの懸念事項が指摘される。まず、国内市場に限定された中で行われる企業再編の動きによって、一企業の撤退により特定分野におけるコア技術が喪失される危険性がより高まったことがあげられる。また、我が国の防衛産業は、大手企業の下請け企業として特有の技術を持つ多くの中小企業が存在する構造となっており、防衛予

<sup>6</sup> 2004年、「提言「今後の防衛力整備のあり方について」」、(社)日本経済団体連合会、参考資料 pp.8

算減少による産業の冷え込みや大手企業の再編による下請け企業の選別の動きは、このような中小企業の存続を脅かし、産業・技術基盤の衰退に直結する懸念事項ともなっている。

表 1-2 国内の防衛関連の主要企業(2006 年度)

順位	企業名	契約額 (億円)	シェア (%)
1	三菱重工業	2,776	21.0
2	川崎重工業	1,306	9.9
3	三菱電機	1,177	8.9
4	NEC	831	6.3
5	IHIリソリテック	446	3.4
6	富士通	441	3.3
7	東芝	423	3.2
8	IHI	365	2.8
9	コマツ	363	2.7
10	富士重工業	199	1.5
契約総額		13,226	

(出典)「日本経済新聞」2007年8月25日付朝刊

国内の産業・技術基盤を維持できないと、適切なきに適切なものを準備できないという安全保障上の問題点に加え、装備品の対外輸入、有償援助、ライセンス生産等の装備品調達時における価格交渉力が失われるといった懸念が生じる。

このように防衛産業・技術基盤の維持・向上は、我が国の安全保障上及び経済上の観点から大きな意味を持つため、旧防衛庁は旧通商産業省と共同で「防衛産業・技術基盤の維持・育成に関する基本的方向」(2000年11月)を作成し、極めて重要性が高くなる分野、及び諸外国からの技術導入が期待できない最先端の分野への選択と集中を行う方針を明らかにした。また、2004年9月から開始した総合取得改革によって、防衛産業の生産・技術基盤を確立・維持することが図られている。

2004年の「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)」で示された「統合運用の強化」と「情報機能の強化」の取組が推進されており、厳しさを増す予算の中で、ITをはじめとする民生技術の著しい発展に対応し、高性能な装備品を開発することができるだけの産業・技術基盤の整備が目指されている。

## 1.2 我が国と欧米主要4カ国における防衛装備品の研究開発の制度

IT分野を中心とした民生技術の飛躍的な発展によるRMAにより、情報ネットワーク中心の戦い方へシフトした結果、防衛装備品の性能（技術レベル）の優劣が勝敗を決定付ける大きな要素となった。また、急速に進む技術革新は従来の装備品の陳腐化を早め、高度化・複雑化する要求性能とともに各国の研究開発負担はますます大きなものとなっている。

欧州主要国や我が国をはじめとする技術先進各国は、高度化・システム化された装備品の開発を、限られた研究開発予算の中でより効率良く行い、先進するアメリカの技術レベルと遜色のないものとするのが課題となっている。また、研究開発予算のみで他国の国防予算を圧倒するアメリカにおいても、効率的な研究開発への取組は強く求められている。

これらの背景を踏まえ、ネットワーク技術の進展に伴う組織変革に取り組むアメリカ、経済的理由等から国際的な共同研究開発を活発に行う欧州及び我が国の研究開発への取組を、以下に整理する。

### 1.2.1 アメリカ

#### 1.2.1.1 研究開発の実施体制

アメリカ国防総省の研究開発は、国防総省に属する各機関の運用上のニーズに基づいて要請されるものと、将来のニーズを見据えた基礎研究とがある。これらの研究開発は、いずれも国防長官官房（the Office of the Secretary of Defense / OSD）の管轄のもとに実施されており、前者はRDT&Eプログラム（Research, Development, Test and Evaluation programs）及びS&Tプログラム（Science and Technology programs）として国防長官官房の各機関の活動の一環として実施され、後者は国防高等研究計画局（Defense Advanced Research Projects Agency / DARPA）にて実施されている。

各機関の活動の一環として実施されるRDT&E及びS&Tプログラムは、ミサイルから兵士の健康に関するものに至るまでその内容は多岐に渡り、いずれも純粋な研究開発活動というより、むしろ運用上のニーズを満たすための調達活動としての色合いが強い。

このようなRDT&E及びS&Tプログラムは、国防長官官房が必要性に応じて開始を決定するが、議会がプログラムの開始を決定する場合もある。議会の影響力は強く、実際に議会からの中止要請により中止されたプログラムもある<sup>7</sup>。RDT&E及びS&Tプログラムは、軍の運用上のニーズを満足し、将来の軍事能力を飛躍的に向上させる目的を確実に達成するため、政府の研究所・調査機関をはじめ、適切な基礎技術を持つ大学や民間企業へも委託されている。

---

<sup>7</sup> John D. Moteff、Defense Research: DOD's Research, Development, Test and Evaluation Program  
(<http://digital.library.unt.edu/govdocs/crs/permalink/meta-crs-4162:1>) (2003年3月)

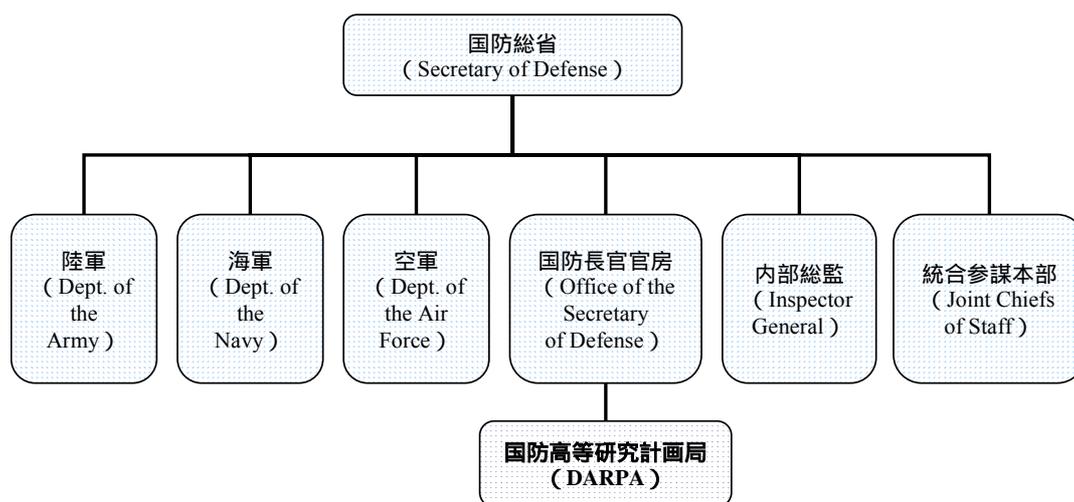
## I 国防高等研究計画局 (Defense Advanced Research Projects Agency / DARPA)

### A 役割と任務

国防高等研究計画局は、国防総省の研究開発における中枢機関であり、基礎技術から応用技術までの領域における研究開発プログラムの方向付けと管理を担うとともに、リスクが高い技術領域及び革新的な進歩が見込まれる領域における研究開発を追求している。RDT&E 及び S&T プログラムのように特定の作戦や軍からの直接的なニーズ等に関らず、将来のニーズを見据えた長期的な視点で基礎研究を実施し、技術革新を推進することを目的としている。このような位置付けの下、国防高等研究計画局はその前身である ARPA (Advanced Research Projects Agency) の時代から、ステルス機能、全地球測位システム (GPS)、インターネットの基幹技術といった革新的な技術の開発を支援し、実現してきた。

国防高等研究計画局の任務は、アメリカの技術優位を維持すること等とされている。

図 1-3 国防総省の組織構造



(出典) FY 2008 DoD Performance Budget, Ministry of Defense, pp.3-7 (和訳)

### B プロジェクト管理

国防高等研究計画局は、必要とされる研究開発の分野ごとに統括オフィスを設置しており、技術動向によってその構造を柔軟に変更している。国防高等研究計画局は、自らが定めた研究テーマに取り組むほか、国防総省、軍、情報機関等からの要請による任務を受けており、これらの研究開発プログラムを統括オフィス間で調整の上、オフィスごとに発注・管理している。

国防高等研究計画局は統括オフィスを通してプログラムを管理するが、自ら研究活動を実施するわけではなく、その活動はあくまで研究活動と新技術の創出を支援することとし

ている。つまり、研究プログラムの実施は、国防高等研究計画局のプログラムマネージャーによる管理の下、民間企業や大学等に完全に依存する形になっている。

2008年10月時点では、分野ごとの統括オフィスは以下の5つが存在している。

#### *a 防衛科学研究室(The Defense Sciences Office / DSO)*

防衛化学研究室の任務は、広範囲に亘る理工学研究団体が開発している期待が持てる科学技術に積極的に取り組み、これらの科学技術を重要な新しい軍事能力に徹底的に進化させることである。

#### *b 情報処理技術研究室*

##### *(The Information Processing Technology Office / IPTO)*

情報処理技術研究室の任務は、情報技術分野において、軍事技術への転用（スピンオン）が可能な技術等を熟知することである。この情報技術分野の知識から、情報処理技術研究室は、認知システム、指揮統制、コンピューター言語翻訳、高生産性コンピューティング、センサー及びプロセッシング分野における調査、応用研究及び試作製造を支援することによって、戦闘員にコンピューターの将来を示すことができる。

#### *c マイクロシステム技術研究室(The Microsystems Technology Office / MTO)*

マイクロシステム技術研究室の任務は、エレクトロニクス、フォトニクス、マイクロエレクトロメカニカル・システム(Micro Electro Mechanical Systems / MEMS)に関する不均一なマイクロチップ・スケールの統合に取り組むことである。これらの高リスク/高効果技術により、生物学的、化学的及び情報攻撃から防御するための国家レベルの問題解決を目指している。また、移動式分散型指揮統制、ダイナミックで適応可能な軍事計画の策定及び遂行のための優位性のある作戦を提供することも目指している。

#### *d 戦略技術研究室(Strategic Technology Office / STO)*

国防高等研究計画局の戦略技術研究室は、多種多様な紛争を通して戦略的軍事作戦を可能にする技術及びシステムを研究、実証、開発、移行する。投資対象は、軍隊が現在及び緊急時の脅威に対応できる最も費用効率の良い資産を取得することを目的としており、可能性のある技術開発から統合化プロトタイプの実証まで様々なものがある。

#### *e 戦術技術研究室(The Tactical Technology Office / TTO)*

戦術技術研究室は、高リスク/高効果な最先端の軍事研究に携わっており、プロセッサの搭載や制御装置はもちろん、航空及び宇宙システム等の策定にも取りかかることができる「システム」及び「サブシステム」の開発に力を注いでいる。

## C 契約

各統括オフィスから発注される研究開発プログラムは、原則として競争入札とされており、基礎・応用研究に関連するアイデアを公募する BAA (Broad Agency Announcement) と、特定の研究開発事案の実施を公募する RFP (Request for Proposal) の 2 つの制度に区分されている。入札において特に制限は無く、海外企業や大学等の研究機関であっても要件を満たせば参加できる。

入札時に提出された提案内容は、以下の 4 つの基準に沿った技術審査によって評価・選定され、その後、契約に先立った価格交渉を経て、はじめて着手されることとなる。

- (1) 科学技術的な利点
- (2) 防衛への長期間に亘る価値
- (3) 提案された取組を実行するための人材及び設備の能力
- (4) コストの妥当性

### 1.2.1.2 研究開発の評価制度

研究開発活動の評価については、内容の専門性によって特別な評価機関が存在するものもあるが、特別な評価方法は存在せず、一般の調達品と同様の評価が行われている。また、一般の調達品と同様に、これらの研究開発活動も会計検査院による監査の対象とされている。

## 1.2.2 イギリス

### 1.2.2.1 研究開発の実施体制

イギリス国防省の研究開発は、確固たる技術知識の確立と、費用対効果の高い装備品調達及び性能の向上を目的としており、研究開発への投資は、装備品の優位性をもたらし、軍事優位性を高めると考えられている。費用対効果の概念は特に重要視されており、研究開発活動の成果はコスト削減及び調達サイクルの効率化に関連付けられることが強く求められている。

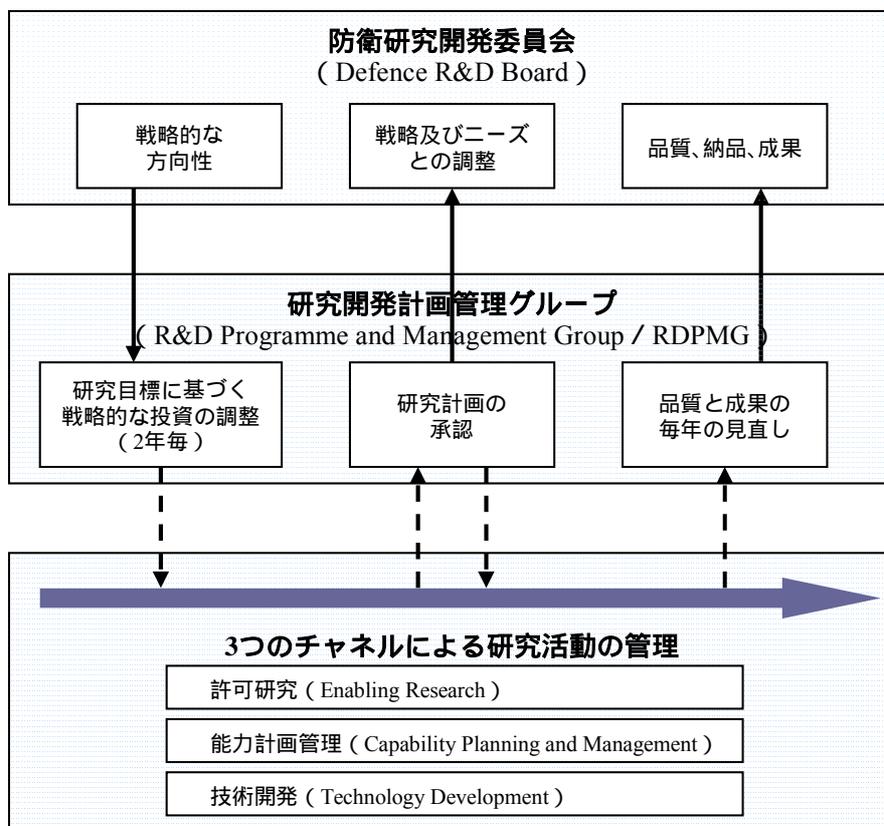
研究開発は、基礎研究、応用研究、開発の3つに大別される。国防省は、費用対効果の観点から、特定の実用的な目的に関連しない基礎研究は直接実施せず、大学等の研究機関を活用する方針としている。国防省の研究部門としては、科学革新技術局( Science Innovation Technology / SIT ) が中心的な役割を果たしており、最新の基礎研究内容の継続的な理解と応用研究の実施を担っている。

#### 1 実施体制

国防省の研究開発活動体制は、全ての活動が戦略レベルで防衛研究開発委員会 ( Defence R&D Board ) に監督される構造となっている。研究計画の承認は、この委員会によってなされるが、研究プログラムの運営管理は、研究開発計画管理グループ ( R&D Programme and Management Group / RDPMG ) が担当する。研究開発計画管理グループは、委員会により示された戦略的な方向性のもと、研究計画全体の一貫性を担保し、各研究プログラムのニーズ、有効性、品質等を調整するとともに、委員会への報告を担い、以下の3つの研究チャネルを通して研究プログラムの管理を行っている。

- 許可研究チャネル ( The Enabling Research Channel / ER )  
科学革新技術局の後援により、防衛ビジネスのあらゆる局面での納品を支えるために必要な技術的能力を有効にし、維持する
- 能力計画管理チャネル ( The Capability Planning and Management Channel / CPM )  
装備品要求性能カスタマー ( Equipment Capability Customer / ECC ) の後援により、能力計画と管理における技術的なサポートを提供する
- 技術開発チャネル ( The Technology Development Channel / TD )  
国防装備支援庁 ( Defence Equipment and Support / DE&S ) の後援により、防衛装備品及びサポートを継続的に開発するための技術育成を担う

図 1-4 研究開発の実施体制



(出典) 2007年、Research and Development Handbook、Ministry of Defence、pp.8 (和訳)

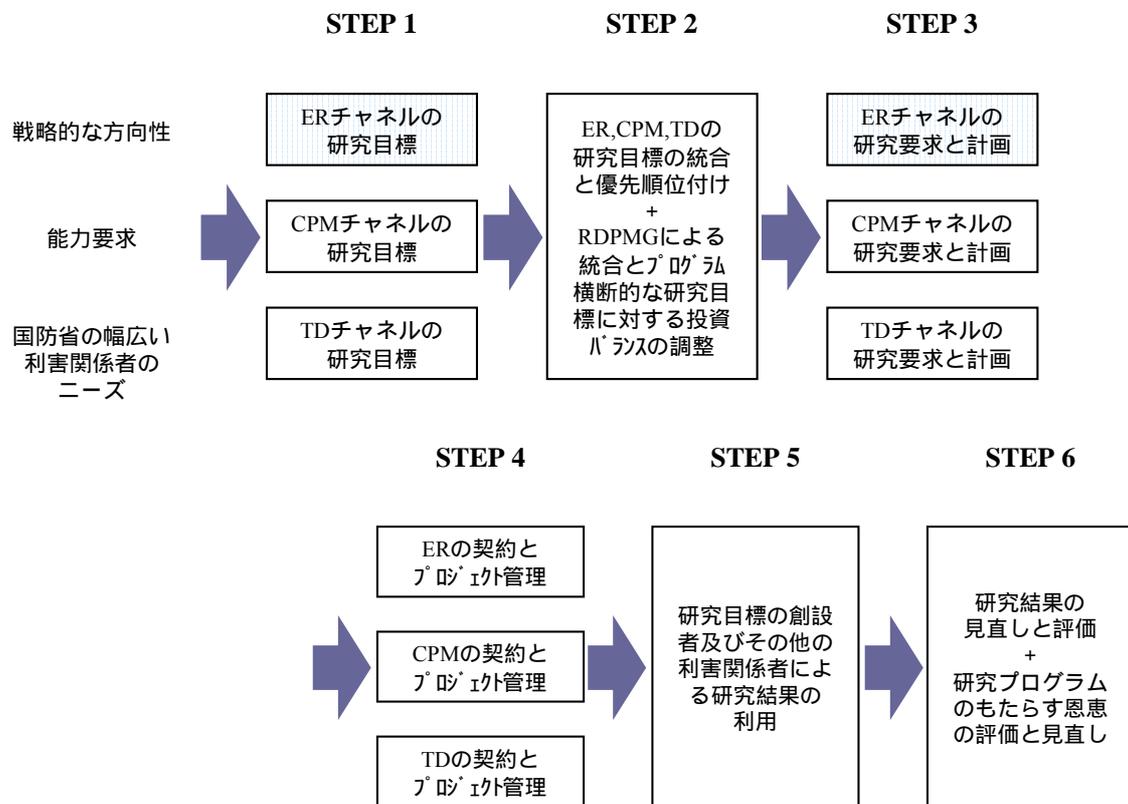
## II 実施フロー

研究プログラムの契約と納品管理は、許可研究及び能力計画管理チャンネルは研究調達機構 (the Research Acquisition Organisation / RAO) に、技術開発チャンネルは国防装備支援庁によって実行及び承認される。許可研究及び能力計画管理チャンネルの研究業務は、研究調達機構を通して、技術開発チャンネルは国防装備支援庁を通して納品されることとなる。研究調達機構と国防装備支援庁の両組織は、補完的な技術と経験を有しており、計画プロセスの共有や人事交流を通して密接な関係性を維持することで、技術及び経験面で最適な連携を実現している。

研究開発活動は、許可研究、能力計画管理、技術開発の3つの研究チャンネルが、個々の研究要求及び研究目標に応じて、研究プロジェクトの契約、実行、管理を継続的に行っている。防衛研究開発委員会によって示された戦略的な方向性に沿って、各プログラムの優先順位を付け、投資のバランスを調整するため、研究開発計画管理グループによる3つのチャンネルの横断的な管理が行われている。研究開発は以下の6つのステップに区分・管理されており、調整が必要なステップにおいて、横断的な管理が行われている。

- STEP 1 – 研究ゴールの設定
- STEP 2 – 投資の優先順位付けとバランス調整
- STEP 3 – 研究要求・研究計画
- STEP 4 – 契約とプロジェクト管理
- STEP 5 – 研究成果の開発
- STEP 6 – プロジェクト審査・評価

図 1-5 研究開発の管理ステップ



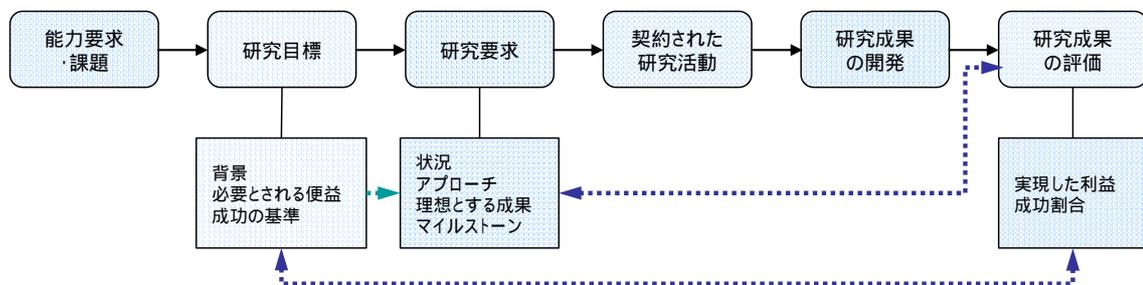
(出典) 2007年、Research and Development Handbook、Ministry of Defence、pp.12 (和訳)

### 1.2.2.2 研究開発の評価制度

研究成果、プロジェクト管理及び契約に係る会計情報等、プロジェクトの審査に必要な情報は、研究活動全体を通して提供され、上記管理ステップのSTEP 6で評価される。

研究プロジェクトは、研究成果とそれに起因する利得について、プロジェクト終了後に評価・審査がなされる。プロジェクトの評価・審査は、プログラム全体の有効性を高め、研究開発ニーズに応えるために実施され、通常は利害関係者や独立した審査者が評価に加わる。研究開発計画管理グループは、少なくとも一年に一度、研究プログラムの品質と、もたらされる便益に関する分析を行い、防衛研究開発委員会に概要報告を行っている。

図 1-6 実現した利益と成功の評価プロセス



(出典) 2007年、Research and Development Handbook、Ministry of Defence、pp.17(和訳)

## 1.2.3 ドイツ

### 1.2.3.1 研究開発の実施体制

ドイツにおける防衛分野の研究開発活動は、国防政策上の方針に基づいた中長期計画のもとに実施されており、中長期的な視点で各軍の相互運用性を向上させる上で重要な役割を果たしている。研究開発の中長期計画は、国防省から研究及び技術( Reserch & Technology、以下「R&T」という。)に関する年間指導方針(Jahresweisung)として示されており、各技術分野における今後数年間の R&T 計画及び優先事項規定が明らかにされている。現在の研究開発の主眼は、最適化、機動性、多機能運用能力の向上に置かれている。

また、ドイツでは防衛技術に関する研究開発の基本方針として、民間の研究結果を可能な限り利用することを原則としており、軍の研究開発プロジェクトは、市場性の無い技術あるいは民間依存を避ける必要がある重要な技術について焦点が当てられている。従って、年間指導方針の実施にあたり、国防技術調達庁 ( Bundesamt für Wehrtechnik und Beschaffung / BWB ) 及び連邦軍情報管理・情報技術局 ( Bundesamt für Informationsmanagement und Informationstechnik der Bundeswehr / IT-AmtBw ) は、民間との協力体制を強化すべく、民間の研究機関、民間企業及び大学への資金提供も含めた積極的な提携を行っている。

#### I 研究開発の実施機関

国防技術調達庁には、研究開発の下部機関として、専門領域に特化した以下の 3 つの研究機関が存在する。

- ・ ドイツ軍水中音地球物理学研究所
- ・ ドイツ軍機材・爆発物・燃料・潤滑剤研究所
- ・ ドイツ軍防護技術・NBC<sup>8</sup>防護研究所

国防技術調達庁とこれらの下部機関は、防衛機材の開発、試験及び調達を主要な任務としており、経済条件に応じた最先端技術と近代装備品の供給により、軍の要求に応えることを目的としている。また、国防技術調達庁はこれらの研究機関のほかにも、産学連携協力として大学での研究開発を実施しているほか、政府から資金提供を行い、民間の研究施設で研究開発を実施している。

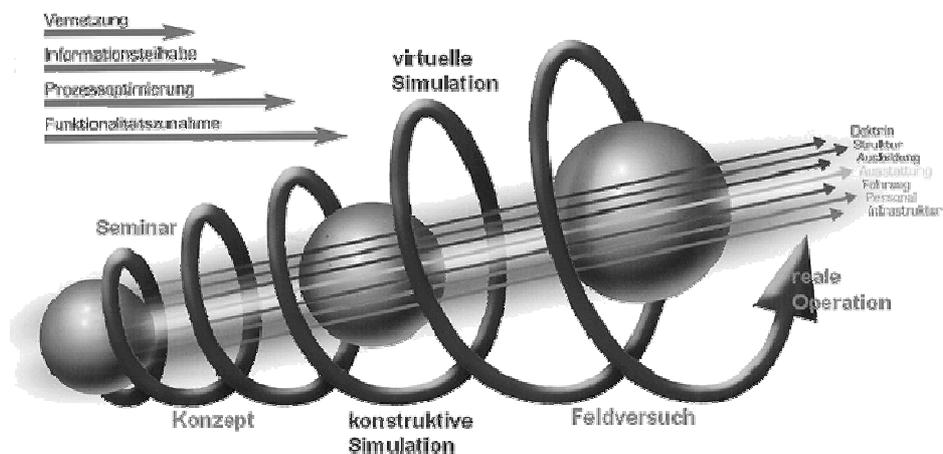
#### II 実施フロー

防衛関連の研究開発は 3 段階で構成されている。各段階は目的及び具体的な応用性の高さ等により、研究・基本的技術、未来技術及び分析フェーズのシステム技術に区分される。これらは連続スペクトルのようなフローを形成しており、調査から製品開発まで一貫している。

---

<sup>8</sup> NBC とは、Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学) を使用した兵器をさす

図 1-7 研究開発フロー



(出典) 国防省ウェブサイトより (<http://www.bwb.org/>)

### III 産学との共同運用

「構想の開発と実験 (Concept Development and Experimentation、以下「CD&E」という。)」とは、ある構想、理論、サブシステム又はシステムが、変容のための要件を満たし、包括的システムに建設的に統合されるものであるかを、実験を介して予測する手法である。CD&E に向けた革新的な構想は、ドイツ軍、共同研究機関及び産業界等、あらゆる分野から提起され得る。また、このような構想は、様々な運用及び軍事演習の評価や、NATO 計画等の他の CD&E プログラム又は技術的進歩から発生する可能性も考えられる。

軍隊は CD&E プロセスにおいて重要な役割を果たしているが、防衛産業並びに科学研究コミュニティとの対話の維持・強化も求められるている。防衛産業及び研究分野からの構想の受入れを目的として、専門の担当局 (Team T5.4 – CD&E Realisierung und Betrieb) が設置されている。

#### 1.2.3.2 研究開発の評価制度

ドイツには研究開発に特化した評価機関は存在しておらず、ドイツ会計検査院 (Bundesrechnungshof) が研究開発を含めた装備品調達全般の評価を実施している。ドイツ会計検査院は、財務監査、業績評価及びドイツ軍の統合運用の完成度調査を実施し、年次報告書にその活動実績を公表している。

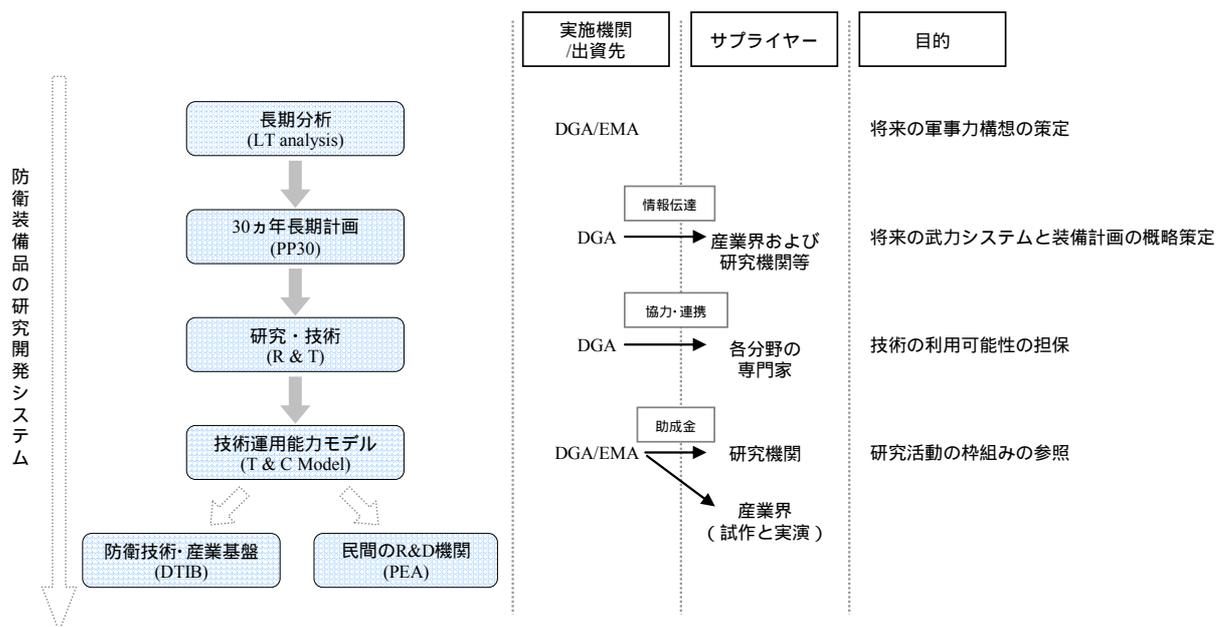
評価の時期、手法等はプロジェクトごとに異なっており、評価時期及び評価対象も、中途支払措置の有無やプロジェクト期間によって異なる。中途支払が行われる場合、評価は決済額に応じて実施される。長期 (1年を超える) プロジェクトの場合は、プロジェクト実施期間中 (契約期間の半ば) に評価が実施されることもある。追跡評価は会計検査院では行われておらず、発注・資金提供機関によって実施されている。

## 1.2.4 フランス

### 1.2.4.1 研究開発の実施体制

フランスにおける研究開発は、基礎研究、技術的研究、システム及び構想の技術実証モデルと運用実証モデルを要素としており、2007年にはおよそ38億ユーロの予算が投じられている。研究開発は国防装備庁( Délégation générale pour l'armement / DGA )主導の下、以下のフローに基づいて実施されている。

図 1-8 研究開発フロー



(出典) PricewaterhouseCoopers Advisory France 作成

#### 1 長期分析

長期分析は、国防省の統一運用担当官( Officiers de cohérence opérationnelle / OCO ) と国防装備庁の軍事システム構築担当官( Architectes des systèmes de forces / ASF ) が協力して実施し、将来において必要とされる軍事力整備の方向性を想定し、その上で必要とされる運用能力と実現するために必要な兵器システムを予測するものである。

研究開発の方向性はこのフェーズで決定される。研究開発項目は、長期分析で定義された将来の軍事力構想の実現のために必要とされるものについて焦点が当てられることとなる。

戦略地政学に基づく分析並びに技術的進歩が与える影響の分析は、国防省内部の防衛分析センター( Centre d'analyse de défense )あるいは戦略的研究特別機関や研究所で実施され、その分析の結果、決定された技術的運用シナリオに従って「未来の兵器システム」が提案

され、フランス軍の運用能力に寄与する「未来の兵器システム」について、それぞれ一貫した装備計画が確立される。

## II 30 年長期計画 (Plan prospectif à 30 ans / PP30)

30 年長期計画は、長期分析の様々な段階で得られた分析結果を収集した上で、複数の兵器システム及び想定される装備計画として作成される。これは毎年更新され、将来の準備に係るあらゆる作業の参考とされる。研究開発に係る計画もこのフェーズで策定され、この計画文書に掲載され、関連する研究機関等の技術コミュニティと産業界に伝達される。

## III R&T (Research & Technology)

R&T の目標は、技術の利用可能性と将来の兵器システムの実現に必要なノウハウを担保することである。R&T は民間及び軍の研究機関、産業界及び国防装備庁に所属する専門家の有する知識・技術をベースとして実施される。研究開発においては、特に民間研究機関（研究室、大学等）との協力が重視されており、それらの機関の有する科学技術の研究成果の恩恵を享受することを目標としている。

## IV 技術運用能力モデル

技術運用能力モデルとは、フランス軍又は 30 年長期計画で想定される将来モデルに準じた装備品の実現に必要な不可欠である技術運用能力を、国防省が示したものである。フランス及び欧州諸国の産業界は、技術運用能力モデルによるニーズが提示される。

このフェーズで、特定された技術運用能力を対象に、今後実施される作業の内容及び日程を明確にするロードマップが作成される。研究開発活動及び技術調査の方向性の策定並びに企画立案は、行政指令で規定される。この指令に基づいて研究開発活動の優先順位付けが行われ、年間方針としてまとめられる。

この後、3 年持続計画として、今後実施される「上流研究プログラム(Programme d'études amont / PEA)」の詳細が決定される。

発注に際しては、価格比較の後、提案書の技術価値（特に技術革新の程度）に従って、まず、上流研究プログラム実施機関（研究機関又は企業等）への発注を目的とした契約が選択される。国防装備庁は、研究活動の実施におけるリスクを検討した上で、そのリスクが各上流研究プログラム実施機関で分担されていることを確認している。

## V 防衛技術及び産業の基盤

### (Defence Technological and Industrial Base / DTIB)

国防省は、長期分析及び技術運用能力モデルで定義される研究活動に必要となる技術及び将来の武力システムの実現に求められる要件について、防衛技術・産業基盤 (Defence Technological and Industrial Base / DTIB) の現状とその進展を分析する。

また、最も経済的な調達を行うために、軍備に関する全ての技術について、運用面、技術面、産業面、財政面及び国際面の利益について分析が行われる。この分析は、「国防省・業界審議会」の枠組みにおける国防省と防衛関連企業の連携によって実施される。

連携体制、R&T、調達手法、中小企業・零細企業向け支援、輸出といった横断的な重要問題や技術部門の問題は、国内の主要な防衛関連企業を集めたフランス防衛産業審議会 (the Council of the French industries of defence / CIDEF) と連絡を取り合い、協議を行う。

フランスは防衛関連企業の国籍 (不動産、事業本部・活動拠点の立地、幹部職員の国籍等) を依然として重んじており、軍に対する実用装備品の供給及び事後サポートの長期的安全を保障する必要があるとしている。

## VI その他の民間の研究開発機関

上流研究プログラムの約 67% は防衛産業の大手企業に委任されている。これらの大手企業は国際市場における R&T で重要な役割を果たしており、欧州レベルの防衛産業の拡大を受けてさらに独立性を高め、自主的に R&T の優先順位を定義している。

### 1.2.4.2 研究開発の評価制度

フランスにおいては、研究開発の活動評価を専門に扱う特定機関は存在しておらず、通常の装備品調達の一環としての評価が行われている。この評価は、「軍事指導 1514 (the General Military Instruction n°1514)」と呼ばれる行政指令に基づいて行われている。

### 1.2.5 欧州における国際協力

欧州においては、厳しい研究開発予算、技術革新サイクルの短期化及び技術の高度化・複雑化等の理由により、各国の研究開発における協力関係の構築が目指された。

欧州防衛産業の再編・統合を目的とした LoI において、研究開発に関して、国家間の協力・連携体制を強化する方向性が確認され、欧州防衛産業再編成枠組み協定 (European Defence Industry Restructuring, Framework Agreement / EDIR FA<sup>9</sup>) が締結された。この協定は、各国の技術開発の重複を避けることで開発コストを合理化することを目的としたものであった。

さらに、欧州防衛機関の創設により、欧州レベルでの国際協力体制の基盤が整備された。欧州防衛機関では、「共同投資プログラム」による研究及び技術開発の効率性、経済性の向上等が目指されている。

このように、欧州では域内の統合運用を目指し、装備品の研究開発に積極的に取り組んでいる。欧州各国が加盟する代表的な国際機関である統合装備協力機構、NATO、欧州防衛機関について、その研究開発に関する概要を以下に整理する。

#### 1.2.5.1 統合装備協力機構 (OCCAR)

統合装備協力機構の基本協定の第 7 条及び第 8 条には、統合装備協力機構は加盟国から委任される装備プログラムの準備、実施、達成を行うとともに、研究開発分野における一般的な準備活動を推進することとされている。統合装備協力機構における一般的な準備活動としては、一部の技術実証プログラム (例えば、仏独共同地雷除去システム、SYDERA 等) があり、近年徐々に増加しているものの、実態としては加盟国に委任される装備プログラムの管理に主眼が置かれており、その活動は依然として発足段階にある。

#### 1.2.5.2 NATO 研究技術組織 (Research and Technology Organisation / RTO)

NATO 研究技術組織は、NATO 加盟 26 カ国及び NATO パートナー 38 カ国において、科学分野の共同研究及び技術情報の交換を推進かつ実施する世界最大の共同研究組織である。

NATO 研究技術組織は研究技術委員会 (the Research and Technology Board) に統括される「パネル」と呼ばれる 6 つの作業部会で構成されている<sup>10</sup>。

対車両応用技術 (Applied Vehicle Technology / AVT) パネルは、車両の性能、価格妥当性及び安全の向上を目指している。同パネルは、新規 / 既存システムの両方について、あらゆる環境 (陸、海、空、宇宙) において機能する車両の基盤、推進力及びパワーシステムについて取り扱う。

人的要因・医療 (Human Factors and Medicine / HFM) パネルの任務は、価格妥当性を念頭に置き、運用環境における保健衛生、人的防護、健康及び人の動作の最適化に

<sup>9</sup> <http://www.parliament.the-stationery-office.co.uk/pa/cm200203/cmselect/cmdfence/694/694we15.htm> (2008 年 12 月アクセス)

<sup>10</sup> <http://www.rto.nato.int/Main.asp?topic=org.htm> (2008 年 12 月アクセス)

必要な科学技術基盤を提供することである。

情報システム技術 ( Information Systems Technology / IST ) パネルは、社会的関心が高い研究分野を特定かつ再評価し、こうした分野における活動の確立を推奨するとともに、探求チームの発足と認定を行う。

システム分析調査 ( System Analysis and Studies / SAS ) パネルの任務は、運用及び技術上の性質を調査・分析し、防衛関連の問題に適用される運用分析手法・ツールの共有及び開発を推進することである。

システム構想・統合 ( Systems Concepts and Integration / SCI ) パネルの任務は、一連のプラットフォームとその運用環境全体に亘る最新のシステム、構想、統合、工学技術及び技術に関する知識を高め、戦域での費用対効果の高い運用能力を保障することである。

センサー・電子技術 ( Sensors & Electronics Technology / SET ) パネルは、運用能力の向上と戦略的軍事成果の達成に寄与するために、多機能センサーの統合・融合による電子工学及び受動的・能動的センサー技術の向上並びにセンサー運用能力の強化を目指している。

### 1.2.5.3 欧州防衛機関 (EDA)

欧州防衛機関は、2004年7月に装備品の研究開発の統合・強化を目的として創設された欧州連合の一機関である。規定された任務には、以下の4点を含んでいる。

防衛運用能力の開発

防衛関連 R&T ( Research & Technology ) の推進

共同装備の推進

競争力に優れた欧州防衛装備市場の創出と欧州防衛技術産業基盤の強化

欧州防衛機関では、R&T に関して以下の3大戦略を採用している。

運用能力開発計画：地球規模での運用能力のニーズ、運用能力の傾向及び運用能力の潜在的不足を明らかにした運用能力開発計画は、短期的ニーズ ( Headline Goal 2010 ) と、2006年に欧州諸国国防相の承認を得た長期展望に基づく長期的ニーズを結び付けるものとされる。運用能力開発計画 ( Capability Development Plan / CDP ) は、今後、実践プログラムと協力の早期実現に向けた「実行可能な結論」を提示するものである。

欧州防衛技術産業基盤戦略：2007年5月に承認された欧州防衛技術産業基盤戦略は、より強く、より能力が高く、より競争力に優れた欧州防衛技術産業基盤 ( the European Defence Technological and Industrial Base / EDTIB ) の実現を目指す指針である。欧州防衛技術産業基盤の相互依存を強化する必要性及び欧州域外の主要技術への依存の低下について合意している。欧州の主要防衛産業能力を明確にすることは、長期安全保障の確保及び欧州の自立性の増大に寄与すると思われる。

欧州防衛研究技術戦略：2007年11月に承認された欧州防衛研究技術戦略は、あるべき「目的」（R&Tの投資対象）と「手段」（投資方法）について広く定義している。欧州域内で維持又は開発されるべき主要防衛技術の定義がその中心となっている。

欧州防衛機関は、2006年末に軍隊保護におけるR&T共同出資プログラムを立ち上げた。これは、防衛研究技術における欧州諸国の努力を助長する協力活動に向けた画期的なメカニズムである。狙撃団、地雷及び即席爆弾等の脅威からEU軍を保護する技術に焦点を当てており、5493万ユーロ相当の3カ年計画を確立し、欧州20カ国の政府が参画している。共同出資プログラム（Joint Investment Programme / JIP）は、欧州防衛機関運営理事会により承認され、同機関の管理下にある。

プロジェクトごとの財政及び産業のシェアの取り決めに政府が関与した従来の防衛R&Tの協力関係と異なり、共同出資プログラムは全プログラムに出資する共通予算を設定し、個々のプロジェクトの選定と資金調達を監督するために、出資者を代理する管理委員会を備えている。決定は可能な限り総意により下されるが、出資者の投票権は拠出金の規模に準じている。

## 1.2.6 日本

### 1.2.6.1 これまでの取組

我が国では、装備品の技術レベルの向上と研究開発の効率化を図るべく、1996年に「装備品等の技術研究開発に関する訓令の一部改正」、2001年に「研究開発の実施に関するガイドライン～防衛技術基盤の充実強化のために～」が策定された。これらにより、技術実証型研究の推進とライフサイクルコストの抑制を目的とした取組を中心に、防衛技術分野への重点的な取組、効果的・効率的な実施方策の推進、研究開発評価の充実強化等が行われてきた。

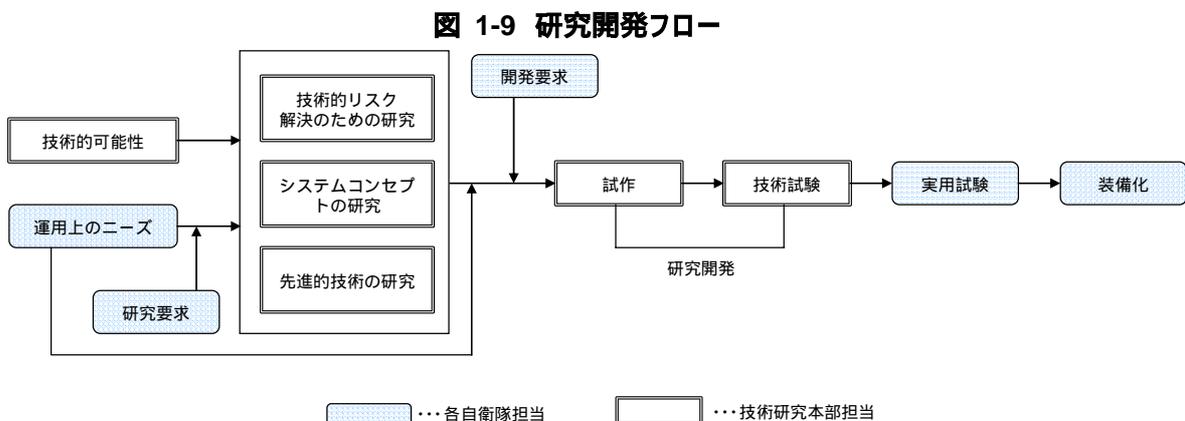
また、9.11テロ以降、新たな脅威や多様な事態への対応が求められるようになったことに加え、国際平和協力活動等における自衛隊の活動の範囲が拡大されており、厳しい財政事情の中で、安全保障環境の変化に即した開発ニーズに応えることが求められた。研究開発においても、選択と集中による重点技術分野の絞込み、民生技術との連携による効率的な運用及びライフサイクルコストを考慮した装備品の開発が求められることとなった。この認識の下、2004年9月に防衛庁長官により研究開発に係る次の課題が示され、この指示に基づき、防衛省においてこれまでに数々の取組がなされてきた。

1. 重点技術分野を示した技術戦略の策定
2. 防衛構想と研究開発の整合性強化
3. 研究開発の評価制度の充実
4. 技術研究本部の体制の見直し

### 1.2.6.2 研究開発の実施体制

我が国の研究開発は、防衛省技術研究本部が中心となって実施している。

研究開発は、自衛隊の運用上のニーズに基づいて要請されるものと、「中長期技術見積り」に基づいて技術研究本部が独自に行うものがある。



(出典) 技術研究本部ウェブサイト ([http://www.mod.go.jp/trdi/data/kenkyu\\_develop.html](http://www.mod.go.jp/trdi/data/kenkyu_develop.html))

(2008年12月アクセス)より作成

このような要求に基づく研究開発の実施においては、全て技術研究本部が担当しており、その中で開発に関する業務は、陸上、船舶、航空機、誘導武器の4つの技術開発官が担当している。また、研究に関する業務は専門分野ごとに4つの研究所が行っており、全国に4つある試験場で試作品等の試験を実施している。さらに、近年の新技术への対応として、先進技術推進センターが新設され、先進技術を適用した将来装備システムの研究の計画立案・推進等を行っている。

我が国の技術研究本部を中心とする研究開発の実施体制自体は、諸外国と類似しているが、民間の研究施設や大学等との連携面が極めて弱い点が指摘できる。

図 1-10 技術研究本部の組織構造



(出典) 技術研究本部ウェブサイト (<http://www.mod.go.jp/trdi/org/soshiki.html>)

(2008年12月アクセス)

### 1.2.6.3 研究開発の評価制度

現在、ライフサイクルコストを考慮した装備品の研究開発を行うべく、研究開発の評価制度の充実が目指されている。

体制面では、2006年7月に研究開発評価官を新設し、2006年3月に策定された「研究開発評価指針」、2007年1月の「防衛省研究開発評価実施要領」及び「防衛省研究開発評価指針」といった制度整備が行われている。

現在の我が国の研究開発評価は、実効性の確保、継続性の確保、客観性の確保、透明性の確保を基本的としており、その上で、以下の4つの区分で評価を実施している。

### **I 事業評価**

総経費が 10 億円以上の事業を対象に、事前、中間、事後及び追跡の各段階において評価する。評価の観点、目標評価と技術評価の 2 つに分類されており、目標の合理性と実施の効率性等が評価されている。

### **II 分野別評価**

事業評価の対象となる複数の事業を、技術分野ごとに原則 5 年ごとに取りまとめ、技術的達成度等を評価する。

### **III 機関評価**

技術研究本部等の研究開発実施機関を対象に、業務内容や実施状況等を原則 5 年ごとに把握し、研究分野の設定方法や研究体制の妥当性等を評価する。

### **IV 制度評価**

研究開発に関する制度について、原則 10 年ごとに運用状況等を把握し、研究分野の設定方法や研究体制の妥当性を評価する。

評価体制としては、防衛大臣、副大臣、政務官の下に、技術評価委員会、技術評価調整部会及び評価部会が組織されている。また、評価の客観性・透明性を確保するために、独立性を確保した外部評価に関する委員会も活用されている。

評価結果は、政策評価書としてとりまとめられ、個人情報、企業秘密、安全保障上の機密事項等に留意された上で、原則的に開示されている。

欧米主要国では、研究開発に関しても通常の装備品調達と同様の審査及び監査が実施されており、我が国のように研究開発に特化した評価制度は見られない。これは、諸外国の防衛市場は国際的に開かれており、研究開発についても、調達時に競争原理を働かせ、その市場性・有効性を検証しているためであると考えられる。

#### **1.2.6.4 装備品製造に係わる法規制**

我が国における装備品の製造及び修理等においては、いくつかの関連法規が存在する。防衛省においては「装備品等の製造設備等の認定に関する訓令」（1975 年制定、2007 年 1 月最終改正）が示されており、防衛省との装備品製造等（指定品目）の契約を行うにあたっては、あらかじめ品質及び継続して製造する能力について検査を受け、防衛省の認定を受けることが義務付けられている。また、競争契約等に参加するためには、物品の製造、購入等の区分ごとに級別に格付けされた資格を得る必要があり、供給業者はその級の範囲内で入札に参加することになる。防衛省では「防衛省所轄契約事務取扱細則」（2006 年）に従った資格審査を実施しており、その結果は総務省で取り纏められている。

さらに、経済産業省が管轄する規制も存在している。「武器等製造法」（1953 年施行、2007 年 11 月最終改正）では銃、弾丸、爆弾、爆発物に関連するものが、「航空機製造事業法」（1952 年施行、2006 年 12 月最終改正）では、航空に関連する機器のほぼ全てが対象

とされており、これら装備品の製造及び修理等は、経済産業省の認可を受けたものに限定することが明記されている。

これら関連規制に関しては、「規制緩和推進3か年計画（再改訂）」（2000年3月閣議決定）で航空機製造事業法の特定機器の対象範囲が縮小される等、部分的な改正が随時行われているものの、基本方針はほとんど変更されておらず、現在でも変わらず効力を有している。このような規制等は、防衛装備品市場への民間企業の新規参入を調整し、産業における過剰設備を防止することと、装備品製造企業の有する生産能力を把握することに、一定の役割を果たしてきたと言えるが、一方で市場参加者を限定してしまい、防衛産業の競争力を削ぐものであるとも捉えることができる。このような企業間の競争を制限する規制は諸外国では見られないが、武器輸出三原則により市場が自国の防衛需要にのみ限定されるという我が国の特殊な事情に因るところが大きいと考えられる。

#### 1.2.6.5 共同研究開発への取組

我が国では、武器輸出三原則等の厳しい輸出規制により、国際協力体制は築けていないのが実情である。

唯一、アメリカとの間においては、日米装備・技術定期協議（Systems and Technology Forum / S&TF）の場において、相互の技術交流の促進が図られることが同意されている。その結果、相互防衛援助協定及び同協定に基づく細目取極に従う交換公文の下、了解覚書（Memorandum of Understanding / MOU）が締結されるに至り、1992年には、日米共同研究の始まりとなるダクトドケット・エンジンに関する了解覚書が締結された。共同開発としては次期支援戦闘機（XF-2）に関する了解覚書が1988年に締結され、2000年に装備化されている。以来、これまでに2件の共同開発、15件の共同研究が実施されている。

また、近年においては、2003年12月に弾道ミサイル防衛システムの整備、弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発が閣議決定され、2007年には軍事秘密一般保全協定（General Security of Military Information Agreement / GSOMIA）が締結される等といった一部例外的な取組は見られるものの、概して活発な国際協力はなされていないといえる。

国際共同開発は、協力国の技術へのアクセスによるノウハウの取得、技術向上の相乗効果、開発経費及び事業リスクの軽減等といったメリットが見込め、研究開発の効率化を図る上では効果的な方法であり、特に欧州では積極的に推進されている。我が国でも、2006年の「進化的開発に関する訓令」において、「早期に装備化する必要性が高く最新の運用上の必要性や技術を開発実施中に取り込む必要性が高いと判断される技術開発の手續に関して必要な事項」を定め、国際協力の実施における様々な問題点の一部を制度化する対応を始め、諸外国との技術交流を実施するための課題の抽出及びそれらに対する方策について検討を実施しているが、諸外国と比べて遅れをとっている。

## 1.3 我が国と欧米主要4カ国における防衛装備品の調達額とその主な内訳

### 1.3.1 各国の防衛予算の推移

冷戦後、世界的に大幅な軍縮が見られたが、2001年の9.11テロを契機に、新たに対処すべき脅威が強く認識され、各国はこれまでの軍備構想を大幅に見直すことになった。また、併せて、近年の著しい技術の発展を背景としたRMAにより、装備品はますます高度化しており、装備品の近代化のために研究開発費を中心に多大な予算が投じられる傾向にある。

世界の軍事支出は、2007年に1兆3390億ドルであったと推定され、世界のGDPの約2.5%、世界人口一人当たり202ドルに相当する。これは2006年に比し実質6%の増加、1998年に比し45%の増加である。中でも、唯一の軍事超大国であるアメリカの軍事費は、2007年の世界の軍事支出の45%に上っており、その研究開発費だけで他国の軍事予算を大幅に上回っている<sup>11</sup>。近年の欧米主要国及び我が国の防衛予算及び支出の推移は以下の通りである。

表 1-3 各国国防費の推移

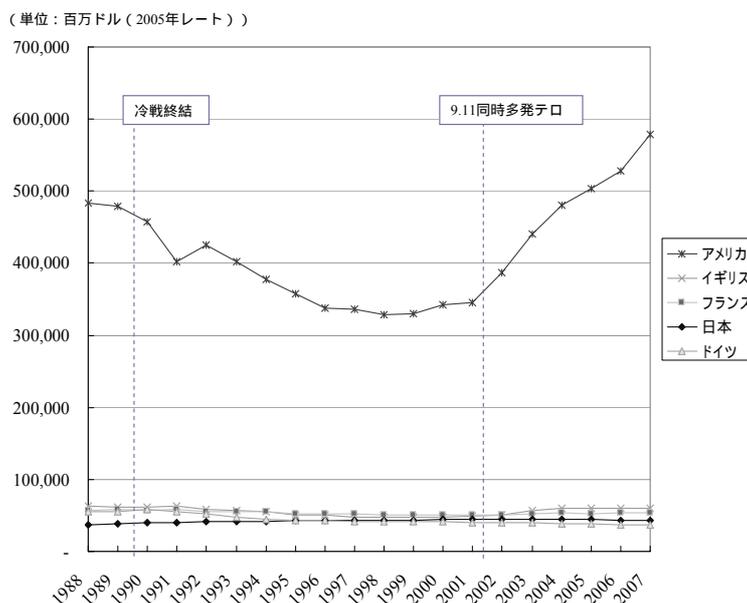
	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
日 本 (億円)	49,265	48,764	48,301	47,906	47,818	47,426
	49,530	49,030	48,564	48,139	48,016	47,797
	0.3	1.0	1.0	0.8	0.2	0.8
	0.1	1.0	1.0	0.9	0.3	0.5
アメリカ (百万ドル)	387,319	436,521	474,163	499,310	529,845	583,054
	16.7	12.7	8.6	5.3	6.1	10.0
イギリス (百万ポンド)	29,338	29,524	30,603	31,454	33,400	-
	7.3	0.6	3.7	2.8	6.2	-
ド イ ツ (百万ユーロ)	24,379	24,250	24,040	27,870	28,400	29,450
	3.2	0.5	0.9	15.9	1.9	3.6
フランス (百万ユーロ)	31,070	32,402	32,920	36,061	36,285	36,780
	7.5	4.3	1.6	9.5	0.6	1.3

- (注) 1. 資料は各国予算書、国防白書などによる  
 2. 下段は対前年度伸び率(%)  
 3. 日本については、上段はSACO関係費(02年度:165億円、03年度:265億円、04年度:266億円、05年度:263億円、06年度:233億円、07年度:126億円、08年度:180億円)及び米軍再編関係経費(地元負担軽減分)(07年度:72億円、08年度:191億円)を除いたもの、下段は含んだもの

(出典)平成20年版防衛白書、防衛省、「資料21」

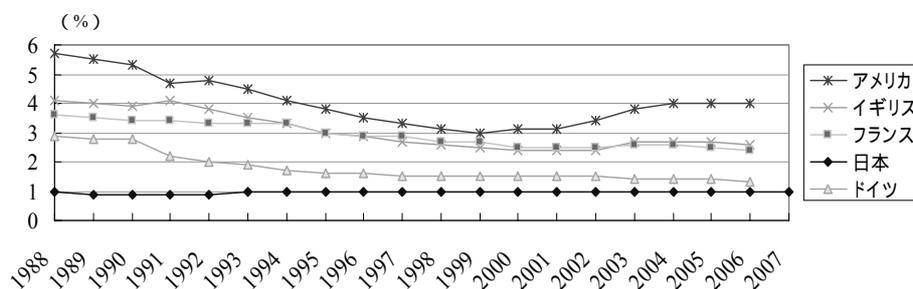
<sup>11</sup> 2008年、SIPRI YEARBOOK 2008 Summary、The Stockholm International Peace Research Institute、pp.10

図 1-11 各国の軍事支出



(出典) The SIPRI Military Expenditure Database (<http://milexdata.sipri.org/>) をもとに作成

図 1-12 各国の軍事支出が GDP に占める割合



(出典) The SIPRI Military Expenditure Database (<http://milexdata.sipri.org/>) をもとに作成

2007年における軍事支出は、全世界の45%を占めるアメリカに続き、以下、イギリス(5%)、中国(5%)、フランス(4%)、日本(4%)、ドイツ(3%)と続いている<sup>12</sup>。

2007年のアメリカの軍事支出は、防衛基本予算の増加に加えて、アフガニスタンやイラクへの軍事活動に伴う巨額の支出により、2001年から実に59%の増加となっており、第2次世界大戦以降、最大額となっている。アメリカ経済の成長に伴い、GDPが増加したこともあり、GDPに占める割合は冷戦期より低いものとなっているが、アメリカの経済及び金融への負担が増加しつつある傾向がうかがえる。

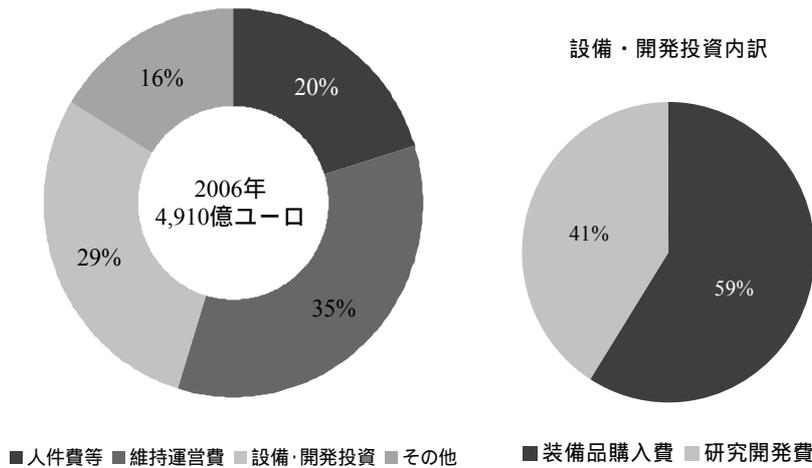
<sup>12</sup> 2008年、SIPRI YEARBOOK 2008 Summary、The Stockholm International Peace Research Institute、pp.11

### 1.3.2 防衛支出の内訳

各国の防衛支出額の主な内訳と装備品調達及び研究開発への支出額を整理すると以下となる。

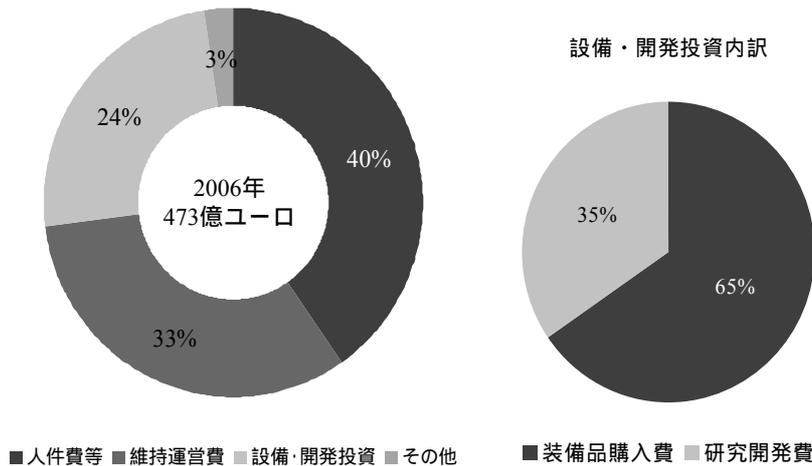
支出額の情報については、各国間の比較を可能とするため、公開データのレベルが揃う2006年のものについて整理を行う。なお、ドイツについては維持運営に関する支出額についての内訳が開示されていないため、その他項目の支出額と合わせて表記している。

#### 1.3.2.1 アメリカ



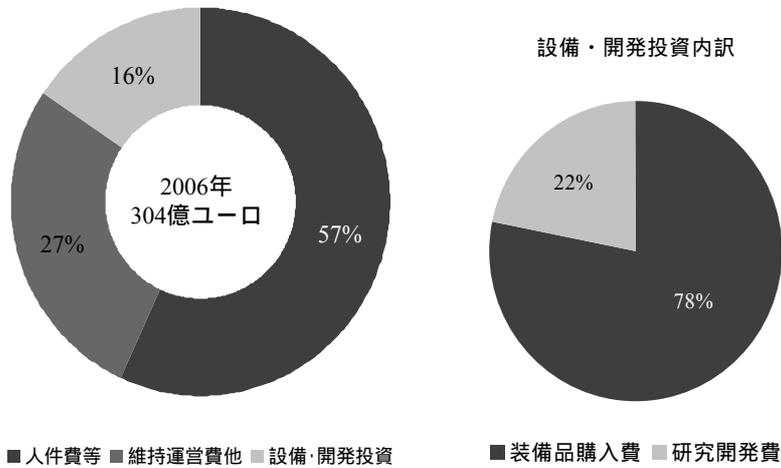
(出典) 2006 National Breakdowns of European Defence Expenditure、The European Defence Agency  
より作成

#### 1.3.2.2 イギリス



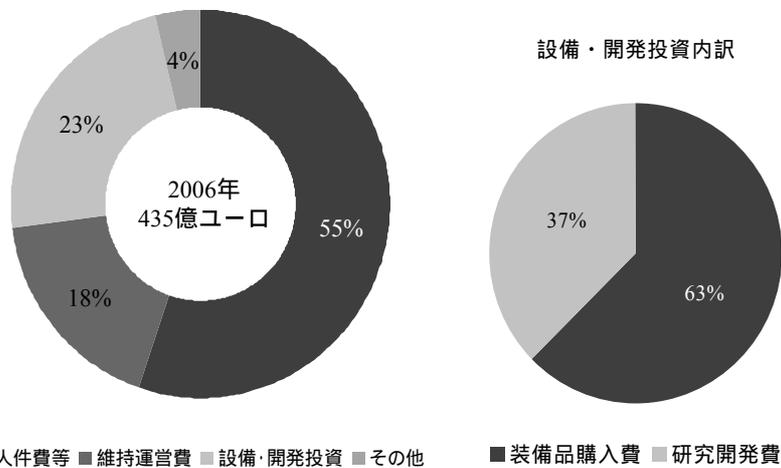
(出典) <http://www.eda.europa.eu/defencefacts/showvalues.aspx?CountryID=UK&Year=2007>  
(2008年12月アクセス)より作成

### 1.3.2.3 ドイツ



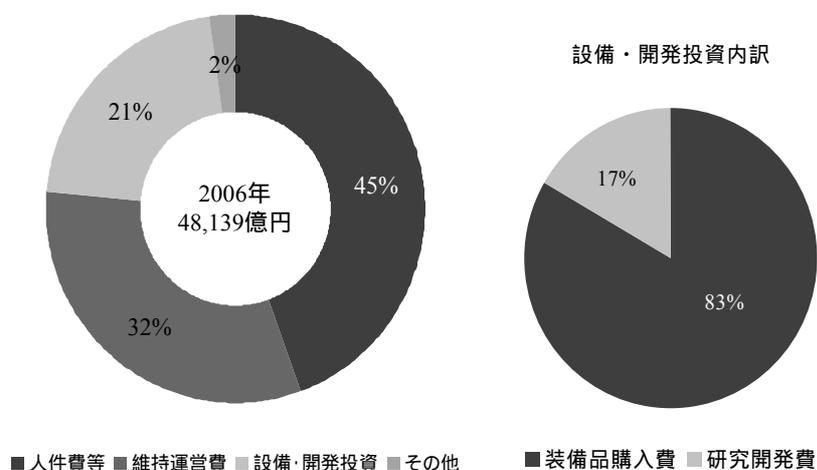
(出典) <http://www.eda.europa.eu/defencefacts/showvalues.aspx?CountryID=DE&Year=2007>  
(2008年12月アクセス)より作成

### 1.3.2.4 フランス



(出典) <http://www.eda.europa.eu/defencefacts/showvalues.aspx?CountryID=FR&Year=2007>  
(2008年12月アクセス)より作成

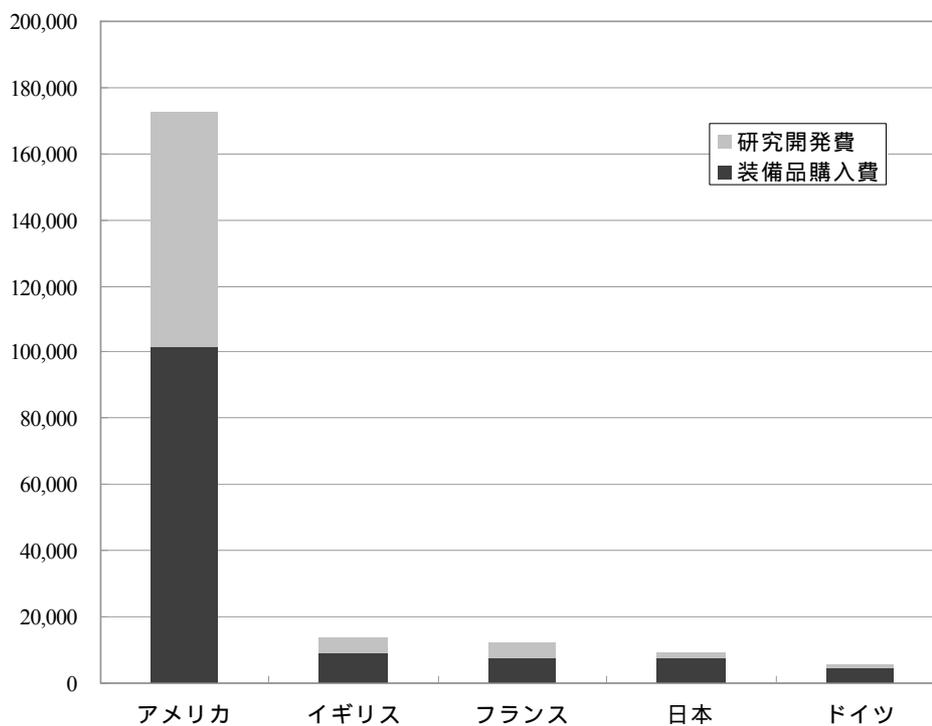
### 1.3.2.5 日本



(出典) 平成 20 年版防衛白書「資料 20」をもとに作成

図 1-13 各国の装備品購入及び研究開発の支出

(単位：百万ドル(2005年レート))



(出典) 1.3.2.1-1.3.2.5 をもとに PwC アドバイザリー作成

### 1.3.3 防衛装備品の調達額の内訳

装備品調達額の内訳に関しては、各国により情報公開内容及びその整理方法の差異が大きいため、横並びでのデータ比較は困難なものとなっている。以下では各国の情報公開内容に基づく内訳を整理するものとする。

#### 1.3.3.1 アメリカ

##### 1 契約金額及び件数

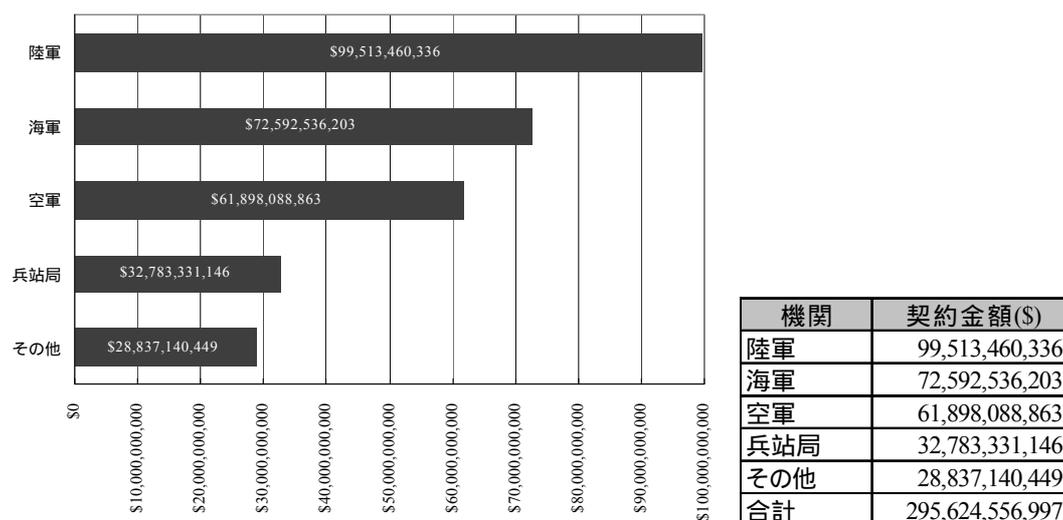
2006年度の国防総省全体の契約数及び契約金額は以下の通り。

契約の種類	契約数	契約金額(\$)
契約の種類指定なし	303,935	117,963,773,626
固定価格契約	881,204	112,847,105,300
経済価格調整条項付き固定価格契約	57,106	15,569,212,255
報酬付きコスト償還契約(費用精算型)	7,610	14,664,548,635
定額報酬付きコスト償還契約(費用精算型)	25,508	14,317,051,060
インセンティブ条項付きコスト償還契約(費用精算型)	1,237	6,148,611,576
投入時間・資材に応じた変動契約	11,517	5,161,016,511
インセンティブ条項付き固定価格契約	1,618	3,488,741,901
報酬なしコスト償還契約	2,421	2,070,715,543
コンビネーション型(上記の2種以上の組み合わせ)	2,104	1,809,368,685
労働時間型	4,871	684,511,952
報酬付き固定価格契約	1,672	415,234,644
再調整付き固定価格契約	848	381,537,754
投入労力レベルによる固定価格契約	161	48,833,283
コストシェアリング	121	45,368,028
その他	7	8,926,245
合計	1,301,940	295,624,556,997

(出典)FPDS-NG Federal Procurement Report FY 2006 Section Agency Views, Department of Defense, pp.41

(和訳)

#### II 機関別内訳



(出典)FPDS-NG Federal Procurement Report FY 2006 Section I Total Federal Views, Department of Defense,

pp.23 (和訳)

### III 主要品目別内訳

2007年度における品目別の調達実績は以下の通り。

#### A 航空機

(単位:百万ドル)

調達元	調達品目		2006年度				2007年度				
			調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計	調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計	
陸軍	アバッチ(ヘリコプター)	AH-64		1035	104	1139		1415	122	1537	
	チヌーク(ヘリコプター)	Ch-47	26	646	42	688	38	1130	29	1159	
	ブラックホーク(ヘリコプター)	UH-60	49	672	116	789	59	1081	126	1206	
	武装偵察ヘリコプター	ARH			89	89	12	101	131	233	
	軽汎用ヘリコプター	LUH	16	89		89	26	167		167	
海軍	ホークアイ(対潜哨戒機)	E-2C/D	2	273	619	892	2	212	506	718	
	ブローラー(電子戦機)	EA-6B		128	41	169		49	61	110	
	グロウラー(電子戦機)	EA-18G	4	352	380	731	8	645	372	1018	
	ホーネット(艦載戦闘攻撃機)	F/A-18E/F	38	3212	93	3305	34	2975	42	3017	
	海兵隊H-1アップグレード (ヘリコプター)	H-1	7	314	59	373	11	444	8	452	
	ヘリコプター(MH-60R)	MH-60R	12	557	58	615	25	913	19	933	
	ヘリコプター(MH-60S)	MH-60S	26	535	79	613	18	546	83	630	
	ゴーストウーク (パイロット訓練用航空機)	T-45S	6	279		279	12	411		411	
	マーキュリー (戦略通信中継及び空中指揮管制)	E-6		11	38	49		59	37	96	
	大統領専用ヘリコプター	VH-71			898	898			630	630	
	空軍	サンダーボルト(対地攻撃機)	A-10		72	56	128		107	32	139
		ステルス爆撃機	B-2		61	282	343		193	242	434
		ギャラクシー(戦略輸送機)	C-5		112	226	337		228	151	378
グローブマスター(新戦略輸送機)		C-17	15	3698	161	3858	22	4598	173	4771	
捜索・救護用航空機		CSAR-17				0			201	201	
イーグル多目的戦闘機		F-15E		193	135	328		164	138	302	
ファルコン多目的戦闘機		F-16		418	125	543		366	152	518	
ラプター(ステルス制空戦闘機)		F-22	23	3689	414	4103	20	3531	473	4004	
C130輸送機		KC-X			24	24			70	70	
国防総省 全体/ 複数軍隊		空輸機/空中給油機	C/KC-130J		1713	244	1957		1210	271	1481
	次世代主力戦闘機	F-35		117	4452	4569		696	4297	4993	
	統合初期練習機システム	T-6A	56	349		349	68	451		451	
	オスプレイ(垂直離着陸機)	V-22	14	1486	226	1712	16	1796	294	2090	
	グローバルホーク(無人偵察機)	RQ-4A	5	360	258	617	5	448	248	696	
	中規模無人航空機システム	MUAS	30	326	146	472	26	303	189	491	
	小規模無人航空機システム	SUAS	364	324	24	348	60	46	16	62	

(出典) 2007年、PROGRAM ACQUISITION COSTS BY WEAPON SYSTEM、Department of Defense をもと  
に作成

#### B 戦車

(単位:百万ドル)

調達元	調達品目		2006年度				2007年度			
			調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計	調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計
陸軍	将来戦闘システム	FCS			3219	3219			3389	3389
	主力戦車	ABRAMS	60	894	22	916	180	1633	13	1645
	ストライカー(暫定装甲車)	STRYKER	494	1319	35	1354	100	903	9	911
海兵隊	遠征戦闘車両	EFV		29	244	273			348	348

(出典) 2007年、PROGRAM ACQUISITION COSTS BY WEAPON SYSTEM、Department of Defense をもと  
に作成

## C 軍需品

(単位:百万ドル)

調達元	調達品目		2006年度				2007年度			
			調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計	調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計
陸軍	高機動砲兵ロケットシステム	HIMARS	1155	191	114	305	1006	237	81	318
	ジャベリン対戦車ミサイル	JAVELIN	199	56		56	48	83		83
海軍	新型シー・スパローミサイル	ESSM	116	99		99	108	99		99
	回転弾体型ミサイル	RAM	90	86		86	90	57		57
	ミサイル(対空用)	STANDARD	75	144	149	292	75	139	177	316
	巡航型ミサイル	TOMAHAWK	408	373	26	399	355	353	24	377
	潜水艦発射弾道ミサイル	TRIDENT		905		905		916	20	936
	センサ信管付兵器	SFW	332	119		119	305	118		118
	風向補正子弾散布爆弾	WCMD	70	16	15	30		16		16
国防総省 全体 / 複数軍隊	サイドワインダー (新空対空ミサイル)	AIM-9X	355	82	24	106	357	84	17	101
	新中距離空対空ミサイル	AMRAAM	132	177	35	212	215	204	50	254
	統合空対地スタンドオフ ミサイル	JASSM	75	99	59	158	163	167	41	207
	統合直接攻撃弾薬	JDAM	11605	306		306	10661	259	15	274
	統合スタンドオフ滑空誘導爆弾	JSOW	420	144	14	158	390	124	27	152
	小径爆弾	SDB	567	52	76	128	1343	99	116	214

(出典) 2007年、PROGRAM ACQUISITION COSTS BY WEAPON SYSTEM、Department of Defense をもと  
に作成

## D 船舶

(単位:百万ドル)

調達元	調達品目		2006年度				2007年度			
			調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計	調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計
海軍	航空母艦置き換えプログラム	CVN-21		763	301	1063		1107	308	1415
	次世代ミサイル駆逐艦	DDG 1000		706	1052	1759	2	2557	809	3366
	イージスミサイル駆逐艦	DDG-51		147		147		354		354
	沿岸戦闘艦	LCS	2	470	584	1054	2	597	329	927
	サンアントニオ型 水陸両用移動ドック	LPD-17	1	1514	11	1526		380	6	386
	バージニア型攻撃原潜	SSN774	1	2550	169	2719	1	2553	201	2754
	核燃料再装填/設備 オーバーホール	RCOH	1	1320		1320		1067		1067
	補給艦	T-AKE	1	386		386	1	453		453
	ヘリコプタ強襲揚陸艦(後継)	LHA		148	22	170	1	1131	13	1144
国防総省 全体 / 複数軍隊	統合高速輸送船	JHSV			10	10			34	34

(出典) 2007年、PROGRAM ACQUISITION COSTS BY WEAPON SYSTEM、Department of Defense をもと  
に作成

## E 宇宙向けプログラム

(単位:百万ドル)

調達元	調達品目		2006年度				2007年度			
			調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計	調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計
海軍	移動加入者対象システム	MUOS			450	450			662	662
空軍	海軍先進極超短波(EHF) マルチバンド端末	AEHF	1	522	639	1161			631	631
	発展型投棄式打ち上げロケット	EELV	1	603	19	622	3	852	20	872
	中型打ち上げロケット	MLS		145		145		101		101
	全地球測位システム	GPS	3	350	264	614		97	490	587
陸軍	国家極軌道作戦環境監視衛星 システム	NPOESS			319	319			347	347
	高軌道・宇宙配備赤外線(IR) システム	SBIRS-H		4	707	710	4	665	669	
	宇宙レーダ	SR			98	98			185	185
	変革対応・通信衛星システム	T.SAT			417	417			730	730
	広帯域ギャップフィル 衛星システム	WGS		71	98	169	1	413	38	450

(出典) 2007年、PROGRAM ACQUISITION COSTS BY WEAPON SYSTEM、Department of Defense をもと  
に作成

## F その他プログラム

(単位:百万ドル)

調達元	調達品目		2006年度				2007年度			
			調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計	調達数	調達額	研究・開発・ 試行・改良費 (RDT&E)	合計
陸軍	戦術重車両系列	FHTV	486	370	21	390	1600	1012	13	1025
	中型戦術車両系列	FMTV	3276	675	18	693	5788	1484	13	1497
	高機動多目的装輪車	HMMWV	7096	1281	20	1302	9253	1659	6	1665
	保安用装甲車	ASV	97	116		116	183	160		160
	ネットワーク結節点統合	JNN		679		679		227		227
	単一チャネル空地用 無線システム	SINCGRAS		785		785		189		189
国防総省 全体 / 複数軍隊	統合戦術無線通信システム	JTRS			371	371			801	801
	ミサイル防衛	MD			7758	7758			9434	9434
	化学兵器廃棄	CHEM/ DEMIL		1387		1387		1323		1323
	パトリオット/中空域機動防空シ ステム 結合プログラム	P/M CAP	112	550	290	839	112	572	337	909

(出典) 2007年、PROGRAM ACQUISITION COSTS BY WEAPON SYSTEM、Department of Defense をもと  
に作成

### 1.3.3.2 イギリス

#### I 契約金額及び件数

##### A 契約金額

(単位：100万ポンド)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
防衛省本部が締結した契約の総価格	10,053	13,136	12,815	13,107	14,888	18,242	28,148
それぞれの契約方法が 総価値に占める割合(%)：							
競争による価格設定	56	61	60	70	65	51	62
市場動向を参照した価格設定	9	8	8	9	8	7	7
初期の見積もりに基づいた価格設定	21	29	22	18	23	35	22
実費に基づいた価格設定 (価格を最小化するインセンティブを含む)	14	2	10	3	4	7	9

(出典) <http://www.dasa.mod.uk/natstats/ukds/2007/c1/table116.html>

(2008年12月アクセス)をもとに作成

##### B 契約件数

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
防衛省本部が締結した契約の総数	54,269	47,892	45,569	36,610	27,419	25,865	22,712
それぞれの契約方法の数が 総数に占める割合(%)：							
競争による価格設定	36	35	34	37	40	41	41
市場動向を参照した価格設定	47	48	37	41	28	33	31
初期の見積もりに基づいた価格設定	17	17	28	21	31	24	27
実費に基づいた価格設定 (価格を最小化するインセンティブを含む)			1	1	1	2	1

(出典) <http://www.dasa.mod.uk/natstats/ukds/2007/c1/table116.html>

(2008年12月アクセス)をもとに作成

## II 機関別内訳

目的及び機関別の内訳を示す。

(単位：100万ポンド)

年 度	2002	2003	2004	2005	2006
防衛支出総計	40,595	33,415	31,222	33,325	32,910
目的1: 現在遂行する作戦において成功を収める	3,475	3,481	3,390	3,564	3,711
軍事行動	1,117	1,233	938	1,040	1,443
その他の軍事上の作戦	1,606	1,659	1,764	1,698	1,525
地域社会への貢献	506	360	395	494	397
平和な世界構築への寄与	246	229	293	332	346
目的2: 起こりうる課題に対処するために準備を行う	33,694	26,777	24,934	26,601	26,292
海軍	12,348	9,990	7,310	7,942	7,037
航空母艦	416	293	347	354	339
駆逐艦等	3,029	1,709	1,548	1,355	1,619
小型の戦艦	487	284	486	413	390
水陸両用船	430	339	340	290	339
戦略用海上輸送船	15	3	38	41	46
艦隊支援船	461	348	408	344	366
調査船・その他の船	223	157	102	72	94
海軍保有の飛行機	1,221	1,393	1,193	1,139	1,083
潜水艦	5,589	4,862	2,307	3,393	2,204
英国海兵隊	477	604	540	540	557
陸軍	10,229	8,723	9,252	10,479	10,706
戦闘部隊	7,382	6,372	7,517	8,492	8,822
その他の部隊	2,847	2,350	1,736	1,987	1,884
空軍	9,179	7,002	6,825	6,848	6,987
攻撃・攻撃支援用飛行機	3,138	2,407	2,349	1,777	2,067
防衛・監視用飛行機	2,723	2,112	2,228	2,348	1,625
偵察・海洋パトロール用飛行機	711	350	489	606	613
給油・輸送・通信用飛行機	1,211	1,040	1,028	1,247	1,211
将来攻撃能力	306	339	15	20	44
その他の飛行機	1,091	753	716	850	1,427
中央	1,938	1,063	1,547	1,332	1,562
統合部隊・多国籍による作戦	573	148	523	474	425
中央管理の軍事支援	469	236	289	400	367
戦時予備資材の維持	896	679	734	458	770
目的3: 未来をつくるための投資	3,426	3,156	2,899	3,160	2,907
研究開発	972	1,007	996	1,041	1,026
設備投資	2,454	2,149	1,903	2,119	1,881

(出典) <http://www.dasa.mod.uk/natstats/ukds/2007/c1/table106.html>

(2008年12月アクセス)をもとに作成

### III 主要品目別内訳

既に投資判断がなされた主要な 20 案件と、まだ投資判断がなされていない主要な 10 案件について記載する。(2006 年 3 月時点)

#### A 既に投資判断がなされた主要な 20 案件

(単位: 100万ポンド)

		使用開始 年度	支出が最高 となる年度	予想される 費用	2005年度からの 費用の変更
新大型輸送機	A400M	2011	2009/2010	2,616	-28
アスチュート級原子力潜水艦	Astute Class Submarine	2008	2001/2005	3,656	164
中/超視認距離ミサイル	Beyond Visual Range Air-to-Air Missile(BVRAAM)	2013	2009/2012	1,204	
新野外通信ネットワーク	Bowman	2004	2004/2005	2,017	10
空中発射対装甲ミサイル	Brimstone	2005	2004/2005	900	
C I P	Combat DBL infrastructure & Platform BISA (CIP)	2005	2005/2006	338	
戦闘車両(性能向上型)	C Vehicle Capability	2006	2019/2020	703	-7
統合攻撃戦闘機	Future Joint Combat Aircraft		2006/2007	1,916	2
多連装ロケット・システム	Guided Multiple Launch Rocket System	2007	2006/2014	263	
軽誘導対戦車兵器	Light Forces Anti-Tank Guided Weapon System(LFATGWS)	2005	2004/2006	305	-5
次世代対装甲兵器	Next Generation Anti-Armour Weapon(NLAW)	2007	2007/2008	314	-42
ニムロッド洋上哨戒・攻撃機	Nimrod Maritime Reconnaissance and Attack Mk4	2010	2002/2004	3,516	-292
パンサー連絡・統率用車両	Panther Command and Liaison Vehicle	2007	2006/2007	201	
精密誘導爆弾	Precision Guided Bomb(PGB)	2007	2006/2007	341	-11
スティングレイ 軽量魚雷延命・性能	Sting Ray Lightweight Torpedo Life Extension Capability Upgrade	2006	2005/2007	594	-5
支援車両	Support Vehicle	2008	2009/2010	1,338	-24
艦対空ミサイル	Terrier	2008	2007/2008	296	-3
戦略/戦術衛星デジタル通信システム	Trojan & Titan	2006	2003/2005	336	
防空駆逐艦	Type 45 Destroyer	2009	2006/2007	6,110	157
単発戦闘機・ユーロファイター	Typhoon	2003	2007/2008		

(出典)

<http://www.dasa.mod.uk/applications/newWeb/www/apps/publications/pubViewFile.php?content=10.117&date=2007-09-26&type=html>

(2008 年 12 月アクセス) をもとに作成

B まだ投資判断がなされていない主要な 10 案件

( 単位 : 100万ポンド )

		予想される費用
次期ジェット練習機	Avanced Jet Trainer	73
超音速巡航ミサイル	Falcon	31
クイーン・エリザベス型空母	Future Aircraft Carrier(CVF)	302
将来統合兵士技術	Future Integrated Soldier Technology	33
将来高速機動システム	Future Rapid Effects System	649
将来戦略給油機	Future Strategic Tanker Aircraft(FSTA)	30
間接火力防護攻撃システム	Indirect Fire Precision Attack(IFPA)	20
M A R S 計画	Military A float Reach & Sustainability	
イギリス軍用飛行訓練システム	UK Military Flying Training System(UKMFTS)	29
無人航空機	Watchkeeper	65

( 出典 )

<http://www.dasa.mod.uk/applications/newWeb/www/apps/publications/pubViewFile.php?content=10.117&date=2007-09-26&type=html> ( 2008 年 12 月アクセス ) をもとに作成

### 1.3.3.3 ドイツ

#### I 主要品目別内訳

部隊・業務名 / 調達品目	調達資材の価格 (単位：1,000ユーロ)		
	2005	2006	2007
軍隊	188,363	156,108	177,987
装備合理化	903	243	250
新装備調達	150,525	130,704	143,347
新規資産取得	29,273	16,855	26,390
国際任務のための調達	7,662	8,306	8,000
医療業務	89,439	89,634	90,000
資材の修理	42,969	30,634	30,000
新規調達	46,470	59,000	60,000
生活費	2,497	10,792	146,152
資材の修理	49	92	
ケータリング	1,483	8,300	N/A
貯蔵ストックの再補充	965	2,400	5,400
軍装	96,099	125,150	140,330
維持管理	102	150	330
点検修理	95,997	125,000	140,000
NATO	161,888	166,038	140,049
NATO安全保障プログラム	161,888	166,038	140,049
通信信号	289,570	344,000	474,300
維持管理	103,949	99,000	122,000
点検修理	708	N/A	11,500
SATCOM (統合衛星通信) 調達	N/A	N/A	60,800
資材調達	184,913	245,000	280,000
武器隊	1,531,752	1,762,975	1,891,524
維持管理 (軍需品及び車両を望む)	104,248	98,000	108,621
維持管理 (軍需品)	42,780	57,000	49,237
維持管理(車両)	403,845	222,000	245,000
維持管理 (海軍の車両)	170,193	270,150	259,163
陸軍の保守・兵站	33,821	222,825	193,503
新規戦車の調達	64,995	90,000	145,000
新規車両の調達	143,980	200,000	226,000
軍需品の調達	352,974	360,000	420,000
その他の物品の調達	214,916	243,000	245,000
需給品部隊	60,665	60,500	63,000
装備の維持管理	17,665	19,500	20,000
新装備の調達	43,000	41,000	43,000
海兵隊及びその調達	842,444	678,000	583,000
資材・船舶の維持管理	242,455	203,000	225,000
船舶の運用分析	N/A	5,000	10,000
船舶の調達	599,989	470,000	348,000
飛行機及び航空宇宙用資材	3,018,742	3,080,600	3,111,200
維持管理	981,114	940,600	980,800
飛行機の運用分析	156	20,000	20,200
飛行機・資材の調達	364,972	450,000	425,000
戦闘用ヘリの調達	250,000	380,000	350,000
NATO-90ヘリコプターの調達	315,000	300,000	399,000
ユーロファイター (戦闘機) の調達	1,090,000	977,000	911,200
A400M飛行機の調達	17,500	13,000	25,000
研究開発	724,254	811,200	844,135
軍事品の研究開発	297,461	325,000	260,300
医学・心理学用物品調達	4,449	5,000	4,650
軍事作戦の研究	17,194	16,100	14,300
連邦国防軍の変革プロセス	6,350	13,100	11,750
軍隊の開発および実験	390,000	400,000	500,900
1408,1410,1411部隊の開発及び実験	1,700	3,000	3,035
戦闘飛行機MRCAの開発	7,100	49,000	49,200
総計	7,005,713	7,284,997	7,661,677

数値には文民への支出分は含まれていない

(出典) <http://www.bundesfinanzministerium.de/bundeshaushalt2008/html/ep14/ep14.html>

(2008年12月アクセス) をもとに作成

### 1.3.3.4 フランス

#### I 主要品目別内訳

防衛環境と将来像の策定 (単位：百万ユーロ)	2008		2007		2006	
	予算請求額	支払い額	予算請求額	支払い額	予算請求額	支払い額
戦略分析	5.10	3.70	3.80	3.70	7.40	2.90
軍隊システムの将来像策定	38.50	38.50	36.50	39.90	57.40	49.80
技術的・産業的能力の維持	1,016.40	971.20	1,020.40	965.30	1,042.90	890.30
宇宙関連の基礎研究	59.50	57.70	59.70	69.70	90.90	90.40
核関連の基礎研究	93.20	60.40	56.80	37.30	63.00	26.40
その他の基礎研究	537.50	526.50	574.90	529.30	586.60	471.40
輸出の支援	17.00	17.00	17.80	17.80	12.80	12.60

(出典) [http://merln.ndu.edu/whitepapers/France\\_English.pdf](http://merln.ndu.edu/whitepapers/France_English.pdf) (2008年12月アクセス)

より作成

武力の維持および使用 (単位：百万ユーロ)	2008		2007		2006	
	予算請求額	支払い額	予算請求額	支払い額	予算請求額	支払い額
陸軍の武力の維持	9,140.40	9,153.30	9,073.00	9,019.60	9,473.80	9,614.80
旅団の指揮	780.30	776.00	775.40	775.40	625.00	628.70
旅団横断的な活動	2,459.20	2,492.10	2,465.40	2,442.40	2,709.40	2,842.90
特別支援任務を負った旅団の活動	142.50	1,141.40	1,133.70	1,135.30	1,140.70	1,154.50
兵站業務に従事する旅団の活動	811.90	811.10	803.20	803.20	818.70	819.50
その他の陸軍の活動	763.60	761.90	756.20	756.20	751.60	752.90
戦術用の機材の支援	735.10	712.70	657.80	711.30	658.50	617.70
陸軍に対する航空機材の支援	247.50	240.30	263.80	201.20	30.80	-314.40
兵士への支援	656.90	657.50	651.30	626.70	525.50	528.00
その他の支援	240.50	257.90	277.40	279.30	854.00	899.60
海軍の武力の維持	4,449.20	4,519.10	4,326.20	4,474.00	4,322.30	4,273.20
旅団の指揮	241.20	241.20	284.40	283.80	251.70	252.60
海軍総司令部による活動	866.20	866.20	828.30	832.10	832.40	865.10
潜水艦による活動	164.00	164.00	204.00	204.30	172.40	172.30
海軍による対空活動	362.10	362.10	421.00	419.80	386.50	386.60
特殊部隊による活動	124.00	124.00	106.60	106.60	107.10	107.10
海軍総司令部への支援	430.60	525.80	597.70	614.00	324.70	543.60
潜水艦への支援	471.20	421.30	495.20	568.90	312.00	360.60
海軍による対空活動支援	387.10	409.60	387.10	369.80	160.50	80.60
特殊部隊への支援	32.20	37.00	14.80	19.80	39.30	36.00
部隊横断的な支援	768.70	766.00	445.10	515.70	1,280.60	1,003.40
空軍の武力の維持	4,969.00	5,095.70	5,016.70	5,114.20	5,509.20	5,739.00
旅団の指揮	136.40	135.40	189.90	186.20	161.00	173.90
空軍戦闘部隊の活動	391.10	391.10	418.70	406.20	421.70	421.70
空軍戦略部隊の活動	227.50	252.20	255.00	254.50	254.70	265.30
領土外の空軍の活動	274.90	274.90	355.20	349.20	347.70	348.00
空軍の防護活動	409.30	409.30	285.10	285.00	329.50	331.00
空軍の探索活動	463.30	463.20	478.90	476.50	460.50	461.10
航空関連の機材の支援	1,008.50	1,093.70	994.50	1,134.30	1,412.80	1,599.40
非航空関連の機材の支援	439.90	460.40	480.60	471.00	436.00	451.30
空軍基地の支援	1,130.50	1,127.80	1,040.50	1,038.50	1,152.10	1,152.10

(出典) [http://merln.ndu.edu/whitepapers/France\\_English.pdf](http://merln.ndu.edu/whitepapers/France_English.pdf) (2008年12月アクセス)

より作成

軍隊備品 (単位：百万ユーロ)	2008		2007		2006	
	予算請求額	支払い額	予算請求額	支払い額	予算請求額	支払い額
抑止兵器	1,814.20	2,893.40	2,891.20	2,776.20	N/A	N/A
潜水艦	内訳は公開されていない					
ミサイル 5 1						
空地用中距離ミサイル						
指揮・情報統制関連	671.60	1,323.60	1,521.10	1,431.40	N/A	N/A
航空作戦指揮システム	内訳は公開されていない					
情報伝達システム						
SOCRATE (次世代軍用通信網)						
SYRACUSE III (軍事衛星)						
MELCHIOR						
HELIOS II (移動用ロボット)						
Projection - Mobility - Support	800.60	881.70	1,057.80	864.80	N/A	N/A
A400M (新大型輸送機)	内訳は公開されていない					
COUGAR Renovation (ヘリ搭載戦場監視レーダ・システム)						
NH90 (対潜/電子戦/輸送ヘリ)						
戦闘兵器	5,167.40	3,415.20	2,923.00	3,399.50	N/A	N/A
巡航ミサイル	内訳は公開されていない					
航空母艦						
地空モジュール式装備						
LAFAL (多用途戦闘攻撃機)						
CAESAR (自走榴弾砲)						
FELAN						
(個人用新総合戦闘装具システム)						
歩兵用装甲戦闘車						
TIGRE (大型駆逐艦)						
大型魚雷						
MU90(短魚雷3連装発射管)						
Excocet evolution (対艦ミサイル)						
FREMM (多用途フリゲート)						
戦闘用潜水艦						
防護兵器	297.7	723.9	567.3	774.5	N/A	N/A
MICA (空対空ミサイル)	内訳は公開されていない					
FSAF						
(将来型地对空ミサイル)						
MISTRAL evolution						
(携行型短距離地对空ミサイル)						
HORIZON						
(ヘリ搭載戦場監視システム)						
PAAMS						
(主力防空ミサイル・システム)						

(出典) [http://merln.ndu.edu/whitepapers/France\\_English.pdf](http://merln.ndu.edu/whitepapers/France_English.pdf) (2008年12月アクセス)

より作成

### 1.3.3.5 日本

#### I 契約金額及び件数 (平成 18 年度、中央調達分)

契約方式	一般競争契約	指名競争契約	随意契約	F M S	計
件数	6,555	260 (197)	1590 (816)	201	8606 (1,013)
金額 (単位：億円)	3,536	279 (157)	8413 (3,081)	998	13226 (3,238)

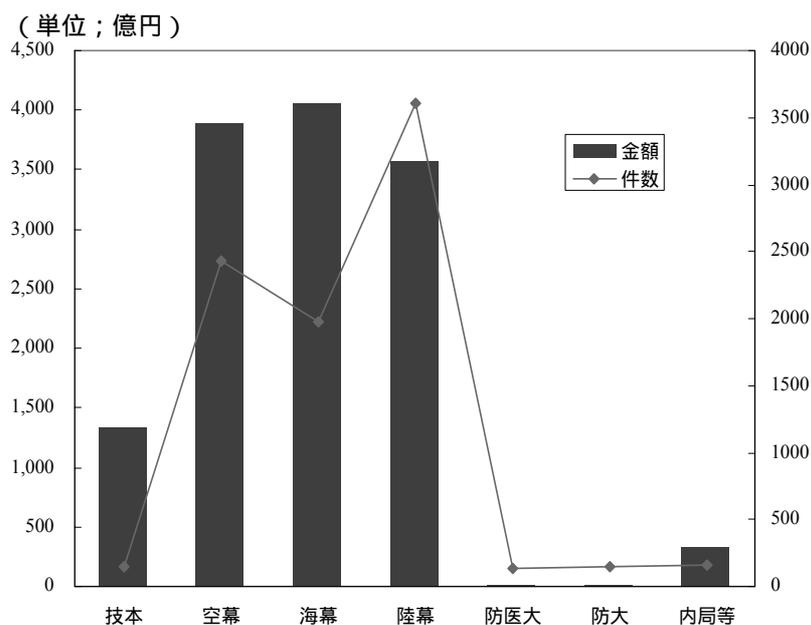
( ) 内は公募型契約であり、内数である。

(出典) <http://www.epco.mod.go.jp/gaikyou/chapter2-6/chapter2-6.htm#sec1> (2008 年 12 月アクセス)

#### II 調達要求元別内訳

要求元	件数	金額 (単位：億円)
内局等	156	331.7
防大	144	12.4
防医大	135	12.4
陸幕	3,613	3,568.70
海幕	1,979	4,058.80
空幕	2,428	3,898.10
技本	151	1,343.90
計	8,606	13,225.90

(出典) <http://www.epco.mod.go.jp/gaikyou/chapter2-6/chapter2-6.htm#sec8> (2008 年 12 月アクセス)



### III 主要品目別内訳

要求機関	品名	数量	金額	契約相手方	
陸幕	89式小銃	6,064丁	18	豊和工業(株)	
	5.56mm機関銃MINIMI	348丁	6	住友重機械工業(株)	
	12.7mm重機関銃	121丁	6	住友重機械工業(株)	
	87式対戦車誘導弾発射装置	1式	4	川崎重工業(株)	
	81mm迫撃砲L16	9門	1	豊和工業(株)	
	120mm迫撃砲RT	4門	1	豊和工業(株)	
	99式自走155mmリゅう弾砲 (車体・火炮)	7両	66	(株)日本製鋼所 三菱重工業(株)	
	90式戦車 (車体・火炮)	11両	79	三菱重工業(株) (株)日本製鋼所	
	軽装甲機動車	180両	46	(株)小松製作所	
	96式装輪装甲車	20両	20	(株)小松製作所	
	87式偵察警戒車	3両	7	(株)小松製作所	
	99式弾薬給弾車	1両	4	(株)日立製作所	
	90式戦車回収車	1両	5	三菱重工業(株)	
	91式戦車橋	1台	5	三菱重工業(株)	
	78式雪上車	12両	3	(株)大原鉄工所	
	化学防護車	2両	2	(株)小松製作所	
	戦闘ヘリコプター(AH 64D) (機体・エンジン)	1機	59	富士重工業(株) 石川島播磨重工業(株)	
	観測ヘリコプター(OH 1) (機体・エンジン)	2機	39	川崎重工業(株) 三菱重工業(株)	
	多用途ヘリコプター(UH 60JA) (機体・エンジン)	1機	39	三菱重工業(株) 石川島播磨重工業(株)	
	多用途ヘリコプター(UH 1J)	4機	32	富士重工業(株)	
	輸送ヘリコプター(CH 47JA) (機体・エンジン)	1機	49	川崎重工業(株)	
	03式中距離地对空誘導弾	1式	198	三菱電機(株)	
	81式短距離地对空誘導弾	1式	47	(株)東芝	
	93式近距離地对空誘導弾	1式	29	(株)東芝	
	96式多目的誘導弾システム	1式	31	川崎重工業(株)	
	01式軽対戦車誘導弾	1式	30	川崎重工業(株)	
	海幕	護衛艦(DDH) (船体・主機械)	1隻	487	(株)HIRAKAWA 石川島播磨重工業(株)
		潜水艦(SS) (船体・主電動機)	1隻	338	三菱重工業(株) 富士電機システムズ(株)
		掃海艇(MSC) (船体・主機械)	1隻	74	ユニバーサル造船(株) 三菱重工業(株)
		哨戒ヘリコプター(SH 60K) (機体・エンジン)	3機	117	三菱重工業(株) 石川島播磨重工業(株)
初等練習機(T-5)		1機	3	富士重工業(株)	
空幕		要撃戦闘機(F 15)近代化	2機	4	三菱重工業(株)
	支援戦闘機(F 2A/B) (機体・エンジン)	5機	556	三菱重工業(株) 石川島播磨重工業(株)	
	救難ヘリコプター(UH 60J) (機体・エンジン)	2機	97	三菱重工業(株) 石川島播磨重工業(株)	
	救難捜索機(U-125A)	1機	46	兼松(株)	
	初等練習機(T-7)	3機	7	富士重工業(株)	
	地对空誘導弾ペトリオット	1式	650	三菱重工業(株)	
技本	次期固定翼哨戒機及び次期輸送機 (その6)	1式	598	川崎重工業(株) 石川島播磨重工業(株)	
	新戦車(その5)	1式	140	三菱重工業(株)	
	新弾道ミサイル防衛用誘導弾 (その1)	1式	30	三菱重工業(株)	
統幕	中央指揮システム(統幕)	1式	45	富士通(株)他	

(出典) <http://www.epco.mod.go.jp/gaikyou/chapter2-6/chapter2-6.htm#sec11> (2008年12月アクセス)

### 1.3.4 輸出入の状況

#### 1.3.4.1 概観

防衛装備品の輸出に関しては、アメリカとロシアの2カ国で世界シェアの半分以上を占めている。両国の後には、ドイツ、フランス、イギリスといった欧州勢が続いており、この上位5カ国で世界シェアの約80%を占めている。

これらの装備先進国は、供給相手国への政治及び経済上の影響力を得るといった政治的な目的や、自国の防衛産業からの強い要請等という経済上の理由等から、アジア、欧州及び中東各国に向けた装備品輸出を積極的に推進している。

企業別に見ると、アメリカ、欧州のグローバル企業が世界市場をほぼ独占している。冷戦以後の防衛産業の再編・統合により誕生した巨大企業は、現在の装備品輸出の中心的なプレーヤーとなっている。

表 1-4 世界の防衛関連企業トップ10(2006年)

(単位：百万ドル)

	企業名	国名	防衛事業 売上高	利益
1	ボーイング	アメリカ	30,690	2,215
2	ロッキード・マーティン	アメリカ	28,120	2,529
3	BAEシステムズ	イギリス	24,060	1,189
4	ノースロップ・グラマン	アメリカ	23,650	1,542
5	レイセオン	アメリカ	19,530	1,283
6	ジェネラル・ダイナミクス	アメリカ	18,770	1,856
7	EADS	西欧	12,600	124
8	L-3 コミュニケーションズ	アメリカ	9,980	526
9	フィンメカニカ	イタリア	8,990	1,280
10	タレス	フランス	8,240	487

(出典)2008年、SIPRI YEARBOOK 2008 Summary、The Stockholm International Peace Research Institute、pp.12

(和訳)

#### 1.3.4.2 アメリカ

アメリカは、その圧倒的な軍事技術力のもとに、世界の防衛市場において最大の装備品供給国の地位を築いている。アメリカは、装備品の輸出に際して、同盟諸国及び友好諸国との間でFMS (Foreign Military Sales) による有償援助を実施している。これは、アメリカの武器輸出管理法に基づいたもので、契約時において価格、納期は見積りであり、その決定は契約後となること、支払いは前払いで金額確定後に精算が行われること等の調達条件を相手国側が受諾することで、初めて行われる調達制度である。国防総省はFMS改善計画

の下、1999年より、外国調達グループ（Foreign Procurement Group / FPG）との月2回の調整会議を行い、購入諸国からのFMSの改善要求を調整する場を設けている。

アメリカの装備品輸出の主要な取引国は、韓国、イスラエル、UAE、ギリシャ等をはじめとする71カ国に及んでおり、2003～2007年における装備品輸出の世界シェアは約31%（世界第1位）である。

**表 1-5 アメリカの輸入相手国及び取引金額**

（単位：百万ドル）

相手国	2003	2004	2005	2006	2007	Total
イギリス	92	160	130	160	260	802
カナダ	187	160	127	127	127	729
スイス	90	112	153	154	98	607
イスラエル	42	68	36	6	4	155
ウクライナ	53		7	20		80
南アフリカ共和国	1	1	22	11	25	61
ドイツ			0	12	35	47
スペイン				17	17	34
オーストラリア	30	2				32
フランス			0	3	18	22
スウェーデン		15			3	18
ブルガリア	7					7
イタリア		5				5
オーストリア				3		3
輸入合計	501	523	476	514	587	2601

（出典）2008年、Register of transfers of major conventional weapons, 2007、The Stockholm International Peace Research Institute をもとに作成

**表 1-6 アメリカの輸出相手国及び取引金額**

（単位：百万ドル）

相手国	2003	2004	2005	2006	2007	Total
韓国	413	794	519	1275	1263	4264
イスラエル	84	836	1100	1093	882	3994
UAE	30	391	1274	1015	488	3197
ギリシャ	1527	798	75	49	239	2688
エジプト	391	478	527	521	328	2245
日本	426	384	283	429	464	1985
台湾	101	336	744	608	3	1791
オーストラリア	263	217	225	401	612	1719
ポーランド	14	5	6	321	847	1192
イタリア	495	412	59	31	31	1028
イギリス	457	99	15	136	287	994
シンガポール	47	371	537	30		984
パキスタン		57	134	163	496	851
トルコ	297	110	302			708
カナダ	44	65	91	92	396	688
ポルトガル	57	29	289	203		577
サウジアラビア	104	96	143	163	19	524
オマーン	4	13	75	405	4	501

オランダ	60	129	97	61	65	412
チリ		13		237	83	333
スペイン	77	108	21	88	31	324
デンマーク	8	137	29	47	95	317
ヨルダン	85	118	3		79	285
ドイツ	23	112	97			232
スウェーデン	30	30	62	58	32	212
タイ	147	48	14	3		210
イラク		2	29	35	141	206
クウェート	29		13		117	159
インド	3	3	3	53	79	140
ブラジル	8	57	52	5	13	135
ルーマニア	1	19	32	32	52	135
ノルウェー	4	5	3	45	71	129
ペルー	22	47	25	22		115
フランス	17	78		14		109
コロンビア	85		3	3	3	94
アルゼンチン	12	16	4	17	35	85
ニュージーランド	48	33		3		85
メキシコ	5	45	13	9	5	77
チェコ	18		44	14		76
パーレーン	6		54		15	75
マレーシア	32	11	2	15	12	71
フィリピン	3	19	8	12	23	66
ハンガリー				32	27	59
ベルギー	27	12			15	54
南アフリカ共和国				14	30	44
アフガニスタン			15		24	39
スイス		18			19	37
ドミニカ共和国	3	27				30
インドネシア	6	6	2	10	6	29
カザフスタン		19			6	25
スリランカ	6	16			1	23
リトアニア	1	2	2	10	4	20
チュニジア	0			18		18
モロッコ				16		16
エストニア	14					14
ラトビア	14					14
ベネズエラ	13					13
ナイジェリア	11					11
中央アフリカ共和国				9		9
エルサルバドル	9					9
ブルガリア					4	4
エクアドル			4			4
ガーナ					4	4
アイルランド				1	3	3
イエメン				3		3
バハマ					1	1
ブルネイ	0	0				1
ジャマイカ					1	1
レバノン			1			1
ルクセンブルク	1					1
マケドニア				0		0
輸出合計	5581	6616	7026	7821	7454	34499

( 出典 ) 2008 年、Register of transfers of major conventional weapons, 2007、The Stockholm International Peace

Research Institute をもとに作成

### 1.3.4.3 イギリス

2003～2007年におけるイギリスの装備品輸出の主要な取引国は、アメリカ、ルーマニア、チリ、インド等をはじめとする38カ国に及んでおり、装備品輸出の世界シェアは約4%（世界第5位）である。

イギリスはアメリカにとって主要な装備品供給国である一方で、アメリカからも多くの装備品を調達している。アメリカからの装備品調達においては、FMSを利用しており、その精算に関しては我が国と同様に新精算方式（Accelerated Case Closure Procedure）を活用し、外国調達グループにも参加している。新精算方式は、納入後2年以内を目処に価格を決定し、「みなし確定」を行うことで早期のケースクローズを図る制度である。

イギリスの輸出入状況は以下の通り整理される。

表 1-7 イギリスの輸入相手国及び取引金額

（単位：百万ドル）

相手国	2003	2004	2005	2006	2007	Total
アメリカ	457	99	15	136	287	994
オランダ	10	10		192	192	404
ドイツ	300				25	325
カナダ					138	138
イスラエル				2	26	28
スウェーデン	12	12				24
オーストリア					22	22
南アフリカ共和国		14				14
イタリア					9	9
ノルウェー	8					8
ロシア			2	1		2
デンマーク				1		1
輸入合計	787	135	16	332	698	1969

（出典）2008年、Register of transfers of major conventional weapons, 2007、The Stockholm International Peace Research Institute をもとに作成

表 1-8 イギリスの輸出相手国及び取引金額

(単位:百万ドル)

相手国	2003	2004	2005	2006	2007	Total
アメリカ	92	160	130	160	260	802
ルーマニア	1	208	209	2		421
チリ	152	11		124	124	411
インド		112	126		152	390
マレーシア	16	26		222	119	383
カナダ	37	240	6	4		287
スイス		35	70	70	105	280
南アフリカ共和国			12	120	133	264
イタリア	10	18	41	88	88	244
ギリシャ		100	50		50	200
ヨルダン	159	21				180
中国	4	30	30	30	30	124
スペイン		40	40			79
日本	20	10	10	18	17	75
デンマーク			25	42		67
トルコ	11	14	14	14	14	67
バーレーン	0			60		60
オーストリア	37	18				55
オーストラリア	29	16	8			52
オマーン	2	25	25			52
ポルトガル		3	33	3	1	40
エストニア		0			30	30
ドイツ	15	15				30
オランダ	10	10	10			30
アルジェリア	9		9	9		27
バングラディッシュ	9	18				27
タイ		6	5	12		24
ブラジル					19	19
タンザニア	10					10
ニーゼーランド			8			8
チェコ	1	3	3	0		7
サウジアラビア					7	7
イラク			5			5
ベネズエラ			4			4
フィリピン					3	3
コートジボアール	2					2
UAE		2				2
ネパール		1				1
輸出合計	624	1143	871	978	1151	4766

(出典) 2008年、Register of transfers of major conventional weapons, 2007、The Stockholm International Peace Research Institute をもとに作成

#### 1.3.4.4 ドイツ

ドイツの防衛装備品産業には、厳重な輸出規制が課されている。ドイツ政府は「兵器及びその他の防衛装備品の輸出に関するドイツ政府の政策基本指針」<sup>13</sup>において、兵器の輸出規制政策を継続すると述べており、装備品輸出に際しては政府によるライセンス認可を受けなければならないとされている。ただし、NATO及びNATOと同等の国への装備品輸出に関しては、特定の取引につき、一部の例外はあるものの、原則として輸出規制の適用外としている。

このような規制が存在するものの、ドイツの防衛産業は積極的な装備品輸出を行っており、2003～2007年における装備品輸出の世界シェアは約10%（世界第3位）を占めるに至っている。同期間のドイツの装備品輸出の主要な取引国は、トルコ、ギリシャ、南アフリカ共和国、オーストラリア等をはじめとする49カ国に及んでいる。

ドイツはアメリカからの装備品輸入に関して、従来からFMSを利用しており、精算には我が国と同様に新精算方式を適用している。しかし、近年は、調達を担当する管理事務所<sup>14</sup>を現地に設置し、その管理事務所を通してアメリカの装備品メーカーと直接契約を積極的に行っている。現在では直接契約による取引額が、FMSの金額を超える場合もある。また、外国調達グループにも参加しており、FMS調達の効率化にも取り組んでいる。

ドイツの輸出入状況は以下の通り整理される。

表 1-9 ドイツの輸入相手国及び取引金額

(単位:百万ドル)

相手国	2003	2004	2005	2006	2007	Total
オーストリア	0	0	0	1	1	2
フランス	13	25	25	25	25	113
イタリア		6	3		31	39
オランダ		95	123	525	5	748
スウェーデン	11	1	0	9	24	45
イギリス	15	15				30
アメリカ	23	112	97			232
輸入合計	62	254	248	560	85	1209

(出典) 2008年、Register of transfers of major conventional weapons, 2007、The Stockholm International Peace Research Institute をもとに作成

<sup>13</sup> [http://www.sipri.org/contents/expcon/frg\\_guide.html](http://www.sipri.org/contents/expcon/frg_guide.html)(2004年3月)

<sup>14</sup> ドイツのアメリカにおける調達支部に関しては、2.1.3.3にて詳述している。

表 1-10 ドイツの輸出相手国及び取引金額

(単位:百万ドル)

相手国	2003	2004	2005	2006	2007	Total
トルコ		21	566	222	784	1593
ギリシャ	123	125	94	451	763	1557
南アフリカ共和国			140	500	640	1280
オーストラリア	236	236	236	236	4	946
スペイン	8	42	212	345	318	925
イタリア	3	3	23	573	23	624
ポーランド	276	143			13	431
韓国	15	15	16	9	284	339
オーストリア	6	5	5		310	326
イギリス	300				25	325
マレーシア		1	1	310		312
フィンランド	198	8	27	17		249
イスラエル	208	9	9	9	9	243
ルーマニア		39	89	89		217
オランダ	99	9	9	17	46	179
チュニジア			168			168
デンマーク	34	77	40			151
ブラジル			140			140
アルゼンチン		134				134
エジプト	122					122
インド	25	14	13	13	14	78
中国	13	25	17	13	5	73
UAE	4	5	4	46	2	61
スイス		27	29			56
アメリカ			0	12	35	47
リトアニア		32	3	9		44
インドネシア	6	31	6			43
カナダ					36	36
シンガポール					34	34
パキスタン				4	20	24
ウルグアイ			17		3	20
ヨルダン	10	2		4	4	19
スウェーデン	14			3	1	17
チリ			1	1	10	12
ベルギー			0	4	5	9
エストニア	2	5	1			9
アイルランド		4	4			8
ベトナム			8			8
アルバニア					5	5
イラン	1	1	1	1	1	5
フランス	0				4	4
ロシア				4		4
タイ		4				4
オマーン	3					3
サウジアラビア	1	1	1			3
クウェート		1				1
レソト		1				1
ミャンマー	1					1
輸出合計	1707	1017	1879	2891	3395	10889

(出典) 2008年、Register of transfers of major conventional weapons, 2007、The Stockholm International Peace Research Institute をもとに作成

### 1.3.4.5 フランス

国内防衛需要の落ち込み、グローバルな防衛市場の拡大、装備品メーカーの巨大化等の市場環境の下、フランスは政府主導の独自の技術開発を基礎として、装備品の輸出を積極的に行ってきた。フランスにとって装備品輸出は、外交及び防衛政策の1つとして位置づけられており、装備品輸出は自国に十分な装備品の技術・生産基盤を持たない海外県からの安全保障上の正式な要求によるものが多い。2006年においては、57億ユーロの注文を受けている。フランスの装備品輸出の主要な取引国は、UAE、サウジアラビア、ギリシャ、シンガポール等をはじめとする43カ国に及んでおり、2003～2007年における装備品輸出の世界シェアは約9%（世界第4位）である。

フランスも、アメリカからの装備品輸入に関してFMSを活用しているが、イギリス、ドイツ及び我が国で活用している新精算方式は適用しておらず、外国調達グループにも参加していない。

フランスの輸出入状況は以下の通り整理される。

**表 1-11 フランスの輸入相手国及び取引金額**

(単位:百万ドル)

相手国	2003	2004	2005	2006	2007	Total
アメリカ	17	78		14		109
オーストリア				54	54	108
イタリア				38		38
スウェーデン	15	15				30
スペイン	25					25
オランダ				15		15
イスラエル					5	5
ドイツ	0				4	4
輸入合計	57	93	0	121	63	334

(出典) 2008年、Register of transfers of major conventional weapons, 2007、The Stockholm International Peace Research Institute をもとに作成

表 1-12 フランスの輸出相手国及び取引金額

(単位:百万ドル)

相手国	2003	2004	2005	2006	2007	Total
UAE	624	880	945	970	479	3897
ギリシャ	50	106	14	65	951	1186
サウジアラビア	36	780	1	4	10	831
シンガポール				8	660	668
韓国	87	80	27	163	174	530
パキスタン	282	37	20	32		371
インド	33	155	113	22	25	347
中国	44	73	75	49	48	289
チリ		21	239		3	263
オーストラリア	20	28	56	68	49	221
ブラジル	20	20		56	57	154
ドイツ	13	25	25	25	25	113
インドネシア	5	11	14	27	44	101
南アフリカ共和国	2	2	22	29	29	84
日本	3	8	1	16	30	57
台湾		5	50			55
スペイン		3	16		35	54
ブルガリア				20	20	41
スロベニア	14	14				27
アメリカ			0	3	18	22
トルコ	14				8	21
キプロス			20			20
イタリア	9	1	8		2	19
オマーン	14	3		3		19
マレーシア	14	4				18
アルジェリア			8	8		16
ノルウェー			1	8	8	16
モロッコ	7		7			15
スウェーデン					14	14
カタール	12					12
ルーマニア	6	6				11
ポルトガル		4	4			8
ヨルダン				7		7
クウェート			7			7
メキシコ			7			7
ベネズエラ		4	4			7
カメルーン			5			5
デンマーク	4					4
ボツワナ	3					3
ブルネイ			1	2		2
タイ					2	2
カナダ	1			1		1
セネガル				1		1
輸出合計	1313	2267	1688	1586	2690	9544

(出典) 2008年、Register of transfers of major conventional weapons, 2007、The Stockholm International Peace Research Institute をもとに作成

#### 1.3.4.6 日本

我が国は、武器輸出三原則等による規制により、装備品等の輸出は一切行っていない。2007年の装備品の輸入状況は以下の通り整理される。

表 1-13 日本の輸入相手国及び取引金額

(単位:百万ドル)

相手国	2003	2004	2005	2006	2007	Total
アメリカ	426	384	283	429	464	1985
イギリス	20	10	10	18	17	75
フランス	3	8	1	16	30	57
イタリア	16	10	5	5		36
スウェーデン				9	9	18
輸入合計	465	412	299	477	519	2171

(出典) 2008年、Register of transfers of major conventional weapons, 2007、The Stockholm International Peace Research Institute をもとに作成

我が国では、アメリカからの装備品調達を日米相互防衛援助協定に基づいた FMS にて行っており、1997年から新精算方式に参加している。しかし、FMS に関しては、納入遅延、精算遅延が問題となっており、2006年度末時点で1年以上の納入遅延による未納入額は272億円、納入後2年以上経過した未清算額は204億円となっている。2005年にはFMSの前金を利子付口座で管理する等といった対策がとられてきた<sup>15</sup>。

我が国は2003年から外国調達グループに参加しているが、防衛省の総合取得改革における取組として今後は、価格交渉のベースとなる内訳の入手の拡大、アメリカのFMS監査結果の入手、修理品目取替の方式の適用ケースの拡大、調達予定情報の入手等を働きかけていくこととしている。

<sup>15</sup> 2008年、総合取得改革推進プロジェクトチーム第7回会合「資料3」、防衛省装備施設課、pp.1,3,4,11

## 【第 1 章(まとめ)】

冷戦の終結以後、急速に進展した世界的な軍縮と IT 分野を中心とした技術革新により、欧米主要国は安全保障の枠組みの抜本的な変化を迫られた。従来の兵力の規模に依存する戦法は、情報ネットワークを中心にしたものへと変化し、最先端の兵器を装備した機動力のある部隊が、同時並行的に作戦を展開する戦法となった。軍縮により縮小する予算の中で、このような戦法の変化に対応するべく、各国の防衛産業は国際的な再編・統合により企業競争力を向上させることを余儀なくされた。

欧米主要国では、安全保障のみならず、経済的な観点からも重要となる防衛産業の強化を目的とし、各国政府による積極的な支援を受け、現在の装備品のグローバル市場をほぼ独占する巨大企業群が誕生した。

さらに、2001 年 9 月 11 日のアメリカでの同時多発テロに代表される国際テロ事件を契機に、テロネットワークに対抗し得る柔軟かつ迅速な軍の運用と、同盟国や友好国とのさらなる関係強化が求められることとなった。欧米主要各国はこのような安全保障環境の変化に呼応して、自国の国防政策の再構築を行い、装備品の研究開発、調達効率化及び軍の運用強化を目的とした様々な国際協力体制の枠組みを模索した。

このような国際的な安全保障体制の変化の中において、アメリカは圧倒的な国防予算と軍事技術力を背景に、産学官の密接な連携による飛躍的な技術革新を常にリードしている。また、同盟諸国及び友好諸国への装備品の有償援助による国際協力を始めとして、世界最大の装備品供給国の地位を築いている。

欧州各国及び我が国では、限られた研究開発予算の中で、効率の良い装備品開発を行うべく、アメリカとの協力関係を一段と強めてきた。高度化・複雑化する装備品開発に伴う研究開発負担を軽減すべく、研究開発体制の整備及び大学等の学術機関や民間の研究機関との連携強化等が図られた。さらに、欧州においては、域内の統合運用を目指した協力を強めており、欧州共通の防衛市場の創設、欧州防衛技術産業基盤の整備及びその活動のベースとなる欧州防衛研究技術戦略の策定が行われている。欧州では、共同出資プログラム等によって各国の技術開発の重複を避けることで開発コストを合理化し、域内の連携をより強固にする活動が、現在も積極的に実施されている。

## 2 欧米主要 4 カ国における防衛装備品の調達制度及び会計検査等の状況

### 2.1 防衛装備品の調達制度

#### 2.1.1 アメリカ

##### 2.1.1.1 防衛装備品調達に係わる主要機関の役割及び概要

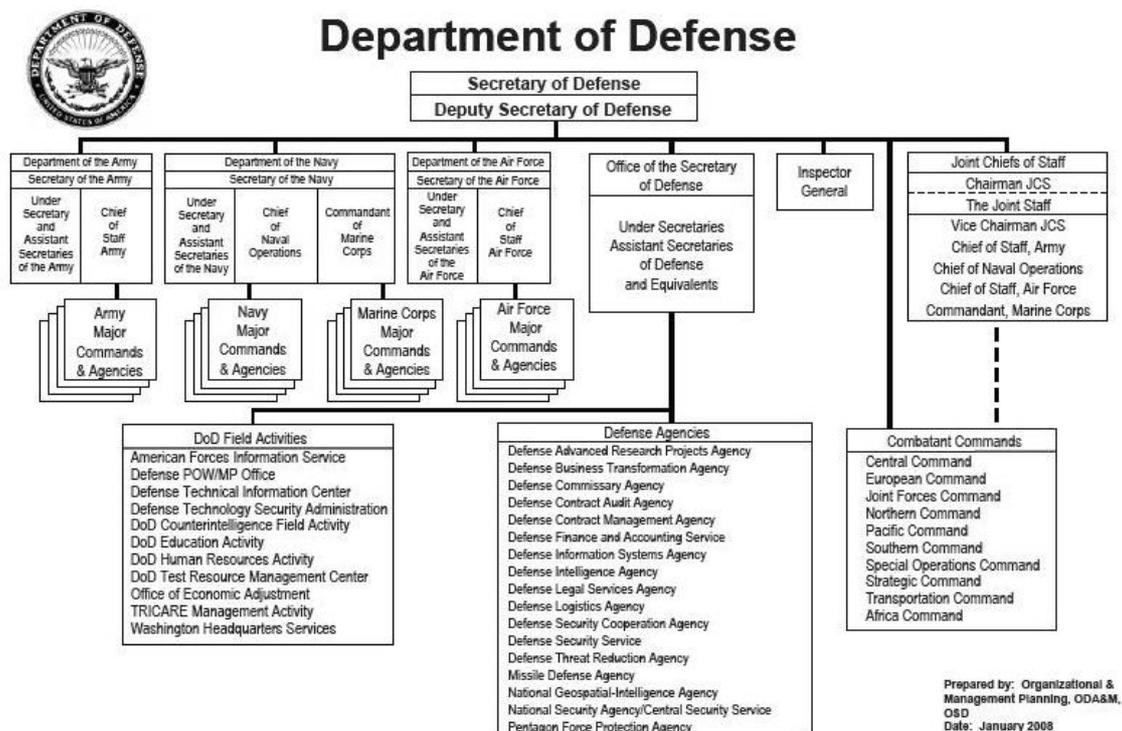
###### 1 国防総省の組織構成

国防総省の中で調達需要の形成に関与する主要な組織は、陸海空軍の調達組織及び国防長官直下の組織である統合参謀本部（The Joint Chiefs of Staff / JCS）である。大規模案件の形成については、各軍内部で調整がされた後、さらに各軍の代表者を含む統合参謀本部にて協議され、必要性の判断が下される。

調達の実施を管理するのは、主に国防長官直下の組織である国防長官官房（the Office of the Secretary of Defense、以下「OSD」という。）である。その下に、国防次官（調達、技術、兵站担当）（Under Secretary of Defense (Acquisition, Technology and Logistics) / USD (AT&L)）があり、その OSD 傘下で調達契約管理を行う国防契約管理局（Defense Contract Management Agency / DCMA）、監査支援を行う国防契約監査局（Defense Contract Audit Agency / DCAA）等調達業務における実行・支援業務を行う専門機関等がある。

国防総省の組織構成及び調達に関連する部署の構成は、下図のとおりである。

図 2-1 米国防総省組織図



（出典）国防長官官房ウェブサイト ORGANIZATION AND FUNCTIONS

(<http://www.defenselink.mil/odam/omp/pubs/GuideBook/ToC.htm>)

図中の主な機関：

- 国防契約管理局 ( Defense Contract management Agency / DCMA )
- 国防契約監査局 ( Defense Contract Audit Agency / DCAA )
- 国防兵站局 ( Defense Logistics Agency / DLA )
- 国防安全保障協力局 ( Defense Security Cooperation Agency / DSCA )

## II 各軍(陸・海・空)の調達組織概要

陸軍、海軍、空軍は、国防総省の中でそれぞれ独立した組織であり、各々が軍隊を組織、訓練、装備することが憲法で規定されている。防衛装備に関わる戦略・施策立案は、OSD や各軍の首脳部に集約されており、各軍の調達活動の連携にも寄与している。OSD は、戦略・施策立案の担い手であると同時に、大規模な調達プログラムである主要開発調達プログラム ( Major Development Acquisition Program / MDAP ) 等においては、本部として責任を持つほか、国防調達委員会 ( Defense Acquisition Board / DAB ) に参画することにより調達意思決定にも関与する。( OSD の概要については p.81 参照 )<sup>16</sup>

調達の意思決定と実施に関して、各軍は、下位から順にプログラムマネージャー、本部長、調達担当高官 ( Senior Acquisition Executive ) という共通の指揮命令系統を持っている。調達担当高官は各軍の次官補が務めており、プログラムの各軍内の最終承認者である。本部長は専門分野に応じて調達プログラム承認に関わるが、指揮系統の簡便化を考慮して調達担当高官とプログラムマネージャーの間に介在する本部長は二人までと決められている。陸軍と空軍の場合には、本部長以下のこの命令系統が、大將が指揮する調達と物流に関する主要な命令系統である陸軍資材部隊 ( Army Material Command / AMC )、空軍資材部隊 ( Air Force Material Command / AFMC ) に反映されている。海軍は、これに類似した命令系統を 80 年代に廃止し、中將が指揮する一つ下位の 3 つの指揮命令系統である海軍航空システム部隊 ( Naval Air Systems Command / NAVAIR )、航空・海上戦闘システム部隊 ( Space and Naval Warfare Systems Command / SPAWAR )、海軍海上システム部隊 ( Naval Sea Systems Command / NAVSEA ) に分散している。

各軍の調達組織は、米軍が防衛装備品の需要を形成する出発点となる機関であるが、需要形成のプロセスは各軍によって異なっている。陸軍、海軍は比較的集約されたプロセスを踏むのに対して、空軍のプロセスは分散型である。

各軍の調達に関わる組織概要を以下に示す。

---

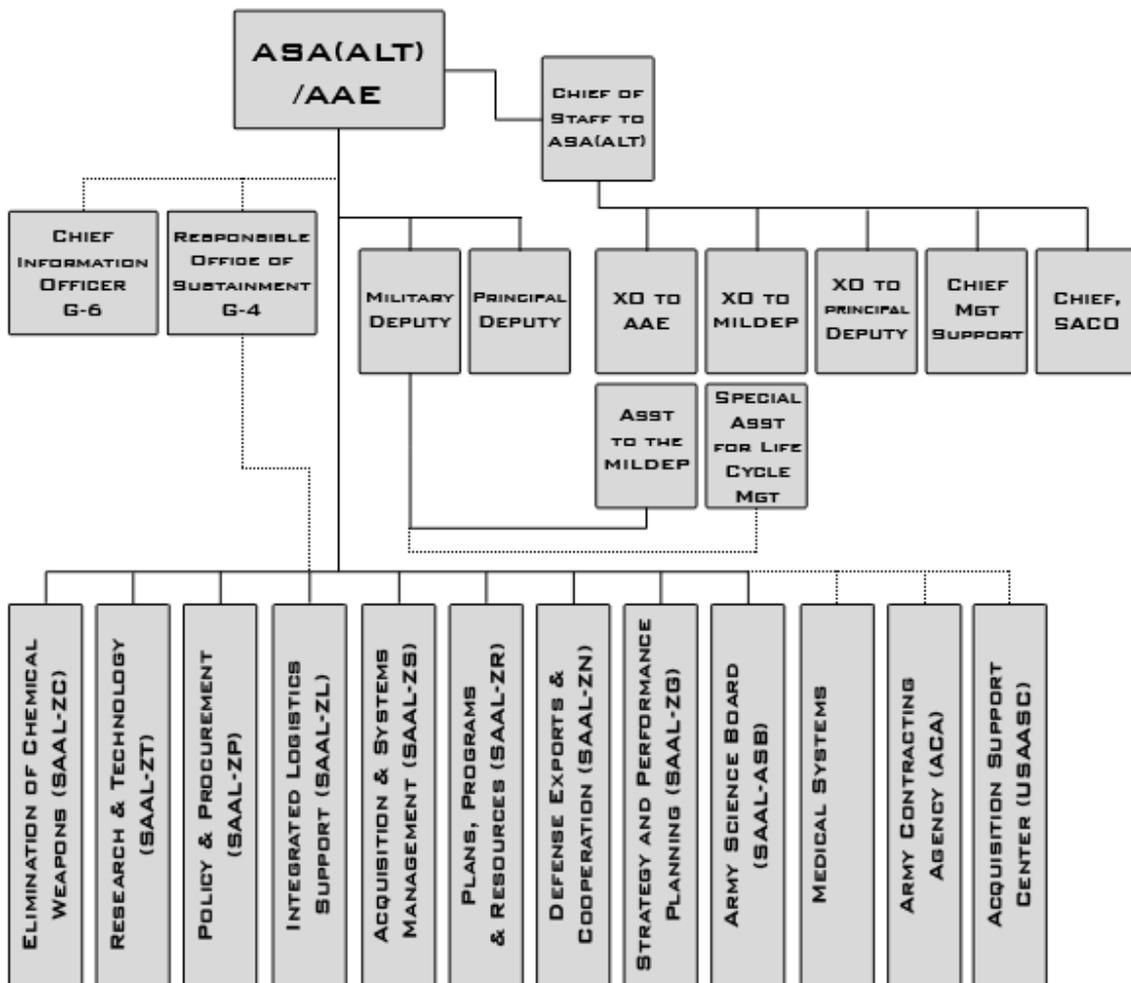
<sup>16</sup> Defense Acquisition University(2007)、"United States Defense Acquisition System, v 4[1]"、Defense Acquisition University Press、第 6 章 pp.1

## A 陸軍

### a 調達担当高官

陸軍における調達担当高官は、陸軍次官補(調達、兵站、技術担当) (the Assistant Secretary of the Army (Acquisition, Logistics, and Technology) / ASA(ALT))であり、陸軍の調達施策と調達システムの管理の責任を負う。次官補をサポートするのが軍事副次官補 (Military Deputy / MILDEP)であり、研究開発、開発テスト及び全ての主要な装備品調達における調達活動を管理している。陸軍の情報システム及びネットワークの全体管理において次官補の主要な相談役となっているのは、最高情報責任者 (Chief Information Officer G-6 / CIO G-6) である。さらに、防衛装備維持管理室 (Responsible Office of Sustainment G-4) が陸軍の防衛装備の維持管理において次官補のサポートを行っている。

図 2-2 陸軍次官補(調達、兵站、技術担当)傘下の組織構造



(出典) 陸軍次官補(調達、兵站、技術担当)ウェブサイト Organizational Structure

([https://www.alt.army.mil/portal/page/portal/oasaalt/Org\\_Structure](https://www.alt.army.mil/portal/page/portal/oasaalt/Org_Structure))

図中の主な機関：

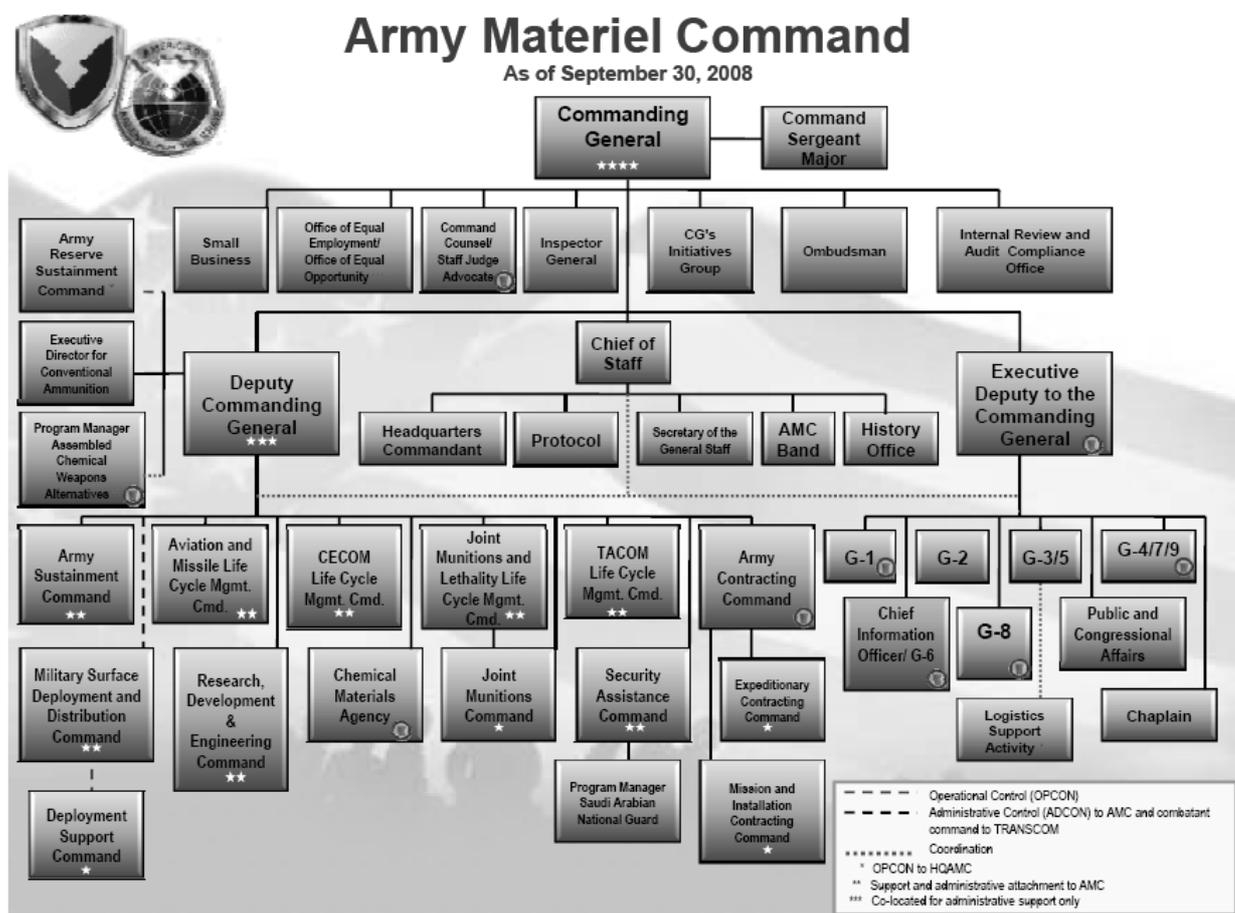
- 陸軍次官補室（調達、兵站、技術担当）（ the Assistant Secretary of the Army (Acquisition, Logistics, and Technology) / ASA(ALT) )
- 通信本部長（ Chief information Officer / CIO ）
- 維持責任室（ Resonsible office of sustainment ）
- 軍事副次官補（ Military Deputy ）

### *b 資材部隊*

陸軍資材部隊（ Army Material Command / AMC ）は文官、武官合わせて 50,000 人からなる陸軍の物資の準備、運搬、維持管理を行う主要な指揮命令系統である。AMC は膨大な数の物資貯蔵ポイントの管理を行っている。さらに、AMC は陸軍の研究所施設、その他の研究、開発、エンジニアリング施設、試験施設、調達拠点施設の管理も行っている。AMC はまた、国防総省における化学装備品の管理を行う機関となっており、陸海空軍の化学装備品の調達を一手に担っている。

AMC の 9 つの下部組織がそれぞれ固有の領域の装備品の調達、維持管理の責任を負っている。AMC 全体と 9 つの組織の構成を以下に示す。

図 2-3 陸軍資材部隊命令系統



(出典) 陸軍資材部隊ウェブサイト About AMC(<http://www.amc.army.mil/pa/about.asp>)

図中の主な機関：

- 陸軍後方支援部隊(Army Sustainment Command)
- 陸軍航空ミサイル管理部隊(Aviation and Missile Life Cycle Mgmt Command)
- 研究開発技術部隊(Research Development & Engineering Command)
- 通信電気管理部隊(CECOM Life Cycle Mgmt Command)
- 化学資材局(Chemical Materials Agency)
- 軍需管理部隊(Joint Munitions and Lethality Life Cycle Management Command)
- 戦闘車両管理部隊(TACOM Life Cycle Mgmt Command)
- 安全保障支援部隊(Security Assistance Command)
- 陸軍契約部隊(Army Contracting Command)

## B 海軍

海軍における調達担当高官は海軍次官補(研究開発、調達担当)(the Assitant Secretary of the Navy for Research, Development and Acquisition / ASN (RD&A))であり、海軍の調達施策を策

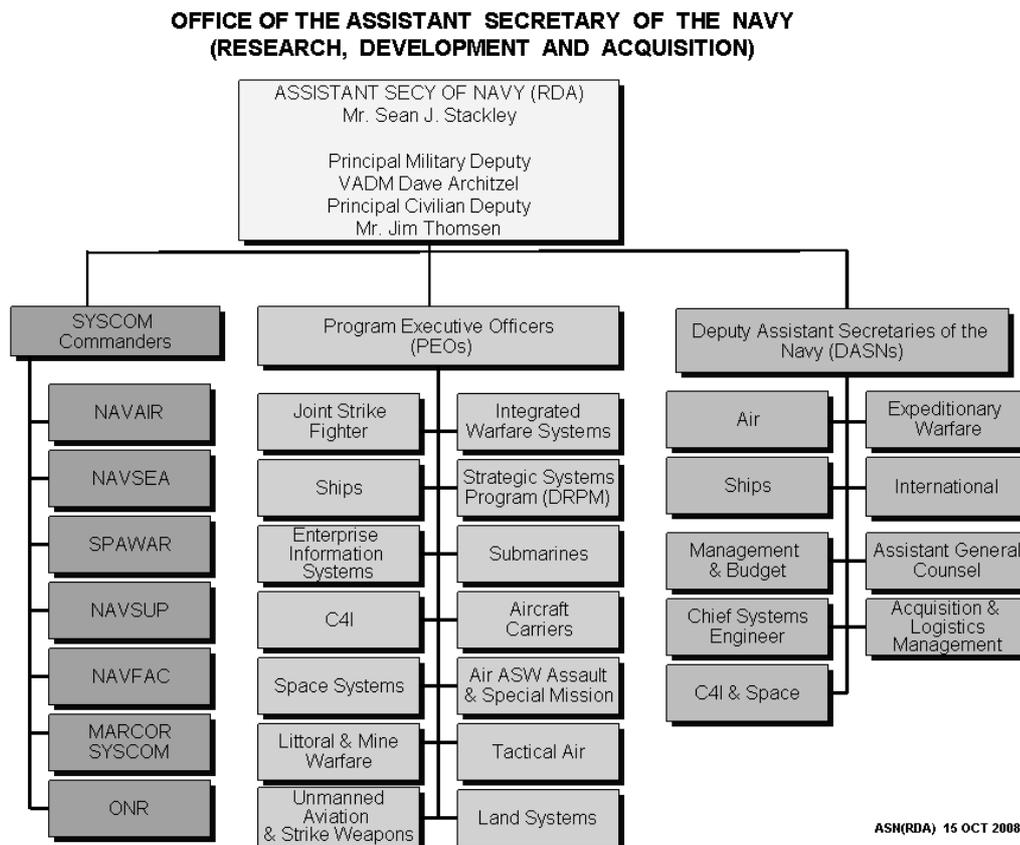
定するとともに海軍の調達制度の管理を行う。6人の代理官が次官補のサポートを行う。6人の担当領域はそれぞれ、船舶プログラム、遠征プログラム、航空プログラム、電源資源の供給プログラム、電子備品プログラム、宇宙兵器プログラムに分かれている。海軍の最高情報責任者（Chief Information Officer / CIO）は独立した存在で、海軍大臣の直下に位置している。次官補はまた下図に示す機能別担当官のサポートを受けている。海軍の研究機関は次官補の直属の独立組織となっている<sup>17</sup>。

次官補の下部組織には海軍、空軍共同のプログラムを管理する組織もあり、海軍・空軍の統合活動を促進する役割を担っている。海軍調達における次のレベルの指揮命令系統として、海軍航空システム部隊、航空・海上戦闘システム部隊、海軍海上システム部隊、海兵隊システム部隊が主要な4系統となっている。

---

<sup>17</sup> Defense Acquisition University(2007)、"United States Defense Acquisition System, v 4[1]"、Defense Acquisition University Press、第6章 pp.3

図 2-4 海軍次官補(研究開発、調達担当)傘下の組織構成



( 出典 ) 海軍次官補 ( 研究開発、調達担当 ) ウェブサイト Organization  
([http://www.acquisition.navy.mil/rda/home/organizations/asn\\_rda](http://www.acquisition.navy.mil/rda/home/organizations/asn_rda))

図中の主な機関 :

- 海軍次官補 ( 研究開発、調達担当 ) (the Assitant Secretary of the Navy for Research, Development and Acquisition / ASN (RD&A))
- 海軍航空システム部隊 ( Naval Air Systems Commnad / NAVAIR)
- 航空・海上戦闘システム部隊 ( Space and Naval Warfare Systems Command / SPAWAR)
- 海軍海上システム部隊(Naval Sea Systems Commnad / NAVSEA)
- 海兵隊システム部隊(Marine Corps Systems Command / MARCOR SYSCOM)

### C 空軍

空軍における調達担当高官は空軍次官補(調達担当)(the Assistant Secretary of the Air Force (Acquisition) / ASAF(A)) であり、二人の代理官が存在する。調達管理代理官は空軍の調達プログラム、調達改革、調達関連の教育訓練の管理全般を監督している。また、調達管理代理官は、ユーザーと議会の間位置し、各プログラムに管理指針を与えている。さらに、調達管理代理官は空軍の最高情報責任者の役職も担っている。

スタッフにはミッション遂行の担当官と機能分担の担当官がおり、ミッションについては情報優位確立、グローバルパワー、グローバルリーチ、宇宙及び核抑止の4つの分野の担当官が、施策や各種通達、予算配分等を示すとともに、それぞれのミッションに含まれるプログラムの監督を行う。機能分担の担当官の所掌事務は、契約管理、特定プログラム管理、科学技術及びエンジニアリング、運営管理方針及びプログラム導入管理である<sup>18</sup>。

空軍資材部隊(Air Force Material Command / AFMC)の本部は、80,000人以上の人員で構成されており、空軍の研究、開発、試験、調達プログラムの管理と空軍防衛装備品のロジスティクスの支援を行っている。特に、科学的調査や貯蔵品の維持管理、F-16のような既存武器システムの技術的サポートを行い、戦闘での使用に備えた装備品の安全性や適合性の確保に寄与している。また、本部長の命令系統において人的リソースの供給とプロセス支援を行っている。

空軍資材部隊は空軍の装備品の管理責任を負っており、開発・生産が必要な主要武器システムの管理は以下の3つの生産センター(航空システムセンター、電子システムセンター、航空装備センター)で行われている。既存の武器システムや装備品は空軍の航空物流センター(オグデン、オクラホマシティ、ワーナーロビンズ)で管理されており、これらのセンターは武器システム及び装備品のロジスティクス支援と維持管理の責任を負っている。

### III 国防長官官房 (Office of the Secretary of Defense / OSD)の組織概要

OSDの中で調達実施に関わる諸機関は、国防総省の調達施策立案、調達制度の管理の中心的役割を果たす国防次官(調達、技術、兵站担当)の傘下に組織されている。調達の支出実績等の管理を支援する国防次官(会計担当)、独立した調達活動の査察を行う査察官等、国防総省の調達に対する側面支援を行う諸機関は、国防次官と並列に置かれている。官房では、各軍の調達機関や傘下の調達実施機関の活動を管理しつつ、調達施策立案を主な業務としている。以下に、OSDの組織構成を示し、続いて主要な調達関連機関についての概説を加える<sup>19</sup>。

<sup>18</sup> Defense Acquisition University(2007)、“United States Defense Acquisition System, v 4[1]”、Defense Acquisition University Press、第6章 pp.5

<sup>19</sup> Defense Acquisition University(2007)、“United States Defense Acquisition System, v 4[1]”、Defense Acquisition University Press、第5章 pp.1

図 2-5 国防長官官房の組織構成

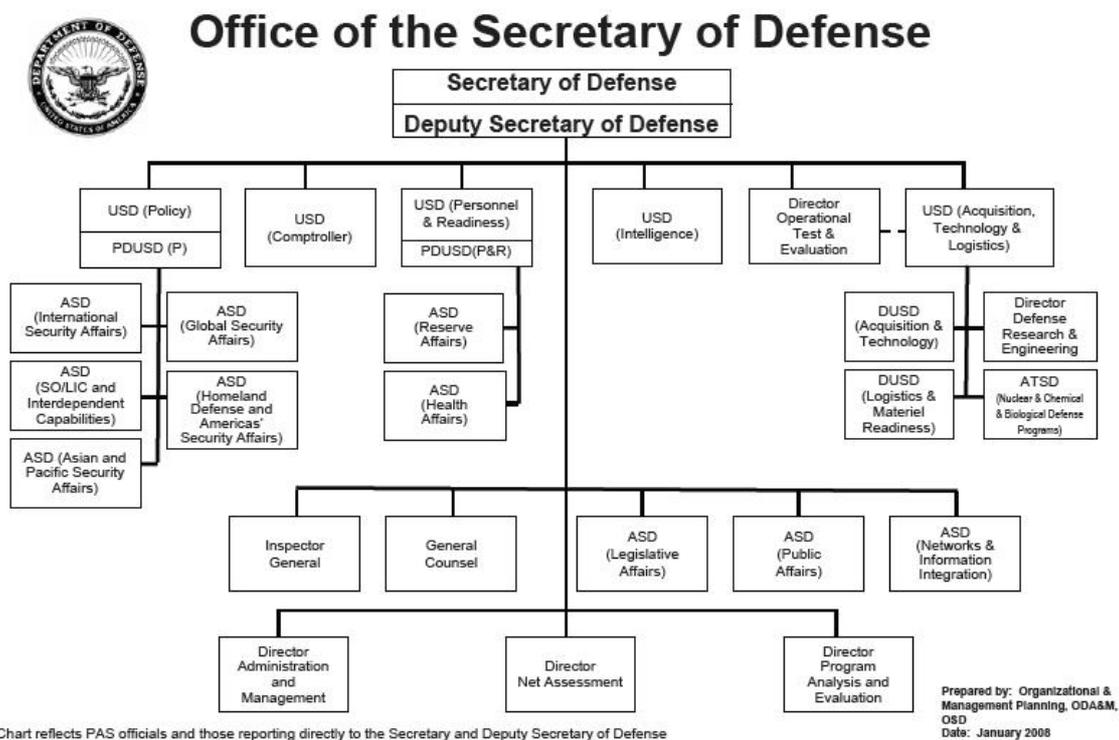


Chart reflects PAS officials and those reporting directly to the Secretary and Deputy Secretary of Defense

( 出典 ) 国防長官官房ウェブサイト ORGANIZATION AND FUNCTIONS  
<http://www.defenselink.mil/odam/omp/pubs/GuideBook/ToC.htm>

図中の主な機関：

- 国防次官(会計担当)(Under Secretary of Defense (Comptroller) / USD(C))
- 国防次官(調達、技術、兵站担当)(Under Secretary of Defense(Acquisition, Technology & Logistics) / USD(AT&L))
- 査察官(Inspector General)
- 法律顧問(General Counsel)
- 国防次官補 (ネットワーク、通信統合担当)(the Assistant Secretary of Defense(Networks & Information Integration) / ASD(NII))

**A 国防次官(調達、技術、兵站担当)**

国防次官（調達、技術、兵站担当）は、国防総省の調達施策立案、調達制度管理の全権を委任されている。同様な調達担当高官は前述のとおり各軍にもそれぞれ配置されており、国防総省の調達活動全般において彼らの活動の支援を行っている。命令系統の短縮を意図して本部長の構造は4層までと取り決められており、調達担当高官とプロジェクトマネージャーの間に介在する本部長は二人までが認められている。大規模な主要防衛調達プログラムや部隊管理、諜報プログラムの場合は、プログラムマネージャーは各軍の調達担当高

官を通して国防次官（調達、技術、兵站担当）、国防次官補（指揮命令、統制、伝達、諜報担当）(the Assistant Secretary of Defense for Command, Control, Communications and Intelligence / ASD(C3I)) にそれぞれ報告を行う。調達関連の事項の決定について、議会が認めた場合は、国防次官（調達、技術、兵站担当）は各軍大臣よりも強い決裁権を持つ。また、国防次官（調達、技術、兵站担当）は国防総省の組織階層の中で3番目に位置し、そのため、各軍に対して強い影響力を保持することが可能となっている。

### ***B 国防次官(会計担当)***

国防次官（会計担当）(Under Secretary of Defense (Comptroller) / USD (C))は予算編成・執行、契約監査等を含む予算管理、財務処理において国防長官、副長官に対する助言・支援を行う主要機関であり、OSD と協調して後述の PPBE プロセスの実行を担うとともに、最高財務責任者の役割を担っている。

### ***C 防衛装備品の運用試験及び評価担当官***

運用試験及び評価担当官（Director, Operational Test and Evaluation / DOT&E）は運用試験の施策や基準の作成及び運用試験結果の評価分析を行う。また、各軍の試験結果の監督を行う責任を負っている。

### ***D 査察官***

国防総省のプログラム執行や運用の監査、査察を独立して行う。査察官（DoD Inspector General / IG）は、国防総省内でのプログラム実施に伴う課題、不正、権利の濫用等を発見し是正が必要な事項を特定する責任を負っている。

### ***E 国防次官補(ネットワーク、通信統合担当)***

国防次官補（ネットワーク、通信統合担当）(Assistant Secretary of Defense for Networks and Information Integration / ASD (NII))は、国防総省の最高情報責任者であり、情報システムの開発、調達、運用の指針作りと監督を行う。なお、大規模情報システムプログラム（MAIS(Major Automated Information Systems)）のための防衛調達委員会（DAB(Defense Acquisition Board)）の議長は国防次官補（指揮命令、統制、伝達、知財担当）である。

### ***F 法律顧問***

法律顧問(General Counsel)は、国防総省の調達活動に伴う法的問題、規制の管理等に関する主要機関であり、訴訟を含む法的処理を取り扱う。OSD が行う国際交渉に係わる法的問題においても主導的役割を担っており、国防総省が行った全ての国際取引の契約書類等を保管している。

## IV 国防兵站局の役割及び組織概要

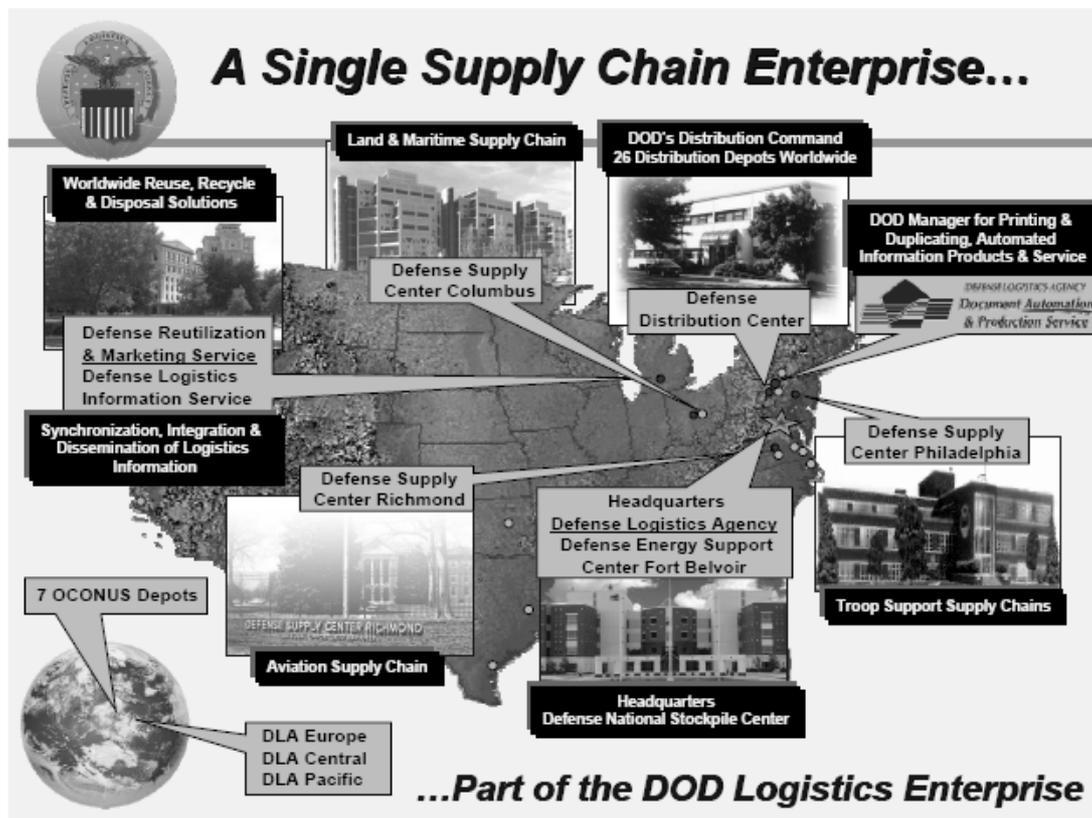
### A 概要

国防兵站局（Defense Logistics Agency、以下「DLA」という。）は、国防調達における兵站支援を担当する国防総省の内局であり、支援対象は軍隊や省庁、外国政府や国際機関までにわたる。21,000人が職務に従事し、1日に8,200件の契約を締結し、また、54,000もの物品を取得する等、国防総省傘下で最大の調達機関である。本部は、バージニア州のフォートベルボアにある。

### B 組織について

#### a 概略図

図 2-6 国防兵站局の組織構成



(出典) 国防兵站局ウェブサイト About DLA (<http://www.dla.mil/library/DLA%20org.pdf>)

#### b 組織の概要(主要機関)

- 国防調達拠点（Defense Supply Center）

民間企業から調達を行い、米軍に受け渡す過程を担っているため、民間企業と米軍の結節点として機能する。コロンバス、リッチモンド、フィラデルフィアの3箇所拠点が存在するが、拠点によって扱う物品が異なる。

- 国防物流拠点 ( Defense Distribution Center )  
全米に 25 箇所拠点が存在し、物品の梱包・貯蔵・輸送等を担う。
- 国防資産管理 ( Defense Reutilization & Marketing Service )  
軍物品・資産の売却等を行う。
- 国防兵站情報サービス ( Defense Logistics Information Service / DLIS )  
兵站情報を管理する。
- 国防兵站局欧州部隊(DLA Europe)、国防兵站局中央部隊 ( DLA Central )、国防兵站局環太平洋部部隊 ( DLA Pacific )  
海外展開する部隊を兵站支援する組織。

## V 国防契約管理局の組織概要

### A 概要

国防契約管理局(Defense Contract Management Agency / DCMA)は、軍需物品の契約管理と契約履行を担当する独立した国防総省の内局であり、日本では防衛庁装備本部が同様の任務を行っている。約 9,300 人以上の民間人と 560 人以上の軍人が米国並びに海外 26 カ国において従事している巨大組織である。国防契約管理局は、連邦調達プログラム(システム、装備品、そしてサービスを含む)が期日通りに、予定された価格以内で、求められるパフォーマンスにて納入されるよう働きかける。国防契約管理局職員は情報ブローカーとして、また、軍隊、連邦、共同の購入機関の現場代表として、購入の初期段階から従事する。本部は、バージニア州アレクサンドリアにある<sup>20</sup>。

契約締結以前においては、国防契約管理局は効率的な提案書の作成、潜在的リスクの発見、最も適した受託業者の選定、国防省や、連邦機関の要求を満たすような提案書作成等を行う。契約締結後においては、受託業者のパフォーマンスや管理システムを監督し、費用、商品の性能、納期が契約書で交わしたものと乖離しないように努めている。

### B 組織

航空システム課 (Aeronautical Systems)、海洋システム課 (Naval Sea Systems)、陸上システム・武器弾薬課 (Ground Systems and Munitions)、宇宙ミサイルシステム課(Space and Missile Systems)、国際課 (International)、特別事業計画課 (Special Programs)の 6 つの課を有している。また、世界に 47 の現地事務所を構えている。

## VI 国防安全保障協力局の組織概要

### A 概要

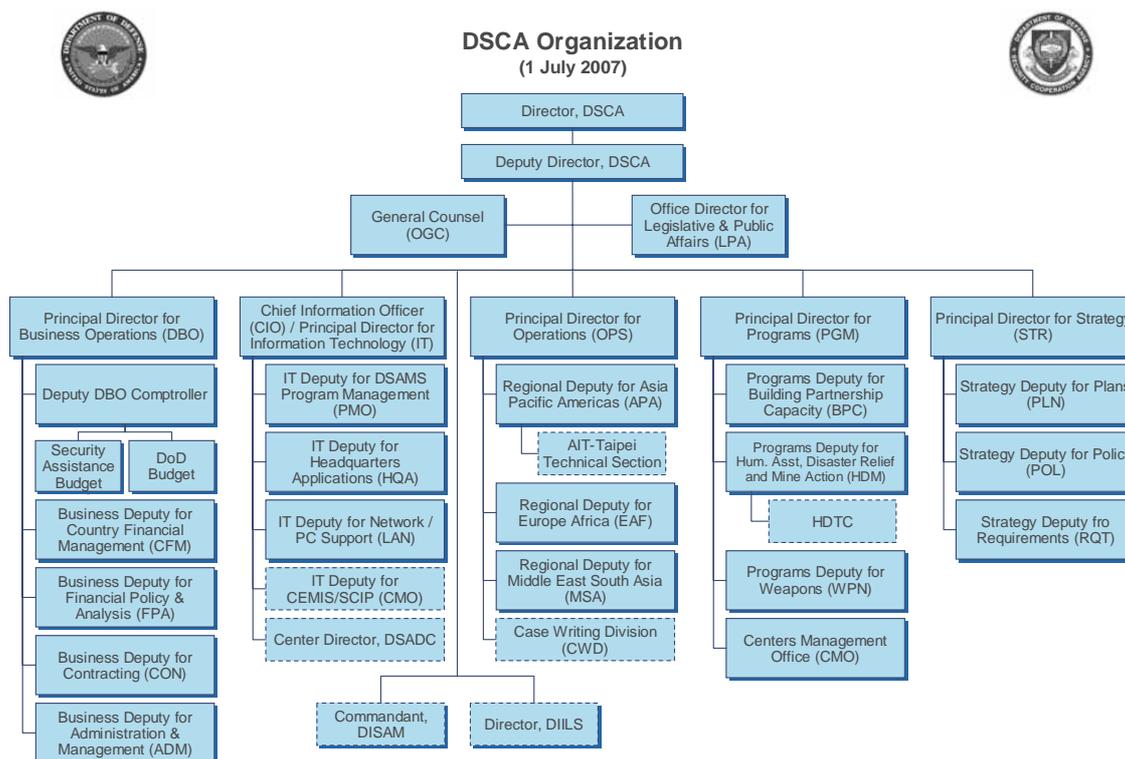
国防安全保障協力局 ( Defense Security Cooperation Agency / DSCA ) は、平時においては他国に対して信頼と影響力を拡大し、有事においては同盟国との共同行動を保障する。安

<sup>20</sup> <http://www.dema.mil/about.htm>

全保障協力プログラムの下、技術的・財政的支援、軍事物資の輸送、同盟国への訓練支援、軍隊間相互の契約潤滑化等を行う。このほか、同盟国との新しい軍事関係の構築、文民統制の促進、人権擁護の要請、自然／人的災害の被害者支援等も当機関の役割に含まれる。なかでも特徴的なのが、国防安全保障協力局は海外武器販売（Foreign Military Sales / FMS）業務<sup>21</sup>を担当していることである。FMSとは、現行の武器輸出管理法に基づき、武器輸出適格国（同盟諸国及び友好国等）に対し、アメリカが有償で装備品を提供する調達形式であり、友好国に安価で装備品の提供を行うことでアメリカの安全保障の一環を担っている。国防安全保障協力局はアメリカ側の窓口として機能し、FMS 調達の公告等を行う。

国防安全保障協力局は年間 120 億ドルの物資を新規販売し、人道支援・地雷除去活動基金に 5,900 万ドル拠出している。また、102 カ国に安全保障支援要員として 900 人派遣し、130 カ国以上から軍事研修生 14,000 人を受入れる等、国際的な安全保障体制構築に貢献している。本拠地はワシントンのペンダゴン内にある。

図 2-7 国防安全保障協力局組織構成



（出典）国防安全保障協力局ウェブサイト(<http://www.dsca.osd.mil/organization.htm>)

図中の主な機関：

- 事業運用官(Principal Director for Business Operations)
- 情報技術官（Chief Information Office / Technical Director for Information Technology）

<sup>21</sup> [http://www.mod.go.jp/j/info/sougousyutoku/pdf/siryoku/07\\_03.pdf](http://www.mod.go.jp/j/info/sougousyutoku/pdf/siryoku/07_03.pdf)

- 運用担当官(Principal Director for Operations)
- 事業計画担当官(Principal Director for Program)
- 戦略担当官(Principal Director for Strategy)

## 2.1.1.2 調達実施方法

### 1 調達プロセス

#### A 調達プロセスの基本コンセプト

##### a 防衛装備品の調達に係わる法律及び規則体系

##### 防衛装備品の調達に関する法律と規則の概要

米国防総省による防衛装備品及びそれを支援する情報システムの開発、生産、取得に係わる防衛調達については、法律と通達の大きく2つの体系によって取り決められている。Small Business Act (1963)、Competition in Contracting Act (1984)、Department of Defense Procurement Reform Act (1985)、Federal Acquisition Streaming Act of 1994 等に代表される連邦の調達活動に関連したこれらの法律は、内容に応じて分類・整理されたアメリカの50の法体系のうち Title 10 United States Code-Armed Forces に整理されている。

##### DoD Directive 5000.1 及び 5000.2 の基本概念

DoD Directive 5000.1 は、国防副長官 (Deputy Secretary of Defense) が認可したガイドラインであり、防衛調達システム (Defense Acquisition System / DAS) の基本的な仕組みと、防衛調達の3原則である柔軟性 (flexibility)、応答性 (responsiveness)、創造性 (innovation) について定義している。また、その他の詳細な原則についても体系だった解説を加えている。

DoD Instruction 5000.2 は、国防次官 (調達、技術、兵站担当)、国防次官補 (ネットワーク、通信統合担当) 及び防衛装備品の運用試験及び評価担当官が認可したガイドラインであり、防衛調達のミッションの実現とテクノロジーの実現機会の獲得を可能にする柔軟な防衛調達プログラムのフレームワークを定義している。また、DoDI 5000.2 においては、防衛調達システムの運用の担い手であるプログラムマネージャーと、調達サイクルの要所所で責任を持つ意思決定権者 (Milestone Decision Authority / MDA) の権限を定義している。

##### b 調達意思決定をサポートする主要3システムの概要

防衛調達のプロセスにおける意思決定の仕組みは、以下の3つのシステムを含んでいる。この仕組みにより、防衛幹部は防衛調達におけるリソースの最適配分に関わる意思決定について、適宜情報を取得し、監視することが可能となっている。

##### 計画、プログラム開発、予算、実行プロセス

計画、プログラム開発、予算、実行プロセス (The Planning, Programming, Budgeting, and Execution Process / PPBE) は、DoD Directive 7045.14 及び DoD Financial Management Regulation

700.14-R に基づき、防衛調達プログラムに対する予算決裁の意思決定プロセスについて定義している。

### 統合運用能力開発システム

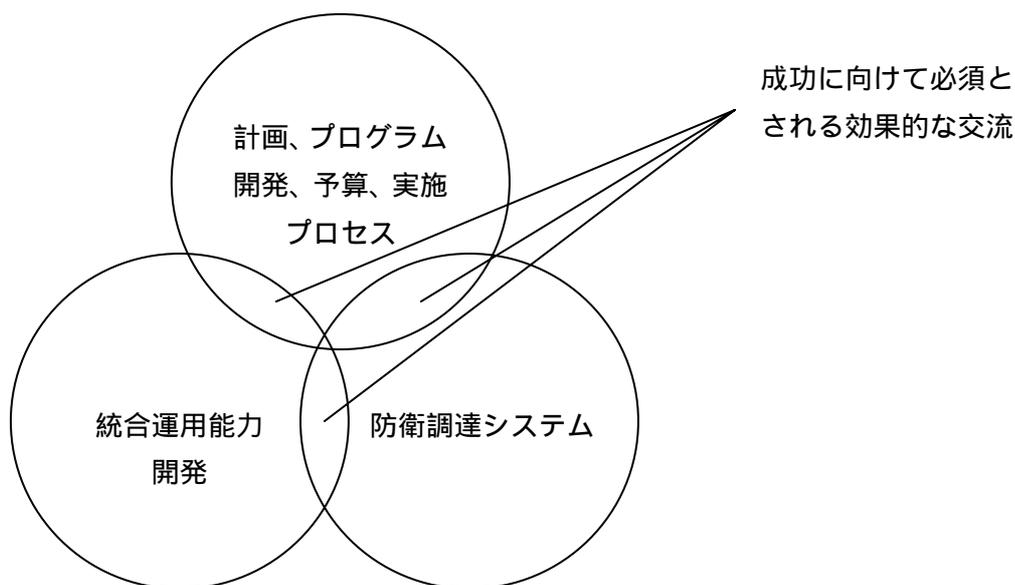
統合運用能力開発 システム(The Joint Capabilities Integration and Development System / JCIDS)は Chairman of the Joint Chiefs of Staff Instruction 3170.01E に基づき、防衛装備品のニーズの定義及び文書化、不足能力の確認、技術適用機会の発掘等を行うシステムである。

(詳細は P.82)

### 防衛調達システム (Defense Acquisition System / DAS)

防衛調達システム ( Defense Acquisition System / DAS ) は、DoD 5000 の各文書に基づき、信頼性の高い持続可能な購買システムにより防衛装備ニーズや技術適用機会を調達プログラムに的確に反映し、管理する枠組みを定義している。

図 2-8 防衛調達を支える 3 つの意思決定システム



(出典)DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2005)、”INTORODUCTION TO DEFENSE ACQUISITION MANAGEMENT SEVENTH EDITION”、DEFFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.22 (和訳)

### c 調達カテゴリー分類の概要

全ての防衛調達プログラムは、管理のために調達カテゴリー分類 (Acquisition Categories / ACATs)のうちのいずれかに分類される。各調達プログラムが調達カテゴリー分類のどの

分類になるかは、主に調達金額とプロセスの意思決定権者の地位の高さによって決められている。

防衛調達プログラムのカテゴリー分類のルールを以下に示す。

**表 2-1 調達プログラムのカテゴリー分類**

プログラムの種類	カテゴリー	必要決裁	分類基準
主要防衛調達プログラム (Major Defense Acquisition Programs / MDAP)	ACAT ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>国防次官(調達、技術、兵站担当)による発議</li> <li>防衛調達委員会によるレビュー</li> <li>国防次官(調達、技術、兵站担当)による決裁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3億6,500万ドル以上の研究開発・評価案件</li> <li>2,190億ドル以上の調達案件</li> </ul>
同上	ACAT IC	<ul style="list-style-type: none"> <li>国防次官(調達、技術、兵站担当)による発議</li> <li>各機関(ここでは各軍及び調達関連機関)でのレビュー及び決裁</li> </ul>	同上
主要自動情報システム調達プログラム (Major Automated Information Systems Acquisition Programs / MAIS)	ACAT IAM	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高情報責任者による発議</li> <li>情報技術調達委員会によるレビュー</li> <li>最高情報責任者による決裁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイクルコスト 3億7,800万ドル以上</li> <li>プログラム全体コスト 1億2,600万ドル以上</li> <li>単年度プログラムコスト 3,200万ドル以上</li> </ul>
同上	ACAT IAC	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高情報責任者による発議</li> <li>各機関でのレビュー</li> <li>各機関で決裁</li> </ul>	同上
主要システム (Major Systems)	ACAT II	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関長による発議</li> <li>各機関でのレビュー</li> <li>各機関長による決裁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1億4,000万ドル以上の研究開発・評価案件</li> <li>6億6,000万ドル以上の調達案件</li> </ul>

プログラムの種類	カテゴリ	必要決裁	分類基準
その他 (陸軍、海軍、海兵隊は除く)	ACAT III	<ul style="list-style-type: none"> <li>ACAT I、IA 及び II の基準を満たさない</li> <li>各機関の権限規定方針に基づく</li> <li>最大限権限委譲された機関によるレビューと決裁</li> </ul>	基準なし
陸軍 海軍 海兵隊	ACAT IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>ACAT I、IA 及び II の基準を満たさない</li> <li>各機関の権限規定方針に基づく</li> <li>最大限権限委譲された機関によるレビューと決裁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AR70-1(Army)及び SECNAVINST 5000.2C (Navy and Marine Corps)</li> </ul>

(出典)DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2005), "INTRODUCTION TO DEFENSE ACQUISITION MANAGEMENT SEVENTH EDITION", DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.23(和訳)

### B 調達活動におけるリソース配分

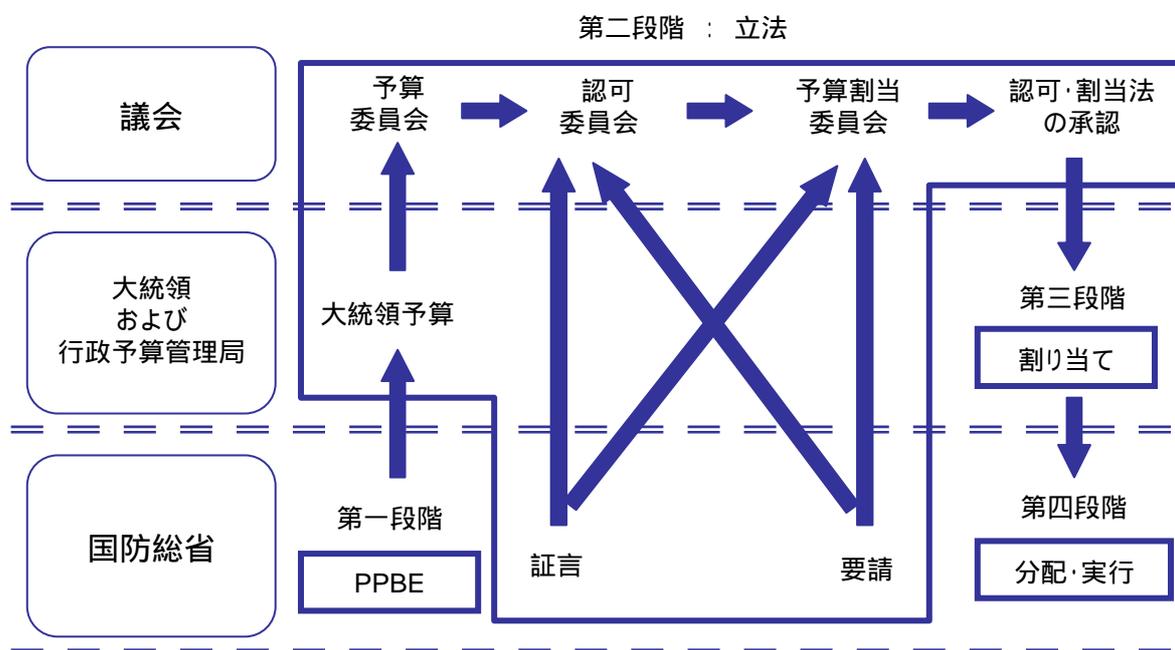
防衛調達に必要なとされる全ての資金は以下の4つのフェーズからなるリソース配分の流れに沿って供給される。

- フェーズ1： 計画、プログラム開発、予算、実行プロセス(The Planning, Programming, Budgeting, and Execution Process、以下「PPBE」という。)
- フェーズ2： 予算承認 (Enactment)
- フェーズ3： 予算割当 (Apportionment)
- フェーズ4： 分配・実行 (Execution)

防衛装備品の開発、製造、装備及び運用サポートが円滑に実行されることを担保するという観点から、管轄首脳部の関心は計画段階に主に注がれている。調達プログラムマネージャーは、将来に亘るプログラムの資金の確保と日々の運営費用を調達するため、計画段階に対する関心と同様に、各フェーズを通して首脳部に十分な情報を提供することにも注力している。

各フェーズを通じたステークホルダー間の相互関係を下記に示す。

図 2-9 リソース配分決定のプロセス



(出典) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2005)、“INTRODUCTION TO DEFENSE ACQUISITION MANAGEMENT SEVENTH EDITION”、DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.64 (和訳)

### a PPBE の概要

PPBE は国防総省の予算を確保するためのプロセスであり、1962年に当時の国防大臣であったロバート・マクナマラによって導入され、現在の仕組みになったのは2003年からである。

#### 計画

計画 (Planning) フェーズは、国防長官官房と統合推進室 (Joint Staff) が共同して国の防衛構想と戦略計画指針 (Strategic Planning Guidance / SPG) と呼ばれる軍事戦略との調整を図ることから始まる。戦略計画指針は、拡張計画プロセス (Enhanced Planning Process) と呼ばれる計画プロセスの進め方を示しており、このプロセスの結果として統合プログラム開発指針 (Joint Programming Guidance / JPG) と呼ばれるプログラム開発の手引きが作成される。統合プログラム開発指針には、武器調達、武装近代化、調達選択肢の確保と継続性の向上、調達プロセス支援、インフラ整備等、防衛調達における各活動に対する支出の上限や優先順位が定められる。統合プログラム開発指針は計画 (Planning) とプログラム開発 (Programming) をつなぐ役目を果たしており、国防総省の各部局 (陸海空軍及びその他関連部局) は、統合プログラム開発指針に基づいてプログラム目的定義書 (Program Objective Memorandum、以下「POM」という。) と呼ばれる調達プログラムの企画書を作成する。

## プログラム開発

プログラム開発（Programming）フェーズは、国防総省各部局による POM の作成から始まる。POM の作成においては、限られた予算の有効活用のため、戦略計画指針で示された指針と統合プログラム開発指針に示された支出の優先順位との間のバランスの調整がなされる。完成した POM にはプログラム企画書のかなり詳細な記述がなされており、プログラム予定期間である向こう 6 年間の時間軸に沿った資源配分（装備品、資金及び人員）計画が示されている。さらに、POM には資金投入が十分でない又は全くなされていない重要なプログラムの指摘と、そのプログラムに対する資金不足がもたらすリスクに関する評価が示されている。国防長官官房と統合推進室幹部は、各 POM を精査し、全体として一貫性のある防衛プログラムを構築するようにしている。さらに、国防長官官房スタッフ及び統合推進室は、POM の部分的な課題や資金不足等について問題を提起することができ、資源配分に関する最低限の修正を含む代替案を提起することができる。部局レベルで解決されない課題は、国防長官の判断を仰ぐこととなり、その結果はプログラム意思決定記録（Program Decision Memorandum）に記載される。

## 予算

予算（Budgeting）フェーズは、プログラム開発（Programming）フェーズと同時並行であり、各防衛部局は POM と同時にプログラムの予算書を提出する。予算書は、プログラムの妥当性を説明する予算関連書類とともに提出される。予算は 2 年分しか作成されないが、POM に比べて財務的な記述は詳細である。予算の見積もりは国防次官（会計担当）及び行政管理予算局（Office of Management and Budget / OMB）のアナリストによって精査・検討される。同精査によって、各プログラムがその時々々の財務指針に沿っているか、適正価格となっているか等が評価される。また、併せて議会に提出される予算関連書類がプログラムの妥当性を示すのに十分であるかも確認される。一般的に、アナリストが予算の詳細について検討や議論を行うヒアリング前に、国防総省各部局に対して文書による質問等が提示される。そして、ヒアリング後、各アナリストは担当分野のプログラム及び予算充当に関するプログラム予算決裁（Program Budget Decision / PBD）と呼ばれる承認書類を作成する。プログラム予算決裁においては、予算に関するヒアリングを通して抽出された課題に関連した財務的な調整が提案される。プログラム予算決裁は国防副長官に回覧され決裁され、これらの決裁を反映した予算が行政管理予算局に提出された後、国防総省全体の予算が国家予算の一部として議会に提出される。

## 分配・実行

分配・実行（Execution）フェーズは、プログラム開発（Programming）フェーズと予算（Budgeting）フェーズと同時進行で行われる。分配・実行フェーズの目的は、首脳陣に現

在及び過去の資源配分の効率性についてのフィードバックを提供することにある。防衛プログラムの計画された成果とその達成度を比較し、プログラムの計画に対する未達の程度に応じて、プログラムの計画達成のための資源配分の修正やプログラムの再構築を推奨する。

### C 統合運用能力開発システム(JCIDS)

統合運用能力開発システム(The Joint Capabilities Integration and Development System、以下「JCIDS」という。)は、将来の軍事課題に対応した防衛装備調達の実現を目的とし、統合運用を重視した必要能力の特定を行うプロセスである。JCIDS は的確な分析手続に基づいて、将来必要とされる能力と現在の能力とのギャップを認識し、可能性のある解決策を提示する。JCIDS では調達理念に始まり、組織、訓練、物資、指揮系統と教育、人事、施設等、幅広い領域を網羅しているが、ここでは物資の調達に焦点を当てる。

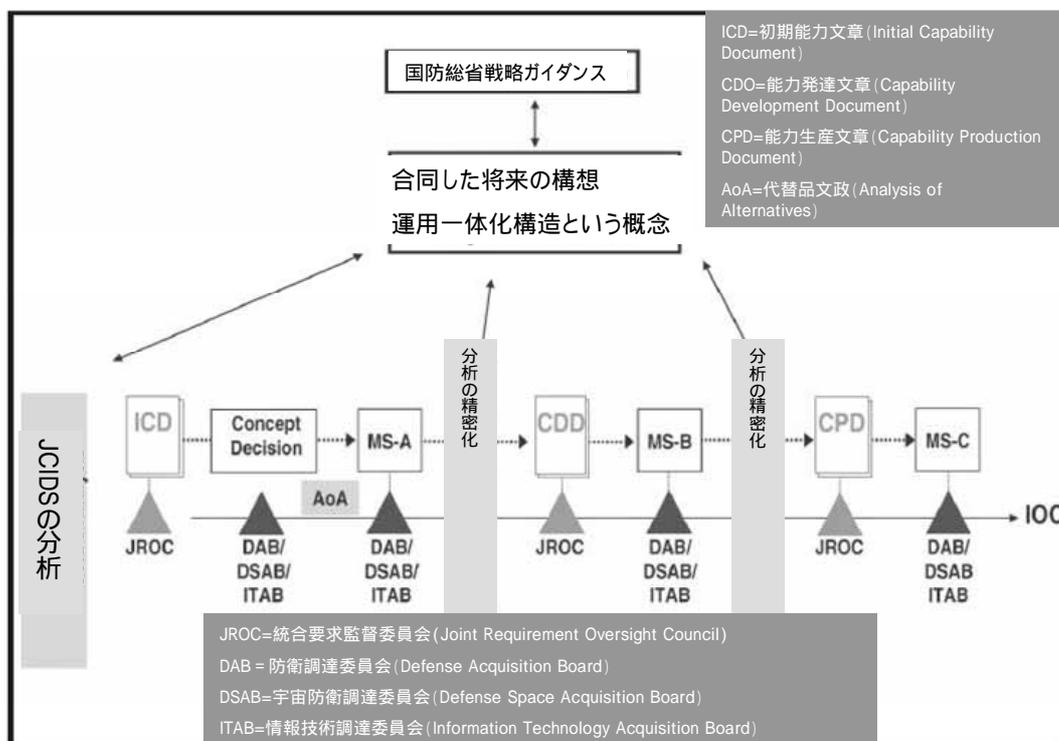
JCIDS は、DoD Directive 5000.1 と整合しており、調達の初期段階から継続的に、国防総省全体の協調促進に貢献している。JCIDS は、調達活動に能力基準を採用することで、政府機関、産業、学術機関の専門性を最大限に活かしている。調達物資の運用者と物資供給者の早期の協調が促進され、組織の能力不足の解決に寄与している。JCIDS は、将来のニーズを満たすために最適な汎用性の高い、統合された能力を明確に示しており、国防総省の調達組織により、技術的に信頼性が高く、継続性があり、調達選択肢の広い確かな軍事能力が、各部隊に配布される。

JCIDS は統合運用ニーズの特定、評価、優先順位付けを行い、これらの情報が調達プログラムの開発、作成の基礎として利用される。JCIDS の詳細は、統合推進室長が認可した CJCS Instruction 3170.01 (Chairman of the Joint Chiefs of Staff Instruction) に記載されている。このドキュメントには JCIDS の方針と高次元のプロセスの説明がなされている。補助マニュアルである CJCS Manual 3170.01 に、統合防衛能力の特定及び記述を行うために日々必要とされる活動の詳細が記載されている。マニュアルには、さらに JCIDS に必要な各種書類に必要な項目を記載した書式が示されている。

主要防衛調達プログラム(Major Defense Acquisition Programs / MDAP)又は主要自動情報システム調達プログラム(Major Automated Information Systems Acquisition Programs / MAIS)の調達において、JCIDS による検討結果は、防衛調達委員会 (Defense Acquisition Board / DAB)と情報技術調達委員会 (Information Technology Acquisition Board / ITAB) の参考資料として利用され、主な意思決定のステップで活用される。下図はこの仕組みを簡易的に示したものである。

JCDIS は、他の調達プログラムにおいても同様の支援を提供する。なお、JCDIS のプロセスと成果物は、必要に応じて、情報システムの調達向けに修正を加える場合がある。

図 2-10 統合運用能力開発システム (JCIDS)のプロセス



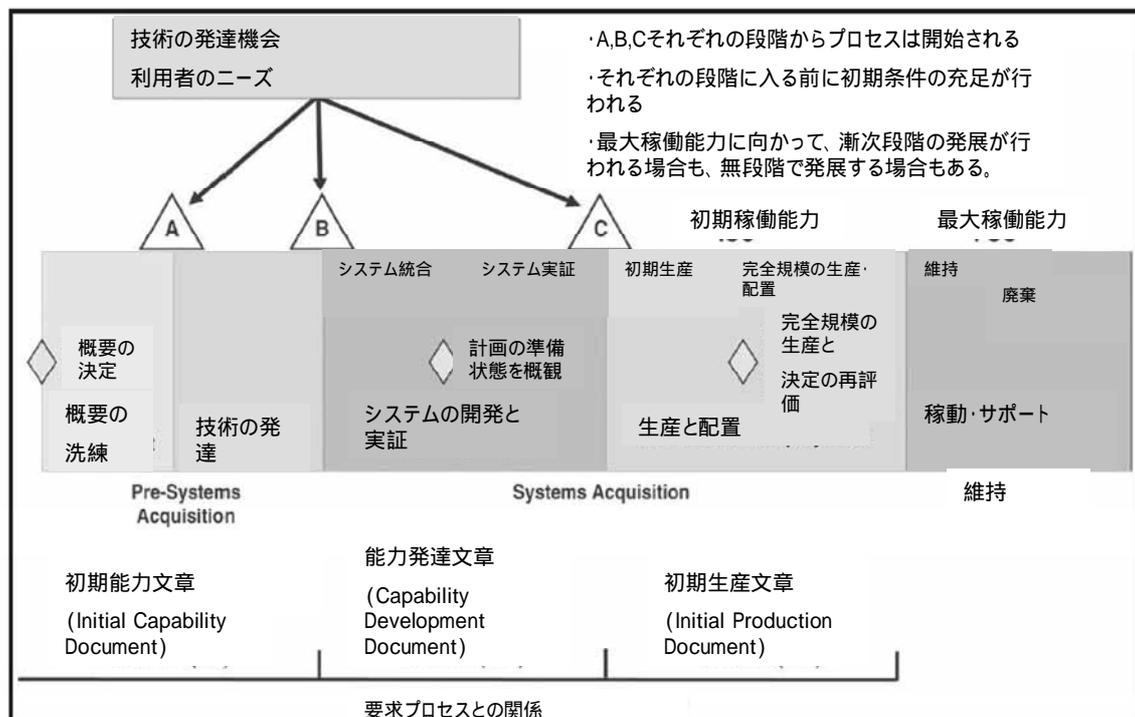
( 出典 ) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2005)、”INTRODUCTION TO DEFENSE ACQUISITION MANAGEMENT SEVENTH EDITION”、 DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.41 ( 和訳 )

JCIDS は、国家安全戦略、国家軍事戦略、2020 年統合方針、防衛 4 ヶ年評価を含む公式の防衛構想・戦略のガイドラインに基づく一連の高次元の分析に基づいている。また、プログラムの分析は、個別の防衛装備品の能力に焦点を当てるよりも、むしろ、複数の相互運用可能なシステムの統合的な枠組みの一環として評価が行われる。こうした横断的な観点から、JCIDS の分析は能力ギャップや将来の不足を特定し、それに伴うリスクの算定を行っている。これらのギャップは物質的な不足とそれ以外の不足の両面から指摘されることが多い。後者の例としては、基本理念、組織、訓練方法、指揮系統と教育、人事、施設等が挙げられる。さらに、一旦認可されると、提案された物質的解決案が、結果的に調達プログラムの内容を決定することとなる。こうしたプログラムにおいては、調達活動の各ステップにて JCIDS の書類が提示され、プログラムのその後の開発、生産、テストについての指針となる。JCIDS のプロセスの更なる詳細及び各ドキュメントの詳細は CJCS Instruction 3170.01, Enclosure A にて参照できる。

## D 防衛調達プロセス

防衛調達プロセス（Defense Acquisition System / DAS）は、国防総省の全ての調達プログラムの指針となっており、DoD Directive 5000.1.にはこのシステムの原理原則が記載されている。DoD Instruction 5000.2.は、この原理原則を実際の運用に反映した調達プログラムの管理体系を示している。この管理体系は調達プログラムをいくつかの重要なフェーズに分けており、フェーズの終わりにマイルストーンとして必要な確認や承認がなされ、各工程を管理する仕組みとなっている。各フェーズとマイルストンの詳細は上述 DoD Instruction 5000.2.の Section3 に記載されている。また、各マイルストーンや意思決定時に必要な法定書類及びその他必要な書類についても定義されている。

図 2-11 防衛調達システム(DAS)に基づく調達プロセス



（出典）DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2005)、“INTRODUCTION TO DEFENSE ACQUISITION MANAGEMENT SEVENTH EDITION”、DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.49（和訳）

上述のとおり、調達プログラムをカテゴリー分類することが防衛調達プロセスの重要な原則の一つとなっており、調達価格が大きく、首脳陣の関心の高いプログラムほど、より厳正なレビューを受けることになっている。カテゴリー分類の要件は DoD Instruction 5000.2. Enclosure 2 に詳述されている。防衛調達システムには防衛装備あるいは情報システムにだ

け適用されるもの、さらに両方に適用されるもの等があり、適用の詳細は DoD Instruction 5000.2. Enclosure 3 に記載されている。

最も要求水準の高い主要防衛調達プログラム及び主要自動情報システム調達プログラムは、国防長官官房の特定の権限者の承認を必要とし、権限委譲される場合でも、委譲先は、通常、国防総省の各部局長や調達に関連する機関の長官等である。国防長官官房の水準で検討されるプログラムは、調達カテゴリーID（表 2-1 参照）として分類され、国防次官（調達、技術、兵站担当）の精査を必要とする。主要自動情報システム調達プログラムは IAM（表 2-1 参照）に分類され、国防次官補（ネットワーク、通信統合担当）及び最高情報責任者の精査を必要とする。これらの権限者はそれぞれ該当のプログラムの意思決定権者であり、主要防衛調達プログラムについては防衛調達委員会が、主要自動情報システム調達プログラムについては情報技術調達委員会が、それぞれ権限者の意思決定を支援する役割を果たす。統合推進室や陸海空軍、国防長官官房内の各部局の高官がこれらの委員を構成している。

どちらの委員会もさらに国防長官官房内の包括統合推進チーム（Overarching Integrated Product Team / OIPT）という下部組織の支援を受ける。包括統合推進チームは、各委員会のコミュニケーションの円滑化を図るとともに、各委員会開催前に議事を精査する役割を持っている。包括統合推進チームは、実務レベル統合推進チーム（Working-level Integrated Product Teams / WIPT）を組織して各検討を行うとともに、このチームの指揮監督を行っている。意思決定のポイントにおいて、包括統合推進チームのリーダーは、各委員会に個別調査の結果及び統合的な視点からの課題に関して評価を行う。

## E 契約制度

### a 契約方式

国防総省の調達額は、2,850 億ドルと世界最大規模であり、その活動は世界中に立地する数百もの調達拠点において行われている。政府の調達基本方針は、製品、サービスともに可能な限り競争的な方法で取得されるべきであるということである。国防総省の調達制度を規定した最初の規則は、1948 年に発効された Armed Services Procurement Regulation である。この規則は、1970 年代に DAR（Defense Acquisition Regulation）、1984 年に FAR（Federal Acquisition Regulation）と 2 度名称を変更しながら、50 年以上にわたり調達規則として存続してきた。調達における競争性の確保は常に調達活動における関心事ではあった。

現在の調達規則の体系としては、大枠として合衆国の政府調達全体を規定する FAR があり、これに防衛調達に関わる追記・変更を加えた DFAR（Defense Federal Acquisition Regulation）が設定されている。さらに、陸海空軍ごとに同様に FAR、DFAR に対する追記・変更を加えた規則体系が作成されている。

市販品、既製品等、価格の見積もり、取得選択肢が広い製品については、競争入札により取得される。特定の業者を優先することで経済合理性が認められる場合には、指名競争

入札が用いられる。大規模な防衛装備調達の場合には、事前に調達内容の相互理解を深める必要があり、競争提案が用いられる。一定水準の提案能力を備えた入札者をスクリーニングした後に、競争入札を行う2段階競争入札を実施する場合もある。(契約方式については表3-2において各国と比較)

### *b 契約方法*

国防総省による防衛装備品の調達契約は、大きく固定価格契約とコスト償還契約の2つのグループに分けられる。固定価格契約型では、契約の段階で契約業者に支払われる代金を設定する。この方式は、車両や導入実績のあるミサイル等、購入品の仕様が明確に確定している場合等に適用される。コスト償還契約型は、新規に開発された装備で、技術的課題、製造過程での未確定要素が大きい装備について適用される契約方式で、契約業者と政府サイドの間でのリスク分散が図られる。コスト償還契約型の場合の対価は、合理的に認められる全てのコストと契約相手方の最低限の利益で構成される。

R&Dの調達で1,000万ドル以上の確定固定価格契約を結ぶ場合には、国防次官(調達、技術、兵站担当)の承認が必要となる。一般的に、R&Dの初期段階ではコスト償還契約型が用いられ、設計が確定し、製造が開始された後には、固定価格契約型が用いられることが多い。

### *固定価格契約*

固定価格契約に分類されるのは、確定固定価格契約(Firm Fixed Price / FFP)、固定価格インセンティブ(確定目標)契約(Fixed Price Incentive (Firm Target) / FPI (F))等である。

確定固定価格契約の場合は、契約価格が固定され、契約業者側は自助努力によりコストを抑えれば、その分だけ利益が得られるという構図となる。しかし、確定固定価格契約では業務完了の責務を契約業者が負っており、コストが契約価格を超えてしまった場合でも政府からの補償なしで業務を完了しなければならないため、想定外にコストがかかった場合のリスクは、契約業者側が一方的に負うことになる。このため、技術的信頼性が高く、量産化が可能となった製品等、コストの見積もりの精度が高い場合に主に適用される契約方法となっている。

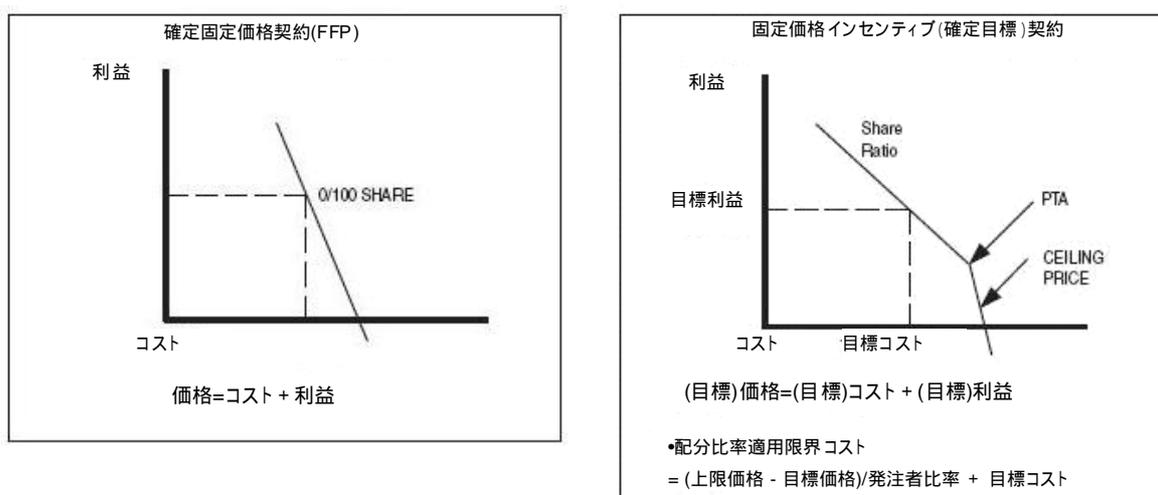
固定価格インセンティブ(確定目標)契約は、インセンティブ条件付きの固定価格契約であり、価格に対するコスト割合が取り決め水準以内であれば、当初価格が支払われ、コスト割合が水準を超過した場合には、事前に取り決められた割合で支払価格に上限がつけられ、実質的に減額となる仕組みである。コスト管理が甘く、既定のコスト割合を超過した場合には、利益が減るだけでなく、さらに売上自体が目減りする仕組みとすることで、契約業者に厳密なコスト管理を促し、適正価格の維持を狙っていると考えられる。

表 2-2 代表的な固定価格契約

固定価格契約(Fixed Price Family)	
製品定義が明確で、コスト見積もりの精度が高い場合に用いられる。契約業者は実績のコストに係わらず定額の売上で業務完了の責務を負うためコストオーバーランのリスクは契約業者が全て負うこととなる。政府サイドのリスクは小さい。	
確定固定価格契約 (FFP)	固定価格インセンティブ (確定目標) 契約 (FPI(F))
コスト実績に関わらず固定価格であり、価格とコストの差分は全て契約業者の利益又は負担となる。	インセンティブ条項付きの固定価格契約であり、価格に対する決められたコスト割合を超過した場合に価格が減額されるというペナルティーを置くことで、契約業者の継続的なコスト管理努力を求め、適正価格の維持を狙った方法である。

(出典) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2008)、"DAU PROGRAM MANAGEMENT TOOL KIT"、  
DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.32 (和訳)

図 2-12 固定価格契約の価格決定方式の概要



(出典) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2008)、"DAU PROGRAM MANAGEMENT TOOL KIT"、  
DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.34 (和訳)

### コスト償還契約

コスト償還契約に分類されるのは、コスト + 固定料金契約 (Cost Plus Fixed Fee / CPFF)、コスト + インセンティブ料金契約 (Cost Plus Incentive Fee / CPIF) 等である。

コスト + 固定料金契約の場合には、契約業者は一定額の利益と合理的に認められた発生ベースのコストの支払いを受けることができ、かつ業務完了の責務を負わない。このため、コストオーバーランのリスク及び業務未完のリスクをともし政府サイドが負うという、政府サイドにとっては最もリスクが高い契約方式であり、新規の技術開発等、プロジェクト自体のリスクが民間では負いきれないほど高い場合等にしか適用されない。

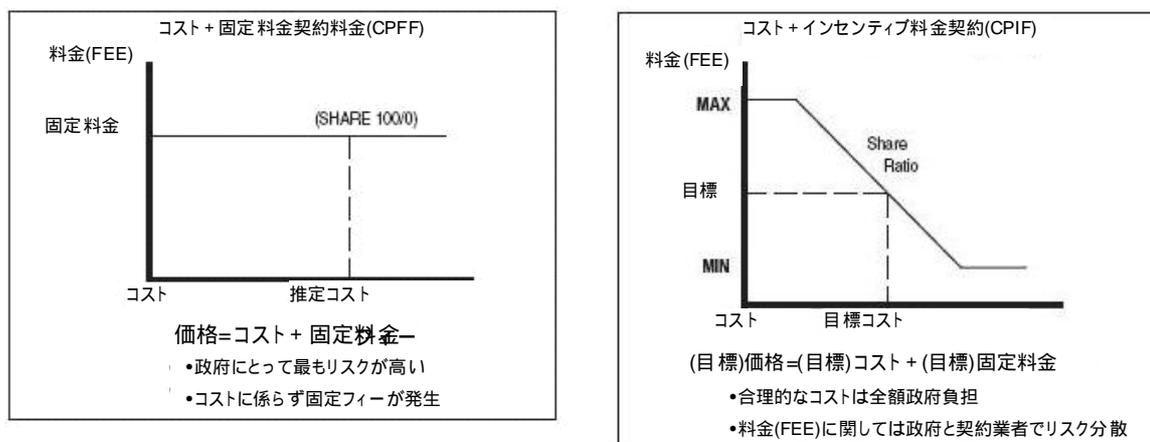
コスト+インセンティブ料金契約の場合にも、発生した合理的コストを全て政府サイドが負担する。契約業者の利益の上限と下限が事前に決められ、発生したコストに応じて契約業者の利益が、決められた範囲内で変動する価格設定とすることで、契約業者側はコストのリスクを負わず、最低限の利益の確保が確約され、一方でコストを抑制すれば上限の利益を得ることができるというインセンティブが働く。政府側も、コストが膨れた場合は、契約業者の利益を一定水準まで落とし、さらに、契約業者の利益幅に上限を定めることで、一定のリスク分散がなされる方式となっている。

表 2-3 代表的なコスト償還契約

コスト償還契約(Cost Family)	
製品の定義が曖昧な場合に使用。政府は合理的なコストを全て負担。契約者は最善の努力義務を負うのみで業務完了義務を負わない。政府にとってはリスクが高い。	
コスト+固定料金契約(CPFF)	コスト+インセンティブ料金契約(CPIF)
合理的なコストは全て政府負担。 コストの大小に係わらず当初取り決められた契約業者の利益額が保障される。 政府にとっては最もリスクが高い契約方式で、民間に負いきれないリスクがある場合等に限定される。	合理的なコストは全て政府負担。 契約業者の利益幅を事前に取り決め、コストの大小に応じて契約業者の利益が変化。 コスト増加リスクを政府、契約業者である程度分担でき、契約業者にとってはコスト抑制が利益向上につながるため、インセンティブとなる。

(出典) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2008)、"DAU PROGRAM MANAGEMENT TOOL KIT"、  
DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.32 (和訳)

図 2-13 コスト償還契約の価格決定方式概要



(出典) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2008)、"DAU PROGRAM MANAGEMENT TOOL KIT"、  
UDEFFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、p33 (和訳)

### その他の契約方式

その他の契約方式としては、政府の実績評価に基づいて価格決定をする評価価格契約（Award Fee / AF）と上述のコスト + 固定料金契約の利益割合に上限を設けた上限付きコスト + インセンティブ償還契約（Fee limits: CPFF）とがある。

**表 2-4 その他契約方式の概要**

評価価格契約(AF)	費用に政府の主観的な業績評価に基づく報酬を追加
上限付きインセンティブコスト契約 (Fee Limits: CPFF)	CPFF のうち利益の割合が製品製造・役務提供の場合 10%、研究開発の場合 15%に制限。

(出典) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2008)、“DAU PROGRAM MANAGEMENT TOOL KIT”、  
DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.32 (和訳)

一般的には、防衛調達システムのフェーズごとにコスト予測の確実性が異なることから、上述した契約方法が下記のように適用される傾向がある。

**表 2-5 防衛調達システム各フェーズと価格決定方式の対応**

フェーズ	構想の精緻化	技術開発	システム開発・検証と導入	システム開発・検証と展開	生産
契約方法	CPFF、FFP	CPFF、FFP	CPFF、CPIF	CPIF、CPAF	FPI(F)、FFP

(出典) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2008)、“DAU PROGRAM MANAGEMENT TOOL KIT”、  
DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.32 (和訳)

なお、契約方法のさらなる詳細については FAR Part 16 に詳述されている。

### c 契約の種類

FAR では下記の契約の種類が定義されている。

表 2-6 FAR に定義された契約種類

契約の種類	概要
売買契約	市販価格等の調査により価格の妥当性を評価した上で、競争入札により落札者を決定し契約を締結する。
大規模システム契約	競争提案又は競争提案と入札の組み合わせの2段階競争のどちらかで落札者を決定。調達フェーズごとに区切った請負契約。
研究開発契約	競争提案による調達を行い、調達フェーズごとに区切った請負契約。固定価格契約が望まれるが、開発コンセプトの柔軟性からコスト償還契約となることが多い。
建築施設契約	建築物の調達では競争入札が行われ、請負契約となる。エンジニアリングサービスの調達は競争提案方式で行われサービス委任契約となる。
情報システム契約	システム構築について請負契約。開発リスクを分散するため可能な限り機能単位にモジュール化して契約を結ぶ。運用・保守はサービス委託契約。

(出典)Federal Acquisition Regulation

(<https://akss.dau.mil/Lists/Policy%20Documents/Federal%20Acquisition%20Regulation.aspx>) (和訳)

### F 入札審査方法

FAR に基づく競争評価の基本様式は以下のとおりである。

#### a 価格評価

固定価格の提案の場合には、提案価格の比較を行うことによって価格分析及び費用分析ができる。コスト償還による価格提案の場合には、提案者が提案作成にどれだけの労力を費やし業務の理解を深めているか、提案者の契約業務遂行能力がどの程度あるかを鑑みて、現実的に負担することになる費用を評価する必要がある。現実の費用予測は、インセンティブを加えた固定価格契約や、他の競争的固定価格 ( FAR 15. 404-1 (d), FAR 37. 115 ) を用いた場合にも必要となることがある。

#### b 実績評価

提案者の過去の類似業務に対する実績は、評価の一要素となる。契約担当官は提案者が紹介した事例のみならず、他のあらゆる情報源から得られた提案者に関する情報を総合して評価者の実績評価とする。また、現在提案している現会社のみならず前身会社、提案に

関与する人材の保有する関連経験、経歴も評価の対象となる。再委託先として、FAR-19 に定める中小企業 ( Small Disadvantaged Business /SDB ) を取り入れてきた実績も評価の対象となる。提案者が関連実績を持たない場合には、実績についての評価はなされない。これらの実績評価は後述する提案書の適格性の評価とは別に行われる。

### *c 技術評価*

提案者が必要とされる技術要件を満たすことができるかを評価する。評価項目表を作成し、各評価項目につき、各提案者の技術提案に基づいて定量的な順位付けと定性評価を合わせて行い評価する。

### *d 費用情報の評価*

費用情報は技術評価担当に提供され、評価を受ける。

### *e 下請中小企業 の評価*

提案項目の中で、再委託先として中小企業を考慮することを最優先とする評価構造とする。

### *f 入札者の適格性及び入札価格の適正性*

契約担当官は、契約前に、FAR 9.1 に基づき、契約見込み業者が受注適格業者であるかを、また、FAR-15.404-1(b)を基準に、入札価格が適正であるかを確認する。それぞれのケースで、あらゆる環境要素を考慮するが、特に入札者が一組しかいない場合には慎重な検討が必要である。

## *G 予定価格の算定方法*

### *a 予定価格の算定方法の種類、その概要*

防衛装備品の調達予定価格の算定には、防衛調達システムのフェーズに応じて次の方法が用いられる。

表 2-7 防衛調達システム各フェーズにおける予定価格算定方法

フェーズ	方法	概要
構想の精緻化と技術開発 (Concept Refinement And Technology Development)	類推 (Analogy)	1つの既存の類似システムの価格を参考とする。原価算定計算を行うのに必要な情報が限られている場合に利用。迅速、簡便な方法であり、プログラムの初期に概算を求めるのに使用されることが多い。
構想の精緻化、技術開発及びシステムの開発と実証 (Concept Refinement, Technology Development And System Development and Demonstration)	パラメータ解析 (Parametric)	複数の既存システムから、価格を構成する主要要素を特定し、回帰分析を用いたコスト計算式 (Cost Estimating Relationships) (CERs)を作成する。ケースに応じた要素データを投入しコスト計算を行う。プログラムの中間段階の初期に利用される。
システム開発と実証 (System Development and Demonstration)	積み上げ (Engineering or“Bottoms-Up”)	Work Breakdown (WBS)を用いて、全てのコスト構成項目を特定し、全ての個別項目の積み上げでコスト予測を行う。プログラムの中間段階で使用される。
生産及び予備補充 (Production and Replenishment Spares)	外挿 (Extrapolation)	同一のシステムの過去の実績に基づいてコスト予測を行う。経験曲線概念を用いて予測を行う。生産が軌道に乗ったプログラム後半に使用される。

(出典) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2008)、”DAU PROGRAM MANAGEMENT TOOL KIT ”、  
DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.28 (和訳)

調達プログラムのカテゴリー分類 (ACAT) (表 2-1 参照) に応じて、次のようなタイミングで、それぞれ異なるコスト算定の取組が必要とされる<sup>22</sup>。

<sup>22</sup> DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2008)、”DAU PROGRAM MANAGEMENT TOOL KIT ”、  
DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.29(和訳)

### プログラム事務局によるコスト算定

プログラム事務局によるコスト算定は、プログラムの開始時や防衛調達プログラムの全てのマイルストーンにおいて求められる活動である。ACAT IC 及び ACAT ID に分類されるプログラムにおいては、包括的な製造決定の見直し( Full Rate Production Decision Review / FRP DR ) を含み、ACAT IAM 及び ACAT IAC に分類されるプログラムにおいては、経済性分析 (Economic Analysis)を含む。

### 独立コスト見積もり(Independent Cost Estimate / ICE)

全ての主要防衛調達プログラム ( Major Defense Acquisition ) について、プログラムの開始時、防衛調達システムの全てのマイルストーンにおいて実施することが法的に定められており、包括的な製造決定の見直しを含んでいる。国防次官 ( 調達、技術、兵站担当 ) の裁量下の国防長官官房コスト分析グループ(OSD- Cost Analysis Group / OSD-CAIG)が ACAT IC 及び ACAT ID に分類されるプロジェクトについて実施する。

### コンポーネントコスト分析 (Component Cost Analysis / CCA)

通常、ACAT IC に分類されるプログラムの独立コスト見積もりに代るものである。プログラムの開始時、防衛調達システムの全てのマイルストーンにおいて実施し、包括的な製造決定の見直しを含む作業である。通常、コンポーネントコスト部局( Component Cost Agency ) と呼ばれる空軍コスト分析局 ( Air Force Cost Analysis Agency / AFCAA)、陸軍資産部 (Department Asset Sector of Army / DASA-CE)、海軍コスト分析センター (Naval Center for Analysis / NCCA)が実施し、それ以外は意思決定権者 (Milestone Decision Authority / MDA) の裁量で実施される。

ACAT IAM 及び IAC に分類されるプログラムにおいては、プログラム開始時と経済性分析 ( Economic Analysis ) が必要とされる場合に実施される。

### コスト分析必要書類(Cost Analysis Requirements Description / CARD)

ACAT IC 及び ACAT ID に分類されるプログラムにおいて、独立コスト見積もり又はコンポーネントコスト分析の際に必要なとされる書類であり、包括的統合プロダクトチームによるレビュー又はマイルストーンイベントの 180 日前に草案を作成し、45 日前に最終化する必要がある。

ACAT IAM 及び ACAT IAC に分類されるプログラムにおいては、コンポーネントコスト分析の際に必要なとされる書類であり、包括統合推進チームによる決裁又はマイルストーンイベントの 180 日前に草案を作成し、45 日前に最終化する必要がある。

ACAT II 及び ACAT III に分類されるプログラムにおいては、プログラム事務局によるコスト算定 (場合によりコンポーネントコスト分析及び意思決定権者裁量の評価)がプログラムの開始時と各マイルストーンにて必要とされる。

### ***b 原価算定方式の概要***

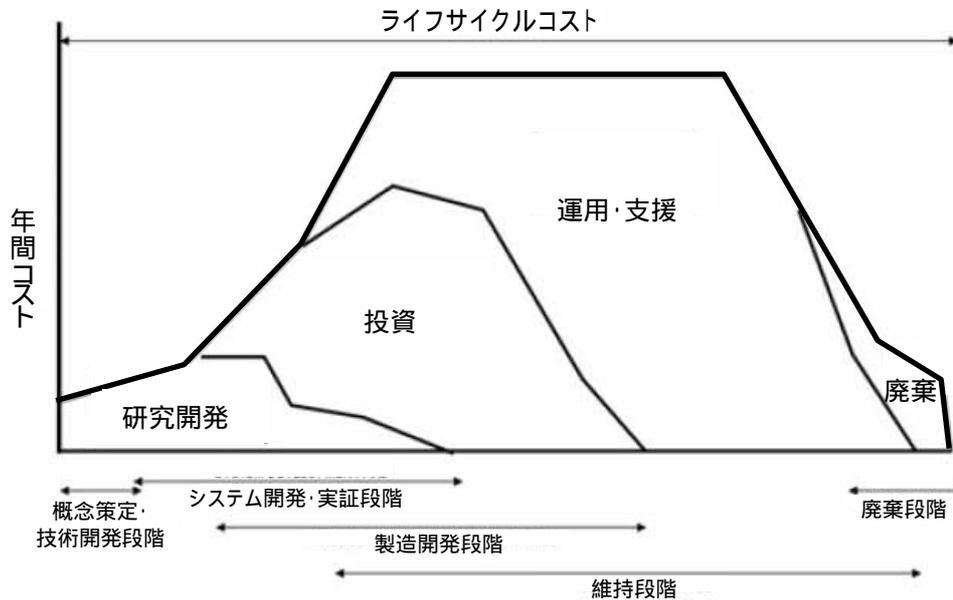
DoD Directive 5000.1 - Defense Acquisition System 及び DoD Instruction 5000.2 - Operation of the Defense Acquisition System において、ライフサイクルコスト及びトータルオーナーシップコストについて解説している。ライフサイクルコストは、プログラムの開発段階から廃棄に至るまでのコスト全体で構成され、プログラムに関する直接コストのみならず、プログラムに合理的に紐付けられる間接コストも含んでいる。トータルオーナーシップコストはこれと関連した概念ではあるが、より広義の概念であり、ライフサイクルコストを包含し、さらに必ずしも当該のプログラムだけには帰属しないインフラコストや事業運営上のコスト等を含んだ概念である。

プログラムの初期段階までは、ライフサイクルコストが注目されるが、プログラムが量産及び維持継続の段階に入ると関心はトータルオーナーシップコスト全体に広がる。

### ***ライフサイクルコストの管理***

コスト分析ガイダンス及び手続 ( DoD 5000.4-M, DoD Cost Analysis Guidance and Procedures ) にライフサイクルコストに関わるコスト項目の記載がある。ライフサイクルコストは、研究開発 ( 設計、技術開発、ハードウェア・ソフトウェアの試作・改良・評価・テスト等のコスト )、構築 ( 主要ハードウェア・ソフトウェアの製造コスト )、運用とサポート ( ハードウェア・ソフトウェアの維持に必要な人員・資材のコスト等 )、廃棄 ( 主要機材の廃棄に必要なコスト ) の 4 つの主要なコストの分類にして認識することができ、防衛調達システムと各コストの見積もりの関係は下図のように捉えることができる。

図 2-14 プログラムライフサイクルに応じたコスト認識概念図



(出典) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2006)、“DEFENSE ACQUISITION GUIDEBOOK”、  
DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.40 (和訳)

ライフサイクルコストの分類は、防衛調達システムの各フェーズに対応するだけでなく予算の引当とも関連している。研究開発の費用は、研究開発予算( Research, Development, Test and Evaluation / RDT&E )<sup>23</sup>から、装備品、システム、建造物等の製造・構築費用は、設備投資予算 ( Military Constructions / MILCON ) から、運用とサポート費用は、軍の人事、運用及び維持、調達 ( Military Personnel, Operational and Maintenance, Procurement ) から充当される。情報システムの調達費用については、国防運転資本基金 ( Defense Working Capital Fund / DWCF ) から拠出されることもある。

#### トータルコストオーナーシップの概念

多くの場合、プログラムの開発から製造までの段階での意思決定においては、ライフサイクルコストの概念で捉えたコストによる判断で十分である。しかし、ライフサイクルコストの概念だけではコストの認識が狭すぎる場合がある。ライフサイクルコストにはプログラムに関連する直接コストのほかに、プログラムに帰属すると考えられる間接コストも含めて認識する。ここで認識される関連コストは病院やシステム関連費用、システム導入費用、運用費用、修繕費用等までであり、採用活動費用、新人トレーニング、プログラムに直接関連のないトレーニング、公衆衛生管理費用、契約にかかる国防契約管理局や国防

<sup>23</sup> <https://acc.dau.mil/CommunityBrowser.aspx?id=29019>

契約監査局及び本部費用等は、プログラムに配賦されていない。さらに、サプライチェーン等、物流を支えるインフラの維持コストが正確に配賦されていないことが多い。従来のライフサイクルコストの概念では捉えられないこれらのコストが重要なインパクトを持つ場合もあり、状況に応じて、その概念を拡大してコストの認識を行う必要が議論されている。

### c 経費率の算定

プログラム費用のうち認められる代表的な間接コストは、総務・経理等、事業運営を行うための事務費用、オフィス賃料、関連調査費用、提案・入札費用、プログラムに関連する機能のサポート人員のコスト、情報システム、システム等の維持・運営費用等である。代表的な企業のコスト構造を下記に示す。

図 2-15 経費を含む費用認識体系(例)

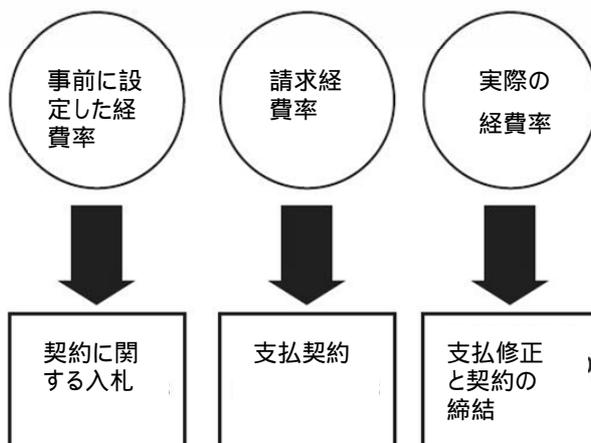
契約者のビジネスセグメント								
間 接 費 用	総 務 費 用	一般費用・管理費用						
		事業所における費用の分配						
		独立研究開発費用						
		入札提案費						
		一般費用プール(1)						
	技術	製品A	製品B	組み立て	製造	装飾	原材料取扱	オフサイト
直 接 費 用	サービスセンター(2)							
	コンピューターサービス		減価償却等使用費用(3)		オペレーション費用(4)		技術費用	
	契約A		契約B		契約C		プロジェクトベースの費用(5)	
	直接資材 直接労働 その他直接費用		直接資材 直接労働 その他直接費用		直接資材 直接労働 その他直接費用		直接資材 直接労働 その他直接費用	

- (1)商品Aのような間接費プールはすべての契約に対して当てはまらないケースもある  
(2)コンピューターサービスのようなサービスセンターは特定の契約が結ばれるケースがあり、エンジニアリングのように間接費プールをサポートする。  
(3)使用費用には減価償却費、維持費、保険、税金、施設本部、掃除サービスなどを含む  
(4)オペレーションは生産計画、直接労務費、原材料費などを含む  
(5)労務、原材料費、間接費は契約書と同様にプロジェクトベースで集計される。そして、間接費に分配される。

(出典) Kathryn E. Sondheimer(2001)、『INDIRECT-COST MANAGEMENT GUIDE THIRD EDITION』、  
DEFENSE SYSTEMS MANAGEMENT COLLEGE PRESS、第3章 pp.2 (和訳)

間接コストの経費率は下図に概念的に示されているように入札時、契約時、実際の支払時の3時点で見直しがなされる。

図 2-16 間接コスト経費率の見直しサイクル



(出典) DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2006)、“DEFENSE ACQUISITION GUIDEBOOK”、  
DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.42 (和訳)

## H 精算方法

FAR に規定された精算の規則は下記のとおりである。

### a 固定価格契約の場合の精算

#### 総則

精算は、契約者の業務遂行の成果を公平に評価するものでなくてはならず、必要に応じて支払いを増額することもある。厳格な会計原則とは別に、経済的実情を踏まえた判断をすることが公平な精算の中心概念となっている。精算作業の主要な目的は、交渉により精算価格を合意することであり、個別費目についての双方の合意が得られなくとも精算金額の合計が合意されれば問題ないとされる。費用や会計に関するデータは精算作業において重要であるが、コストの推定が可能で矛盾点や疑義のある点が交渉により解決されれば厳密なデータを必ずしも要求するものではない。また、費用や会計データ以外の基準や規格も、評価の対象とする。

#### 支払いの増額

支払いの増額が考慮されるのは次のような場合である。

- 業務量又は業務の難易度が契約に定めた範囲を逸脱していた場合
- 生産量、生産品質に特に優れた場合
- コスト軽減に優れた場合
- 資材、機材、人材の有効活用が見られた場合
- 最終在庫を効率的に処分した場合

- 技術提供において政府及び他の契約者との協力が見られた場合
- 資材の扱いの難しさ、製造の複雑さ等、事業に考慮すべき困難さが見られる場合
- 契約完了時に契約者が得る利益が小さすぎる場合
- 再委託先の選定、交渉が難しい場合

### 支払いの減額

精算段階の交渉において、精算担当官 (Termination Contracting Officer / TCO)は期待される業務・生産効率及び他の業務遂行の効率性に影響を与える要素を考慮し、契約者の業務完遂に非効率性があると判断された場合は、その分の費用を認めない。

### b コスト償還契約の場合の精算

#### 精算報告書の提出と審査

契約者は期間変更がない限り、契約終了後1年以内に、FAR-49.602-1に定める書式で、政府証書<sup>24</sup>以外で支払った費用及び業務代金<sup>25</sup>の請求を行わなければならない。請求は、契約担当官が認めなかった費用、事前に政府証書で支払われたが妥当性を検討中である費用等を含んではならない。

#### 精算報告書の監査

精算担当官は、FAR 49.107の規則に従って、精算報告書を監査部局に提出し、監査を依頼する。精算報告書が業務代金の調整のみの場合は、精算報告書の提出は必要でない。

#### 間接コストの調整

契約に FAR 52.216-7 に定める算入が認められる費用及び支払 (Allowable Cost and Payment) が含まれる場合で、間接コストの調整に非常に時間がかかることが想定される場合は、精算担当官は監査部局からの情報を得た後、契約に次の手続を認めることがある。

- (1) 間接コスト率が決まっていない契約期間の間接コストを交渉により決定する、又は支払実績に基づく間接コスト率が妥当であると判断された場合にこの比率を使用する。
  - (2) 間接コスト率の決定を延期し、最終精算報告書の合意時点で間接コストを保留する。
- (1)の方法で間接費を決めた場合は、契約者はこの間接費とこの間接費の計算のもととなる関連する直接費を控除する必要がある。

<sup>24</sup> 政府証書は政府による裏書手形に当たり、代金は販売業者等から政府に請求される

<sup>25</sup> 業務完了後の通常の代金請求

### 精算の完了

精算担当官は、精算報告書に対する監査レポートと、可能であれば政府証書による支出の説明を含んだ契約完了報告書を受領して、精算の手続を進める。業務代金については、次に説明しているように FAR49.305 の定めに基づき修正が入る場合がある。最終的な精算報告書は、政府、契約者双方の要求を盛り込んだものであるが、政府が認めない費用及びこれに類似する費用は除外される。費用全体の合意がなされると、各費用構成要素についての合意は必要とされない。問題がなければ小さな見解の相違や疑義は交渉の結果として解決済みとされる。総枠合意についても、契約に照らして明らかに認められない費用は当然含まない。

### 業務代金の調整

精算担当官は、契約に定めた様式で、必要に応じて業務代金の修正を行う。修正が必要かどうかは、主に契約業務の完遂状況により評価される。この原則に則った評価を行う場合、契約者が遂行した企画、技術調査、エンジニアリング、製造等の業務の業務量と難易度が契約に定めた水準と比較される。再委託契約削減の成果は、評価の対象とならない。予測された契約遂行に必要なコストに対する実績の割合は、契約者の業務効率の評価をずる際の一要素でしかなく、他の評価要素との相対で重要性が評価される。

### 1 防衛装備品調達における重点ポイントの変化

冷戦終結後の軍隊の目的の変化と、防衛装備調達を可能な限り安くかつ早く実施するという恒久的な目的をより確実に実現するため、米軍の調達の重点ポイントは下表のように変化している。

表 2-8 防衛装備品調達の視点の変化

従来の防衛装備品調達の特徴	現在の重点の変化
新しいシステムの導入	新システム導入抑制、既存システムを改良
核戦争を想定	伝統的な兵器戦を想定
技術指向のシステム	利用目的重視のシステム
各軍独自の調達	統合調達
軍隊独自技術	民間技術又は相互利用技術
技術開発	技術適用

(出典)DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2005), "INTRODUCTION TO DEFENSE ACQUISITION MANAGEMENT SEVENTH EDITION", DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS, pp.16 (和訳)

新規の設備導入には、特に厳しい評価がなされており、現有装備での不足が認識された場合、最初に検討されるのは、現有装備のままで問題を解決する方法がないか、戦術等の

見直しを行うことである。次に検討されるのは、既存製品の購入又は開発不要な製品の購入である。最後に検討されるのが、新しい装備品の開発である。

これらの重点ポイントを防衛調達現場に導入するために、以下に続くような概念・仕組みが防衛調達システムの中に組み込まれている。本節では特に、調達の品質や効率性を重視したポイントを例示する。次節、次々節ではそれぞれ競争性確保、価格低減の観点からみたポイントの例を示す<sup>26</sup>。

- 紛争解決のための代替手段（Alternative Dispute Resolution）

政府と契約業者の間の紛争を、正式な法的手続等を待たずに迅速に解決するための手続である。調停や事実確認、苦情処理担当調査官の導入等を含む。

- 防衛装備品実演機会の拡張（Advanced Concept Technology Demomstrations）

成熟した技術を実戦形式で試す機会を作るため、現場軍隊が新しい技術を装備品の基本概念や装備目的に照らして実験・実演する機会を提供している。この機会を通して新しい技術の確認がなされ次第、新システムを調達プロセスに乗せることができる。

- 予見的調達（Evolutionary Acquisition）

成熟した技術を現場に迅速に提供するための方策である。事前に将来必要となるであろう戦闘能力を認識し、実際にそれが必要とされる時には、迅速に装備品への適用を可能にする仕組みである。

- 統合目的調達（Integrated Product Teams and Integrated Product and Process Development）

従来、利害の対立が生じ得る関係にあったユーザー、調達担当者、テスト実施者、資金調達者、契約業者、その他関係者等による調達チームを作り、製品の品質向上やメンテナンス機能の維持向上を図る取組である。

- 物流改革（Logistics Transformation）

国防総省では、現在の大量輸送の運輸システムを、オンデマンドで行う迅速さと信頼性を兼ね備えた高度な物流システムに変革しようとしている。民間市場では、顧客サービス、統合されたサプライチェーン、高速輸送、電子取引に注力することで、製品提供が戦略的な優位性を持つように最適化されることが示されている。防衛分野では、統合された物流システムにより、軍隊に迅速で適時性の高い物資供給を行うことがこれにあたる。

---

<sup>26</sup> 各ポイントについては、DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2006)、“DEFENSE ACQUISITION GUIDEBOOK”、DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.17-32 及び DEFENSE ACQUISITION UNIVERSITY(2005)、“INTORODUCTION TO DEFENSE ACQUISITION MANAGEMENT SEVENTH EDITION”、DEFENCE ACQUISITION UNIVERSITY PRESS、pp.14-16 に詳しい

- 業績連動型役務提供調達 ( Performance-based Services Acquisition )

役務提供が国防総省の購買の中でより重要性を増す中で、その効果と効率性を担保するためにいくつかの手順が踏まれている。役務提供の要項は、その手段ではなく、必要とされる結果が明示されることが必要とされている。

- 価格総合評価 ( Best Value Contracting )

防衛調達では、装備品調達の全体評価が重視される。すなわち、装備品に関するコスト、能力、品質、納期等、あらゆる側面とそれらのトレードオフを考慮し、最も評価が高い装備品を選定する。

### *J 調達における競争性確保の方策*

調達における競争性確保の方策の1つの視点として、調達先の多様性をいかに確保するかというポイントがある。米国では、以下のような概念・しくみの導入が行われている。

- オープンシステム ( Open System )

システムをオープン設計とし、標準インターフェースを持たせることで各軍間のみならず、他の提携先との互換性が高まる。広く使われている標準インターフェースを装備品に使用することで、利用可能な物資、技術の幅が広がるほか、部品交換等による性能向上等の可能性も広がる。

- マーケットリサーチ

継続性を考慮し、調達商品が入手しやすいか、当該製品のインターフェースがいかに市場スタンダードと合致しており、将来に亘る継続使用が担保されているか等を、総合的に評価する。マーケットリサーチは、民間技術に関連する技術的、事業的な情報を提供し、調達計画の作成や調達の意思決定の際の助けとなっている。プログラムごとに行われるマーケットリサーチは、調達プロセス全体及び製造後の支援段階を通して実施される。FAR-10 では、調達計画がマーケットリサーチの結果と将来のマーケットリサーチの計画を含んでいる必要があることを明記している。( CJCS Manual 3170.01A にも詳しい。表 3-1 にてドイツと比較 )

### *K 調達価格低減のための各種方策*

- 民生品利用拡大 ( Commercial Items and Practices )

民間の製品、技術を可能な限り利用することで、民間市場での発明や最新技術の利点を活かすことができ、また広く民間の製品・技術提供者と接触を保つことが可能である。国防総省はまた防衛産業の競争力維持の観点から、契約業者のグローバルな競争力維持を奨励している。国防総省は、民間企業と共同で同じ技術基盤での新しい製品、システムを開

発し、防衛専用の少量生産品を民間の他の大量生産品と同じ生産ラインで生産することを目指している。

- コスト又は価格の独立評価 ( Price or Cost as An Independent Variable )

達成可能な範囲で価格又はコストに努力目標を設定し、システムの調達・運用を行う方策である。コスト重視の統合製造チームへの参加を通して、ユーザーや産業サイド等、中心となるステークホルダーは、調達サイクルの早期段階にて、コスト削減によるトレードオフの評価を行いつつ、コスト目標を設定し、達成することが求められる。一方、競争が激しく、価格帯が公平で合理的であり、技術的リスクが許容範囲内であるような場合は、独立した変数として価格が重視される。

### L 地方支部の防衛装備品調達方法

米国の防衛装備品を含む防衛関連物資の調達の現場手続きと物流は、DLA によって担われている。

国内の調達・物流に関する物資の調達センター及びサービス提供のセンターとして 6 拠点があり、さらに国内各地方への物流を担う物流拠点が国内 17 箇所に置かれている。

#### a 主要なセンターの概要

##### コロンバス

コロンバス国防調達拠点 (Defense Supply Center Columbus / DSCC) は、武器システムのスペアパーツを取り扱い、180 万点の異なる装備品、電装品パーツを管理している。年間取扱額は 30 億ドル以上になる。DSCC は、アメリカの軍隊の需要を確実に満たしていくために、戦略計画 (DLA Strategic Plan) にあわせたビジネスプランニングを行っている。

##### リッチモンド

リッチモンド国防調達拠点 (Defense Supply Center Richmond / DSCR) は、航空関連の武器システムの主要貯蔵センターであり、93 万点のスペアパーツ、消耗品の主要なサプライヤーとなっている。1,300 個以上の主要な武器体系をサポートする軍事にユニークな品目と商業市場で容易に利用可能な他の品目を含んでいる。飛行の安全機体構造用部品、ベアリング、航空エンジンの部品、電気ケーブル、潤滑油、バッテリー、産業ガス、精密機器、金属加工用機械、消耗アイテム等、取り扱い品目は多岐にわたる。また、DSCR はメカニクスパーツ、ペンシルベニア州の工場設備修理施設を運営している。

## フィラデルフィア

フィラデルフィア国防調達拠点 ( Defense Supply Center Philadelphia / DSCP ) は、アメリカの各軍隊に食料、衣服、医薬、医療器具、各種サプライ品等を供給しており、その金額は 134 億ドル以上に上る。また、災害時に軍の被災地への物資供給の支援等を行っている。

給食プログラムに参加するアメリカの小学生及び他の非国防総省の顧客もあり、この平時の収入の流れは、戦闘準備の資金として役立っている。フィラデルフィア国防調達拠点は、グローバルな物流のサプライ・チェーンインテグレーターとして、平時と戦時の両方で利用できるシームレスな供給方式を提供している。

### M 国外での調達方法

#### a 国外での調達概要

米軍の海外の調達活動については、世界を 3 つの地域に分け、それぞれ欧州( DLA-Europe )、太平洋 ( DLA-Pacific )、中央 ( DLA-Central ) の 3 つの統括軍が統括している。

#### 国防兵站局欧州部局の概要

国防兵站局欧州部局 ( DLA-Europe / DLA-E ) は、米国のヨーロッパにおける米国欧州軍 ( EUCOM ) の集約拠点である。国防兵站局欧州部局はヨーロッパにおける米国欧州軍に対する単一の窓口になっている。国防兵站局欧州部局は、サービスネットワーク拠点を通して各現場でオーダーメイドの物流支援を行っている。さらに、シュツットガルトのラムステイン空軍基地、ハイデルベルグ ( ドイツ ) 及びナポリ ( イタリア ) における仲介役が、米国欧州軍の兵站担当やその下部組織のオペレーションを支援している。

米国欧州軍の要請により、緊急支援チーム ( DLA Contingency Support Team / DCST ) に対して教育訓練を行う。バルカン諸国情勢が安定し、米国軍が引き上げるようになり、これに応じてボスニアとコソボの緊急支援チームは減少している。現在、コソボのボンズティールキャンプの DLA 領域代表が、この地域の支部のオペレーションを支援しており、さらに必要に応じてイーグル基地のサテライト支部からボスニア・ヘルツェゴビナオペレーションの支援を行っている。地理的な所管地域は米国欧州軍と同様である。所管地域は 2000 万平方マイルに及び、ヨーロッパ全 91 カ国及びアフリカ、アジア、北アメリカの一部地域を含んでいる。

#### 国防兵站局太平洋部局の概要

国防兵站局太平洋部局 ( DLA-Pacific / DLA-P ) は、DLA の太平洋地域での活動の集約拠点となっており、米国太平洋軍 ( Pacific Command / PACOM ) と韓国駐留軍 ( US Forces Korea / USFK ) に対する仲介役となっている。国防兵站局太平洋部局は太平洋地域に展開する統合軍の DLA の単一窓口となっている。

国防兵站局太平洋部局の太平洋の本部はハワイの真珠湾に位置する。韓国におけるサポート強化のため韓国部局が下部組織として置かれている。韓国部局は韓国オペレーションの物流ハブのある大邱（韓国）に拠点を置いており、韓国部局の指揮官やスタッフは各軍の物流担当と共同して企画とオペレーションを実施している。

韓国部局は、継続的な教育訓練により、常に緊急支援チームを形成し、韓国でのオペレーション支援が可能なように準備ができています。さらに、ソウルの仲介役である仲介担当官（DLA Liaison Officer / LNO）は、韓国駐留軍と直に接しており、彼らの戦略課題や戦闘能力を深く理解しています。戦闘員サポート（Warfighter Service Representatives / WSRs）は、頻繁な現地訪問により、対象に対するきめ細かな支援と教育を行っている。

韓国に加えて、国防兵站局太平洋部局はハワイ、沖縄、日本本土及びアラスカにおいて直接支援を実施している。

ハワイのスミスキャンプでは、米国太平洋軍仲介役と太平洋物流運用センター（Pacific Logistics Operations Center / PLOC）が、米国太平洋軍のスタッフ及び各軍と共同して、DLAの企画及びオペレーションを統合的に行っている。在日米軍（US Forces Japan / USFJ）の仲介役は東京に所在し、在日米軍スタッフと共同して、DLAの活動支援を行っている。戦闘員サポートがハワイ、日本本土、沖縄、アラスカに配置され、現場での支援、教育訓練を行っている。

### **国防兵站局中央部局の概要**

国防兵站局中央部局（DLA Central / DLA-C）は米国中央軍（US Central Command / USCENTCOM）の担当領域（Area of Responsibility / AOR）であるエジプトからペルシャ湾地域、中央アジアにおいてにおけるDLAの活動の集約拠点となっている。国防兵站局中央部局は米国中央軍に対する物流ソリューションの単一窓口となっている。国防兵站局中央部局の本部はフロリダに位置している。国防兵站局中央部局はイラク、クウェート、アフガニスタンに緊急支援チーム（DLA Contingency Support Team / DCST）を置いている。また、国防兵站局中央部局は、バーレーン、カタール、クウェートに戦闘員サポートを置いている。米国中央軍担当領域の他のDLAの活動には、防衛資産管理（Defense Reutilization and Marketing International）、中東国防エネルギー供給センター、クウェート防衛物流センター、バーレーン国防物流支援拠点等の活動が含まれる。

#### **b 国外での補給体制**

米国外での米軍の物資の補給拠点は、駐留拠点に近接する形で世界6箇所（ドイツ、グアム、韓国、クウェート、ハワイ、イタリア）にあり、それぞれの地域での補給部隊の拠点となっている。

代表的な拠点の概要は以下のとおり。

## ヨーロッパ

ドイツのゲルメスハイム（Germersheim）に位置している欧州国防物流拠点（Defense Distribution Depot Europe / DDDE）はヨーロッパ大陸の最初の防衛物流センター施設である。物流施設は、空港・道路・鉄道等、交通網を考慮して中央ヨーロッパに戦略的に配置されている。物流センターの対応範囲は、ヨーロッパ、中東、アフリカに及び、有事の際には各軍の初期展開を支援する他、平時の各軍のオペレーションの支援も行う。現在、当拠点が配賦している汎用品は、建設資材、衣服、テント設備、医薬品、修理部分、人道援助物資等である。

## クウェート

クウェート物流センター（Defense Distribution Depot Kuwait, South West Asia / DDKS）は、南西アジアにおける唯一の物流センターであり、米国中央軍からの要請に基づいて、2004年8月30日に設立された。主要な任務は、前線補給庫としての役割と担当領域に展開する米軍への物資供給能力の向上である。物流拠点は、輸送と待ち時間を削減するため南西アジアに戦略的に配置されている。現在、クウェート物流センターが配賦している汎用品は、建設資材、衣服、テント設備、修理部分等である。

## グアム

グアム物流センター（Defense Distribution Depot Guam, Marianas / DDGM）は、2004年10月1日に設置された。主要な任務は、前線補給庫としての役割とグアムに展開する米軍への物資供給能力の向上である。物流拠点は、輸送と待ち時間を削減するためグアムに戦略的に配置されている。有事の際には担当領域の各軍の初期展開を支援する。現在、グアム物流センターが配賦している汎用品は、主に修理部分等である。

## ソウル

韓国物流センター（Defense Distribution Depot Korea / DDDK）は、キャロルキャンプの施設とともに、韓国に展開する米軍に対する前線補給庫としての役割と、有事及び平時における物資の供給拠点の役割を担っている。韓国物流センターは、2005年1月28日に物流センターの26番目の施設として設立され、世界最先端の物流機能を保持している。

### 2.1.1.3 装備品の輸入主体

米国では、主要な防衛関連製造業者が国内に集積しており、直接の取引が行いやすい環境にあるほか、専門性の高い調達組織であるDLAが、調達、物流を共に担っており、我が国のような商社を中心としたエージェントの介在は見られない。

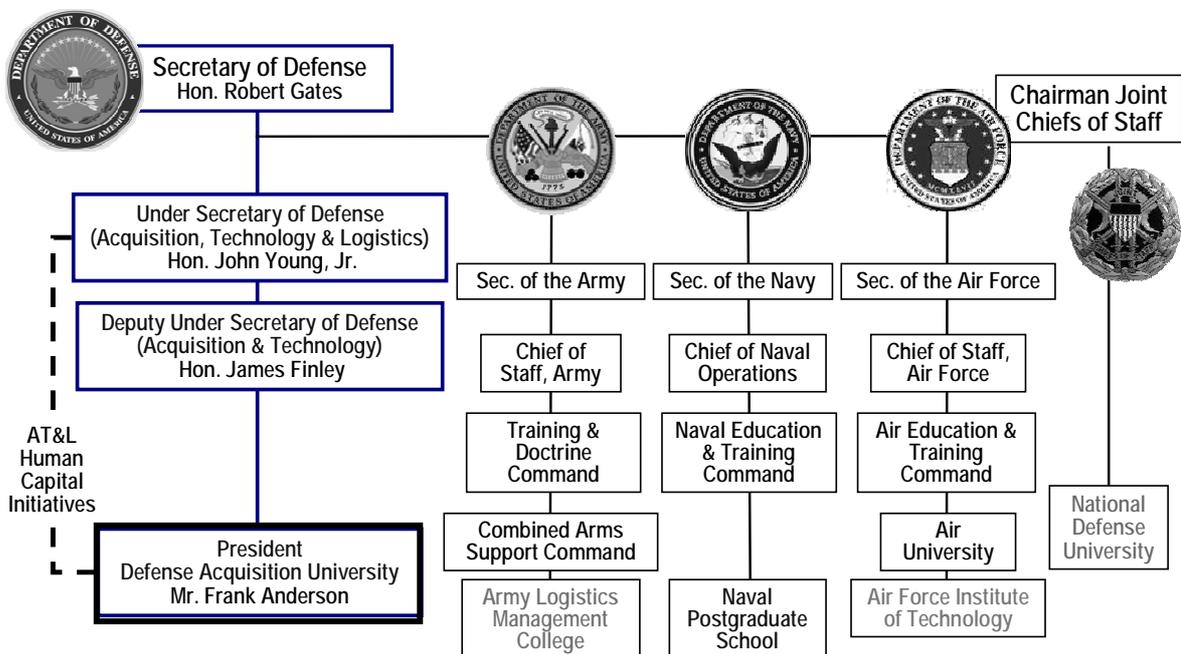
## 2.1.1.4 調達に関する研修実施状況

### I DAU の概要

#### A DAU の国防総省内での位置づけ

防衛調達大学校（Defense Acquisition University、以下「DAU」という。）は、国防総省全体の調達全般を管轄する国防次官（調達、技術、兵站担当）の傘下で、国防総省の調達活動に貢献する有意な人材の育成と、継続教育、キャリア形成支援を目的とし、1992年に設立された教育機関である。主に防衛・軍事遂行能力教育等を目的とした他の人材育成機関と比較したDAUの国防総省内での位置づけは、下図に示される。

図 2-17 DAU と他の教育機関の関係図



（出典）DAU ウェブサイト([http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU\\_Command\\_Briefing.ppt](http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU_Command_Briefing.ppt))

### B DAU の役割

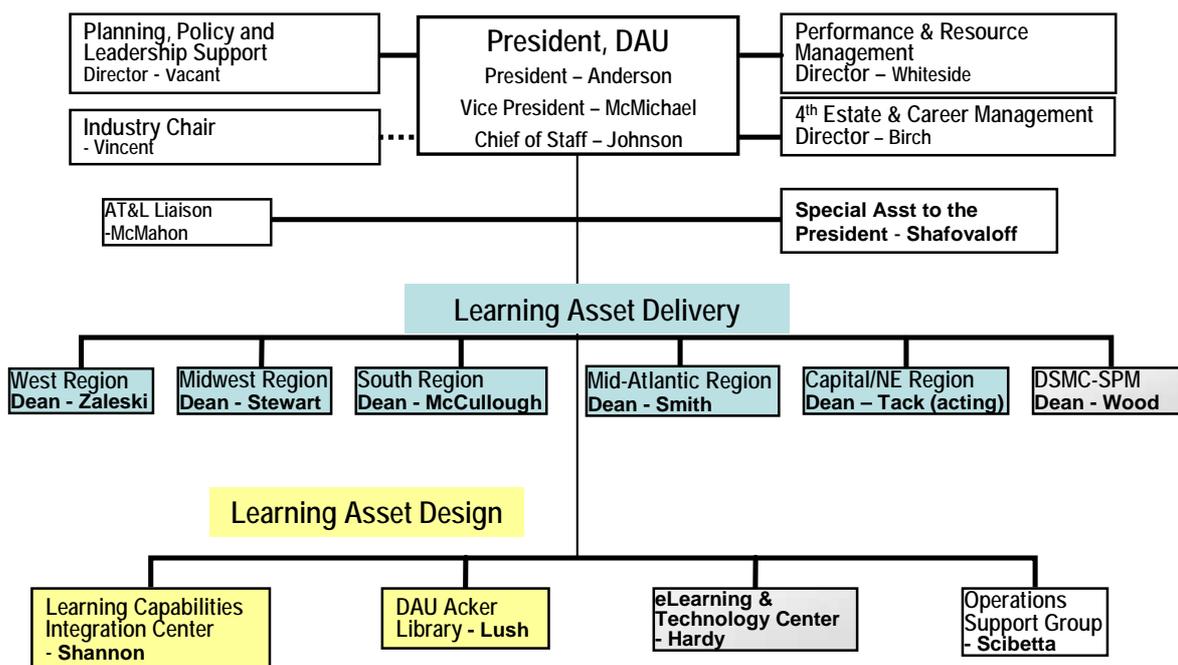
DAU の主な役割は下記 4 点である。

- a. 調達活動に関連した専門教育プログラムの提供により、国防次官（調達、技術、兵站担当）傘下の担当メンバーの教育を行う
- b. 継続教育コースの提供によりキャリア形成を支援する
- c. コンサルティング、短期集中トレーニング、目的別トレーニング等、現場教育機会を提供サポートする
- d. オンライン情報提供機会の充実及び情報共有・交換の場の提供による組織内の情報・知識共有を促進する

### C DAU の組織概要

DAU の組織は、国防総省全体の調達ポリシー等を受けて調達教育全体のコンセプト策定を行う首脳部と、実際の教育サービス提供を行う教育施設 ( Learning Asset Delivery ) 及び具体的な教育教材・カリキュラムの作成、教育実施のサポートを一括して行うサポートセンター ( Learning Asset Design ) の 3 つの大きな枠組みから構成される。

図 2-18 DAU 組織構成

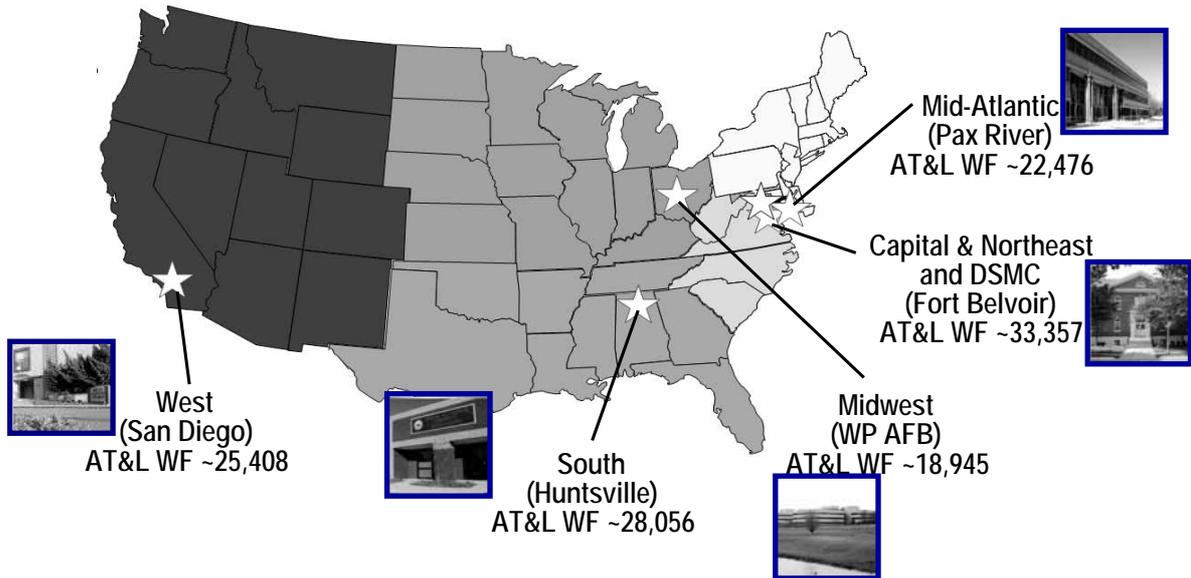


( 出典 ) DAU ウェブサイト ([http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU\\_Command\\_Briefing.ppt](http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU_Command_Briefing.ppt))

### D DAU の教育施設の分布

DAU の教育施設は、国内 6 カ所に所在しており、それぞれの地域では、これらの施設を中心に教育サービスを提供している。

図 2-19DAU 拠点所在地



(出典) DAU ウェブサイト([http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU\\_Command\\_Briefing.ppt](http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU_Command_Briefing.ppt))

## II DAU の教育体系

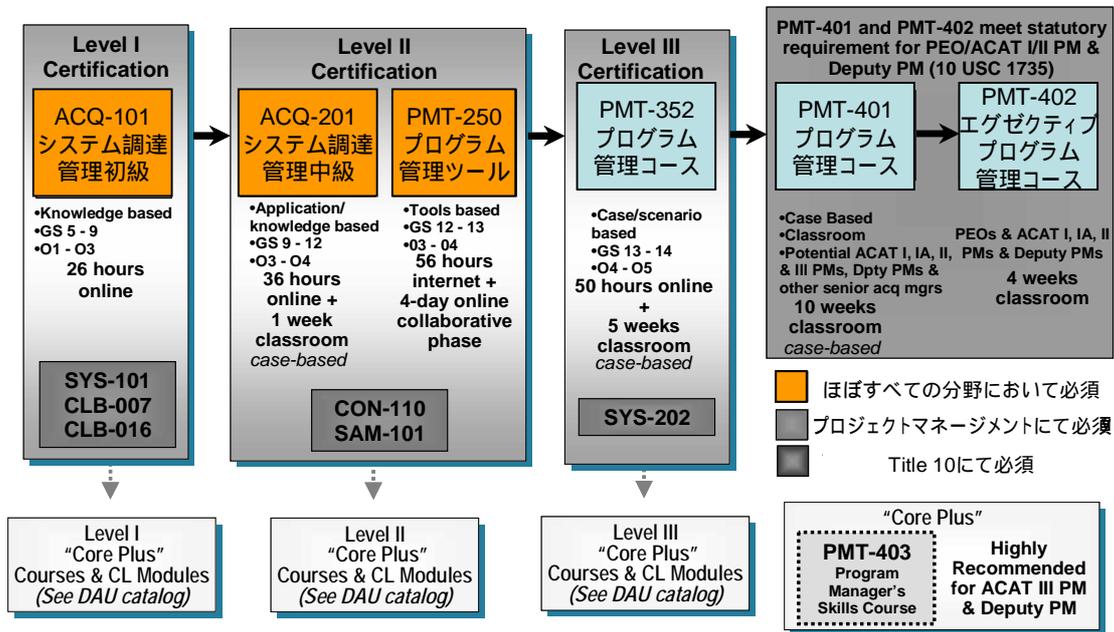
### A 教育コースの体系

Dawia コア認証とコアプラス発達コース		エグゼクティブ&リーダーシップサポート
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Dawiaにより認定された Level1,2,3 キャリア分野 認証要求をクリア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特別な地位や、能力を要する特定の個人を認証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 防衛調達エグゼクティブ概要(DAEOW)(ACQ403)</li> <li>• 軍部エグゼクティブリーダーシッププログラム – 調達GOs/SESs著名なリーダーシップ“思想的指導者”に対する接触。コンセプトそして実施の学び</li> <li>• 軍に対するシニアサービス大学団体プログラム</li> <li>• SAC(ICAF)</li> <li>• SES APEXコースのための道徳モジュール</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>•現在 91 コース</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>•現状 10 エグゼクティブとリーダーシップコース</li> <li>•PMT 401, PMT 402, PMT 403, ACQ 403, ACQ 404 ACQ405, ACQ450/451/452 シリーズ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>•DACMにより管理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>•DACMによる管理(利用者の要求によるDAEOWを除く)</li> </ul>

(出典) DAU ウェブサイト([http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU\\_Command\\_Briefing.ppt](http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU_Command_Briefing.ppt)) (和訳)

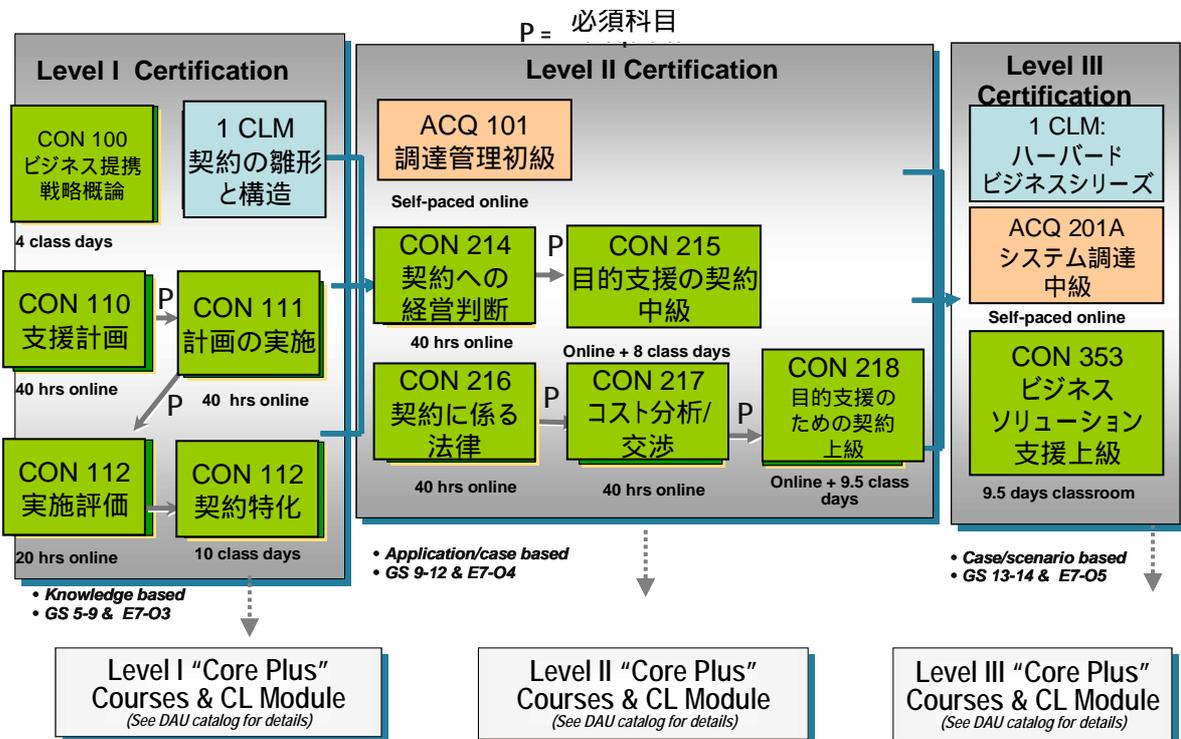
## B 主なコース概要

### a プログラム管理トレーニング(Program Management Training)



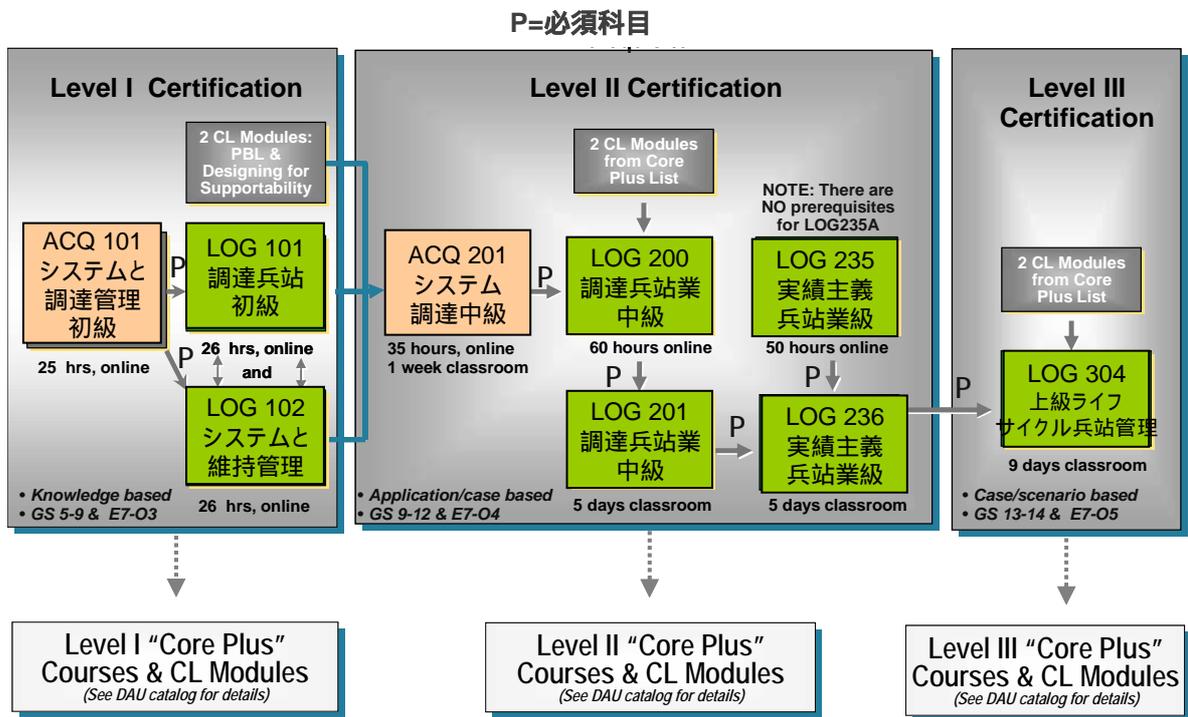
( 出典 ) DAU ウェブサイト([http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU\\_Command\\_Briefing.ppt](http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU_Command_Briefing.ppt)) ( 和訳 )

### b 契約トレーニング(Contracting Training)



( 出典 ) DAU ウェブサイト([http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU\\_Command\\_Briefing.ppt](http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU_Command_Briefing.ppt)) ( 和訳 )

### c ライフサイクルロジスティックトレーニング(Life Cycle Logistics Training)



(出典) DAU ウェブサイト([http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU\\_Command\\_Briefing.ppt](http://www.dau.mil/about-dau/docs/DAU_Command_Briefing.ppt)) (和訳)

### III DAU の主な研究 出版物

DAU では、以下の調査研究、出版活動を通して国防次官(調達、技術、兵站担当)傘下の調達活動の支援を行っている。

#### a 教育資材の作成

テキスト、ケーススタディ等の教材の作成

調達に関連するサブテーマに関する概要をまとめたガイドブックの作成

#### b 国防次官(調達、技術、兵站担当)による政策策定を支援する調査

#### c Defense Acquisition Review Journal の作成

調達に関わる調査研究、事例研究、ベストプラクティス、専門家評論等  
Performance Based Acquisition、Communities of Practice、System of Systems Acquisition 等、テーマに応じた投稿記事等

## 2.1.2 イギリス

### 2.1.2.1 調達制度の変革

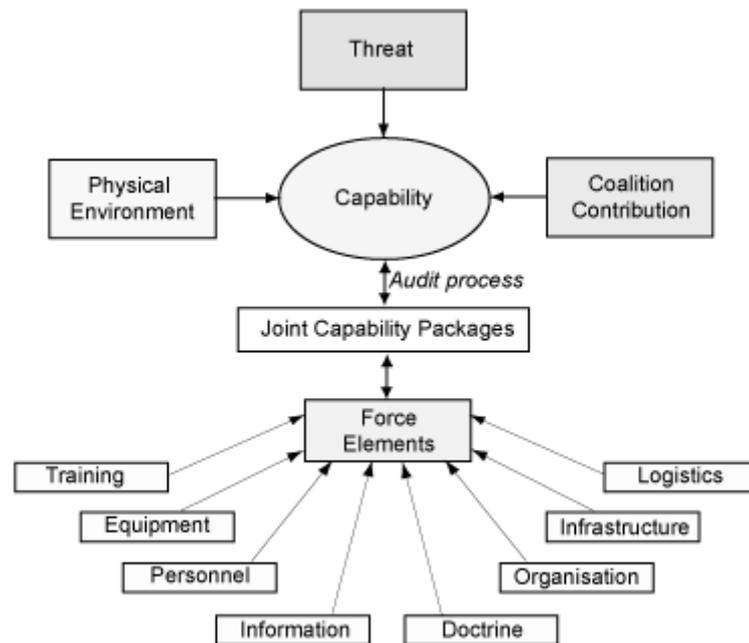
#### ライフサイクルを通じた戦闘能力(Capability)管理

イギリスでは、前線で必要としている軍事力をいかに効率的に提供し、納税者のVFM (Value for Money) を高めるかについて、常に試行錯誤が重ねられてきた。1990年代の後半のスマート調達プログラム (Smart Acquisition Program) の推進により、適切な装備品を適正な価格で、タイムリーかつ確実に提供することに焦点が当てられていた。現在は、ライフサイクルでの戦闘能力管理及び機動性、費用対効果の高い組み合わせが重視されている。イギリスの防衛装備政策が、プログラム中心から戦闘能力によるアプローチへと移行していると言える。

イギリスにて重視されている装備品調達における基本概念に、戦闘能力管理が挙げられる。戦闘能力管理は、防衛政策の諸要請を、防衛開発方針 (Defence Lines of Developments / DLoD) 全体における必要な能力を提供するプログラムへと転換するものである。

#### a 戦闘能力とは何か

図 2-20 戦闘能力の構成要素



(出典)

[http://www.aof.mod.uk/aofcontent/operational/business/capabilitymanagement/capabilitymanagement\\_whatis.htm](http://www.aof.mod.uk/aofcontent/operational/business/capabilitymanagement/capabilitymanagement_whatis.htm)

ここでの戦闘能力とは、望ましい運用成果又は効果を生み出す持続的能力であり、脅威、物理的環境及び提携相手の貢献度と結びついているが、特殊なシステム又は装備ではない。図 2-19 は戦闘能力の構成要素を示す。

戦闘能力は、船舶、航空機、陸軍部隊、その他の軍部隊及び兵員等の軍事要素により発現され、統合軍司令部により特殊な作戦又は任務に応じてパッケージとして構築される。

それぞれの軍事要素 (Force Elements) は単一の業務として実施される場合と、8 つの防衛開発方針の統合による共同組織として実施される場合がある。

### *b 戦闘能力管理 (Capability Management) とは*

戦闘能力管理の目的は、防衛政策に必要な性能上の要求事項をプログラムに転換し、防衛開発方針を実現させることであり、次の二点が含まれている。

- **戦闘能力変更計画の管理**  
しかるべき時期に利用可能な資源の範囲で適切な戦闘能力を維持するために、各防衛開発方針に必要な変更を特定する。
- **戦闘能力の維持**  
装備要件の刷新又は強化の必要性が示された場合は、プログラム委員会が創設される。

プログラム委員会は、調達ライフサイクルを通してガバナンスを提供し、防衛開発方針全体を一貫性のあるものにするために、戦闘能力 / 防衛産業が与える様々な脅威と機会を徹底考慮する。

## *II 防衛調達改革の動き*

### *A 防衛産業戦略 (Defence Industry Strategy / DIS)*

世界的な安全保障環境の変化に呼応し、軍の要求性能も変化し、防衛産業の国際化・合理化が進んできた。こうした変化に対応し、2005 年に防衛産業戦略が策定され、よりよい防衛調達の青写真が示され、防衛省及び防衛産業への課題抽出が行われた。(詳細 1.1.4 参照)

### *B 調達改革に関する可能性報告 (Enabling Acquisition Change / EAC)*

防衛産業戦略の要請に対応し、ライフサイクルにおける戦闘能力管理を実現するために、国防省の構造、組織、プロセス、文化及び行動をいかに改革すべきかを報告書としてまとめている。

現状を分析したうえで、次の分野における改善方法を提示している。

- 文化・行動
- 計画プロセス

- 発注者の役割（権限）
- 調達組織の統合
- 承認システム（商務チームによる一貫した効果的精査機能）
- ガバナンス（国防委員会（Defence Management Board / DMB）の初期・主要関門（Initial / Main Gate）への関与による戦略的投資）
- インセンティブ及び目標設定（ライフサイクル）
- 研究開発（目標設定）
- 実施

計画プロセスについては、10年超の防衛予算を戦略的に見ることができるように、計画システムの変革が必要であるとされている。また、期日遅延、コストオーバーランが多いことから、期限、費用についての現実的な計画が求められている。

また、発注者の役割について、新規調達の装備品の10年超の運営・維持管理費、既存の装備品の当初4年超の運営・維持管理費については、装備品要求性能カスタマー（Equipment Capability Customer / ECC）が負担することが提案されている。

調達組織については、国防調達庁（Defence Procurement Agency / DPA）及び国防兵站機関（Defence Logistics Organization / DLO）を統合し、包括的な調達及び支援組織を形成することが薦められた。

### C 防衛調達改革プログラム (DACP)

2006年7月に公表された防衛調達改革プログラム（Defence Acquisition Change Programme / DACP）とは、唯一の一貫した改革プログラムであり、防衛産業戦略及び調達改革に関する可能性報告にて定義された文化、行動、プロセス、組織に関する改革を実施するためのものである。

プログラムの前半部分では調達改革に関する可能性報告で指摘された改善策を実施し、主として組織、プロセスの変革を行った。国防装備支援庁の設立（2007年4月）、国防省統合カスタマー（MOD Unified Customer）の設定、ライフサイクル要求性能管理の展開を行った。国防省では、これらの改革は順調に進んでおり、調達一般に適用されつつあるとしている。当該プログラムは2009年3月まで続く予定であり、改革の深化によって、調達実績の段階的な変革を実現しようとしている。

当該プログラムの上位目標は、より機動的な調達システムの形成やライフサイクルでの要求性能管理を通じて、要求性能を前線に提供し、納税者のためのVFMを実現する等、調達制度を改善することである。

具体的には、次の4つの目的が掲げられている。

- 機動性があり、安定かつ調達可能な現実的な装備・支援計画の実現より正確な費用積算及び予測が必要であり、装備品の運用費用にも注目する必要がある。これにより、中断・遅延なくプログラムを実施することができる。
- 調達サイクルの短縮により意思決定から効果発現までの時間を縮減  
調達制度を新たなより漸進的なアプローチに移行する。同時に、既存の調達プロセスを合理化する。公開システム及び技術の導入に注目する。
- 国防省及び防衛産業双方にとって事業費を削減  
時間価値を重視し、人件費の削減を図る。
- 効果的な業務実施  
実施中である国防装備支援庁の更なる改革により実現される。人材の強化、文化及び行動の変革が必要である。

防衛調達改革プログラムでは調達改革に関する可能性報告で指摘された 10 分野の中から、主要改革分野として次の 4 分野に焦点を当てている。

- ライフサイクルでの要求性能管理
- 調達方法の工夫
- 国防装備支援庁の業務改善計画 ( Performance, Agility, Confidence, Efficiency / PACE )
- 商業上の変革

計画段階における変革：防衛調達改革プログラムは計画プロセスにおいても多数の変革を導入している。主要なものとしては、次のようなものが挙げられる。

- 防衛プログラムの 10 年計画の策定。
- 装備品調達計画と装備品運用支援計画を計画段階において整合性を図り、10 年に亘る財源の確保を行う。
- 期間 1 年から 10 年までの未調達の装備品及び既に 5 年から 10 年間運用を開始している装備品の運用費用の責任を、装備品要求性能カスタマーに転嫁する。
- 前線の TLB は使用中の装備品について当初 4 年間の運用費用に責任を持つ。

承認段階における変革：精査・承認プロセスが修正・合理化された。ベストプラクティスに則って開発された新プロセスでは、新しく中央審査承認チーム ( Central Scrutiny and Approvals Staff ) が形成され、各支部にスタッフが配置されている。当チームが、装備品要求性能委員会 ( Directorate of Equipment Capability ) 及び統合プロジェクトチーム ( Integrated Project Team ) スタッフとより円滑な連携を図り、情報の透明性を確保していくとされている。

## 2.1.2.2 防衛装備品の調達に関わる主要機関の役割及び概要

### I 調達実施機関

#### A 国防装備支援庁

##### a 沿革

国防装備支援庁は、2007年4月1日に、国防調達庁と国防兵站機関の正式な合併により創設された。国防装備支援庁の本部はブリストルに位置している。

国防装備支援庁は、軍事活動に関して、イギリス軍に装備と支援を一元的に提供する組織である。船舶、航空機、車両、兵器から、電子システムや情報システムに至るまで、廃棄物、装備、諸サービスを含むライフサイクルでの調達及び支援を行う。

国防省では、この統合により、次の利点があるとされている。

- 装備品の調達から運用支援までを統合し、同一組織にて実施することにより、工場から前線までの一体となった支援が可能となる。
- 防衛産業と国防省カスタマー（MOD customers）の単一のコンタクトポイントが形成される。
- 調達と運用支援がより統合された形で行われることにより、軍に対する支援を改善し、軍及び納税者への価値を高める。
- 同組織は新たな装備品を調達する際には、運用コストを十分に考慮するようになる

<sup>27</sup>。

##### b 組織

国防装備支援庁は防衛機材担当長官(大将クラス)を長とする。同組織は3人の中将クラスの幹部職、すなわち運用担当長官、商務（corporate services）担当長官及び装備品担当長官を長とする主要3分野に分割される。運用担当長官は、少将クラスを長とする複数の調達担当局、具体的には、兵器、ヘリコプター、ISTAR、陸上装備、船舶、戦闘機及び潜水艦の各担当局を管理する。

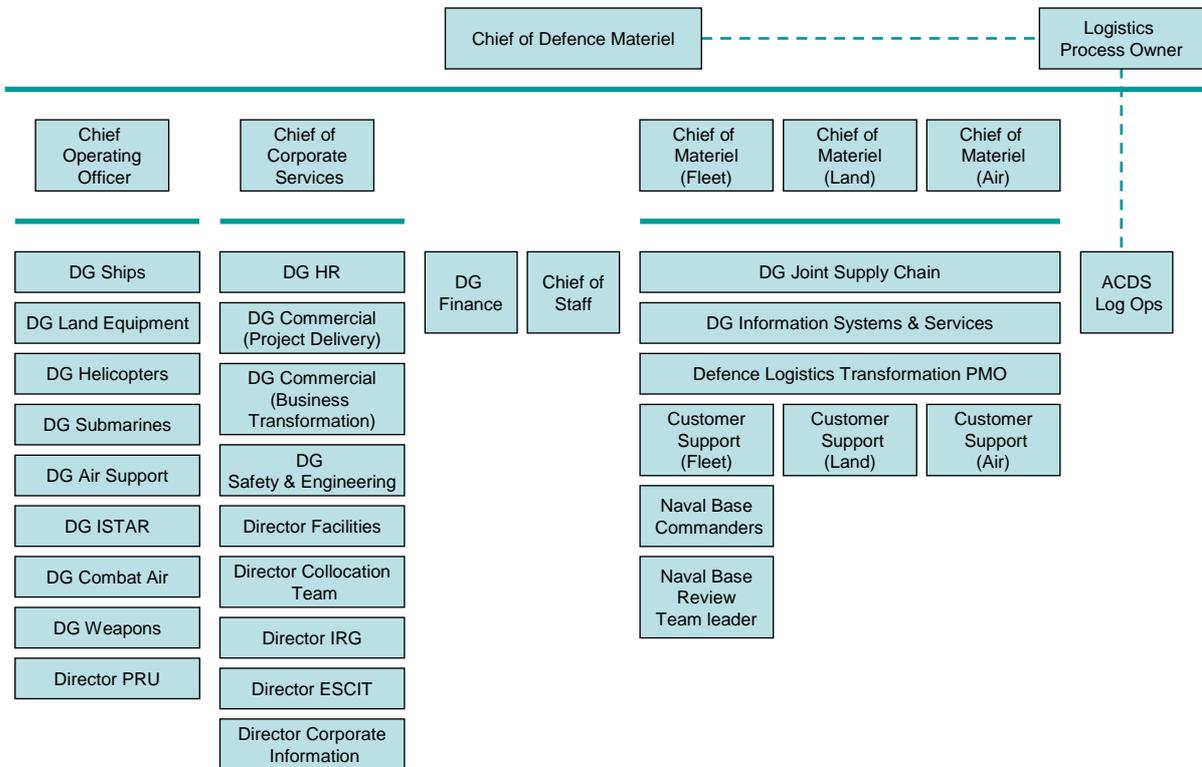
上記においては、担当局は国防省の統合プロジェクトチームであり、装備品調達及び軍事システムを一任される。商務担当長官は、人事、安全、エンジニアリング及び商取引を担当する。装備品調達支援は、陸海空の装備品担当長官が提供する。運用支援は、共同サプライチェーン・情報システム・軍務責任者（担当官2名）が行う。

総職員数はおよそ29,000人であるが、現行の事業改善プログラムに基づき、2012年には約20,000人に縮小される予定である。

---

<sup>27</sup> UK MOD, Defence Acquisition Change Program, Frequently Asked Questions

図 2-21 国防装備・支援庁組織図



( 出典 ) [http://www.aof.mod.uk/aofcontent/operational/org/des/des\\_structure.htm](http://www.aof.mod.uk/aofcontent/operational/org/des/des_structure.htm) より作成

### c 国防装備支援庁の役割

国防装備支援庁の任務は、現行及び今後の軍事活動について、イギリス軍に装備と支援を提供することである。この任務を遂行するために、以下の役割を果たすことが求められている。

- 活動に必要な兵站及び装備の支援をタイムリーかつ確実に供給する。
- 正確な予測とライフサイクルアプローチに基づき、一連の複雑なプロジェクト及びそれに関わる支援ネットワークを、機動性と費用対効果を重視して管理する。
- 防衛産業におけるサプライチェーンとの商業的な連携を徹底管理する。
- 効果的な財務管理を実施する。
- 技術を導入し、ライフサイクルを通じたイノベーションの推進とリスク低減を図る。
- 安全、環境、技術面の確実性を担保する。
- スキルの特定、発達及び保持、実績の管理並びに人事を含む労働力を管理する。

国防装備支援庁は国防省統合カスタマー ( MOD Unified Customer ) 構成する 5 構成員の一員である。

国防装備支援庁は装備品要求性能カスタマーから調達要求を受け、各利用機関に装備品、各種役務、納入後サポートを提供する。

#### *d 国防装備支援庁のガバナンス*

##### *理事会*

理事会は国防装備支援庁の最高決定機関である。理事会とその下部機関の運営については、国防装備支援庁委員会ハンドブックの中で明確に説明されている。

理事会の構成員は、防衛装備品担当長官、運用担当長官、商務担当長官、資材担当長官、財政局長、参謀長官、非常勤役員 4 名である。

理事会の主な役割には以下が挙げられる。

- 国防装備支援庁に戦略的指示を与える。
- 目標と目的を設定する。
- 資源分配を承認する。
- 業績とリスクを管理する。
- コーポレートガバナンスを確保する。

##### *下部委員会*

理事会にて、上記の役割を細部まで監督することは困難であるため、日常的管理は以下の下部委員会に委ねられる。

- 理事会の執行委員会
- 国防装備支援庁投資委員会
- 人事委員会
- 監査委員会
- 安全委員会

**理事会の執行委員会**：執行委員会は、理事会が設定した戦略を実施するための計画を策定する。また、同委員会は、成果物の実現及びそれに伴うリスクの管理も行う。

**国防装備支援庁投資委員会**：国防装備支援庁投資委員会(DIB) は、国防装備支援庁の大型投資全般に対する内部承認を主業務とする。委員会は外部（投資承認委員会、国防委員会等）の承認の申請に先立ち、国防装備支援庁のプロジェクト実施を承認し、国防装備支援庁の権限の範囲内で実施中の支援プロジェクトを承認する。構成員は、国防装備支援庁理事会の構成員及び非常勤役員である。

**人事委員会**：人事委員会は、要求される事業成果を達成すべく、職員のスキルに応じた適材適所の人員配置を行う。同委員会はチームワークを促進し、指導力を高め、業績の向上

に寄与する共通の人事政策を進めている。構成員は、企業サービス担当長官、担当部局長から2名(交代制)、関係する機能部局長、非常勤役員である。

**監査委員会**：監査委員会は、効果的なリスク管理及び内部統制が行われているかどうかを監視する。

**安全委員会**：安全委員会は国防装備支援庁内の安全政策及びプロセスの効果的な運用が行われているかどうかを監視する。

### 2.1.2.3 調達実施方法

#### 1 調達プロセス – イギリス国防省における CADMID 調達サイクル

1999年から、イギリス国防省では、調達に関し、構想・評価・実証・製造・運用・廃棄 (Concept, Assessment, Demonstration, Manufacture, In-service, Disposal / CADMID) サイクルを利用している。これは、取得・調達のライフサイクルにおけるビジネスプロセスの統合化・効率化を追求するスマート調達イニシアティブ (Smart Procurement Initiative) の一環として編み出されたものであり、合意された性能、コスト及び時間の範囲内で装備品要求性能 (Equipment Capability) の確保を実現するものである。

国防省の CADMID6 段階サイクルを以下に示す。

図 2-22CADMID サイクル



(出典) [http://www.aof.mod.uk/aofcontent/operational/org/user/user\\_designatedtasks.htm](http://www.aof.mod.uk/aofcontent/operational/org/user/user_designatedtasks.htm)

1. **C 構想**: 軍の装備品運用機関における性能要求の確定
2. **A 評価**: 許容可能なバランスのある時間、コスト、性能 (事業・技術的要因を含む) の特定、時間・コストのパラメータにより厳密に管理された許容可能なレベルのシステム性能に呼応し、定義かつ定量化されたリスクの特定及び最適な調達戦略の選定
3. **D 実証**: 開発リスクの漸減、製造に向けた性能目標の特定
4. **M 製造**: 軍事要件に適合する解決策の提供と受領

5. **I 運用:** 前線への有効な納入後サポートの提供、同意された改良品の納入
6. **D 廃棄:** 装備品の効率的、効果的かつ安全な廃棄処理

CADMID サイクルの第 1 段階から第 4 段階は運用担当長官の管轄下にある統合プロジェクトチーム (Integrated Project Team / IPT) が主導し、第 5 段階及び第 6 段階は資材担当官が主導する。

## II 調達プロセス承認

調達プロセスの承認点として、二つの時点が設けられている。構想フェーズにおける初期関門 (Initial Gate) 及び評価フェーズにおける主要関門 (Main Gate) に示されるように、各フェーズの終了時点で国防省の承認が必要となる。国防省の投資認可委員会 (IAB) (小額調達プロジェクトに際しては従属する認可当局) が、正式にプロジェクトを評価し、主要資金投資案の妥当性について大臣に提言を行う。

産業界は、取引上の考慮をした上で、調達サイクル全体に携わり、統合プロジェクトチームの構成員となっている。契約上の主な取り決めは主要関門の承認後に行われる。ただし、優先交渉権を与えられる民間企業 (群) はその時点の前に特定されることがある。

## III 契約制度

### A 契約方式の種類

国防省が利用する調達方法として、主として次の 4 方式が挙げられる。

**公開手続 (Open Procedure) :** 利害関係者に入札を公示し、EU 官報(OJEU)の公告に応募する企業は、正式な入札に必要な交付書類を受領する。応募者を絞り込むことはできず、このプロセスではいかなる交渉も認められない。

**制限手続 (Restricted Procedure) :** 国防省は事前資格審査を行い、候補者リストに絞り込まれた入札候補者を招請する。契約交渉は認められない。

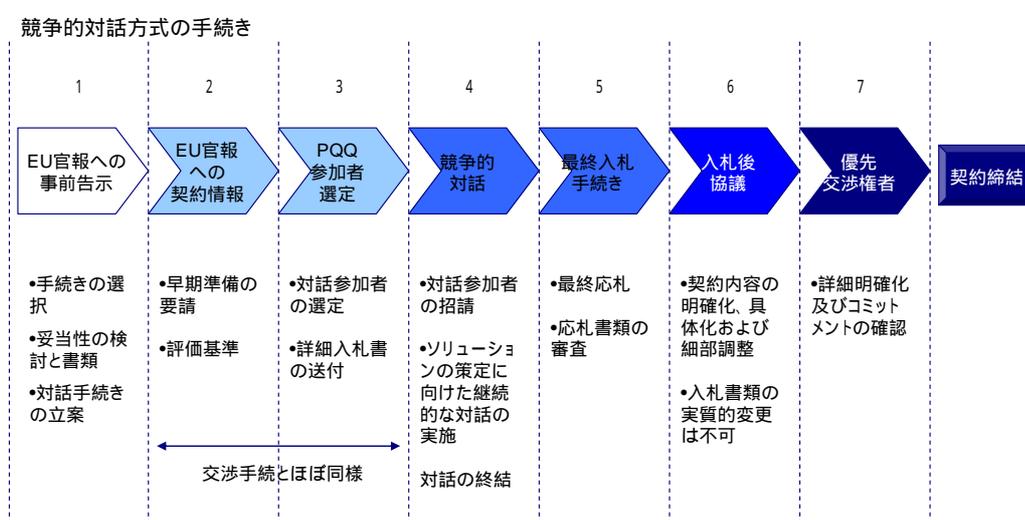
**競争的交渉手続 (Competitive Negotiated Procedure) :** 国防省は事前資格審査を行い、次に交渉への招請状を発行する。交渉の実施方法についての詳細な規則はない。実質的交渉は優先交渉権者の選定後に発生する機会が多いが、この時点においては競争環境ではないため、国防省の VFM が低減する可能性がある。

**競争的対話方式 (Competitive Dialogue Procedure) :** 2006 年より、EU は、契約当局側 (国防省) がプロジェクトに関する技術的措置の決定及び / 又は法及び金銭的補償の規定を行うことができず、公開手続又は制限手続での契約締結を行うことができない場合に、競争的対話方式を導入した。この方式では、国防省は事前資格審査を行い、

絞り込まれた候補者に、対話段階への参加を招請することになる。国防省はこの場合、契約要件を満たし得る1つ又は複数のソリューションが特定されるまで対話を続行する。対話はこれを経て正式に終了し、選定された入札者は最終入札書の提出を求められる。対話終了後は、入札書類の修正はいかなるものも許可されず、優先交渉権者が指名される。対話段階後の入札書類変更を禁じることにより、国防省のVFMの向上が見込まれる。優先交渉権者の選定後は、入札書のごく軽微な変更しか認められない。

以下に、競争的対話方式の段階を簡潔に示す。

図 2-23 競争的対話方式の手続



(出典) Her Majesty's Treasury / Office of Government Commerce, joint guidance on the Competitive Dialogue process. (和訳)

## B 契約の種類

### a 公告

国防省は EC 公共調達規則で規定される規則と手続を遵守の上、EU 官報 (OJEU) にしかなるべき要件を公示しなければならない。

契約価格が 40 千ポンドを超える財、サービス又は役務に関する国防省の調達要請は、国防省防衛契約紀要 (MOD Defence Contracts Bulletin / DCB) の適用除外を認められる場合を除き、契約の締結前及び締結後に DCB に公示されなければならない。既存の枠組み合意に基づく個別契約で諸要件が満たされる場合は例外とする。

また、EC 公共調達規則に従うべき財、サービス又は役務に関する国防省の調達要件は、全て OJEU 及び DCB に公示されなければならない、その内容は同一でなければならない。OJEU への公示内容は、OJEU への公示日より前に、DCB の中で公表されてはならないとされている。

## **b 契約の種類**

イギリス国防省が用いる契約形態は複数存在している。(危機・緊急時、少額の契約については、特定の規定あり。)

- 一定の条件の下、国防省が財・サービスの提供を要請できる枠組み合意 (Enabling Contract )
- 装備品賃借契約 (購入する場合との VFM の比較検討が必須。)
- 名目費用契約 (国防省と企業の双方に利益が認められる場合に限定的に活用。)
- プライムコントラクティング (単一もしくは元請契約者が設計、施工、維持管理を包含するプロジェクトマネジメント及びサービス提供に責任を負う。最大のメリットは、サービス提供の責任を民間事業者に転嫁できること。)
- 売買契約

## **C 選定**

国防省の契約には「特殊契約に関する協定」(Special Contracts Arrangement)が適用され、入札者のリストを検討する際、調達チームはこれを考慮しなければならない。

入札招請する企業の適格性について、客観的評価を遂行するために、調達チームは事前資格審査アンケート (Pre-Qualification Questionnaire / PQQ)を送付することができる。モデル様式及び作成に関する指針は国防省指針 (Authoritative Guidance) に規定されている。事前資格審査アンケートの目的は以下の2点を遂行することである。

- a) 事業ニーズを満たし得ないと見込まれる不適格性又は欠点を持つ入札候補者を除外する。
- b) 国防省が入札招請の適格性について入札候補者を評価し、それによって優先交渉権者を特定する基準とし得る回答を提供する。

国防省は受注企業との関係に関する担当管理職 (Directorate of Supplier Relations)を通して、受注企業開発(SD)という表題の下に様々な活動から構成される計画を策定し、関連する受注企業の情報を入手及び分配し、新たな受注企業・顧客業績評価プロセスを支持している。

実現可能な場合は、正式な入札招請の発行に先立ち、産業界と開かれた建設的な関係を築くべきであるとしている。情報募集(Request for Information / RFI)及び/又は提案募集 (Request for Proposal / RFP)を公布するか否かの決定は、要請の性質とプロジェクト時期に応じて検討される。

## **a 受注企業の選定**

入札書類の提出を求められる受注企業は、調達参加への関心を表明後、調達に義務づけられる一連の資格を示す企業に絞って選定されることがある。

調達チームは、EC 公共調達規則に基づく公開入札方式を用いない限りは、既定の選考基準契約に適合する全ての受注企業に入札を招請する義務はない。このため、予め定められた客観的かつ公平な基準に基づく選定が可能となる。ただし、招請される企業は、既定の選定基準を全て満たしていなければならない。調達チームは契約公告で既定される選定基準に従って、最も適格な受注企業を考慮する方法でのみ、入札者数を絞り込むことが許される。

#### *IV 防衛商務機能における重要方針及び手続*

##### *A 原則*

国防省職員が契約を締結するには、該当契約を承認することを許可するライセンスもしくは他の形式の正式な委任状が必要である。

##### *B 規定手続*

###### *a 調達手続*

国防省において、戦闘能力を維持するために必要な財、サービスを調達する場合に国防省職員が遵守すべき手続は、調達手続規則 ( The Procurement Process ) に規定されている。

###### *b 連携*

連携は、特定条件を設定し、共通の目的達成を可能にする堅固な関係管理を行いつつ、両当事者に対する義務と約束を創出する調達形態である。

連携は以下のような調達戦略/事業計画において検討されなければならない。

- PFI 手法が適用されない場合
- 既存の契約に対し、本質部分での変更が予測される場合

上記は調達が競争入札であるか否かに関係なく適用される。

###### *c 技術支援に向けた枠組み合意(FATS)*

技術支援に向けた枠組み合意(Framework Agreement for Technical Support / FATS)は、調達コミュニティに外部の技術支援を調達する手段である。その事例としては以下が挙げられる。

- 技術調査 調査、見本作製及び技術の実演を含む様々な活動に基づく研究
- プロジェクト支援 技術コンサルタント、構想、開発及び利用に向けた支援活動を含むプロジェクトベースの活動
- エンジニアリング支援 設計後の技術支援 (PDS)、修理、較正、分析試験及び統合を含む作業段階の支援

## C 推奨される方針と手続

国防商務局（Defense Commercial Function）において推奨されている重要事項として次のようなものが挙げられる。

### a 商務に関する認識

国防省の全職員は商務に関する認識を高め、企業との取引について不用意な公約を避ける必要がある。また、商務取引担当官は調達手続の開始段階に関与しなければならない。さらに、外注企業から入手した情報に関する守秘義務を履行することが業界との良好な関係には必須である。

詳細の指針は以下に掲載されている。

- 実務の認識と実践者プログラム
- 実務の認識ガイド
- 実務ツールキット

### b 競争に関する方針

公正な公開競争は、引き続き国防省の調達政策の基盤であり、実務ツールキットには入札に関する指針が掲載されている。

### c 公開性と透明性

国防省及び取引方針部会は、外注企業全体に亘る防衛調達事業の実施規定(CPG ガイドライン No 5) を公布している。

### d 公示に関する要件

EC 公共調達規則に従う国防省の調達要件は、EU 官報の中で公示されなければならない。また、受注価格が 40 千ポンドを超える財、サービス又は役務に関する国防省の要件は、国防省防衛契約紀要 (DCB)の中で公示されなければならない。実務ツールキットには公告に関する指針が掲載されている。

### e 欧州防衛機関 (EDA) 防衛調達に関する行動規範

受注価格が 100 万ユーロを超える戦闘用の財又はサービスの調達は、欧州防衛機関の電子掲示板の中で契約公示を公表する方法で公告されなければならない。実務ツールキットには欧州防衛庁の行動規範に関する指針が掲載されている。

### f 受注価格固定契約 (NAPNOC)

競争入札が不可能な場合は、国防省は契約締結に先立ち、価格を含むあらゆる条件について交渉する。

この方式は受注価格固定契約 ( No Acceptable Price, No Contracts / NAPNOC)として知られている。受注価格固定契約の望ましい成果は、固定価格で契約を締結することである。実務ツールキットには価格設定と受注価格固定契約に関する指針が掲載されている。

### *g 事後原価管理*

事後原価管理方式は、通常、受注額が 1000 万ユーロを超える契約について、随意契約による業務の完了後に実施される。

### *h 電子調達*

国防省は 1999 年より、新たなツールと技術を取り入れ、電子取引について飛躍的な進歩を遂げた。

国防省内での電子調達は、単一運用能力、統合運用能力、電子利用運用能力、さらに端末間で相互運用可能な運用能力の提供が期待される電子調達プログラムによる強化が予想される。

### *i カテゴリー管理*

カテゴリー管理は「調達改革」計画が導入した調達アプローチの一つである。

カテゴリーとは、この分野の市場動向に詳しい職業的調達の専門家チームが管理する類似する 1 つの製品又はサービス群のことである。

カテゴリー別の調達管理は、軍の運用能力別管理に比べて、組織全体のニーズ、業界の動向及び市場動向を考慮した調達戦略の策定に有効である。

各カテゴリー管理チームは、国防装備支援庁統合プロジェクトチーム及び国防省全体への業務に対応する専門家を活用した調達を行う。これは VFM の重要原則を促進し、財及びサービスの調達費用を削減する一方で、その品質を維持又は向上させる。

### *j 小額調達*

小額調達(LVP) は 5 千ポンド未満相当の低価格の財及びサービスを国防省内で大量購入することをいう。政府調達カード (GPC) は、小額調達に推奨される方法である。

## *V 入札審査項目*

入札にあたっては、調達チームは VFM の最大化を確保することの必要性を考慮しなくてはならないとされている。そのため、一般国民に説明可能な手法により、全ての入札者に対する公平性を確保し、入札情報の機密性を守らなければならない。

入札の評価は、入札評価パネル ( Tender Assessment Panel ) によって行う。このパネルは、いくつかのサブパネルに分かれて、事業性、技術面、財務面等の異なる観点から評価することもある。

国防省の第一の目的は、VFM を最大化する提案を選定することである。競争性が本質的かつ効果的でないと判断される場合（例えば、一者のみが応札した場合）には、新たな応札者が求められるのが通例である。

## VI 入札審査方法

入札の審査プロセスはプロジェクトごとに調整され、審査基準の重み付けは個々のプロジェクトチームにより決定される。基準の選定は客観的かつ非差別的でなければならず、調達に関する欧州規則が基準となる。EC 公共調達規則に基づく調達については、かかる適格性は同規則の規則 23 から 26 で規定される品質選定基準だけで決定することもできる。さらに、EU 官報に送付される契約公告には、入札招請社数を制限する客観的かつ非差別的基準及び入札招請社数が記載されなければならない。

### A 事前資格審査

この手続を利用して、入札者がプロジェクトを受託するのに必要な技術的及び財政的手段を持つかどうかを決定する。要件に適合しない入札者は次段階の調達審査に招請されない。

### B 競争的対話方式

競争的対話方式の場合は、入札者との対話の開始と同時に、通常以下の 4 段階の入札審査が行われる（契約当局は、その要求を満たす解決策を見出すまで、必要なだけの段階を踏むことができる）。

- 概要提案書：技術的課題及び解決策に主眼を置き、通常の場合は受注価格を記載しない。
- 価格を含む提案書：技術データ、サービス要求水準の達成可能性、取引条件に焦点を当てる。
- 価格設定入札書：価格及び取引条件を含み、前段階で行われた交渉を確認する。
- 優先交渉権者の選定及び契約締結：主要事項の変更は認められず、契約締結は経済的に最も有利な入札(Most Economically Advantageous Tender)を判断基準とする。

## VII 予定価格の算定方法

### A 予定価格算定方法の概要

価格算定チームが、調達チーム（事業、技術、財務）、顧客・利用者、関連専門家、費用確認サービス（Cost Assurance Service / CAS）及び防衛分析サービス機関（Defence Analytical Services Agency）をメンバーとして、事業の早い段階で設置される。価格算定に関連する事項について、詳細内容を入札公告（Invitation to Tender / Negotiate）に盛り込んでいる。

価格算定チームはプロジェクト検討の早期段階において、国防省としての「あるべき費用」概算を算定する。「あるべき費用」概算は、同種もしくは類似の要求に関する過去の費用概算を基に算定され、潜在的な効率性の向上も特定した外部基準によって検証される。費用確認サービスが受注者の業績水準の変動の可能性を分析する。考慮する範囲としては、人件費の増減傾向、生産性、将来の企業構造、新しいもしくは改良された技術の活用等が挙げられる。明らかに、より長期の契約になるほど、概算算定は困難となる。その他、幅広い要因（例えば、教育効果、リスク等）が検討される。

必要に応じ、費用確認サービスに対する技術的費用調査報告の要請に基づくフォワードプライシングプログラムの提示による支援を受ける。

契約金額が 100 万ポンド以上のものについては、価格算定チームが価格調査、交渉をリードし、費用確認サービスがこれを支援する。金額が 25 万ポンドから 100 万ポンドのものは、必要に応じ費用確認サービスが関わる。単純な 100 万ポンド以下の契約については、価格算定チーム長が適切と認めた場合には、価格合意について費用確認サービスへ権限委譲することも可能である。

## **B 費用積算**

随意契約については、政府会計規則（Government Accounting Conventions / GAC）において、認められる主要費用項目が例示されている。費用として、直接経費には、直接人件費、資材費、直接経費(再委託・買取)を含み、間接経費には、一般管理費、諸経費等が認められている。

費用計上方法は、製品・サービス、市場のタイプ、利用可能なソフトウェア、企業規模、一般経済状況によって異なっており、何れも、収入に寄与した費用の計上を効果的・効率的に実施することが目的とされている。方式としては、特殊注文費用積算、継続的運用費用積算、標準的費用積算、実費精算、限界費用積算等が挙げられる。

## **VIII 精算方法**

国防省は、会計規則に沿って合意された契約条件の範囲内で、迅速にその支払義務を遂行する。その支払額が議会で可決した年間予算の範囲内で維持されることを、国防省は保証しなければならない。ただし、国防省が財、サービスその他の支出について一定期間内に支払う義務がある場合は、年間予算では支払不可能である場合でも、支払義務を履行しなければならない。

国防省の契約は、業務が履行された後に決済される。契約の要件に従い、財又はサービスが国防省に納入された時点で初めて決済義務が発生する。国防省は契約条件に従って、国防省の決済義務が成立したこと、また決済に必要な要件が実証されたことを確認しなければならない。有効な請求書が受領され、国防省がそれに対する財又はサービスの便益を受けたことを条件に、決済は成立したものとみなされる。

受注企業はそれが受託する契約の決済責任を負う。随意契約に関しては、借入コストは政府調達利益算定方式（Government Profit Formula / GPF）により補償される。競争契約の場合は、市場価格により、受注企業が何の費用を回収できるかが決定される。

中間払いは推奨されておらず、契約を遵守した物品の納入又は受納もしくは役務の完了後に決済を行うべきとされている。ただし、契約の決済にかかる費用負担を軽減するための救済措置として、契約期間が長期に亘り、金額が一定以上の場合には、契約の履行期間中に中間払いを行うことは妥当であるとされている。中間払いについては、国防省が以下の確認を行う。

- 中間払いは、受注企業が見積もった支出が実施された後に発生すること
- 検証可能な成果があること
- 最終決済における適正割合の支払(原価計算の調整を担保する比較的高い割合(例えば20%)、受注者が少なからず財政的リスクを負っている場合(つまり受注価格固定契約)では若干低い割合)が組み込まれていること。

重要なことは、当該契約に関わるものだけでなく、運転資金の必要性も含め、受注企業が直面する財政負担の規模及び期間である。

### IX 新たな調達アプローチ

国防装備支援大臣により、2008年7月に防衛産業と国防省間の開発提携を図る複合兵器チームが発足し、ミサイル及び誘導兵器の調達に向けた新たな調達アプローチが一步を踏み出した。

複合兵器は精度を確保するための誘導システム依存型戦闘兵器である。複合戦闘兵器は、多くの場合、空対空、防空、地对空、対艦・潜水艦(魚雷を含む)、地对地の5カテゴリーに分類される。

複合兵器チームの全プロジェクトメンバーとの契約に沿って、MBDA(MBDA(UK)Ltd)及びタレス(Thales UK)との間に、評価フェーズにおける6複合兵器開発プロジェクトに向けた初年度7,400万ポンド相当の契約が締結された。

評価フェーズでは、複合兵器チームの参加企業が開発中の革新的構想を評価し、その構想を組み合わせる方法を実験することに加え、国防省との協働し、次世代型ミサイル及び誘導兵器に関するイギリスの軍事要件を策定及び創出することも可能にすると考えられている。

複合兵器チームによるアプローチには、キネティック(QinetiQ Ltd)とロクセル(Roxel(UK Rocket Motors)Ltd)も参加しており、多数の個別発注契約からイノベーション、柔軟性及び進化を連動した契約への移行を示している。これにより、より少ない種類の兵器で、ますます変化していく世界の中でイギリス軍の要求性能によりよく適応していくことを目指している。評価フェーズには、MBDA及びタレスとの2契約のほか、複合兵器チームの全構成員で締結された協働契約が含まれており、今後のモデルの改造及び試験に利用される。

## *X 国外での調達方法*

### *A 国外での調達の有無*

#### *a 運用と実施 –消費財*

特定の規定は公開されていないようだが、国防省は、可能な場合は軍事演習及び活動中に、物品を現地調達している。調達方法は物品の入手可能性によって異なるが、調達物品には、燃料、食料、建設材料、車両、宿泊設備等が含まれる。現地品の調達により、自国からの輸送及び納入後の支援要請を減らすことができる。

#### *b 運用と実施 – 装備品*

緊急活動支援要求(Urgent Operational Requirement / UOR) は、現行又は緊急時の軍事活動を支援する目的で、新規又は追加の装備品の迅速な調達もしくは既存装備品の機能向上又は本質的改変の際に利用される。

様々な軍事活動を支援する目的で緊急調達される装備品は、次のように分類される。

##### *a. 緊急活動支援要求(Urgent Operational Requirement / UOR) - 新たなサービス*

装備及び予備部品の補給であり、通常は成文化されず、基本的な後方支援戦略文書のみで扱われ、多くの場合は特殊軍務に向けて配備予定又は配備された部隊に直接供給される。主として既製品である。

##### *b. 緊急維持支援要求(Urgent Sustainment Requirement / USR) – 成文化された品目*

契約上の問題又は納入遅延が発生し、利用中の品目を在庫から調達することができないような場合は、軍の運営要件を満たすために、緊急調達措置が要求される。

## **2.1.2.4 装備品の輸入主体**

### *1 商社その他のエージェントの介在の有無*

防衛分野に限らず、商社が殆ど存在していないため、国防装備支援庁と装備品の海外製造企業との直接契約が一般的である。国防省においては、仕様書の作成や事業管理等に関し、コンサルティング企業に代行させており、また、製造企業においても、装備品に関する国防省の関心事項についての情報収集や、法務事務、財務等の各分野の専門コンサルティング企業に助言を求めることがある。これらのアウトソーシングは、国防省と製造企業が、それぞれ別個に専門企業と契約を結んでおり、ある専門企業が国防省と製造企業の間に入って、双方と契約するケースは見られない。

## II 海外調達

### A 輸出入に関する総則

EC 公共調達規則（EC Public Procurement Regulations）は、役務の性質により免除されない限り、海外調達にも適用される。この規則を遵守すべき入札の手続に関しては、規則の該当項目を参照しなければならない。輸出に関しては、イギリス及び諸外国の輸出管理法に基づき、最終用途管理の対象になり得る特定の物品の開発、生産及び使用に関連する技術の輸出にはライセンスが必要である。

また、アメリカ軍需品リストに掲載されている品目の輸出は、アメリカの国際武器取引規則(Interenational Trade in Arms Regulations / ITARs)により履行される兵器輸出管理法の対象となる。かかる輸出品は、全て輸出ライセンスが必要である。

さらに、EC 評議会規則 150/2003 に従って免除される場合を除き、国防省は EU 域外から調達された防衛装備品について、輸入税の支払義務を負う。ただし、ローマ条約に基づき、他の EU 諸国から調達される物品はこの限りではない。

### B イギリス当局の指針概要

海外調達は、外国企業との直接契約又は外国企業と外国政府の契約を伴う政府間協定等、多様な調達方法に影響される。政府調達チームは事例に応じた最適な購買経路を決定する必要がある。

幅広い産業の課題、例えば供給の安全、政治的に慎重な対応が必要となる国からの調達、産業界の経営参加、外国企業への違法な助成金等について、調達チームが検討する。調達チームは、いかなる契約の譲渡又は外国の輸出管理法の EU 域外優位性に拠っても、イギリスの主権免除を委譲してはならない。また、海外調達を促進する技術移転は、イギリス輸出管理法 2002 の対象になる場合がある。

他の国も国防省の要件を満たす意図で、最大限実行可能な範囲で規制されるべき輸入品の再輸出又は廃棄に対し、規制実施を要求することができる。

非競争調達に関しては、カナダ、ドイツ、フランス、オーストラリア、韓国との間に相互価格協定が存在する。NATO 加盟国も NATO の契約監査相互提供のための指針の対象となる。外国の受注企業との契約ではかかる監査について規定が設けられなければならない。価格設定・予測部会(PFG)を介して、前記以外の国から政府援助が手配されることもある。

調達チームは、海外調達に向けて、品質保証戦略を策定しなければならない。

一般的に、イギリス受注企業からの調達に適合する条件は、外国の受注企業と締結される契約にも適用されなければならない。特定の標準条件及び特注条件には追加検討事項が適用される。また、一般的に、イギリス受注企業からの調達に適合する入札、入札審査及び締結手続は、外国の受注企業にも適用される。一部の追加検討事項が適用される場合もある。

## C 政府当局の指針

### a 戦略に関する検討事項

調達戦略の検討期間中には、是非とも国際協力が検討されるべきである。プロジェクトは全面的に、国際協力の可能性を探るとともに、特に初期関門と主要関門での課題に取り組みなければならない。この場合海外調達については、了解覚書(Memorandum of Understanding / MOU)を要求すると思われる支援業務及び改良に向けた協力範囲の調査が含まれる。

了解覚書は、装備品を導入、運用及び補修するのに必要な技術情報の流れを助長する意図で要求されることもある。国際関係部会(International Relations Group / IRG) は、上記の課題について調達計画の早い段階で助言を求められることになると思われる。

一例として、戦時の備蓄、秘密情報及び安全保障に関する例外が適用されない場合は、調達戦略には EU 公共調達規則の遵守を示す声明が掲載されなければならない。EC 規則には、同規則の適用を無効にする地理的規制は設けられていない。つまり、契約がどの場所で締結されるかは関係ないということである。

海外調達を実施する調達チームは、以下の事項も義務付けられる。

- a) 欧州官報及び/又は国防省防衛契約紀要への公告を含め、契約の締結に向けて十分な準備期間を認める。
- b) 必要に応じて、了解覚書交渉に向けた十分な準備期間を認める。
- c) イギリス及び外国の輸入 / 輸出ライセンスに伴う全てのリスクを特定する。
- d) 相互品質保証及び必要に応じて財・サービスの価格設定に関する取り決め事項を特定する。

### b 広範囲の業界に亘る問題

調達チームは、現地の生産能力の維持と供給事情の安全性に関する方針について、装備運用能力方針事務局、国際関係部会(International resources Group / IRG) 及び外注企業関係本部(the Directorate of Supplier Relations / DSR) と協議を行うべきである。

国際関係部会はまた、政治的に慎重な対応が必要と思われる NATO 非加盟国からの調達について、もしくはある国に登録又は組み込まれた企業がイギリスで履行すべき役務に関する提言書に政治的不安要素が存在する場合も協議を行うべきである。

調達チームは、受注企業又は下請企業レベルの調達額が 1,000 万ポンドを越える見込みがある場合は、入札者から経営参加 (Industrial Participation) 提案書を求める必要について、事業開発本部の防衛輸出業務機関 (Defence Export Services Organization / DESO) と協議しなければならない。

契約締結の前もしくは後に外国企業への違法な助成金が疑われる場合又は発覚した場合は、調達チームは国防省と協議を行うべきである。

### c 調達方法

調達方法の選択は、調達チームにより事例ごとに検討されるべきである。調達に関する決定は、通常の代理権に従ってしかるべきレベルで行われ、諸要件について通常レベルの精査を受ける。

外国企業は、国防省がイギリス企業との契約を好むとの考えから、イギリス企業との連携を図ることがしばしばある。つまり、調達は以下の方法のいずれかの影響を受ける可能性が高いということである。

- a) 外国企業との直接契約
- b) 外国の下請け企業と契約を結ぶイギリスの主契約業者(プライムコントラクター)との契約締結
- c) 1社又は複数社の外国企業を伴う合弁企業との契約締結
- d) 外国企業のイギリス代理店又は系列企業の介入
- e) その物品が国内在庫品から直接調達される場合は、外国企業との条件指定契約を伴うことが一般的な政府間の直接協定

また、国家間の軍事、産業、経済及び文化的相違は、以下の問題を引き起こす可能性がある。

- a) 外国政府は直接販売に制約を課すことがあり、その場合は、輸出ライセンスの取得遅延又はデータの配信及び利用への制限が発生し得る。
- b) 外国政府はその外注企業に対し、輸出注文の履行に先立ち、国防要件を優先するよう義務付ける可能性がある。
- c) 供給業務のいずれかが利用できなくなり、調達時間が増加し、追加コストが必要になる可能性がある。
- d) 少額の一度限りの調達の場合は特に、外国企業はイギリス法に基づく取引を不本意とする可能性がある。
- e) 外国政府は企業に対し、国防省を信頼できる盟友ではなく、単に第2の取引顧客として扱うことを求める可能性がある。
- f) 外国の国内法により、発注機関がイギリス法(例えば、動産売買法 1979 や財・サービス供給法 1982)に基づくものと同じ保護を提供されない可能性がある。

## 2.1.3 ドイツ

### 2.1.3.1 防衛装備品の調達に関わる主要機関の役割及び概要

#### 1 連邦国防省の調達組織構成

ドイツにおける防衛装備品の政府調達機関は、防衛技術と調達に関する機関である国防技術調達庁（Bundesamt für Wehrtechnik und Beschaffung / BWB）と連邦軍の情報管理と情報技術に関する機関である連邦軍情報管理・情報技術局（Bundesamt für Informationsmanagement und Informationstechnik der Bundeswehr / IT-AmtBw）及びそれらの下部機関によって構成される。

これらの政府調達機関は、軍の要求に基づいた必要な装備品を経済的に調達し、供給する責任を負っており、調達に際しては民間産業との契約を機関ごとに締結している。

#### A 国防技術調達庁の役割及び概要

政府の防衛装備品調達の実施機関である国防技術調達庁の概要は以下である。

##### a 沿革

国防技術調達庁の歴史は古く、その前身は 1950 年に設立されており、その後 7 年間に亘る数回の名称改変を経て、1957 年に現在の名称となった。1990 年のドイツ再統一後、国防技術調達庁は旧東ドイツの調達機関と合併し、コブレンツに拠点を置いている。近年の目覚ましい IT 分野の技術革新を受け、2002 年に IT に関連する調達を行う部門として、連邦軍情報管理・情報技術局が国防技術調達庁から独立する形で発足された。

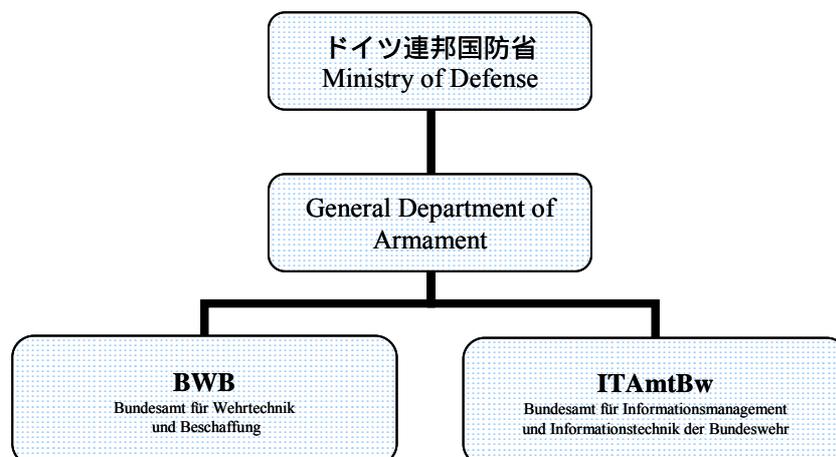
##### b 職務

国防技術調達庁はドイツ軍の主要な装備品調達機関であり、防衛装備品に関するドイツ最大の専門技術局として位置づけられている。国防技術調達庁とその下部機関は、技術動向及び経済情勢に見合った最新技術と近代的装備を軍に供給し、連邦軍の需要を確実に満たすとともに、IT に関連するものを除く全ての装備品調達プロジェクトの実施に関する権限を与えられており、研究開発から複雑なプロジェクトの管理及び調達価格の交渉・契約までを行っている。国防技術調達庁はまた、NATO への協力維持にも責任を負っている。

##### c 構造

国防技術調達庁とその下部機関及び連邦軍情報管理・情報技術局は、いずれも国防省に属する機関である。国防技術調達庁は 7 つの技術センター及び 3 つの研究機関と連携しており、これらの支援機関はプロジェクトの運営管理に技術支援を提供するとともに、科学技術関連の調査、試験、研究、市場分析を実施している。国防技術調達庁は、総裁及び副総裁 1 名を長とし、執行役員、中央管理、内部監査の助力を得ている。

図 2-24 組織構造



(出典) 国防省ウェブサイト (<http://www.bwb.org/>) より作成

### B 国防技術調達庁下部機関(T5)

装備品の調達要求は、各軍の能力差を補う目的で行われる。国防技術調達庁の下部機関にあたる T5 は、これらの装備品調達の最終決定を行うにあたって、共同運用の実施可能性を検討する役割を果たしている。T5 は軍の運用上のニーズによる調達要求に対して、まず、詳細な分析を実施して技術的及び経済的ソリューションの種類を確認し、適当なソリューションが見つかる場合についてのみ、その機材を購入又は開発することとしている。

#### 2.1.3.2 調達実施方法

##### 1 調達プロセス

ドイツにおける装備品調達のプロセスは以下のステップを経る。

1. 分析
2. 入札公募(又は他の契約締結形態)
3. 入札書類 / 製品実演の審査
4. 企業の選定
5. 費用対効果基準を基に、調達品をとりまとめて契約
6. 契約管理及び会計
7. 製品 / サービスの納入
8. 費用精算

国防技術調達庁及びその下部機関並びに各地域部隊は、いずれも自らが調達要求を出し、それを承認する資格を有している。

現在、国防省には 180 万種類以上の調達要求があり、これらの機関による装備品やサービスの調達は全て上記のプロセスに沿って実施される。

## II 契約制度

国防省は、ドイツの最も重要な公的契約主体であり、年間約 50 億ユーロの契約発注を行っている。契約を締結する際、国防省は公的調達法を遵守する必要がある。これは欧州共同体( EC )による規制の影響を強く受けた法律であり、以下の 3 つの柱に基づいている。

国家レベルでは、憲法( 基本法規 )がある。公的機関はそのニーズを満たすために常に外部の調達先に頼っているが、その活動は憲法を遵守したものでなければならない。

超国家的レベルにおいては、公的調達市場は EU 共通の単一市場の一部を形成している。したがって、EU 加盟国の調達は、EC 条約の基本的自由等といった共通する主要な法律を遵守する必要がある。

国際レベルでは、公的調達法は世界貿易機関( World Trade Organization / WTO )の政府調達協定に基づいたものとなっている。

また、公的契約に関する規定事項としては、公的調達法に加え、EC により公表されている指令が存在する。この指令は、直接の法的効果を伴わないものではあるが、ドイツは競争制限禁止法( Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen / GWB )のパート 4 に、この指令を組み入れている。また、この競争制限禁止法( 127 条 )は、公的契約発注に関する規制という形で、公的調達法に関する詳細を規定している。この中では、国防省の契約については例外とされるものも多いが、原則として契約額で 20 万ユーロ( 建設に関する契約は 500 万ユーロ )を境に、また、事業領域の別( 欧州法に基づく「特定部門」と公益事業 )に適用を区分している。

### A 契約システム

軍に必要な装備品を供給する際の契約は、連邦政府の契約締結規則に従い、民間企業及び貿易会社と国防技術調達庁との間で締結される。契約は国内契約と国際契約に大別され、締結手続は、要求される性能の種類及び程度に従って適用される契約種類が異なる。なお、いずれの締結においても、契約締結規定が遵守されることになる。

### B 国内契約の手続

国内契約の締結手続は、連邦予算法(55 条) 及び外注企業及びサービスに関する契約条件の第 1 節 Part A ( Verdingungsordnung für Leistungen、以下「VOL / A」という。)を基準とする。契約の種類は以下に区分される。

#### a 一般競争入札 / 公開方式

一般競争入札における請負契約は、全ての企業に対する入札公募を経て締結される。この手続では、入札への参加を申請する適格企業は、入札公示後に国防技術調達庁を介して決定され、入札書類の提出を要求される。

入札公示及び入札要求は、EU 官報の補足資料及び連邦政府のホームページや国防技術調達庁のホームページ上で公表される。

#### *b 指名入札方式*

調達を予定する財 / サービスの特性等により、適切に供給できる企業数が限定される場合、もしくは VOL / A に規定される他の理由で一般競争入札が適用されない場合においては、公募指名入札方式が適用されることになる。この手続では、入札への参加（入札要求）を申請する適格企業は、入札公示後に国防技術調達庁を介して決定され、入札書類の提出を要求される。

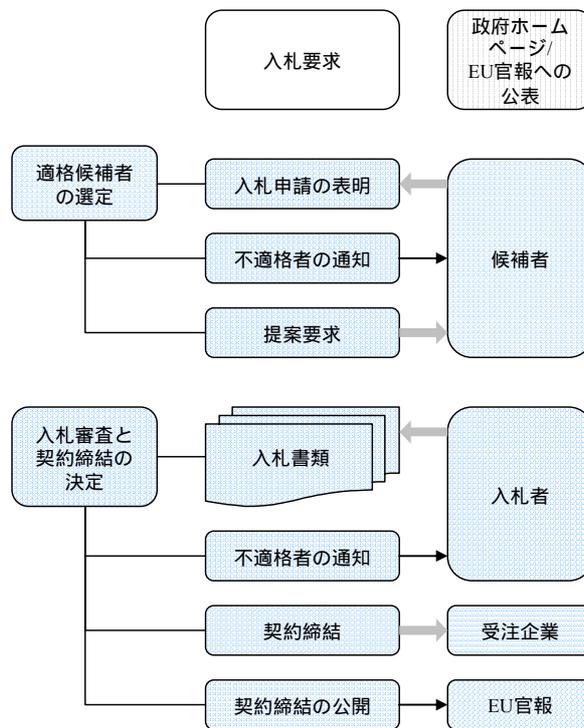
#### *c 競争的対話方式*

政府機関がその要求及び目標を達成するのに必要な技術手段を客観的に特定できない場合、又は特定プロジェクトの法的及び財政的条件を客観的に特定できない場合は、政府機関による競争的対話方式が採られる場合がある。その場合、入札公示後に選定された企業と、対話が開始される。政府機関は対話方式の手続期間中に、そのニーズを最適に満たす方法を特定かつ決定するとともに、選定企業との契約内容を全面的に討議することになる。

#### *d 随意契約方式*

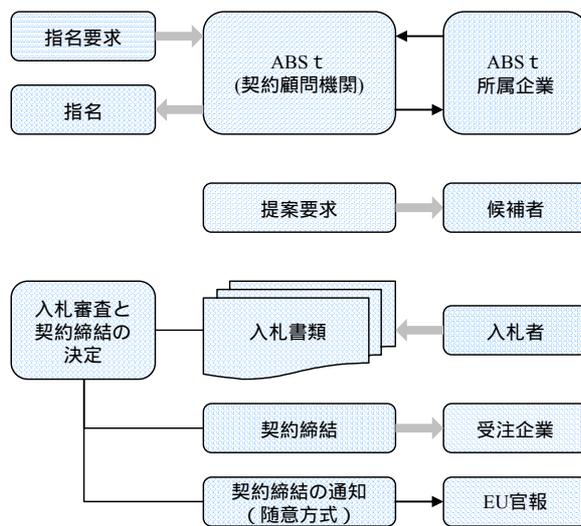
特殊な理由（特殊な経験、信頼性等）で一般競争入札方式等が除外される場合においては、随意契約方式が適用されることがある。この場合は、契約機関は入札公告の公表に係らず適格企業を選定し、契約締結に向けて交渉することができる。

図 2-25 公開入札の契約プロセス



( 出典 ) 2008 年、The Bundeswehr as a Customer、Bundeswehr、pp.26 ( 和訳 )

図 2-26 指名入札の契約プロセス



( 出典 ) 2008 年、The Bundeswehr as a Customer、Bundeswehr、pp.27 ( 和訳 )

## C 国際契約の手続

国際契約には、欧州防衛機関国際入札方式（「ハード」の防衛機材分野が対象）及び NATO 施設計画国際入札方式（建築/建設と基幹施設プロジェクトが対象）が存在する。これらの入札方式は、評議会指令 92/50/EEC、93/36/EEC、2004/18/EC 及び世界貿易機関の「政府調達協定」により規定されている。

### a 欧州防衛機関

欧州防衛機関は競争力のある欧州共通の防衛市場の創設を目的としており、その達成のため、2006 年から防衛調達の実施規約（the Code of Conduct on Defence Procurements）を策定している。欧州防衛機関の 26 の加盟国のうちドイツを含めた 22 カ国は、この実施規約に従い、自国の軍事調達を電子掲示板（Electronic Bulletin Board / EBB）に公開している。欧州防衛機関の手続は、武器、弾薬、ロケット、戦闘機、戦艦、装甲車等、EC 条約の兵器リストに記載されている、「ハード」の領域に適用される。

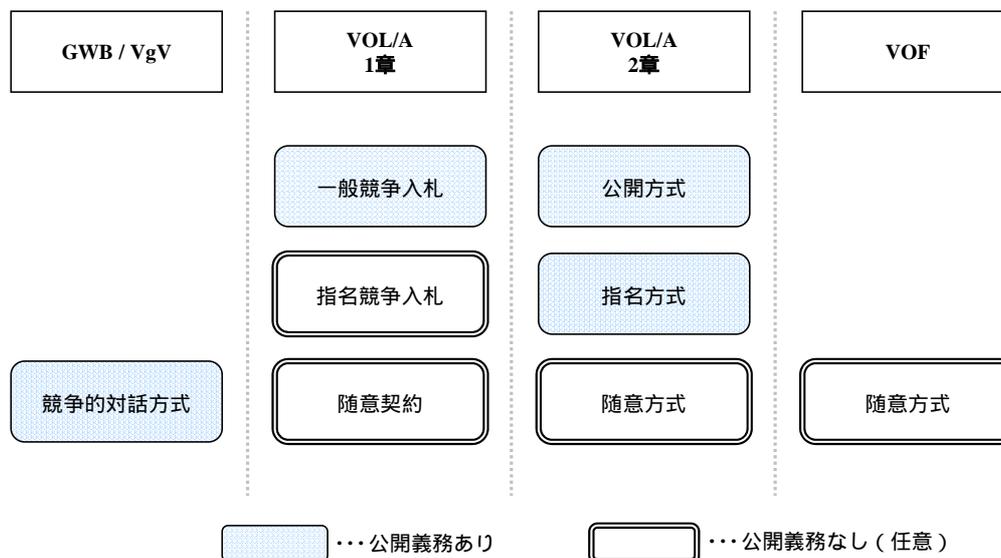
### b NATO

NATO による建物 / 構築物及び社会基盤整備事業は、NATO 公文書 AC/4-D/2261（RINATO）に準拠している。これらのプロジェクトに関しては、国防省の連邦政府機関（Das Bundesamt für Wehrverwaltung / BAWV）が入札情報を公示している。これらの入札情報は、企業側に契約に応じる意思を示す機会を与えるために、常に入札要求に先立って公示される。企業は入札リストに記入することで、正式な提案要求を受け取ることができる。提案要求の前に、調達機関は、入札者にその資格証明書を提出するよう要求することがある。

## D 契約関連規定

ドイツは、ドイツ国家の法律、道徳又は公序を侵害しないことを条件に、契約当事者がいかなる規約、条件又は請負事業を設定することも可能な「契約の自由理論」を適用している。一般顧客との契約内容を規制する特定の法規定はないが、国防技術調達庁をはじめとする調達機関は契約締結の際に統一的な行政指針に従うことが義務付けられている。これにより、類似する状況を同等に扱うことが可能になる。契約は入札書類の一部であり、外注企業からの条件提示は一切受け付けられない。契約方式ごとに適用される一般的な調達規定は以下の通りである。

図 2-27 契約方式と関連規定



(出典) 2008 年、The Bundeswehr as a Customer、Bundeswehr、pp.23 (和訳)

- ドイツ競争制限禁止法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen / GWB)
- 外注企業及びサービスに関する契約条件 (Verdingungsordnung für Leistungen / VOL)
- 自営業者によるサービスに関する契約条件 (Verdingungsordnungen für freiberufliche Leistungen / VOF)

また、これらの契約規定以外のものには以下がある。

**a 一般公開入札の契約規定**

- パート B の財・サービスを対象とする契約条件 (VOL / B)

**b 防衛部門の契約の追加条件**

- Zusätzliche Vertragsbedingungen des Bundesministeriums der Verteidigung zur VOL / B / ZVB / BMVg

**c IT 関連以外の財・サービスを対象とする契約の補足条件**

- 売買/サービス (Allgemeine Bedingungen für Beschaffungsverträge des Bundesministeriums der Verteidigung / ABBV)
- 開発 (Allgemeine Bedingungen für Entwicklungsverträge mit Industriefirmen / ABEI)
- 研究 (Allgemeine Bedingungen für Forschungsverträge mit Industriefirmen / ABFI)

#### d IT 関連の財・サービスを対象とする契約の補足条件

- サービス (Ergänzende Vertragsbedingungen für die Beschaffung von IT- Services / EVB-IT)
- IT 関連サービス、例えば企画、賃貸、維持管理等が対象外の場合 (Besondere Vertragsbedingungen / BVB)
- プログラム管理、装備品の購入 (Besondere Vertragsbedingungen EDV / BBV-EDV)

#### E 契約の種類

国防技術調達庁はインセンティブ契約やリース契約は行っていない。一般に適用される契約の種類は以下の通りである。

契約の種類	目的
売買契約	購買製品の通常の調達。
生産協定契約	受注企業は仕様を要求した武器、航空機等の特殊品目を生産する。
維持管理契約	受注企業は、修理、改良保全及び監理業務を定期的に提供する。
労務提供契約	契約者は労務を提供する。

#### III 入札審査

入札書類は、企業の財務と技術の 2 つの専門分野で検討される (2 段階選考法)。審査においては、まず入札企業の財務要素が検討される。その上で最も好ましい入札書類が技術分野の専門家に提示され、提示された入札書類が必要な技術要件を満たすかどうかと同専門家により検討される。最終決定は財務面で下され、技術面の審査を通過した入札書類の中から選定されることになる。

調達契約の入札審査項目としては以下の要素が特に重要視される。

- その製品は軍の目標を遵守したものであるか
- その入札書類は法的要件、技術要件を満たしているか
- その入札書類は政治方針に沿っているか
- その製品 / サービスは連邦軍の軍事体系に適合するか
- 受注企業は維持管理のために国外はもとより、危険地域に社員を派遣する意向があるか
- 受注企業は中小規模の (Small and Medium Sized / SME) 企業であるか
- 受注価格 (顧客製品管理 (p.155 参照) に準じるライフサイクルコストを含む)
- 報酬オプション
- 予備部品の入手

#### IV 予定価格の算定方法

##### A 公共契約の価格設定に関する規約(PR Nr. 30/53)

予定価格の算出方法に関しては、公共契約の価格に関する規約 ( Verordnung PR Nr. 30/53 über die Preise bei öffentlichen Aufträgen<sup>28</sup> ) に示されており、第1節：総則、第4節：市場価格方式、第5～8節：原価算定方法がそれぞれ規定されている。それぞれの要旨は以下の通りである。

##### a PR Nr. 30/53 §1 総則

- (1) 一般競争入札における価格決定は、原則として、市場価格方式による決定が、原価算定方式よりも優先される。
- (2) 契約の性質が許す場合は、固定価格が交渉対象になるものとする。契約を締結する時点で価格は固定される。
- (3) 一般競争入札においては、市場価格方式もしくは原価算定方式により許容される額を超える価格は、いかなるものであっても許容されない。

##### b PR Nr. 30/53 §4 市販の財・サービスの価格(市場価格方式)

- (1) 公共契約が市販の財・サービスを対象とする場合は、価格は価格法の下に許容される市場価格を超えてはならない。
- (2) 市販の財・サービスに相当するものが契約対象である場合は、価格は市場価格が変動する際についてのみ価格の増減を許容する。
- (3) 政府の契約担当機関は、特に、供給量、値引き額、配送条件等に関して、通常の民間企業と同等の条件での調達を行う。
- (4) 価格は、上記の(1)から(3)に順ずる価格から増減してはならない。

##### c PR Nr. 30/53 §5～8 原価(原価算定方法)

- (1) 原価は受注企業に発生又は発生が予想される妥当な費用を基準とし、以下の例外的事例においてのみ使用するものとする。
  1. 市場価格方式による価格決定ができない場合
  2. 入札申請者間に競争の不足又は制限が生じ、その結果として市場価格方式による価格設定に重大な影響が及ぶ場合
- (2) 上記(1)の小項2で規定される条件について、政府の契約担当機関と受注企業間に意見の相違が存在する場合は、決定は申請に応じて以下を介して下される。
  1. 競争の不足又は制限が価格設定に影響を及ぼす又は及ぼし得る場合は、経済省が決定する。
  2. 上記以外の全ての事例では、受注企業が所在する地域の価格担当部局が決定する。

<sup>28</sup> [http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/preisv\\_30\\_53/gesamt.pdf](http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/preisv_30_53/gesamt.pdf)

- (3) 契約の性質が許す場合は、原価の算定は入札書類とともに提出されなければならない。
- (4) 同一の財又はサービスの契約が原価条件で複数の業者間と締結される場合は、諸条件が同一である前提で、原則として同一価格で交渉されなければならない。
- 価格を決定するに当たっては、契約締結が見込まれる又は締結した企業の原価が検討されなければならない。最終設定価格は、効率的な企業の原価を基準にするものとする。
- (5) 原価ベースで締結された契約を補足する契約（フォローアップ契約）を締結する際は、事例ごとに市場価格方式の適用可否を決定しなければならない。
- (6) 交渉成立した原価は、
1. 固定価格又は予定価格になり得る。
  2. 実費精算価格になり得る。

## **B 原価算定式の概要**

原価計算式は「Leitsätze für die Preisermittlung auf Grund von Selbstkosten / LSP」<sup>29</sup> (Anlage zur Verordnung PR Nr. 30/53 vom 21. November 1953)による。

### **a 原価に基づく価格決定方法**

原価に基づく価格決定方法は以下のように分類されている。

#### **時間による方法**

- 事前原価計算(契約締結に先立つ予定原価に基づく原価計算)
- 実績原価法(契約締結後の実績原価に基づく原価計算)

#### **計算手法別**

- 工程別原価計算(組別計算法、等級別計算法)
- 個別原価計算(バッチ原価法、単品原価計算)
- 上記2つの併用

### **b 原価の設定方法**

原価は以下の方法で設定することができる。

- 事前原価計算により固定価格又は目標価格
- 実績原価法で取得原価

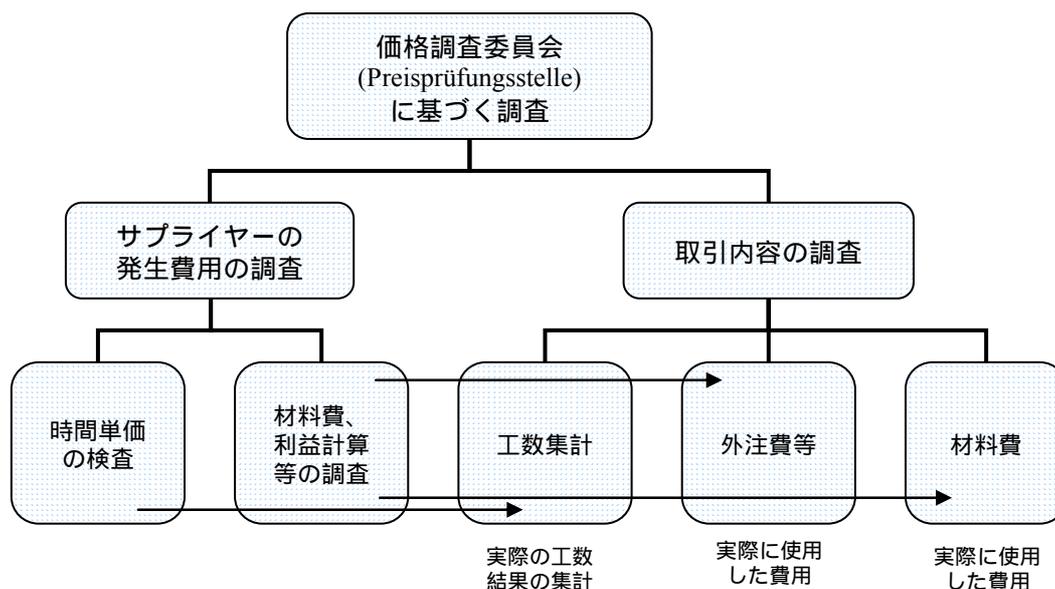
## **C 原価の種類**

原価の種類は、通常は受注企業において一般的に行われている分類で区分されるが、特段の事由がある場合に関しては、検証可能な原価計算の諸要件に一致かつ適合する他の分類が除外されないことを条件に、少なくとも以下のカテゴリーに分類される。

<sup>29</sup> <http://www.kp.dlr.de/PROFI/easy/bmbf/pdf/0381.pdf>

- 直接材料費（諸経費含む）
- 直接材料費以外の製造コスト
- 開発及び設計費用
- 管理費用
- 販売コスト

図 2-28 原価計算の概要



(出典) Leitsätze für die Preisermittlung auf Grund von Selbstkosten をもとに作成

### V 精算方法

精算は契約の種類別ではなく、価格算定法により規定された価格に対して行われる。具体的な精算方法に関しては、公開されていない。

ただし、精算に先立ち、装備品の受入れ時においては、契約時に合意した内容について、契約の種類、重要性、複雑性によって決定された品質保証要件に関する検査と技術及び組織に関する遵守状況の検査が行われる。

#### A 費用算定方法の場合

「BWB- B 120/02.2008」の規定において、受注企業は契約対象装備品の納入後 2 カ月以内 に請求書を準備することを義務付けられており、原価計算の検査を受けた後、支払いを受けるものとされている。

#### B 市場価格方式の場合

市場価格方式で決定された価格は、「契約の自由理論」に準じて契約金額が支払われる。

## VI 調達における競争性確保の各種方策

### A 入札者増大に向けた努力

入札企業を増加させるため、入札手続の簡略化が図られている。企業は国防技術調達庁に登録し、企業概要を提出することで、関連する入札についての案内連絡を受けることができる。一般競争入札に参加する場合は、事前登録は必ずしも必要とされない。

### B 供給業者に関する情報収集方法

一定額を超える中央調達の入札がない場合は、国防省、経済省及び各州の合意に基づき、各州の連邦軍の諮問機関が適格な企業を選定及び指名し、入札要求を送付する。諮問機関はマーケットに関する情報・知識を持っており、公共調達の入札に関心を持つ企業への助言を一任されている。また、同様の目的で、この諮問機関の他にも、商工会議所や産業界へ問い合わせを行う場合がある。

### C その他の取組

連邦予算法の実施に向けた行政指針として VOL / A に規定されている契約は、企業間の競争を前提とした経済性の追求を原則としている。その一方で、政府は国内の中小企業と視覚障害者向けのワークショップに対して、その保護を目的とした規定を別途設けている。

ドイツの防衛産業には、我が国と同様に多数の中小企業が存在しており、その維持育成が懸念されている。これらの中小企業の保護を目的として、政府は複雑な調達内容の場合、下請けとして国内の中小企業と下請け契約を結ぶことを要求しており、この点を入札時の審査項目にも加えている。同様の観点から、視覚障害者向けのワークショップの保護も行っており、このようなワークショップが、最も低価格であった入札金額から 15%以内の価格差で入札した場合には、ワークショップ側と契約することが義務付けられている。

## VII 調達価格低減のための各種方策

### A 調達価格の低減努力

調達価格の低減のために、以下の3つの方策が採られている。

- **大量買付け**：ほとんどの調達品は大量買付けによるボリュームディスカウントが図られている。ただし、このような大量買付けが不可能な、生肉、卵、野菜、肥料、標準財の予備部品等といった財及びサービスは、地域ごとに少量で購入されている。
- **集中購入**：軍全体の需要量をまとめて決定し、調達することが可能な製品の場合は、集中購入が行われている。軍全体の需要統合はインターサービス（各軍間）方式と呼ばれ、国防技術調達庁によって行われている。このような各軍の需要を統合した大量発注により、大幅な単価の低下がもたらされている。集中調達の対象は、調査、研究開発契約、陸海空各軍への供給サービスに対する修理作業を含む国防軍需品（車両、空軍及び海軍の装備品、通信機器、武器、弾薬、ミサイル、燃料、食料等）の初回及びフォローアップ要求等であり、研究開発契約は、そのほとんどが一括契約で締結されている。
- ライフサイクルコストを考慮した調達（Customer Product Management / CPM）の実施。

### B 顧客製品管理

顧客製品管理（Customer Product Management / CPM / Verfahren zur Bedarfsermittlung und -deckung mit Produkten und Dienstleistungen im Geschäftsbereich des Bundesministerium der Verteidigung）は、関連手続の合理化を図ることで、より迅速かつ費用対効果の高い方法で連邦軍の需要を満たすことを目的としたものである。顧客製品管理は2001年に導入され、2004年に現在の内容に改訂された。

この手順は以下の目標を成し遂げることで達成されるものとされている。

- 開発及び調達期間の短縮
- 行政手続の合理化、協調プロセスの簡素化
- 軍と民間の職務の明確な区別
- 需要を決定する基盤として軍全体の能力分析の実施
- 費用対効果、コスト、性能及び調達期間の最適化の原則遵守
- 既製品又は市販資材の調達の優先
- 付随リスクの最小化を図るため、調達決定に先立つ生産効率の証明

軍の作戦即応性は軍事体系の一環として、常に重要な決定要因となっている。そのため、組織全体としての有効性は部分の有効性よりも優先され、全ての軍務に共通するソリューションである軍事システムの調達は部品の調達よりも重要視されることとなる。このよう

な軍全体の運用能力を維持するために、必要に応じて各軍の装備品の能力格差を埋める取組がなされている。

この観点より、装備品の調達契約を行おうとする防衛関連企業は、いわゆる「実演製品」を提示しなければならないとされている。この実演製品は企業側の費用負担で生産され、企業の製品を調達機関に実演するものである。

顧客製品管理手続のフェーズは以下のように規定されている。

- 分析フェーズ : 企業はその製品機能を説明する。
- リスク軽減フェーズ : 解体時に起こり得るリスクの実現、技術及びコストの最小化が図られる。
- 導入フェーズ : 製品の購入又は開発、試験が行われ、必要に応じて軍に納入される。
- 実用フェーズ : 廃棄までの使用フェーズ。

### VIII 地方支部の防衛装備品調達概要

地方部隊への調達は分散調達と呼ばれ、物資その他の諸サービスについて、1つの地域軍の需要を複数の調達機関によって供給する構造となっている。分散調達は国防技術調達庁に属する4つの行政軍管区事務所（北部／西部／東部／南部）によって行われる。

調達物資の性質又は経済的な理由により、集中調達が不適当な財及びサービスは、全面的に分散調達の対象とされる。分散調達は一定の価格以下の調達品が対象とされることが多く、この対象となるものは、部隊の日常的な需要である市販品目が主流となっている。代表的なものとしては以下の財／サービスが挙げられる。

- 食品（生肉、卵、果物、野菜等）
- 兵士用宿舎及び駐屯部隊の維持管理品（ペンキ、化学肥料等）
- 市販品目の予備品（タイヤ、車両用バッテリー等）
- 修理契約（一般車両の修理）
- 守衛及び清掃サービス

### IX 国外での調達方法

#### A 国外での調達概要

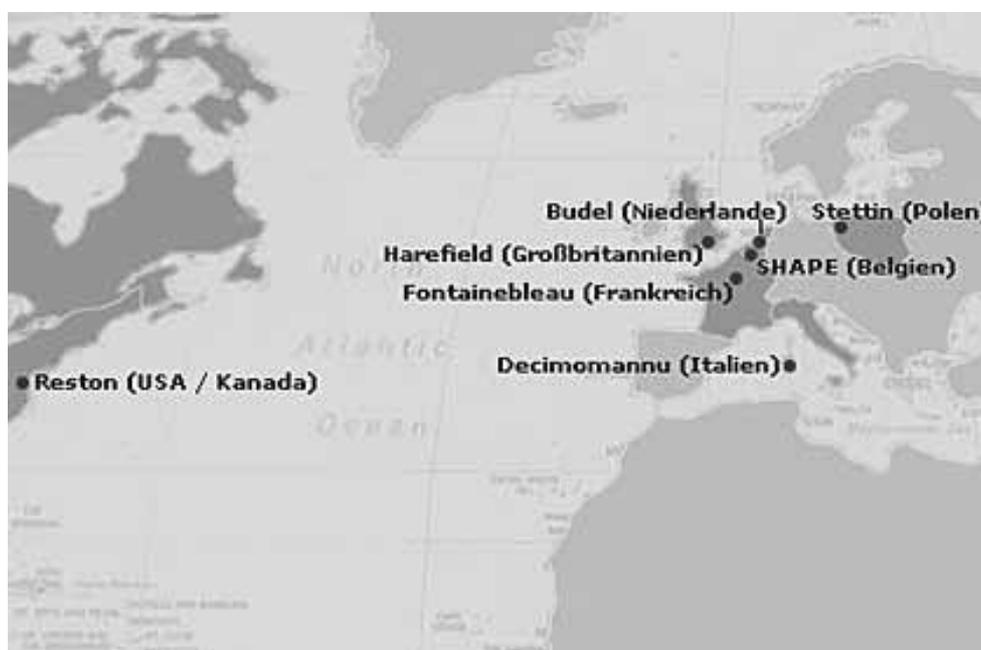
ドイツ連邦軍オルデンプルク調達本部は国防省の下部機関であり、国外でのドイツ軍の任務遂行時及び危機事態や緊急事態用の保存食料の調達、貯蔵及び供給を行う機関である。これに加えて、同本部は、外国に配属されたドイツ部隊（アフガニスタンのISAF（International Security Assistance Force）、旧ユーゴスラビアのEUFOR（European Union Force）、コソボのKFOR（Kosovo Force））に生鮮食品、保存食、その他の商品等を供給する任務も担当している。この食料供給は、実際には契約陸運企業（KFOR）又は海運及び空輸（ISAF）を介

して行われている。このような供給を実施する基地として、ドイツ国内にはオルデンプルク、ベルリン、ケンプテンに拠点が設けられており、週単位で物資の供給が行われている。

### B 国外での補給体制

国防省は、民間企業が海外の調達管理に参加することを企画・管理している。国防省は外国に下部機関を創設しており、現地供給の際にドイツ政府の管理による物資供給が行える環境を整備している。連邦軍は現在、ベルギー、フランス、イギリス、イタリア、オランダ、ポーランド、アメリカ、カナダの7カ国にその管理事務所を設置している。

図 2-29 国外の管理事務所



(出典) 国防省ウェブサイトより (<http://www.bwb.org/>)

物資の供給プロセスは、陸海空各軍及び管理事務所の双方でそれぞれ構成されている。物資の調達に関しては、各軍は独自の予算を与えられているが、陸海空軍が共同で調達を行うことも可能である。ほとんどの物資の調達は国防技術調達庁を介しての中央調達が行われるが、食糧や燃料等については、現地の現金取引も行われている。この場合は、部隊の管理部門(Truppenverwaltung)が現地契約を担当することになっている。管理部門は、期末計算等の通常業務に加えて、物資の調達、建物やインフラストラクチャの清掃、維持管理等についての現地契約を行っている。現地での現金取引契約の予算は、別途に与えられる訳ではなく、通常予算の中から割当てられることが多い。

### 2.1.3.3 装備品の輸入主体

#### I 商社その他のエージェントの介在の有無

ドイツには装備品の国外調達を行う民間貿易会社は存在しておらず、直接輸入推進政策等も行われていない。ドイツ政府は兵器等の防衛装備品の生産と輸出をその管理下に置いており、厳重な輸出承認規制を適用している。そのため、製造業者はドイツ政府との取引においては、直接契約を結ぶことが求められる。製造業者が外国の法律又は事務的問題を処理する必要がある場合は、その国の関連当局との協力関係を要請することになる。

#### II 海外製造元企業との直接契約

欧州における調達は、ヨーロッパ法に規制された共通の商業慣行で処理されている。統合装備協力機構を初めとする国際機関は、欧州内の調達、装備品及び研究開発のみを調整している。

また、政府は欧州域外、主にアメリカからの調達に向けて、使用言語の違いや法的問題を克服するべく、ドイツ連絡事務所と呼ばれる代理店を米国バージニア州のレストンに設立している。この事務所は、国外に展開するドイツ軍への物資供給も担当している。さらに、NATO加盟国ごとにも、連絡窓口を務め、契約締結と品質管理を支援する交渉担当者を配置するなどしている。

### 2.1.3.4 調達に関する研修実施状況

防衛装備調達の専門学校はないが、調達に関する研修教育は存在する。「向上推進 (Weiterentwicklung)」第3部の「Logistikschule Bundeswehr」は、訓練を受けた防衛調達部門であり、その教育カリキュラムには、理論と実地訓練を組み合わせた訓練が組み込まれている。

## 2.1.4 フランス

### 2.1.4.1 防衛装備品の調達に関する主要機関の役割及び概要

#### I 調達実施機関(国防装備庁)

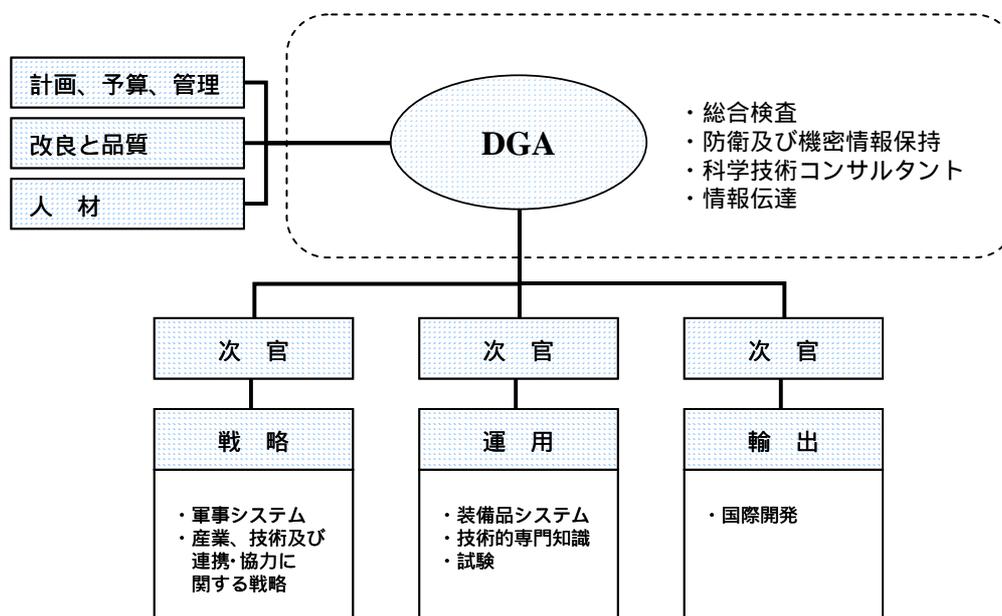
##### A 沿革

フランス国防装備庁(Délégation générale pour l'armement / DGA)は、1961年4月5日に、フランス国防省に所属する装備品管轄機関として創設された。国防装備庁は、フランス防衛装備の能力、品質及び安全に責任を負っており、必要な装備品を適正価格で遅延無く調達し、軍に供給する機関とされている。

##### B 概要

国防装備庁は約14,500人の職員を擁し、約80の装備品プログラムを運営しており、国内に試験・専門知識センター等、26の拠点を有している。また、国防装備庁の活動は、装備品の調達に加えて、軍備プログラムの運営管理、科学技術に関する専門知識を活用した装備品全般の品質の向上、試用と評価、トレーニングとサポートまでをカバーしている。

図 2-30 国防装備庁の組織概要



(出典) 2008年、Comment est organisée la DGA、DÉLÉGATION GÉNÉRALE POUR L' ARMEMENT、pp.2

(和訳)

## C 役割及び責務

### a 軍備

国防装備庁は、装備品の調達、試験及び評価等を含め、主な防衛プログラムの方針決定と管理という戦略的な要素を持つ業務を行う。現在、国防装備庁は立案又は製造段階で 78 の防衛プログラムを管理している。また、国防装備庁は発注予算の配分に関しても決定権を持っており、産業部門への発注額の設定も行っている。(例えば、2005 年には 100 億ユーロと設定されている。)

### b 将来への準備

国防装備庁は、起こり得る安全保障環境の変化や今後のシナリオを推測し、その予測される将来環境に適応するために必要な技術及び専門知識を特定するとともに、それらを維持育成し、十分に活用できるものとして技術基盤を整備する責務を負っている。このために、国防装備庁は防衛活動全般に年間 14 億ユーロを、また、上流研究プログラムに向けた産業界との研究開発に約 6 億ユーロを投資している。

### c 防衛装備品の輸出推進

国防装備庁は装備品の調達だけでなく、その輸出に関しても主導的な役割を果たしている。装備品の輸出に関する国防装備庁の役割は以下のように整理できる。

- 国防省及び外交ネットワークと密接に関係する国家支援の主導及び調整
- 主としてフランス軍が援助する大規模な装備品の展示会や実演において、その目的達成を支援
- 保険手続の際に産業パートナーから提示される案件について、指示する上で必要な、防衛環境に対する意識の喚起（輸出及び今後の見通しに対する信用）
- 契約締結前（輸入国の管理に対する援助、設計又は仕様決定への支援、調達段階で生じる国の付随業務）、輸出契約履行期間中（プログラム管理、適格性試験、品質保証）、運用条件維持期間中における輸出業務のフォロー産業界の方針の定義及びその監視

## 2.1.4.2 調達実施方法

### I 調達プロセス

#### A 調達の運用段階

装備品は、一般の政府調達と同様のプロセスで調達されており、特別な形態をとってはいない。装備品の調達に関しては、全て国防装備庁が一貫して実施・管理している。調達は軍からの運用上のニーズに基づいたものと国防装備庁が独自の研究開発から必要と判断したものがあり、国防装備庁はその調達において、関連法規に基づいた上で、企業選定、契約方式の決定、価格交渉、契約締結、支払いといった全てのプロセスに関与している。

装備品の調達においては、コスト削減、納入遅延の防止、柔軟性の導入が目的とされており、その調達プロセスは運用段階に合わせて、「準備」、「構想」、「生産」、「使用」、「廃棄」といった、各段階に区分・管理されている。

#### *a 準備*

準備段階においては、将来予測に基づいた軍備を実施する上で必要となる技術等を明確にし、その実現性、妥当性等を判断することが求められる。

この段階における目標は以下の通り定義されている。

- 軍の必需品と今後の運用範囲の明確化
- リスク及び制約条件の特定
- 必要な最新技術情報の認識
- 費用対効果及び機能的分析からのコストの推定

#### *b 構想*

構想段階の目的は、考えられる様々なシナリオについて 軍の必需品を最終決定すること、調達、資金調達及び協力の方法を検討すること、調達コスト、全体コスト、運用期間を正確に認識すること、調達システムを可能な限り定義付けかつ明確化すること、である。

この段階で調達戦略が定義されるとともに、輸出見込み額及び輸出制限解除時の影響等も検討される。

#### *c 生産*

生産段階では、装備品の装備及び使用目的に必要な全ての行動が実践され、法及び必要な評価に従って調達システムが限定され、続いて運用開始に向けた実験が行われる。

#### *d 使用*

使用段階は正式には「運用開始」の決定後に始まるが、生産段階と同時進行する場合もある。

#### *e 廃止*

廃止段階では実現すべき作業の性質と複雑性により、関連職員と国防装備庁は統合チームを継続又は再結成の上、解体作業を主導する。

## **B 意思決定**

各段階においては、以下に基づいた意思決定がなされる。

### **a 準備段階**

準備段階においては「職員の方針」(Objectif d'état-major / OEM)に基づき、関係する参謀長の決定を経て準備作業が開始される。

### **b 構想段階**

国防相又は国防装備庁の決定を経た「構想文書」(Dossier de lancement de la conception / DLC)に基づいて実施される。

### **c 生産段階**

国防相又は国防装備庁の決定を経た「生産資料の実践」(Dossier de lancement de la realization / DLR)に基づいて実施される。

### **d 運用段階**

関係する参謀長の「運用開始」(Mise en service opérationnelle / MSO)決定後に実践され、使用段階へ移行する。

### **e 廃止段階**

装備品の廃止は、関係する参謀長によって決定される。

## **C 装備品運用の実施担当及び機関**

プロセスに沿った運用を実施する機関は以下の通り整理できる。

### **a 準備段階**

この段階の作業は運用の一貫性を管理する職員 (Officiers de cohérence opérationnelle / OCO)、軍事システムの構築を担当する職員及び上級職員 (Architectes des systèmes de forces / ASF)、軍の管轄機関に所属する国防装備庁多職種パイロットチームの構成員が主導する。

### **b 構想段階以降**

準備段階が終了し、構想段階に入る時点で、国防装備庁によりプログラムディレクター (Directeur de programme / DP) が指名され、関係する参謀長によりプログラム担当官 (Officier de programme / OP) が指名される。

両者は与えられる目標に全面的に責任を負い、あらゆる能力を駆使して国内における一貫した運用を確保するとともに、それぞれの管轄当局に結果を報告し、関連する全機関に通知する。両者は運営管理に関する規則及び手続を適用する。さらに、様々な意思決定のポイントを通過するべく、必要なグローバルレベルの妥当性を導入する。

また、プログラムディレクター及びプログラム担当官は、国防省内の専門職員及び専門家を含む総合プログラムチーム(Equipe de programme intégrée / EDPI) の運営委員2名で構成される。総合プログラムチームには、必要に応じて産業界の代表が関与する場合もある。

#### **D 装備品運用監督機関**

##### **a 運営委員会 (Comité de pilotage / Comité de programme)**

運営委員会は、国防装備庁と関連職員の合同決定により、運用開始時に創設されることとなっている。運営委員会の機能及び構成に関する規則もこの決定時に同時に確立される。運営委員会の責務は以下である。

- グローバルな目的の管理及びその達成の監督
- サプライヤーに対する国家行動の一貫性の確保
- 国防省内の装備品運営の透明性の担保
- 運用と関連する作戦の一貫性を保障するための必要措置、及び軍事システム審議会 (Conseil des systèmes de forces / CSF) の仲裁措置が必要な場合に提示する必要措置の評価

##### **b 常任執行委員会(Commission executive permanente / CEP)**

常任執行委員会は、装備品プログラムの運用に必要な資金に関する調査と報告の責を負う。常任執行委員会は、推定資金ニーズに対する可能な資金源の確保を監督し、特定リスクの財政的影響を予測する方法で、運用関連資料の財政面の一貫性を調査する。また、同委員会で承認される資料等のグローバルな一貫性を検証し、運用に向けて財政責任を講じる必要可能性について、グローバルレベルの意見を形成した上で、装備品プログラムの一覧を作成及び配布する。

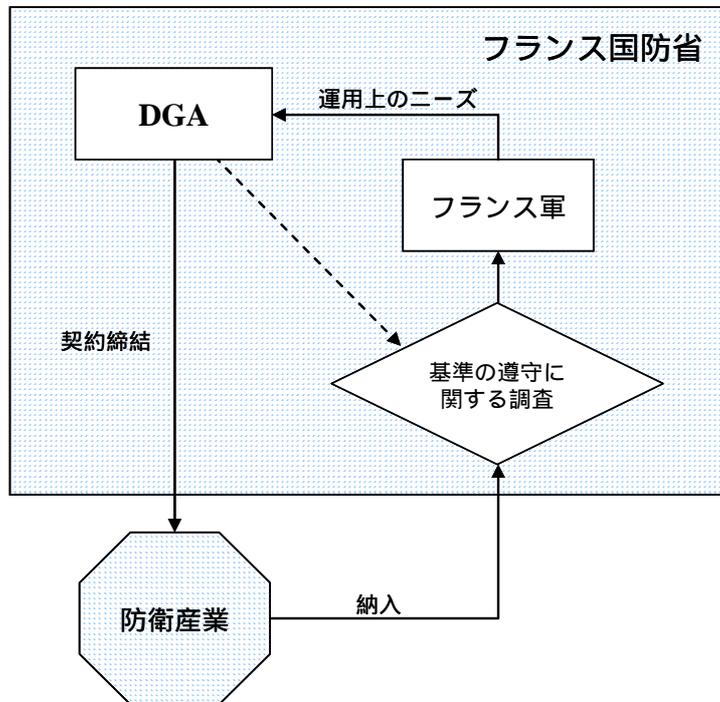
##### **c 軍事システム構築委員会(Comité d'architecture des systèmes de forces / CASF)**

軍事システム構築委員会は、準備段階において運用を監督するとともに、装備品の構想準備を行い、その廃棄を提言する。

##### **d 軍事システム審議会(Conseil des systèmes de forces / CSF)**

同審議会は、構想段階からあらゆる装備品運用に向けた能力についてグローバルレベルの一貫性を監督し、能力問題の調停措置を作成する。

図 2-31 フランスの装備品調達プロセス



(出典) 国防装備庁ウェブサイト (<http://www.defense.gouv.fr/dga>) より作成

## II 契約システム

### A 契約方式の種類

防衛装備品の調達における入札方式は、原則として、公開入札方式、制限入札方式の2種類のみである。現在国防装備庁では、価格競争を維持する目的から随意契約方式を行わない方針としている。

### B 契約規定

防衛装備品の契約は、政府契約であり、それは政府調達契約規約(Code des marchés publics / CMP)によって規制される。

しかし、機密保持の必要性等といった防衛装備品の持つ特異性から、その調達においては特別な配慮が図られている。政府調達契約規約の第45項には、国防装備庁が機密保持規定を確実に履行できる企業を保護することを認める補助的な内容が記載されている。

現在行われてはいないものの、随意契約ですら政府調達契約規約に規制されたものとされている。技術及び財務状態の審査によりリストアップされた候補企業も、政府調達契約規約に沿った最終入札を行うことが要求される。

## C 契約制度

防衛装備品の調達に関する契約は全て、政府調達契約規約に基づいて行われる。政府調達契約規約による契約制度は、競争的自治権の原則に基づき、軍の必要条件を満たすために、国防省が行う投資活動の経済効率の最適化を図ること、必要条件の長期的履行を左右する個人の能力及び技術的能力の利用を保障することを目的としている。

また、政府調達契約規約は一般の公共調達の契約規約に基づいたものであり、地方自治体及びその他の公共機関の行う一般調達契約と同じく、法規に基づく以下の規約に従うこととされる。

- 規範の範囲と基本原則
- 一般規定
- 契約の裁定
- 契約の履行
- 監督に関する諸規定
- 雑則

一般の公共調達の契約に関しては、以下の枠組みが存在する。

- 公共契約は、工事、財又はサービスについて、それぞれの要件を満たす一般法に支配される法人組織を介して、金銭的利害関係である公共機関又は民間企業と締結される。
- 公共契約は、公的調達へのアクセス自由、契約候補者の公平な扱い及び手続の透明性の原則を尊重することが必要である。上記の原則は有効な公的調達と公的資金の適切な用途を保証する。これらの原則は、入札企業のニーズを事前に定め、公表及び競争に関する要件を遵守し、さらに経済的に最も有利な入札企業を選抜することを必要とする。この要件は現行規範で規定される規則に従って履行される。

防衛装備調達の契約プロセスは、あくまで一般の公共調達と同様であるが、上記の枠組みに加えて、以下に挙げる特定の規則に従って実施されている。

- 国防装備庁は、プロジェクトの所有者(maître d'ouvrage)であり、防衛装備のニーズに見合った契約の締結を担当する。
- 契約の裁定に向けて企業を選定する際に、国防省は公的調達契約規範 (Public Procurement Contracts Code / PPCC) の諸手続及び一般公共調達の枠組みを遵守しなければならない。
- 入札募集は公開 (いずれの候補者も入札を行うことが許される) 又は制限 (申請書が選定された企業だけが入札を行うことが許される) 方式とする。

- 入札申請手続き中の企業と交渉を行うことはできない。ただし、新しい提案を基準に決定が下される入札案件についてのみは、国防省は入札申請書の確実性又は完全性を意図する話し合いのみを入札者で行うことが許される。
- 落札者との合意による契約の調整・変更は、入札時の競争の公正に関与しないような重要度の低い論点に関係するものであっても、一切行うことはできない。
- 請負契約に関する交渉手続の段階では、複数の製造企業との交渉を行い、企業との交渉が進行する段階で入札参加者の権利及び義務を設定することができる。
- 防衛調達システムは、アムステルダム条約第 296 条に依拠する。つまり、安全保障の理由から、防衛装備品の入札は競争入札の適用除外になり得るということである。ただし、現在は受注額の価格競争を維持する目的で除外しない方針を選択している。

#### D 契約における国防装備庁の役割

国防装備庁は、装備品の調達プロセスにおいて、以下の役割を担っている。

- 競争入札告知の公表
- 競争入札について遵守されるべき最低期限の明示
- 契約担当当局を介した入札参加者及び入札委員会を介して公募された入札者の公開
- 入札書類の送付、もしくは入札者が入手可能な状態にする
- 入札書類の非改ざんの遵守
- 入札参加企業への落札結果の通知
- 最も経済的に有利な入札者を選抜する場合は、事前決定基準に基づいた選考の実施

#### E 目的別契約における取組

政府調達契約規約には、物品ごとの契約の種類についての規定はないが、国防省の調達の最適化という観点から、官民パートナーシップ (Public-Private Partnerships / PPP)、装備品の有効性を担保するための特定の契約、ダイナミック調達システム、あるいは、電子調達システム (Système d'acquisition dynamique) 等が、これを補完するものとして実施されている。

政府調達契約規約に基づく契約は、装備品が有用であることをチェックする目的のものでもあり、設備、品質、サービス等の有効性に着目した基準であるという点において、官民パートナーシップ契約の運営方針と類似点が多い。

ダイナミック調達システム・電子調達システムは主に日用備品類について適用される調達システムである。この手順は、国防省が政府調達契約規約の範囲内で選定した 1 つあるいは複数のサプライヤーと、あらかじめ契約に関連する全ての備品の価格を決定し、国防

省の各機関は電子メールによる注文で、これらの供給メーカーから取り決められた協定価格で購入することができるといったものである。

### *F 調達システム規制文書*

政府調達契約規約に加え、調達に関するいくつかの規定条項が存在する。それらの主な内容は以下のように整理できる。

#### *a 一般入札条項(General administrative clauses / CCAG)*

この文書には法的及び金銭的性質の契約規定が掲載され、類似する性質又は同じ事業部門の業務を対象とする全ての請負契約に適用される。一般入札条項には工事用、産業界との研究契約用、知的財産契約用及び日常的な財・サービス用の4つの種類がある。

#### *b 一般入札条項の一般契約データ要件(Cahier des Clauses techniques générales / CCTG)*

一般契約データ要件には、性質が類似する全ての財・サービスの規定に適用される技術的規定が掲載される。これらの規定は主として生産工事や消費財の供給に関連する。

#### *c 地方自治体条項一覧 (Cahier des Clauses Administratives Communes / CAC) 及び標準契約条項一覧(Cahier des Clauses Contractuelles Types / CCT)*

地方自治体条項一覧は国防装備庁レベルで作成される文書で、全ての請負契約に適用される特定の国防装備庁条項の一部を組み入れることで、一般入札条項を補足し、それによって契約の簡略化を可能にするものである。この文書は実際のところ、官報 (the Official Bulletin / BO) で既に公表されたため、契約文書の一覧で参照する程度でよい。標準契約条項一覧もいわゆる標準条項の要約で、見本文を掲載する文書である。この見本文は買い入れ者が自身の立場を理解できる様に、該当する様々な状況を説明した解説ページを伴う。後者は、買い入れ者が契約書を起草する際に、独自の状況に該当する条項を選択する必要がある。

#### *d その他*

これらの他に、国防装備庁の公募担当が異なる入札の特徴を確認するのに有用な購入規則書が存在する。

### III 入札審査

政府は経済情勢を鑑みて最も有利であると思われる提案を自由に選択することができる。調達透明性を確保するために、政府は提案の選択に影響する基準を正確に設定しなければならない。これらの基準は応募者全員に連絡されなければならない。

これらのいくつかの基準に基づき、政府は受領した全ての提案について分析・比較を行う。審査基準は、仕様書に明記されることとなっており、その基準は、注文目的に一致したものであり、かつバランスがとれたものとして設定されている。

代表的な審査基準は以下のものが挙げられる。

- 使用に掛かるコスト
- 技術的な価値
- 計画の実現可能性
- 機能及び外観の品質
- 採算性
- 技術支援と販売後のサポート
- 納期
- 価格
- 革新的な要素
- 環境パフォーマンスと環境保全の要素
- その他、考慮されるべき要素

### IV 予定価格の算出方法

予定価格の算出方法については、情報が公開されていない。

### V 精算方法

政府調達契約規約に規定された防衛装備品調達に関する支払方法には、以下の 3 つの支払方法が規定されている。

#### A 前払い

前払いは注文の履行前に報酬が支払われる早期支払制度である。前払い制度は、当初の取引額が 50,000 ユーロ以上であり、履行期間が 2 ヶ月以上の取引である場合に認められる。前払いは、取引総額の 5% 相当が支払われるのが、一般的である。

## B 部分支払

注文の履行に着手した後、企業は部分支払を要求することができる。部分支払の支払額は、請求までに企業が関与したサービス価値の範囲内とされる。分割の順序は契約時に技術及び財務面の期限に基づいて設定される。

## C 最終支払

業務が完了し、国防装備庁に受け入れられた場合、最終支払が行われる。

ただし、装備品の納入遅延、納入不履行もしくは運用要件を満たさない（例えば、保守契約に関して、ヘリコプターや航空機の年間飛行時間、船舶の航行時間等）場合、制度上適用される支払額の減額が調達規則で認められている。

## D 支払額の調整

いくつかの特別な注文（航空機、宇宙関連、遠隔通信を含む）については、後に価格調整がなされる。この価格調整は、企業の会計情報に基づいて行なわれるため、請負企業は以下のことを行なわなければならない。

- 会計体系を統合し、原価計上方法及び帳簿管理を証明する
  - 製造原価に含まれる費用及び含まれない費用が認識できること
  - 在庫評価ができること
  - 合理的かつ安定した原価配賦に基づいていること
  - サービス管理、すなわち他のクライアントのために行なう任務について、基準から外れるような変更を行っていないこと
  - この原価配賦を全ての契約及び商取引に必ず使用していること
- 国の信託代理人への原価単位及び経費率見積に関する全ての情報の提供
- 入札時に定められる期限に基づいて、管理及び評価を実施する上で必要な情報もしくは必要とされる同等文書の提供

政府の注文プロセスに含まれる全ての商品及びサービスに関して、企業は少なくとも1回は原価見積りを提出しなければならない。政府が要求する情報レベルは、注文に関する会計義務条項に明確に定められており、受注企業はこれらの情報をできるだけ容易に管理できるようにしておくことが義務付けられている。

## VI 調達における競争性確保のための各種方策

競争性確保の観点から、国防省は装備品調達における入札参加者の増加を目的とした電子調達システム市場が開設されており、完全に実用化されている。この電子調達システム市場の導入により、入札が簡略化され、取得能力の近代化が図られるとともに国内の防衛装備品産業へも大きく貢献している。現在の登録利用者は22,000人以上、登録企業数は10,200社を超えるものとなっている。

## VII 調達価格低減のための各種方策

国防省は、調達価格低減のための方策として、以下に示す基準を設けている。

- 運用条件の維持に特化した資源を増加させること及び最適化（運用条件を維持するための統合組織の構築 - 海軍の航空活動：SIMMAD、海軍：SSF、空軍：SIAé）
- 官民パートナーシップの利用を増加させること。これは、政府と1社又はそれ以上の民間企業が連携して出資し、運営する、政府のサービス機関又は民間企業体である。
- 政府調達契約規約第67条に定められる特定の競争的対話方式の使用を増加させること。本方式においても、入札通知書に記載される選定基準に基づく候補者の選定が必要であり、対話の目的が、国防省のニーズを満たすのに相応しい方法の識別及び定義である必要がある。市場のあらゆる側面について、特に価格と方法については、選定された候補者と協議することができる。

## VIII 地方及び諸外国における調達システム

軍の兵站部（Commissariat des armées）は、フランス国内はもとより、国外における適切な任務の遂行のために、日常生活に必要な軍需品を供給している。装備品のサービスサプライヤである兵站部は、兵士の軍装及び装備のほか、集中部隊用の器具に関する調達・供給を担当しており、予測から管理統制、さらに貯蔵、配送、維持管理に至るあらゆる段階の兵站システムについて責任を負っている。

兵站部における被服、装備品等の調達は、全て競争入札で行われる。この調達は、政府調達契約規約によって規定される公開契約で行なわれ、原則として全てのものがフランス国内で調達され、兵站部によって戦場に輸送されることとなっている。

ただし、燃料等のいくつかの特定製品に関しては、兵站部は地元の供給業者と契約している。

### A 兵站部(Commissariat des armées)

兵站部は、軍隊を支援する組織であり、陸海空軍の軍隊毎に存在する。各兵站部の本部はパリにあり、地域防衛分野で構成される軍隊に基づき、地域毎に構成されている。また、軍事介入を行う場合は、基地及び部隊へ兵站を行うために、各基地に兵站部を設営する。したがって、軍事介入する各部隊には兵站部が含まれることになる。

2007年7月の公共政策の総合的改正(General Revision of Public Policies / RGPP)は、財政構造の合理化により国防省を近代化させることを目的としたものであり、その結果として、兵站部の統合運用が計画されることとなった。兵站部は、フランス軍全体に同一の支援サービスを行うべく、組織を相互化し、各軍の兵站部を統合的に運用することになった。

#### 2.1.4.3 装備品の輸入主体

現在、フランスには日本における商社のような装備品を取り扱う貿易会社・取引機関は存在していない。

装備品運用事例を見る限り、国防装備庁は唯一の公認装備品輸入機関となっている。装備品の輸入に関しては、国の戦略的自治権を確保する目的で、フランス又は欧州装備品業界が優先されている傾向にある。

#### 2.1.4.4 調達に関する研修実施状況

##### I 研修組織

フランスでは、国防装備庁が人的資源管理の一環として軍事教育を実施している。また、国防装備庁内における人的資源管理は、兵器の調達という必要不可欠な任務に重点が置かれており、統合計画チームと能力分野の2つに区分され、それぞれについて研修が行われている。

##### A 統合計画チーム

統合計画チームの目的は、兵器計画を実現する際に、コストを削減し遅延をなくし、クライアント及びユーザーの満足度を高めることである。これを達成するためには、全ての関係者が集結し、各人はその専門知識を生かして活動している。

##### B 能力分野

専門家が遂行する各職務は、能力分野ごとに分類される。専門家は能力分野ごとの専門部門に配属され、各部門は政策、方法、ツールを定義し、ノウハウと能力をアップデートする責任を負うことになる。その中でさらに、能力、方法、計画、コストに関して、プログラムチームにだけ関係するものと、技術的なものという2種類の職務能力を明確に区別しなければならない。

## II 教育訓練

人的資源管理においては、様々な分野の専門家が必要であることを考慮しなければならない。したがって、技術、調達、プログラム管理等、能力分野ごとに専門職訓練が実施されている。各専門職分野の責任者は、その人材の雇用、能力、訓練に対して責任を負う管理者となっている。

### A 教育

教育は人員が配属される前に始められる。これは人材の専門等によって異なるが、典型的な例としては以下のものが挙げられる。

- 武器エンジニア(Ingénieurs d'Armement / IA)
- 武器研究及び技術に携わるエンジニア(Ingénieurs des Etudes et Techniques d'Armement / IETA)
- 開発及び製造エンジニア(Ingénieur d'Etudes et de Fabrication / IEF)
- 開発及び製造に携わる上級技術者 (Technicien Supérieur d'Etudes et Fabrication / TSEF)
- 契約エンジニア

国防装備庁は、持続的な教育を行うべく、スタッフの能力を高めるカリキュラムを開発し、特別なテーマを対象にした様々なコースを展開している。また、高い潜在能力のある幹部職向けに、マネジメントとプログラム管理に焦点をあてたコースが、特別に設定されている。

### B 訓練

訓練には以下の3種類のものがある。

1. 高い潜在能力のある幹部職の教育
2. 局長や将校用の訓練プログラム
3. 専門分野に特化した訓練

## 2.2【防衛装備品の調達制度(まとめ)】

### < 各国の調達機関 >

アメリカ・・・国防総省( Department of Defense / DoD )内の国防長官官房(Office of Secretary of Defense / OSD)が防衛装備品調達の施策立案、組織の管理を行う。調達の意味決定には、長官官房のほか、各軍代表者からなる統合参謀本部(The Joint Chiefs of Staff / JCS)及び各軍の調達担当次官補傘下のチームが関与する。調達の実施は、主に各軍の資材部隊及び全世界の米軍の補給活動を支援する国防兵站局( Defense Logistics Agency / DLA )が実施する。このほか、国防契約管理局が防衛調達契約及び精算の管理、国防契約監査局が防衛調達契約の監査に関与する。( 詳細は 2.1.1.1 参照)

イギリス・・・国防装備支援庁(Defence Equipment and Support / DE&S)は、2007年4月に国防調達庁と国防兵站機関に正式な合併により創設された。

国防装備支援庁は、軍事活動に関してイギリス軍に装備と支援を一元的に提供する組織である。船舶、航空機、車両及び兵器から、電子システムや情報システムに至るまで、廃棄物、装備及び諸サービスを含むライフサイクルでの調達及び支援を行う。( 詳細は 2.1.2.2-I 参照)

ドイツ・・・ドイツにおける防衛装備品の政府調達機関は、防衛技術と調達に関する機関である国防技術調達庁( Bundesamt für Wehrtechnik und Beschaffung / BWB )と連邦軍の情報管理と情報技術に関する機関である連邦軍情報管理・情報技術局( Bundesamt für Informationsmanagement und Informationstechnik der Bundeswehr / IT-AmtBw )及びそれらの下部機関によって構成される。( 詳細は 2.1.3.1 参照)

フランス・・・国防装備庁( Délégation générale pour l'armement / DGA )は、フランス防衛装備の能力、品質及び安全に責任を負っており、必要な装備品を適正価格で遅延無く調達し、軍に供給する機関とされている。( 詳細は 2.1.4.1-I 参照)

### < 各国の調達方法 >

アメリカ・・・防衛調達は防衛調達システム(Defense Acquisition System / DAS)に沿って行われる。防衛予算の確保と執行は計画、プログラム開発、予算、実行(The Planning, Programming, Budgeting and Execution Process)を含むPPBEと呼ばれる予算サイクルで管理されている。防衛調達システムの各マイルストーンには、調達の規模に応じた意思決定者(Milestone Decision Authority / MDA)が設定されており、意思決定者は統合運用能力開発システム(The Joint Capabilities Integration and Development System / JCIDS)にて定義された統合運用ニーズに即した調達開始の承認、開発・製造継続の承認等を行う。( 詳細は 2.1.1.2 -I.A, I.B, I.C, I.D 参照)

イギリス・・・1999年から、イギリス国防省では、調達に関し、構想・評価・実証・製造・運用・廃棄 (Concept、Assessment、Demonstration、Manufacture、In-service、Disposal / CADMID) サイクルを利用している。CADMID サイクルの第1段階から第4段階は運用担当長官の管轄下にある統合プロジェクトチーム (Integrated Project Team / IPT)が主導し、第5段階及び第6段階は資材担当官が主導する。(詳細は2.1.2.3-I 参照)

ドイツ・・・ドイツにおける装備品調達のプロセスは以下のステップとなる。すなわち、分析、入札公募(又は他の契約締結形態)、入札書類 / 製品実演の審査、企業の選定、費用対効果基準をもとに、調達品をとりまとめて契約、契約管理及び会計、製品 / サービスの納入、費用精算の9つのステップからなる。(詳細は2.1.3.2-I 参照)

フランス・・・装備品の調達に関しては、全て国防装備庁が一貫して実施・管理している。装備品の調達においては、コスト削減、納入遅延の防止、及び柔軟性の導入が目的とされており、その調達プロセスは運用段階に合わせて、準備、構想、生産、使用、廃棄といった各段階に区分・管理されている。(詳細は2.1.4.2-I 参照)

#### < 各国の契約制度 >

アメリカ・・・契約方式 / 原則競争入札・提案、特別な経済合理性が認められる場合のみ、指名又は随意契約が結ばれる。

契約方法 / 固定価格契約、コスト償還契約があり、ともにインセンティブ付き契約が存在する。

契約種類 / 売買契約、大規模システム契約、研究開発契約、建築施設契約、情報システム契約等がある。(詳細は2.1.1.2-I.E 参照)

イギリス・・・契約方式 / 公開手続、制限手続、競争的交渉手続、競争的対話方式等の方式が取られている。

契約種類 / 一定の条件の下、国防省が財・サービスの提供を要請できる枠組み合意 (Enabling Contract)、装備品賃借契約、名目費用契約プライムコントラクティング、売買契約等。(詳細は2.1.2.3-III.A,B 参照)

ドイツ・・・契約方式 / 一般競争入札・公開方式、指名入札方式、競争的対話方式、随意契約方式がある。

契約種類 / 売買契約、生産協定契約、維持管理契約、労務提供契約。(詳細は2.1.3.2-II を参照)

フランス・・・契約方式 / 公開入札方式及び制限入札方式。随意契約は行わない方針。(詳細は2.1.4.2-II 参照)

#### <各国の入札審査方法>

- アメリカ・・・価格評価、実績評価、技術評価、費用評及び中小企業への再委託の考慮等が審査対象となる。（詳細は 2.1.1.2-I.F 参照）
- イギリス・・・入札の審査プロセスはプロジェクトごとに調整され、審査基準の重み付けは個々のプロジェクトチームにより決定される。基準の選定は客観的かつ非差別的でなければならず、調達に関する欧州規則が基準となる。（詳細は 2.1.2.3-V 参照）
- ドイツ・・・入札書類は、企業の財務と技術の2つの専門分野で検討される（2段階選考法）。審査においては、まず入札企業の財務要素が検討される。その上で最も好ましい入札書類が技術分野の専門家に提示され、提示された入札書類が必要な技術要件を満たすかどうか同専門家により検討される。最終決定は財務面で下され、技術面の審査を通過した入札書類の中から選定されることになる。（詳細は 2.1.3.2-III を参照）
- フランス・・・調達の透明性を確保するために、政府は提案の選択に影響する基準を正確に設定しなければならない。これらの基準は応募者全員に連絡されなければならない。これらのいくつかの基準に基づき、政府は受領した全ての提案について分析・比較を行う。審査基準は、仕様書に明記されることとなっており、その基準は、注文目的に一致したものであり、かつバランスがとれたものとして設定されている。（詳細は 2.1.4.2-III 参照）

#### <各国の予定価格算定方法>

- アメリカ・・・他の類似案件を参考とする類推、価格要因をパラメータとした線形回帰分析を行うパラメータ解析、細分化したコストの積み上げ、過去の実績に基づく予測等の手法が用いられる。（詳細は 2.1.1.2-I.G 参照）
- イギリス・・・価格算定チームが、調達チーム（事業、技術、財務）、顧客・利用者、関連専門家、費用確認サービス、防衛分析サービス機関をメンバーとして、事業の早い段階で設置される。価格算定チームはプロジェクト検討の早期段階において、国防省としての「あるべき費用」概算を算定する。（詳細は 2.1.2.3-VII.A 参照）
- ドイツ・・・予定価格の算出方法に関しては、公共契約の価格に関する規約（PR Nr. 30/53）に示されており、第1節：総則、第4節：市場価格方式、第5～8節：原価算定方法がそれぞれ規定されている。（詳細は 2.1.3.2-IV 参照）

<各国の精算方法>

- アメリカ・・・固定価格契約の場合でも、経済的実情を踏まえた支払の増減が認められる仕組みとなっている。コスト償還契約の場合には、業者作成の精算報告書を監査部局が監査する。（詳細は 2.1.1.2-I.H 精算方法参照）
- イギリス・・・国防省は会計規則に沿って、合意された契約条件の範囲内で迅速にその支払義務を遂行する。国防省の契約は、業務が履行された後に決済される。受注企業はそれが受託する契約の決済責任を負う。随意契約に関しては、借入コストは政府調達利益算定方式により補償される。競争契約の場合は、市場価格により、受注企業が何の費用を回収できるかが決定される。（詳細は 2.1.2.3-VIII 参照）
- ドイツ・・・具体的な精算方法に関しては、公開されていない。ただし、精算に先立ち、装備品の受入れ時においては、契約時に合意した内容について、契約の種類、重要性、複雑性によって決定された品質保証要件に関する検査と技術及び組織に関する遵守状況の検査が行われる。（詳細は 2.1.3.2-V 参照）
- フランス・・・政府調達契約規約に規定された防衛装備品調達に関する支払方法には、前払い、部分支払、最終支払の 3 つの支払方法が規定されている。（詳細は 2.1.4.2-V 参照）

<各国の競争性確保のための取組>

- アメリカ・・・標準インターフェースの積極採用による新規参入障壁の緩和、マーケットリサーチによる新規参入者の開拓等を行っている。（詳細は 2.1.1.2-J 調達における競争性確保の方策参照）
- イギリス・・・調達の競争性確保のため競争的対話方式等の契約方式が取られている。（詳細は 2.1.2.3-III.A,B 参照）
- ドイツ・・・競争性確保の一環として入札手続を簡素化し広く応札を募っているほか、一定額を超える中央入札がない場合には、諮問機関を通して応札候補企業の発掘等も行われている。（詳細は 2.1.3.2-VI）
- フランス・・・競争性確保の観点から、フランス国防省は装備品調達における入札参加者の増加を目的とした電子調達システム市場を開設している。（詳細は 2.1.4.2-VI 参照）

< 各国の調達価格低減に向けた取組 >

- アメリカ・・・防衛装備品専門の開発を避け、民生技術を多くとり入れることで開発コスト削減を図っている。（詳細は 2.1.1.2-K 調達価格低減のための各種方策参照）
- イギリス・・・機動的な調達システムの形成及びライフサイクルでの要求性能管理を通じた VFM の改善。国防装備支援大臣により、複合兵器チーム計画の評価フェーズが発足し、ミサイル及び誘導兵器の調達に向けた新たな調達アプローチを開始。（詳細は 2.1.2.3-IX 参照）
- ドイツ・・・大量買付け、集中購入、ライフサイクルコスト管理等を実施。（詳細は 2.1.3.2-Vii 参照）
- フランス・・・運用条件の維持に特化した資源を増加させること及び最適化、官民パートナーシップの促進、競争的対話方式の増加の 3 つを促進している。（詳細は 2.1.4.2-VII 参照）

< 各国の地方・国外調達 >

- アメリカ・・・国防兵站局が国内 3 ヶ所に調達拠点、25 箇所に物流拠点を持ち国内の地方調達を支援している。国外では、世界を中央、欧州、太平洋の 3 地域分けてそれぞれに部隊を展開し、世界 6 箇所の主要拠点を通して全世界に展開する米軍の補給支援を行っている。（詳細は 2.1.1.2-IL,IM）
- イギリス・・・消費財については、可能な場合は軍事演習及び活動中に、物品を現地調達。装備品についても、緊急活動支援等のために活用される。（詳細は 2.1.2.3-X 参照）
- ドイツ・・・ドイツ連邦軍オルデンプルク調達本部はボン市の国防省の連邦政府機関（Das Bundesamt für Wehrverwaltung / BAWV）の下部機関であり、国外でのドイツ軍の任務遂行時及び危機事態や緊急事態用の保存食料の調達、貯蔵及び供給を行っている。（詳細は 2.1.3.2-IX 参照）
- フランス・・・軍の兵站部、“Commissariat des armées”（軍組織の一部）は、陸海空軍の軍隊毎に存在し、フランス国内はもとより、国外における適切な任務の遂行のために、日常生活に必要な軍需品を供給している。原則として全てのものがフランス国内で調達され、兵站部によって戦場に輸送されることとなっているが、燃料等のいくつかの特定製品に関しては、兵站部は地元の供給業者と契約している。（詳細は 2.1.4.2-VIII 参照）

< 各国の調達教育 >

- アメリカ・・・国防総省として調達専門教育機関である防衛調達大学(Defense Acquisition University / DAU)を持つ他、各軍内にも調達教育を目的とした教育機関が設置されている。DAU は、調達担当官のキャリアアップに沿った各種教育コースを提供する他、防衛装備品の調達に関する各種ガイドライン、ツール等の取り纏め、情報発信を行っている。(詳細は 2.1.1.4 – I 参照)
- ドイツ・・・防衛装備調達の専門学校はないが、調達に関する研修教育は存在する。「向上推進 (Weiterentwicklung)」第 3 部の“Logistikschule Bundeswehr”は、訓練を受けた防衛調達部門であり、その教育カリキュラムには、理論と実地訓練を組み合わせた訓練が組み込まれている。
- フランス・・・国防装備庁が人的資源管理の一環として軍事教育を実施している。また、国防装備庁内における人的資源管理は、兵器の購買という必要不可欠な任務に重点が置かれており、統合計画チームと能力分野の 2 つに区分され、それぞれについて研修が行われている。(詳細は 2.1.4.4 参照)

## 2.3 防衛装備品の調達に係わる情報の公開状況

### 2.3.1 アメリカ

#### 2.3.1.1 情報公開概要

国防総省は情報公開を促進、確実なものにするために、防衛情報公開室 (Defense Freedom of Information Policy Office / DFOIPO)<sup>30</sup>を設置した。防衛情報公開室は情報公開法 (Freedom of Information Act / FOIA)<sup>31</sup> が国防総省内において適用されることを確実にする組織である。2005年12月14日に、ジョージ・ブッシュ大統領が、「大統領令(Executive Order 13392)」に調印し、各行政機関の情報公開を改善した。この大統領令に伴って、国防総省は情報公開法要求者サービスセンターと17の主要情報公開法連絡所を設立した。

また、そのほかにも防衛情報公開室ウェブサイト上に「DoD FOIA Handbook」を載せ、どのように国防総省への質問や情報の問い合わせを行うか、ユーザーの権利とその質問方法を支援するためのガイダンスも提供している。

#### 2.3.1.2 公開情報

##### 1 種類

##### 1. 兵器別購入金額 (Program Acquisition costs by weapon system<sup>32</sup>)

兵器別購入金額レポートには、主要な兵器調達プログラムにおける概要説明、使用目的、性能、並びに過去3年間におけるコストが記載してある。

2008年度のレポートでは、下表に示すとおり機関別にその主要プロジェクト金額(3年分)を提示してあり、合計81プログラムについて記載がある。

<sup>30</sup> アメリカ国防総省ウェブサイト <http://www.dod.mil/pubs/foi/dfoipo/> (2008年12月アクセス)

<sup>31</sup> 1966年7月4日に成立し、その後1996年、2002年、2007年と改正された法律。国民に対して連邦政府が保管する公文書や情報にアクセスする権利を与え、連邦政府はこれに応えることを明記している。

<sup>32</sup> <http://www.defenselink.mil/>より入手可能

表 2-9 期間別主要プロジェクト

	航空機	軍需品	大型船	戦車	宇宙計画	その他
陸軍 (Army)	アパッチ(Apache) チヌーク(Chinook) ブラックホーク (Blackhawk) 武装偵察ヘリコプ ター ( Armed Reconnaissance Helicopter ) 等、計 5 件	高機動射撃ロケット システム(High Mobility Artillery Rocket System) ジャベリン対戦車ミ サイル(Javelin Advanced Anti-Tank Weapon)	なし	超陸戦兵器(Future Combat System) エイブラムス戦車 の機能改善(Abrams Tank Upgrade) ストライカー戦闘 車両(STRYKER Family of Armored Vehicles)	なし	高機動多用途装輪 車両(High Mobility Multipurpose Wheeled Vehicle) 空中無線システム (Airborne Radio System) 等、計 6 件
海軍 (Navy)	ホークアイ (Hawkeye) ブラウラー (Prowler) 等、計 10 件	発展型シースパロー ミサイル(Evolved Seasparrow Missile) 等、計 7 件	バージニア級潜 水艦(Virginia Class Submarine) 等、計 9 件	水陸両用遠征戦闘 車両(Expeditionary Fighting Vehicle) (海 兵隊)	狭帯域戦術衛星 通信システム (Mobile User Objective System)	なし
空軍 (Air Force)	サンダーボルト (Thunderbolt) ステルス爆撃機 (Stealth Bomber) ギャラクシー輸送 機(Galaxy) グローブマスター 輸送機 (Globemaster) 等、計 9 件	なし	なし	なし	先進 EHF 軍用通 信衛星(Advanced Extremely High Frequency) 拡張使い捨て型 ロケット(Evolved Expendable Launch Vehicle) 等、計 9 件	なし
共通 (DoD Wide /Joint)	空中給油機 (Airlift/Tanker Aircraft) ジョイントストラ イクファイター攻 撃戦闘機(Joint Strike Fighter) 等、計 7 件	サイドワインダーミ サイル(Sidewinder) 発展型中距離対空ミ サイル(Advanced Medium Range Air-to-Air Missile) 等、計 6 件	ジョイント高速 艇(Joint High Speed Vessel)	なし	なし	統合戦術情報伝達 システム(Joint Tactical Radio System) ミサイル防衛 (Missile Defense) 等、計 4 件

( 出典 ) 2007 年、PROGRAM ACQUISITION COSTS BY WEAPON SYSTEM、Department of Defense をもと  
に作成

プログラムごとに「写真」「兵器購入の背景」「目的」「予算説明」「コスト」が記載される。以下に例としてアパッチ（Apache）プログラムについて掲載されている内容を記載する。

Aircraft Programs / Army / AH-64 APACHE

説明：

このアパッチプログラムは、AH-64 機体のアップグレード、改善版として火器管制レーダー (Fire Control Radar / FCR) を搭載したロングボウアパッチを含む。またこのプログラムは、目標補足・認識システム (Target Acquisition and Designation System / TADS) とパイロット暗視センサー (Pilot Night Vision Sensor / PNVS) を加え、その他安全性と信頼性を向上させている。火器管制レーダーはノースロップ・グラマンとロッキード・マーティン社の共同チームによって達成された。アリゾナ、メサにあるボーイング社はロングボウアパッチプログラムの契約主体である。

目的：

AH-64 はファイアー・アンド・フォーゲット（撃ち放し）ヘリファイアー能力、標的補足や暗視センサー等を提供する。アパッチを発展させることは武器システムの効率性と耐久性を大幅に改善することとなる。

プログラム：

36 機の AH-64A 機体を AH-64D (ロングボウ) 構造に再生産するための予算要求である。

コスト：

(単位：百万ドル)

	2006 年度		2007 年度**		2008 年度	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
調達	-	1,035.3	-	1,414.8	-	711.7
RDT&E*	-	104.1	-	122.0	-	193.7
総額	-	1,139.4	-	1,536.8	-	905.4

(出典) 2007 年、PROGRAM ACQUISITION COSTS BY WEAPON SYSTEM、Department of Defense をもとに作成

\*RDT&E：研究開発、テスト、評価 (Research Development Test & Evaluation)

\*\*2007 年度は 07 年国防総省アプロプリエイトアクト Title IX からの 6 億 2,100 万ドルを含んでいる

## II 入手場所

国防次官室（会計担当）（Office of the Under Secretary of Defense (Comptroller)）のウェブサイト内において入手可能であり、次の内容を含む。

防衛費予算：<http://www.defenselink.mil/comptroller/budgetindex.html> 内に記載

主要プロジェクトごとの価格：<http://www.defenselink.mil/comptroller> 内の Budget Materials に記載

### 2.3.1.3 FLIS の手引き

#### I FLIS の背景

アメリカ政府における在庫管理は、年々複雑化していき、さらに巨大化した政府の中で様々な部局が別々の在庫管理方法を持つことで引き起こされる混乱が問題となっていた。同一の物品に対して様々な名前や番号が付与され、在庫管理を極めて難しくしており、複雑化した近代の兵站を読み解く共通の言語が必要とされた。その共通言語となりうるシステムとして、連邦兵站情報システム（Federal Logistics Information System、以下「FLIS」という。）が整備される事となった。FLIS は 1962 年より稼働し、約 50 年の歴史を持つ。

#### II FLIS の位置づけ

連邦調達目録プログラム（Federal Catalog Program / FCP）は 1952 年に公法 82-436 に則り制定された、国防総省内の物品管理のためのプログラムである。連邦調達目録プログラムを具体的に執行する制度として連邦調達目録制度（Federal Catalog System / FCS）がある。さらに、同制度の下、利用者が供給物品に関する情報にアクセスし、維持管理し、情報を取得できるコンピューターシステムとして、FLIS が存在する。また、インターネット経由で FLIS の情報を提供するサービスを Web FLIS という。FLIS そのものは国防総省の国防兵站局（Defense Logistics Agency / DLA）における国防兵站情報サービス（Defense logistics Information Service / DLIS）が管理を行う。

#### III FLIS の目的

複雑化してしまった兵站物品管理の様々な方法を一元化し、物品管理における共通言語を作るのが FLIS の目的である。共通言語の設定を通じ、物品間、また供給業者間相互の錯誤等を防ぎ、最終的には物品調達管理全体のコスト削減とより確実な調達を目指す。

#### IV FLIS の管理範囲

FLIS には主に国防総省中心の連邦調達目録プログラムに含まれる物品と、NATO を中心とする友好国の物品が登録されている。2008 年 10 月現在のところ、使用中（アクティブ）の物品で約 6,100 万個、使用中でない（アクティブでない）物品で約 7,000 万個、NATO 関連の物品で約 8,000 万個が登録されている。

## V FLIS のメリット

FLIS は連邦政府で兵站業務に従事する軍隊、政府機関のほか、取引を行う業者や NATO 友好国にとっても共通言語として役立っている。

FLIS の活用には、以下のようなメリットがあると考えられる。

- 不必要・過剰な物品の調達を避ける
- 物品の保存期限切れの日程を管理できる
- 既存の在庫の計算を簡単に実施できる
- 価格を調べることで、新規の物品であってもより廉価での購入を目指すことができる
- 在庫の利用可能性を調べるために、様々な情報源にあたることができる
- 物品や部品が必要になった時に、直ちに確認・注文することができるため、タイムラグを防ぐ
- 物品間の相互互換性を調べられるため、最大限既存の資源が利用できる
- 履歴等に関しては、遠隔で全ての利用者が確認できる
- ID / Pass 機能等アクセスを限定でき、情報を安全に守ることができる
- 請求、取得、メンテナンスから廃棄に至るまでのライフサイクルマネジメントが可能

## VI FLIS の受益者

FLIS のデータベースから兵站情報を入手することにより、例えば以下のような人が利益を享受すると考えられる：

- 物品の管理や供給に従事する、全てのレベルの人
- 部品、物品の請求者
- 資材の管理者
- 調達関連、経理関連従事者
- NATO 等アメリカとの友好国
- リサイクル、廃棄業務等従事者
- 軍事作戦の立案者
- 技術面の監督者
- 契約業者

## 2.3.1.4 Web FLIS について

### I Web FLIS とは

Web FLIS とは、FLIS の兵站情報を、インターネット検索を通じて提供するサービスである。利用者は様々なキーワードから物品を検索し、絞込み、兵站情報を入手できる。

(トップページ：<http://www.dlis.dla.mil/webflis/>)

Web FLIS には、利用者・利用目的に応じて次の 3 種類のバージョンがある。3 つのバージョンで検索できる情報の違い等についての詳細は後述する。利用者は Web FLIS のトップページにおいていずれのバージョンにおいて情報検索を行うかを指定することができる。

- 公開検索 (Public Search) - 物品に関して基礎的な兵站情報を提供する。
- 取引枠組みの管理クエリー (Business System Management、以下「BSM クエリー」という。) - 物品に関し、取引枠組みの管理が行われているかどうかを示す。
- 制限検索 (Restricted / Sign on Query) - 公開検索より詳細な兵站情報、統計情報等を提供する。

このうち公開検索と BSM クエリーは全てのインターネット利用者にかかれておるのに対し、Restricted / Sign on Query ではアクセス権限を持つ利用者が限られ、ログインには ID とパスワードが必要となる。

### II Web FLIS で入手可能な情報

以下で詳述するように様々な情報を持った FLIS ではあるが、基本的に通常のネットワークからでは利用者は情報を閲覧することはできても、書き込むことはできない。ただし、アメリカ政府関係者、政府に支援を受けている契約業者及び友好国等は情報の記入も可能である<sup>33</sup>。

それぞれの物品に関して、Web FLIS は例えば次のような情報を提供する：

- FLIS 内での通し管理番号 (National Stock Number、以下「NSN」という。)
- 物品名 (Item name)
- 製造者供給者名 (part number 含む)
- 輸送に関するデータ
- 物品に含まれる有害物質情報
- 互換性・代替性のあるほかの物品に関する情報
- 管理データ (物品の取得価格、取得時の申し送り事項等)
- 物品の特徴
- 価格

<sup>33</sup> <http://www.dlis.dla.mil/PDFs/logrunguide.pdf>

Web FLIS では、FLIS 外のデータベースと連動して情報が与えられるケースが多いのが特徴である。

### III Web FLIS が想定する利用者

Web FLIS では、連邦政府のスタッフ、政府に調達を行っている業者、NATO 等関係者を想定している。公開検索と BSM クエリーはインターネット環境にある全ての人が利用できる一方で、制限検索( Restricted / Sign on Query )には許可を得た利用者のみがアクセスでき、公開検索と比較して入手できる情報の深さも異なる。

WebFLIS の具体的な使用方法ガイダンスについては Appendix に記載。

#### 2.3.1.5 FLIS における価格形成

FLIS において物品の価格は UI-PRICE(Unit Price)という物品 1 ユニットあたりの価格で示される。これは、米軍の実績価格を基に国防兵站局が制定した標準価格であり、標準価格は、国防兵站局が管理運営している標準自動化物品管理システム(Standard Automated Material Management System、以下「SAMMS」という。)に基づいて制定されている。このように FLIS は SAMMS と密接な関係を持っており、以下では SAMMS における価格形成方法について説明する。

##### I SAMMS について

SAMMS は、国防兵站局の標準自動化情報システム(Standard Automated Information System)プログラムの一つの様態である<sup>34</sup>。

SAMMS は 5 つの目的別の下位システムと、入力・出力システムからできている。下位システムは、「技術( Technology )」、「要求( Requirement )」、「分配( Distribution )」、「調達( Procurement )」、「財務( Financial )」の 5 つの目的別に分かれている。

SAMMS の価格決定・修正機能に着目すると、「財務( Financial )」、「技術( Technology )」及び「要求( demand )」の下部システムを利用する。

##### II 新たな物品への価格付けについて

新たに価格付けが行われる物品は、新規の物品、再び NSN が有効になった物品、そして兵站を通じその他の軍隊や国防調達拠点(Defense Supply Center / DSC)から入手した物品の 3 種類に大別できる。

###### ( 1 ) 新規物品について

新規物品は、入手されて国防兵站局の兵站システムに含まれ次第、推定のユニット価格を含む情報が SAMMS に登録される。

###### ( 2 ) 再び NSN が有効になった物品について

<sup>34</sup> <http://www.dla.mil/dlaps/samms/h4130.1.doc>

価格の見直しがある場合、国防調達拠点が再び調達した際に、推奨価格が設定される。

(3) 兵站を通じて入手した物品について

全ての軍隊内の中の同一の NSN をもつ物品の価格を平均する。算出方法は、直近 6 ヶ月にその装備品を購入する場合はその平均であり、購入していない場合は直近 3 年間の平均である。(これに補正を加える。) 価格の見直しがある場合、国防調達拠点が再び調達した際に、推奨価格が設定される。

### III 標準価格の見直しについて

標準価格見直しアプリケーション (Standard Pricing Application) による自動的な標準価格の見直しと、手動の標準価格の見直しの二種類が存在している。自動手動にかかわらず、見直しのデータは FLIS 及び SAMMS の技術下部システムに送られ、データは FLIS 上で、FLIS のフォーマットに沿って公表される。

標準価格の見直しの要因は以下のようなものが挙げられる。

- (1) 推奨価格と現在の標準価格に差がある
- (2) 大幅な価格の誤り
- (3) 優先されない、代用品である
- (4) 売却のための価格の値下げ

## 2.3.2 イギリス

### 2.3.2.1 調達に係る情報公開の概要及び方針

イギリスにおける情報公開は情報自由法 2000 (Freedom Of Information Act 2000) に基づく。以下同法が国防省及び軍全体にどのように影響を与え、また国防省内においていかに適応されているかを記載する<sup>35</sup>。

2005年1月1日、情報自由法によって、国民は政府当局が保有する情報を利用する新たな権利が与えられた。同法は公的資金に依拠する諸機関に対し、公益にかない開かれた事業運営を行うよう義務付けるものである。この重要な変革の揺籃期においては、同法がいかに防衛全体に影響を与えるかを認識する必要がある。

情報自由法は全ての外郭団体、事業基金、警察、軍を含む（特殊部隊の指揮下に置かれた部隊又はその軍務において政府通信本部を支援する部隊を除く）国防省全体に適用される。

国防省は必ず情報自由法に従わなければならない。全ての国民（軍人及び文民）は、情報を利用する権利を尊重し、国防省が全ての政府当局から課された責務を遵守することを保障する助けとならなければならない。この遵守は、同法の条項で正当化される場合は、情報公開の向上と秘密保持を両立する必要がある。

#### 1 機会としての情報自由法

国防省は国民の多くの関心（必ずしも批判的ではなく）を集めている。情報自由法は、情報公開に対する積極的な姿勢又は情報の開示請求に応じる姿勢によって、情報量の利用可能性と範囲を広げ、イギリスの持つ不必要な秘密主義（誤解ではあるが）というイメージを変える可能性を与えてくれる。情報自由法は国防省が国民との開かれた関係、前向きな関係を展開すべく努力していることを示す絶好の機会である。

情報自由法の公開計画は既に、制度的開示に向けたメカニズムを提供しているが、更なる情報公開の手法を探るべきである。特に、背景となる資料の積極的な公開は、重要な意思決定の公表方法として当たり前のこととならなければならない。メディアコミュニケーション（Director General Media & Comms / DGMC）及び国防情報局（Director General Information / DG Info）の職員は、かかる情報の計画的開示を達成するメカニズムを作り上げるために、アドバイス等を提供することができる。

情報自由法の公開計画は国防情報局によって運営管理されており、国防省の情報の計画的開示に向けた枠組みを提供する。しかし、国防省がより積極的なイメージの確立と国民との信頼関係の構築に専心するためには、政府機関としてこれからも情報公開の他の手法を積極的に模索していかなければならないと考えている。つまり、調査書、報告書、実地調査書等の背景資料の積極的公開が、当面の機関方針である。

<sup>35</sup> <http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/0B158510-ED7C-433F-830D-BFEEF3B89B84/0/foidib.pdf> (2008年12月アクセス)

かかる情報の計画的開示を達成し得る方法は数多くあり、開示の性質及び内容に応じ、国防情報局及びメディアコミュニケーションの職員に対して確認をする必要がある。

## II 開示の適用除外<sup>36</sup>

国防省が保有する全ての情報は、開示請求が受け入れられた際に、開示をするよう検討が義務付けられているが、特殊な情報の公開に関する適否の決定は公益に基づいた判断が必要とされる。国防省内では、公開するかどうかを決定する要因は、作戦上の命令、職員の安全、商業及び国際的信頼の適切な保持、政策、助言を策定する上での政府内の自由かつ率直な討議の必要、さらに国家保安を維持する必要といった広い範囲に及ぶ。

業界情報の開示請求を却下する意図で国防省が使用を許可される適用除外がいくつかある。これには、開示が秘密保持の故意の違反に相当し得るもので、第三者により「機密情報として提供される情報」を対象とする絶対的除外が含まれる。別の適用除外は、情報の流出が国防省、業界又はその情報が企業秘密である場合はいずれかの第三者の商業的利益を損ない得ることを条件に、情報が公益性審査の対象にならない可能性がある「商業的利益」に係るものである。

### 2.3.2.2 公開情報

#### I 入手場所

国防省の入手可能な統計データは全て、「UK Defense Statistic」のウェブサイト<sup>36</sup>に格納される。このサイトには国防省資源（武器価格含む）、目標と目的、兵力、主要装備関連企業の数量及び種類、軍の給与、航空機事故・事件等、多くの情報が掲載されている。

また、イギリス会計検査院によって毎年、その年に行われた主要防衛装備品調達<sup>37</sup>の傾向や問題点、改善点等を提示することを目的とし、“Ministry of Defense: Major Projects Report”<sup>38</sup>が発行、公表されている。（詳細は次章「防衛装備品の調達を中心とする防衛分野における会計検査、監査及び評価の状況並びに事例」を参照。）このレポートは、20のプロジェクト(国防省によって投資の決定された軍装備品の予定価格の高いもの)及び現状査定途中にある10のプロジェクトにおいて、そのプロジェクトの「概要(性能含む)」、「コスト」、「期間」、「主要な使用要領」、「承認までの経緯」等のデータが記載されている。

#### II 概要、種類

前述の「UK Defense statistic」は以下の7つの章により構成されており、幅広い情報を公開している。以下に7章それぞれの公開情報の概要を記載している。

#### 第1章: 財務 (Finance)

<sup>36</sup> [http://aof.mod.uk/content/docs/toolkit/buttons/modind/cpsg/guidelines/10\\_foi\\_eir.htm](http://aof.mod.uk/content/docs/toolkit/buttons/modind/cpsg/guidelines/10_foi_eir.htm)

国防省予算の詳細情報及び防衛支出に影響を与えたマクロ経済や国際間の比較情報を記載。その中でも以下の5つの分野をカバーしている。

1. 国防省内資源 – 防衛費結果、省内グループ別の公的支出、支出内容ごとの金額、防衛装備品支出、予算分野別の国防省資源、部ごとの目的及び目的別の省内資源、固定資産額、研究開発費
2. 産業と雇用 – イギリス産業における国防省支出、国防省関連業務に従事する雇用者数（地域別）、PFI（Private Finance Initiative）における国防省の支払金額
3. 貿易 – 輸出入における支払金額
4. 契約 – 契約タイプごとにおける主要装備品プロジェクト（主なサプライヤー別）
5. 国際防衛 – 平和維持活動費用、NATO 加盟国の防衛支出、GDP との比較、世界的な防衛費

## 第2章: 要員 (Personnel)

第2章では、以下の6つの分野をカバーしている。

1. 要員概要- 軍属人、軍人に関連する人員数等含む概要
2. 国防軍 – 国防軍の強みや採用、離職傾向のまとめ
3. 軍属 – 軍属の強みや採用、離職傾向のまとめ
4. 戦争年金 – タイプ別の戦争年金受領者数の統計
5. 国防省に対する申し立て補填 – 国防省に対しての申し立て（新規並びに調停分）
6. 国際 – 欧州通常戦力条約(Conventional Armed Forces in Europe Treaty)加盟国における人員数と許容限度

## 第3章: 軍における編成、船、航空機、車輛 (Formations, vessels, aircraft and vehicles of the Armed Forces)

第3章は、以下の5つの分野により構成されている

1. 陸軍、海軍、空軍の編成について
2. 海軍と予備軍の作戦可能な船及び潜水艦について
3. イギリス登録の軍事用商船について
4. タイプ別航空機について
5. 欧州通常戦力条約のスコープ内における保有装備品について

## 第4章: 航空機事故、犠牲者及び飛行時間( Aircraft Losses, Casualties and Flying Hours)

第4章は、以下の3つの分野により構成されている

1. 航空機事故及びその死者と主な負傷者について
2. 航空機事故と飛行時間及び事故率（航空機の役割とタイプ別）
3. 軍事活動中における航空機事故と航空機搭乗員犠牲者について

## 第 5 章: 探索と救助 (Search and Rescue)

第 5 章は、以下の 2 つの分野により構成されている

1. 軍による探索と救助について
  - 発生回数、出動命令件数、救出方法別件数等
2. 航空救助連携センターについて
  - 地域別の発生件数マップ等

## 第 6 章: 保有する土地と建物 (Land holdings and buildings)

第 6 章は、以下の 3 つの分野により構成されている

1. 部署ごと、地域ごと、使用目的別ごとの土地利用状況
2. 宿泊施設について (地域別、稼働率等)
3. 宿泊施設のコンディションについて

## 第 7 章: 北アイルランドと市民への軍事援助 (Northern Ireland and Military Aid to the Civil Community)

第 7 章は、以下の 3 つの分野により構成されている

1. 北アイルランドにおける社会的権力(Civil power)に対する軍事援助
2. 他政府や大きなコミュニティへの軍事援助について
3. 紛争防止活動について

## 2.3.3 ドイツ

### 2.3.3.1 情報公開概要

#### I 調達に係る情報公開の概要及び方針

2005年ドイツにおける情報自由法が、7年にも及ぶ政治的対立と長期的な遅れの末に議会の可決を得て成立した。1998年には最初の原案が作成されていたが、その後国防省を含むいくつかの省庁に対する適用除外があることで連立与党から反対に会い、否決される等、変更を繰り返した末に2005年6月に可決された。

#### 規定（要約）<sup>37</sup>

- 情報へのアクセス：あらゆる市民は、いかなる理由にかかわらず、政府団体に情報を要求することができる。要求された情報は、請願者に「遅れなく」提供されなければならない。複雑な要求に対しては、2ヶ月以内に返答しなければならない。
- 例外：もしも情報の開示が防衛、公的安全、税金の回収に対して悪影響を与える場合、また情報公開が企業秘密を守ると判断された場合において政府は公表を控えることができる。また、企業情報や秘密においては厳格な規定がある。たとえば企業が同意した場合においても、公的関心がない場合にはその様な情報は開示されない。
- インターネット：ドイツ連邦政府はインターネットのウェブサイトには大部分の書類を利用可能な状態で開示しておくことを要求されている。開示されるべき要項は「情報そのもの及び予定と記録」と定められている。

### 2.3.3.2 防衛装備品情報の開示

#### I 公開情報

ドイツにおける情報公開の主な概要と情報の種類は以下の通りである。

- 隊別（軍隊、海兵隊、飛行部隊等）の調達装備品の価格
- 機能別（医療業務、武器隊、需給品部隊、研究開発等）の調達装備品の価格
- NATO加盟国として、NATO安全保障プログラムに使用した金額（詳細は1.3.3.3ドイツを参照）

なお、公開情報を調べる限りにおいては個別の装備品の調達額や契約方法、性能等を開示しているデータベースは発見できなかった。

#### II 入手場所

ドイツ連邦財務省のウェブサイト内、連邦国防部にて開示されている。

（URL：<http://www.bundesfinanzministerium.de/bundeshaushalt2008/html/ep14/ep14.html>）

<sup>37</sup> <http://www.informationsfreiheit.info/> Federal Freedom of Information Act

### 2.3.3.3 調達申し込み(入札)情報の開示

2006年1月より、契約手続は、連邦入札広報(Federal Tender Gazette)及びドイツ入札広報(German Tender Gazette)による告知は不要となった。代わりに連邦政府の中央インターネットポータルサイト(www.bund.de)にて告知することとなった。

これに伴い、ある特定の入札応募に質問・疑問がある場合、入札契約機関に直接問い合わせることができ、一般的な情報(契約発注に関するもの等)は「顧客としての軍(The Bundeswehr as a Customer)」と題したパンフレットに記載されており情報を得ることが可能である。

以下に例として、インターネットポータルに告知されている入札応募(Ausschreibungen)に関する情報掲載内容を示す<sup>38</sup>。

1. 求められる性能
2. 契約の種類
3. 締め切り日(参加への要請、書類の要請、要請提出)
4. さらに詳しいリンクや場所

リンク先の統計局(Federal Agency for Administration)においてはさらに詳しい情報がPDFファイル形式にて準備されている。

---

38

[http://www.bwb.org/redaktionen/rue/bwb/www/CB\\_RUE\\_BWB\\_ZENTRAL\\_WWW.nsf/vwContentByKey/W26GV B4F177INFOEN](http://www.bwb.org/redaktionen/rue/bwb/www/CB_RUE_BWB_ZENTRAL_WWW.nsf/vwContentByKey/W26GV B4F177INFOEN)

## 2.3.4 フランス

### 2.3.4.1 情報公開概要

#### I 調達に係る情報公開の概要及び方針

フランスでは、防衛装備品に関する調達情報は、特定のデータベースによって取り纏められた形での公開となっていない。防衛装備品調達情報の方針は、議会 (Parliament) のウェブサイトで明らかにされている。事実、上院では国防省の方針に関するレポートを提示している。これらのレポートは、防衛装備品の未来、白書の装備品調達における影響、防衛装備品の近代化及び政府の方針、防衛費、財務リスク、軍備プログラム結果等が記述されている。

その他の情報については、軍事プログラムの財務管理やレポート作成の監査責任のある管理・評価機関(Control and Evaluation Office)にて、入手が可能となっている。具体的には

- 軍事プログラムの開示：技術的特長、作成予定、製造コスト等
- 財務：経済的必要条件、予算と実費の対比、コスト削減への提言、戦略的実行プラン等
- 機関別武力及び使用：陸軍、海軍、空軍、抑止兵器、指揮情報統制関連、レーダー関係、戦闘兵器、防衛兵器、各機関別の使用別費用額

Military Programme Bill of Law:

Military Programme Bill of Law 2003 -2008<sup>39</sup>において、防衛費の変遷とともに、軍事プログラムの目的を以下の通り明確にしている。

- フランス国民の安全を確保し、平和を構築維持することで、フランスがヨーロッパにおいて世界において、自主性を持ち、指導的役割を果たす。
- 軍隊の武器能力を向上させるために武器の活用性を回復させる。
- フランス軍隊の近代化に助力し、特に状況把握、コマンド、行動予想分野における戦略的行動を、また、それに沿った近代武器プログラム・軍隊の構築を目指す。
- 様々な脅威に効率良く対処することを可能にする技術的発展の統合のための調査努力を最大化する。

加えて、会計検査院も、情報公開の一翼を担う（詳しくは 2.3.4 を参照）

#### II 入手場所:

上記以外での防衛予算、使用状況についての情報はフランス予算・公共会計・公共サービス省のウェブサイトにて公開されている。

(URL:<http://www.performance-publique.gouv.fr/farandole/2008/DBBLEUBG.htm#resultat>)

<sup>39</sup> [http://merln.ndu.edu/whitepapers/France\\_English.pdf](http://merln.ndu.edu/whitepapers/France_English.pdf)

#### 2.3.4.2 防衛装備品調達情報の開示

国防装備庁（兵器総局、国防省の所属機関）は、2000年にあらゆる調達品を容易に提供し得る（インターネット上の）ペーパーレス市場（外注企業全社、企業のあらゆるニーズ、価格に関するあらゆる提案書を再編成するウェブサイト）を設けた。

その目的は、管理コストを削減することであり、外注企業、製品、価格に関するデータが組み込まれたウェブサイトの導入により、これまでのように直接顧客を探し、面会を求め、価格や調達量を交渉する必要をなくすことであった。インターネット上の競争（ebay等）には以下の内容が掲載される。

- 必要とする装備品について国防装備庁全体からの公示
- 調達可能な製品と価格について外注企業からの公示
- 最も望ましい提示価格で希望する製品を調達するための国防装備庁の同意

これにより、ixarm.com デモンストレーターの利用が始まった。

防衛関連市場を踏まえ、2002年11月に、ポータル ixarm.com と achats.defense.gouv.fr が実用化された。

#### 12つのポータルサイト

現在、以下の2件のポータルサイトで防衛調達の範囲を全面的に網羅している。

Ixarm.com 「兵器、弾薬及び戦闘装備」を専門に扱い、先端研究に関連する契約を扱う一方で、防衛装備の調達と納入後サポートを扱うポータルサイトである。従って、登録は外注企業に限定される。

achats.defense.gouv.fr 上記以外の国防省の調達（インフラストラクチャ、宿泊設備及び管理面、燃料及び石油、医療品、納入後サポート）を全面的に網羅し、この分野の外注企業を対象に準備される。

このポータルは、登録後に、（関心のある分野によって異なる）個人の要件に特定した同期通知をリアルタイムで受領することができる個人検索機能が搭載されている。

#### // IXARM.COM と防衛コミュニティ

防衛関連のポータルサイトの目標は、防衛コミュニティ全体（フランス及び欧州全体の企業、国防省各部署及び外郭団体）が意見交換や協力活動を行うことが可能な空間として存在することである。このインターネットポータルサイトはこのような性格を正確に表す意図で、「ixarm.com」と名づけられた。

「i」はインターネットを表し、「x」は民間部門の市場を象徴し(eXchangeの省略)、「arm」は国防省を超えた装備コミュニティの一員であることを示唆し、「.com」は最終的には「eu」に代わる可能性があるが、こうした決定の論理的結果を表す。

この名称はデモンストレーターの利用者に十分に浸透したため、国防装備庁は今後この名称を残すことを決定した。

### A Ixarm 概要

Ixarmの会員になると、以下が可能となる。

- 欧州域の装備体制の主流オンラインリソースであるIxarmデータベースの利用。これはフランス国防省及び主要な防衛部門企業が市場調査を行う際に、利用が可能である。
- 事業活動、製品及びサービスについてフランス語及び英語の両方で説明することが可能。Ixarmの強力な検索エンジンを使うと、提供するスキルを希望する企業がページに示される。
- 国防装備庁の現在及び今後のプログラム及び研究概要を見ることができる。将来の入札申請に備えて十分に準備した上で、斬新な運用能力を発表する機会が得られる。
- 装備ポータルに搭載された個別検索機能とホームページの警告メカニズム・ファシリティにより国防省の公告へのアクセスが簡単になる。さらに、協議書(公開入札申請)をダウンロードし、利用することができる場合もある。
- 調達計画に関する合意により、主要な外注企業に合わせた重要な防衛関連プログラムに参加する機会が得られる。
- Ixarmコミュニティの一員になり、フォーラムを通じて防衛部門関連の重要課題について考えを共有する機会が得られる。

現在、装備ポータルの参加はどの企業にも無料で提供される。自社の販売ページを作成するのに要する時間はわずか数時間で、それを通じて自社製品を欧州全体に紹介することができる。

#### 2.3.4.3 公開情報と組織概要

**Ixarm.com:** 兵器、弾薬、戦闘装備品の外注企業(登録が受理されることを条件にどの企業も可能)及び購入機関(国防装備庁及び軍(空軍、歩兵隊、海軍、国家治安局等))に限られる。外注企業から提示される大量のデータ、同省の公告、同省の調達(透明性)、R&D、調達、補修に関する契約等が掲載される。

また、国防省との連携機能や同省にもたらす利益、国防省のコール買いポジション及び企業情報（名簿）も掲載する。

**Achats.defense.gouv.fr**：同じポータルサイトであるが、兵器以外の装備品、インフラストラクチャ、燃料、医療品、納入後サポート等を扱う。

**Dematerialized market place**：インターネット上のこの単一グローバル市場へのアクセスを許可するポータルサイトは2つある。これは管理部門とその民間外注企業間の優れたビジネスコミュニケーションツールである。国防省は協議事項、公示、ニーズ等をそこに入力し、企業が回答する。企業コンサルテーションファイル( Dossier de Consultation des Entreprises / DCE)を参照し、調達機関と外注企業について詳細が知りたい場合も可能である。

基本的には、メールボックス、（実際に入札が可能な）ebay 及びデータベースを保護された安全な方法で組み合わせたような構造となっている。

- 2005年1月: 2つのポータルサイトの新型が登場(変更内容については情報がない)
- 2006年6月: 新型ペーパーレス市場が登場(変更内容については情報がない)

## A 概要

兵器以外の装備品を対象とする最新式のオンラインオークションサイトである。

供給機関: 兵器、国防装備庁、研究開発等の装備品の外注企業

購入機関: 国防省の構成機関（実際はフランスの合法的防衛又は戦闘主体）

## B 沿革

時期: 2002年11月 version 1

2005年1月 version 2（大きな相違はあまりない）

創設機関: 当初は国防装備庁のみ、その後国防省全体

創設理由:

- 国防省の調達全般を単一のペーパーレス空間に一括（2004年に完了）
- 管理コストの削減

投資額 940万ユーロ

預金額: 2005年以来年間1,800万ユーロ

（この数字からも非常に効率的なサイトであったといえる。このサイトは欧州の報奨を数多く獲得し、現在多くの国が模倣している。）

### **C 職員**

職員はエンジニアとコンピューターの専門家のわずか4人で構成される。それが経費節減に貢献している。ただし、防衛機関が掲示する入札公告ごとに、監査機関がその公告の適否を認定する。

### **D 利用方法**

登録の手順：必要なデータを提出し、承認を得る。

具体的な利用方法（手順）：製品を国防省の各部局に提案し、最も妥当な価格でニーズを満たすことを示す。新着メールを伝えるメールアラームが与えられ、企業コンサルティングファイルを入力し、他の入札企業及び顧客のものを閲覧することができる。なお、利用は無償であるが、利用可能データのレベルは利用者の役職により異なる。

## 2.4【防衛装備品の調達に係わる情報の公開状況(まとめ)】

### <アメリカ>

概要	国防総省は情報公開を促進、確実なものにするために、防衛情報公開室 (Defense Freedom of Information Policy Office / DFOIPO)を設置した。防衛情報公開室は情報公開法 (Freedom of Information Act / FOIA)が国防総省内において適用されることを確実にする組織である。
公開情報の種類	兵器別購入金額レポートには、主要な兵器調達プログラムにおける概要説明、使用目的、性能及び過去3年間におけるコストが記載してある。
入手場所	Office of the Under Secretary of Defense (Comptroller) : 国防次官室(会計担当)のウェブサイト内。 <ul style="list-style-type: none"><li>- 防衛費予算 <a href="http://www.defenselink.mil/comptroller/budgetindex.html">http://www.defenselink.mil/comptroller/budgetindex.html</a> 内に記載</li><li>- 主要プロジェクトごとの価格 <a href="http://www.defenselink.mil/comptroller">http://www.defenselink.mil/comptroller</a> 内の Budget Materials に記載</li></ul>
FLIS	複雑化した近代の兵站を読み解く共通の言語となりうるシステムとして、連邦兵站情報システム (Federal Logistics Information System / FLIS) が整備され、1962年より稼動した。これは、利用者が供給物品に関する情報にアクセスし、維持管理し、情報を取得できるコンピューターシステムである。また、インターネット経由でFLISの情報を提供するサービスを Web FLIS という。FLIS そのものは国防総省の中の、国防兵站局 (Defense Logistics Agency / DLA)、国防兵站情報サービス (Defense logistics Information Service / DLIS) という機関が管理を行う。

### <イギリス>

概要	イギリスにおける情報公開は情報自由法 2000 (Freedom Of Information Act 2000) に基づく。特殊な情報の公開に関する適否の決定は、公益に基づいて判断されることが必要とされる。
公開情報の種類	UK Defense statistic には防衛調達に関連して、財務、要員、軍における編成、船、航空機、車輛、保有する土地と建物等の情報を公開している。
入手場所	入手可能な統計データは、全て UK Defense Statistic のウェブサイトに格納される。

## <ドイツ>

概要	2005年に成立した情報自由法に基づく。
公開情報の種類	隊別（軍隊、海兵隊、飛行部隊等）、機能別（医療業務、武器隊、需給品部隊、研究開発等）における調達装備品の価格が公表されている。また、NATOの一員として、NATO安全保障プログラムに使用した金額も公表されている。
入手場所	ドイツ連邦財務省のウェブサイト内、連邦国防部にて開示されている。 URL： <a href="http://www.bundesfinanzministerium.de/bundeshaushalt2008/html/ep14/ep14.html">http://www.bundesfinanzministerium.de/bundeshaushalt2008/html/ep14/ep14.html</a>

## <フランス>

概要	防衛装備品調達情報の公開は特定のデータベースとしては取り纏められていない。関連情報については以下にて入手可能。
入手場所	<ul style="list-style-type: none"><li>- 軍事プログラムの財務管理やレポート作成の監査責任のある管理・評価機関(Control and Evaluation Office)。Military Programme Bill of Law 2003 -2008</li><li>- フランス予算・公共会計・公共サービス省のウェブサイトにて公開されている。</li></ul> URL： <a href="http://www.performance-publique.gouv.fr/farandole/2008/DBBLEUBG.htm#resultat">http://www.performance-publique.gouv.fr/farandole/2008/DBBLEUBG.htm#resultat</a>

## 2.5 防衛装備品の調達を中心とする防衛分野における会計検査、監査及び評価の状況並びに事例

### 2.5.1 アメリカ

アメリカにおける防衛装備品の調達を中心とする防衛分野における会計検査、監査、評価は、アメリカ会計検査院（Government Accountability Office、以下「GAO」という。）を中心に行われている。GAOは防衛分野に特化した会計検査機関ではないが、連邦政府全体の会計検査・監督を行う上で当然防衛分野(国防総省)に対する監査を行う。

その他主な防衛分野における検査・監査機関として、国防総省の内部監査機関である国防契約監査局（Defense Contract Audit Agency、以下「DCAA」という。）がある。

#### 2.5.1.1 GAO の概要

##### I 定義

GAOは、連邦法典<sup>40</sup>第31編、第7章702節に、行政機関から独立したアメリカ政府の機関（an instrumentality of the United States Government independent of the executive departments）であると定義されている<sup>41</sup>。

その組織を発展・変化させてきた現在のGAOの使命は「連邦政府の憲法上の責任を果たすために、議会を支援し、連邦政府が国民の便益のためにその業績を向上させ説明責任を確実にすることを促進すること」であり、そのために次の3つの外部に対する戦略目標を設定している。

- 1) 議会及び政府が、国民の福祉及び経済的な安全性に関わる現在及び将来の問題に取り組むために適時的で高品質なサービスを提供すること
- 2) 議会及び連邦政府が、安全保障への変化する脅威及び世界的な相互依存の問題に対応するために適時的で高品質なサービスを提供すること
- 3) 連邦政府の役割の改革及び21世紀の課題に対応した業務を支援すること

##### II 業務

GAOは、連邦議会の依頼を受けて、連邦政府の政策を評価し、当該歳出を検査し、法的意見を表明する独立した組織である。議会が多大な影響力を持っていることから「議会の調査機関（the Investigative arm of Congress）」及び「議会の番犬（The Congressional Watchdog）」等とも呼ばれる。

具体的には、業績検査並びに財務検査を通じて連邦政府を監督している。その他、違法・不正行為の調査や、例えば入札異議申立(bid protest)に対する法的な決定や意見を発表する等の業務を行っている。

<sup>40</sup>連邦法典(US Code)は、アメリカにおける一般法及び恒久法(general and permanent laws)を成文化したもの。本編は50の編(Title)で構成され、さらに章(Parts)、節(Chapter)に分類される。

<sup>41</sup>アメリカ政府マニュアル(US Government Manual)及びアメリカ大使館の組織表等では、GAOは連邦政府の立法府に属する機関として表示されている。

### III オフィスと人員

ワシントン DC に本部を構え、アトランタ、ボストン、ロスアンジェルス等、全米に 11 の支部を持っている。3,150 人の職員を抱え 500 億円の予算を持つ<sup>42</sup>。

### IV レポート

GAO は、年間およそ 1,000 件のレポートを公表しており、およそ 80%から 90%がいわゆる業績検査に該当するとしている（残り 10%～20%が財務検査）。また、業績検査のうち約 9 割が、議会の指示・要請に基づくものである<sup>43</sup>。調査官は各検査結果を伝える書面による検査報告書を適時に作成し、関係者が利用できるようにしなければならない。

#### レポート数（財務検査含む全体のレポート数）<sup>44</sup>

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
レポート数	951	911	853	961	945

各年 10 月～9 月までのレポート数

#### 2.5.1.2 検査の観点とその類型

GAO においては、ア)合規性、イ)有効性、ウ)効率性、エ)経済性の観点から検査及び証明業務を実施し、検査対象機関から入手した報告情報の信憑性及び信頼性に関する報告書を作成する。その検査には以下の 3 つの類型がある。

##### I 財務検査

財務検査は、検査対象機関の財務状況、結果、資金使途が、認定された基準に則り、公正に報告されているかどうかを、独立した評価を行い、合理的な保証を提示するものである。財務検査では、一般に認められた政府監査基準（generally accepted government auditing standards / GAGAS）に従い、内部統制、法令規則の遵守、財務取引、システム及びプロセスに関する契約や補助金に関する合意文書につき、報告を行う。

財務検査は主に財務諸表の検査が含まれ、財務諸表が一般に認められた会計原則（generally accepted accounting principles / GAAP）、あるいはそれ以外の会計の包括的基準に準拠して、検査対象機関の財政状態等を全ての重要な点において公正に表示しているか否かについての合理的な保証を提供する。

財務検査の実施及び報告は、政府検査基準及びそれに統合されたアメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants、以下「AICPA」という。）のアメリカ監

<sup>42</sup> GAO (<http://www.gao.gov/about/gglance.html>)

<sup>43</sup> 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社(2006)「欧米先進国における有効性検査の手法と事例に関する調査研究」平成 17 年度会計検査院委託業務報告書 p.71

<sup>44</sup> GAO ホームページ(<http://www.gao.gov/docsearch/agency.php>) 2008 年 7 月現在より

査基準書 (Statements on Auditing Standards / SAS) を中心とする基準体系に基づいて実施される。

GAO の設立当初は予算執行の状況を検査するために、主に支出の個別検査を行っていたが、現在は各省庁の会計業務については各省庁に設置されている監察総監あるいは独立の外部監査人がチェックをしており、GAO は特に理由がある場合のみ検査を行っている。財務検査では、監察総監又は外部の独立監査人が検査報告書に検査対象機関の財務情報が一般に認められた基準に準拠して公正に表示されているかどうかについて意見を述べる。

実施方法は、一般には、内部統制の理解に基づく適切な計画立案、合理的な基礎を入手するための検査手続の実施、発見事項の検出、文書化といったプロセスを辿る。

財務検査報告書は以下の内容で構成されている<sup>45</sup>。

財務諸表に対する意見：一般に認められた会計原則に準拠した財務諸表であるかどうか。

内部統制に対する意見：財務諸表等あるいはスチュワードシップ情報に関する虚偽表示や違法行為を防止・発見するための財務報告及び法令遵守に係る内部統制が適切に整備運用されているかどうか。

法令規則に対する準拠性

他の情報との首尾一貫性

検査の目的、範囲及び手法：一般に認められた政府検査基準及び行政管理予算局検査ガイドランスに準拠して検査が行われたことの記述。

政府機関のコメント及びそれに対する評価

例えば、財務省の作成した連結財務諸表を GAO が検査し、検査済財務諸表を議会に提出することとされている。また、連邦政府の連結財務諸表には、主席財務官法が適用される各政府機関の検査済財務諸表が連結されている。

## II 業績検査

業績検査は、プログラムの有効性と成果の評価、経済性及び効率性、内部統制、法令あるいはその他の要件の遵守に対する目標並びに予測分析、ガイドランスあるいは概略情報の提供に対する目標といった幅広い目標を含む。業務の範囲、手法、分析レベルも様々であり、調査又は評価を含み、発見事項、結論、勧告を通常提供し、報告書の公表で終了する。

プログラムの有効性と成果の評価は、対象となるプログラムの有効性を取り扱い、そのプログラムの目的を達成した程度を測定することである。また、経済性及び効率性の検査目標は検査対象機関がプログラムの目的を達成するために生産性の最も高い方法で資源を獲得、保全及び利用しているかどうかを検討することである。プログラムの有効性の評価

<sup>45</sup> 各国会計検査院における会計検査基準の現状と課題-アメリカ・オーストラリアの事例より- 中央青山監査法人より

の検査目標と経済性及び効率性の検査目標はしばしば相互に関係し、業績検査で同時に取り扱われる場合がある<sup>46</sup>。

実施方法は、対象となるプログラムやこれに関連する内部統制制度を理解した上で、重要性及び利用者のニーズ等を考慮し検査手続を策定するとともに、検査対象を評価する基準を設定する。さらに検査を実施するための要員計画を策定し、必要な場合には他の専門家の業務を利用することも考慮する。このような内容を含めた実施計画が策定され、検査調書として残される。実施計画に基づき、調査官は情報収集を行い、プログラムを所管している管理者等と情報交換を行う<sup>47</sup>。

### III 証明業務

証明業務では、対象項目あるいはそれに対する主張の検証、レビュー、あるいは合意された手続を実施し、報告書を発行する。証明業務の対象項目は様々で、過去あるいは将来の業績あるいは状況、物理的特性、過去の出来事、分析、システム及びプロセス、行動が含まれる。証明業務は財務的あるいは非財務的な幅広い範囲を対象とし、財務検査あるいは業績検査の一部にもなり得る<sup>48</sup>。

対象事項が何らかの基準で評価可能な場合のみ実施できる。証明業務を実施する場合は、事前に内部統制の理解に立った実施計画を策定する。そして、報告書に表明する結論の合理的な基礎を与えるために、十分な証拠を得る。手続を実施する過程で、発見事項を明確にし、計画から報告までにいたる情報を文書化する。

---

<sup>46</sup> 平成 17 年度会計検査院業務報告書「各国会計検査院における会計検査基準の現状と課題-アメリカ・オーストラリアの事例より-」中央青山監査法人平成 18 年 2 月、pp.15 より引用

<sup>47</sup> 同上、pp.17 より引用

<sup>48</sup> 同上、pp.17 より引用

### 2.5.1.3 防衛分野における検査実例

< 財務検査の結果事例 > 2007 年度の検査結果

#### 1 連邦政府全体の検査結果及び国防総省の問題点

主席財務官法適用の 政府機関	検査結果	重大な弱点 及び法令不 遵守	主要検査機関
国際開発庁	無限定適正意見		監察総監
農務省	限定意見	あり	監察総監
商務省	無限定適正意見	あり	KPMG LLP
国防総省	意見不表明	あり	監察総監
教育省	無限定適正意見	あり	Ernst & Young, LLP
エネルギー省	無限定適正意見		KPMG LLP
環境保護庁	無限定適正意見	あり	監察総監
連邦調達局	無限定適正意見		PricewaterhouseCoopers LLP
保健・福祉省	無限定適正意見	あり	PricewaterhouseCoopers LLP
国土安全保障省	意見不表明	あり	KPMG LLP
住宅・都市開発省	無限定適正意見	あり	監察総監
内務省	無限定適正意見	あり ×	KPMG LLP
司法省	無限定適正意見		KPMG LLP
労働省	無限定適正意見	あり	KPMG LLP
航空宇宙局	意見不表明	あり	Ernst & Young, LLP
科学財団	無限定適正意見		Clifton Gunderson LLP
原子力規制委員会	無限定適正意見	あり	R. Navarro & Associates, Inc
人事管理局	無限定適正意見		KPMG LLP
中小企業庁	無限定適正意見	あり	KPMG LLP
社会保障庁	無限定適正意見		PricewaterhouseCoopers LLP
国務省	意見不表明	あり	Leonard G. Birnbaum and Company LLP
運輸省	無限定適正意見	あり	監察総監
財務省	無限定適正意見	あり	KPMG LLP
復員軍人省	無限定適正意見	あり	Delloitte & Touche LLP

( 出典 ) GAO-08-847T より作成

## 国防総省における指摘事項

11年連続で、政府内における内部統制及び会計や監査報告の慣例における重大な弱点が原因で、議会やアメリカ国民に対して連邦政府の連結財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠して公正に表示されているかどうかについて意見は表明されない状況が続いている。その内の主な原因の1つとして、国防総省の深刻な財務管理問題が上げられている。

GAOは2008年の連邦政府財務諸表内の有形固定資産、在庫及び関連資産において、重大な弱点があったと表明し、そのため意見不表明(Disclaimer)となっている。その原因の1つが国防総省にあり、その理由は以下の通りレポートされている<sup>49</sup>。

“連邦政府は有形固定資産、在庫及び関連資産が連結財務諸表上にて適正に表示されていると決定を下すことができなかった。大部分のそれら有形固定資産、在庫及び関連資産は国防総省の管轄である。過去数年にわたり、国防総省はそれら資産に対して信用に足る情報を提供できる十分なシステム又は十分な記録を維持していない。他の機関にも、主に航空宇宙局であるが、引き続き有形固定資産の登録に係る内部統制手続において重大な弱点があるとレポートされた。

信用できる資産情報なしでは、連邦政府は保有している資産、所在地、状態、を完全に知り得ることができず、効果的に1)物理的な廃類、盗難、紛失からの保護、2)獲得及び廃棄、3)必要時に利用可能であることの確認、4)不必要な保管、維持コスト及び既取得品の再購入を防ぐ、5)それら資産の総利用額を決めること、が行えない。”

## II 入札異議申立(bid protest)に対するGAOが公表したコメント

### A アメリカ軍空中給油機の受注競争で契約見直し勧告<sup>50</sup>

勧告先：陸空軍分科委員会、軍事委員会、下院

背景：2008年に行われたアメリカ軍の空中給油機発注契約入札時において、アメリカ大手武器メーカーでもあるボーイング社は、空軍が誤りを犯しその結果ノースロップ・グラマン側に350億ドル(約3兆8,000億円)で発注されることになったとし、異議申し立てを行った。それを受けGAOは空中給油機の受注競争での空軍内での提案の技術、価格点の判断基準を再調査することとなった。

勧告内容：ヒアリングを含んだ膨大な記録の見直しをした結果、GAOは、空軍当局はいくつもの重大な間違いを犯し、僅差だったボーイング社とノースロップ・グラマン社の入札争いの結果に影響を及ぼした可能性があるとした。それを踏まえ、空軍に対する要件の再検討と両陣営との協議再開及び双方の提案を再評価した上で新たな決定を下すよう要請した。

空軍はその後選定作業をやり直す(reopen the bidding process)と正式に発表した<sup>51</sup>。

<sup>49</sup> GAO(2008)、“Fiscal Year 2007 U.S. Government Financial Statements”、GAO-08-847T より抜粋

<sup>50</sup> GAO(2008)、“Air Force Procurement: Aerial Refueling Tanker Protest”、GAO-08-991T

<sup>51</sup> <http://www.af.mil/news/story.asp?id=123105961>

### III GAO が公表した防衛に関する検査事例

#### A 空軍の AWACS 購入方法改善への勧告<sup>52</sup>

勧告先：国防総省長官

背景：アメリカ空軍は、空中警戒管制システム(AWACS)の特定の部品をボーイング社から購入するという 2,300 万ドルの契約を結んだが、2003 年、GAO は空軍がそのパーツについて過払いがあるという申し立てを受け、調査に乗り出した。

発見内容と提言： FAR において、契約担当官は物品を購入するもしくはサービスを提供される場合は、それが正しい値段であることを確認するためある情報を評価しなければならないとしているにもかかわらず、空軍契約担当官は、スペアパーツの公正で合理的な金額の交渉への健全な基盤になり得る価格の妥当性を評価していなかった。さらに空軍は、この提案に対してより正しい評価をもたらすであろう、国防総省内部部局組織の国防契約監査局 (DCAA) や国防契約管理局 (Defense Contract Management Agency / DCMA) の分析を十分検討しなかった。例えば、国防契約管理局の分析にある、さらに安く契約を結ぶことができる他製造者を見落としていた。そこで、GAO は、契約担当官はスペアパーツの値段が公正であり、合理的であることがわかるよう情報を入手するための行動を起こすよう確認すること、将来のスペアパーツ購入の競争性確保の戦略を立案することを国防総省長官に提言した。国防総省長官も GAO の提案に同意した。

#### B 軽量戦闘システムの資金調達<sup>53</sup>

2001 年 5 月、GAO は、軍隊の軽量戦闘部隊への転換計画がクルセーダー大砲システムの開発とフィールドテストを必要とするため、資金不足に直面していると報告した。翌年には、クルセーダーをより配備しやすくするために縮小化、軽量化することは、ほとんど状況を好転させず、また、同年、より軽量化しクルセーダーに取って代わることを目的とした未来型戦闘システムの採用を検討しており、目的が重複したシステムのデザインに更なる支出が想定されているという報告書を提出した。

その結果を受け、2002 年の 5 月に、国防総省長官は、クルセーダープログラムの中止を発表した。2003 年から 2007 年にかけて、クルセーダープログラムの中止により、40 億ドルを他のプログラムに回すことができた。

#### C 主要武器プログラムの成果を向上させる施策提言<sup>54</sup>

提言先：上院軍事委員会(The Committee on Armed Services, U.S. Senate)、2008 年 7 月

<sup>52</sup> GAO(2005)、“Contract Management: The Air Force Should Improve How It Purchases AWACS Spare Parts”、GAO-05-169

<sup>53</sup> Performance and Accountability Report Fiscal 2003 (2.15. Page114)

<sup>54</sup> GAO(2008)、“A Knowledge-Based Funding Approach Could Improve Major Weapon System Program Outcomes”、GAO-08-619

背景：最近国防総省内及び連邦政府内における資金調達競争が激化しており、限られた財源を有効に活用するためにも、適切な調達管理は重要であるが、国防総省の武器調達プログラムは十分な成果を上げきれていない。つまり、コストが当初計画に比べ増加したり、戦場の兵士への武器提供が遅延したりしている。2006年に、議会はGAOに要請し、国防総省の武器システムプログラムの必要性の把握と資源分配のプロセスを調査し、報告させた。2007年に、GAOは、国防総省は継続的に支援可能なプログラム以上のものを請け負っている、という旨の報告書を発表した。本報告書は、その結果を受け、国防総省の主要武器システム調達プログラムに対して十分な資金を確保し、成功確率を高めるべく、国防総省長官へのアクションプランを提言するものであった。

調査方法：GAOは国防総省の現在のポートフォリオ内の20の主要武器プログラムを検査し、（その内5つは詳細検査）、GAOの国防総省の関連する政策やガイダンスや知見を活用しつつ、文献調査を行った。また、成功事例として企業のベストプラクティスも参考にした。

GAOから国防総省長官への提案と国防総省からの反応：

#### 勧告

1. プログラムの数とその費用、スケジュール及び利用可能資源を考慮しながら、国防総省の現在のポートフォリオを再構築するよう戦略を立て、実行すべきである。戦略を立案し、実行する際、国防総省はより正確に現在のプログラムの費用を反映した予算及び防衛将来計画（Future Years Defense Program / FYDP）を策定するか、又は利用可能な資源を活用するために優先度の低いプログラムを中止し、現在のプログラムポートフォリオを少なくするのか、必要性に応じた優先順位付けの方法を決定する必要がある。
2. 全ての新しいプログラムに、管理可能な開発サイクル、現実的なコスト見積りがあることを要求し、そして、開発サイクル全体に対して計画され、管理された資金を保有することを要求する。
3. プログラムに掛かる費用見積りは、それに伴うリスクと不確実性を反映した範囲の金額として報告しなければならない。概念整理が終了し、技術開発が始まる時点においては、広い範囲内での考え得るコストの見積り、システム開発承認時には、知見やベストプラクティスに基づいたより正確な見積りを算定すべきである。

#### 対応

国防総省は、1及び2の提言に対しては部分的賛同(Partially concur)を示し、3については不同意を表明した。

#### D ミサイル防衛の検査及び説明責任の強化のための施策提言<sup>55</sup>

背景： 国防総省は、1980年代の半ばから弾道ミサイル防衛を優先事項として取り扱っており、その能力開発に何百億ドルもの投資を行ってきた。ミサイル防衛局（Missile Defense Agency、以下「MDA」という。）は、弾道ミサイルシステム配備を進めており、2004年から2009年までの間にシステムの開発、配備及び改良に530億ドルが必要になると見積もった。

GAOは議会からの要請に基づいて、MDAが2003年に達成したプログラムの評価を行うとともに、MDAの目標設定方法の欠点を指摘した。

発見内容と提言： GAOは、計画の目標が説明責任及び投資の意思決定に対して現実的かつ完璧な基準として機能していない点を指摘しており、その原因としては、（1）目標は年度ごとに変更が可能であること、（2）全てのコストを考慮できていないこと、（3）想定に基づいた目標であることを挙げている。

例えば、2004年から2005年度に要求された予算においては、MDAはミサイル防衛能力の最初の配備に対するコスト見積額を修正し、11億2千万ドルの追加費用が掛かるとした。加えて、MDAの作成した議会への調達報告においては、ライフサイクルコストが考慮されておらず、想定する敵のタイプや圏の数等、能力目標の基礎をなすいくつかの重大な前提について説明がなされなかった。

結果として、国防総省及び議会の意思決定者は弾道ミサイル防衛システムの開発と配備に係るコストの総額と、そのシステムの本来の能力について十分に理解できなかった。

これに対し、GAOは国防総省が現実的な実験を独立して実行すべきであると提言した。またGAOは、MDAがコスト、スケジュール、性能の基準を設定すべきであるとも提言した。

#### 2.5.1.4 その他検査機関

##### 1 アメリカ国防契約監査局 (DCAA) について

DCAAは1965年に設立され、アメリカ国防総省の監督下のもと、国防総省の契約監査及び国防総省内の調達と契約管理において責任を有する全ての部署に対し、財務並びに経済的観点からの助言を行う機関である。

2007年度では契約総額1,350億ドル相当の検査を行い、加えて8,182件、総額2,150億ドル相当の今後の契約における提案金額の検査（詳細後述）を行った。その結果、24億ドル程度の改善策が発見、レポートされた。税金でまかなわれている4.5億ドルのDCAA運営費と比較した時、およそ1ドルにつき5.3ドルの改善効果があったことになる。

<sup>55</sup> GAO(2004)、“Missile Defense: Actions Are Needed to Enhance Testing and Accountability”, GAO-04-409

## A 沿革

アメリカにおける軍事契約検査の歴史は 60 年以上前に遡ることができる。その当時は軍隊内のそれぞれの部門が独立した検査機関を有しており、独自の指示や会計ルールに従って検査を行い、統一されたルールは存在しなかった。契約担当官や政府関係者は契約の管理、検査に統一したルールが必要であると理解し始め、1939 年には陸海空軍が最初の共同検査に乗り出した。その後機能の拡大、洗練を続け、1952 年には陸海軍での“共同契約検査マニュアル(CAM)”を発行したものの、調達機関や実施方法の違いにより、統一されたルールを定めることは困難であった。1962 年には“プロジェクト 60”といわれる契約検査を中央管理する可能性を探る機関が設立された。その結果、1965 年 1 月 8 日“Defense Contract Audit Agency (DCAA)”の設立に至った。

## B オフィスと人員

本部はバージニア州に位置し、その他 5 つの地方支部がありアメリカ、ヨーロッパ及び環太平洋に 300 以上の FAO (Field Audit Office)と呼ばれる実働オフィスを構える。総従業員は 4,027 人、その内監査人 3,473 人(うち公認会計士 1,172 人)、管理部門・書記 554 人<sup>56</sup>であり、日本に比べ格段に多くの人員が監査業務に従事しているのが特徴である。また、DCAA 連絡事務所 (DCAA Liaison office)が、効率的な連絡及び調達、契約管理、契約検査部への調整を提供するために、国防総省調達部、契約管理部に設置されている。

## C DCAA の業務

DCAA は AICPA の定める監査基準書及び手続に準拠している。AICPA 基準は財務長官によって発行された連邦会計基準に組み込まれている。これらの基準は連邦監査人によって行われる契約者、非営利団体、その他外部組織の財務監査の全てにおいて遵守されなければならない<sup>57</sup>。

主要な DCAA の検査観点には以下の 3 点がある。

- 連邦契約(Government Contracts)において、提案された、もしくは既にかかったコストに対してインパクトのある全ての行為を明確にし、評価する
- 受託業者の財務方針、手続、内部統制を評価する
- 受託業者における、コスト回避もしくは削減可能性を明確にするために検査をする

<sup>56</sup> DCAA website (<http://www.dcaa.mil/>) 2008 年 8 月現在

<sup>57</sup> DCAA 発行 Information for Contractor January 2005 (1-301 DCAA Responsibilities and Duties)より

具体的には DCAA の主な検査内容として以下の 7 つの項目がある<sup>58</sup>。そのうち事前検査 (Forward price effort) 並びに発生原価検査 (Incurred Cost Effort) が主要な検査とされている。

#### *a 事前検査 (Forward Pricing Effort)*

連邦調達法(FAR)、一般法 100-679、原価計算基準(CAS)によって、調達担当官は契約を締結する事前に、様々な管理手続を完了させることを要求されている。その手続には、将来契約価格を決定する以前に、会計上、財務上妥当なアドバイスを得ることも含まれている。最終的な事前検査の目的は、協議された上での連邦契約における公平で合理的な価格決定もしくは価格交渉へ助力することである。DCAA が契約担当官に提供する契約事前サービスには主に以下のものがある。

#### *提案価格検査 (Price Proposal Audits)*

交渉途中の連邦契約において、提出された入札者価格予測が合理的であるかどうかを決定する。特に調達遅延を回避するために短期間に検査を行わなければならない。DCAA に Price Proposal Audits を行う件数や、案件を選ぶ権利はなく、要求された場合は最優先事項として検査を行わなければならない。

#### *IPTs 検査 (Could Cost or Should Cost studies and Participation on Integrated Product Teams / IPTs)*

主に主要武器システムの調達の際に行われる費用研究では、プロセスが開始した直後専門家チームを作り、受託業者の提案価格のどの特定の分野の調達に、いくら掛かるべきなのかを決定しなければならない。DCAA の検査員は費用研究の専門家チームの一員として参加する。専門家チームは主に DCAA、購入機関、DCMA、受託業者が参加する。プロセスのできるだけ早い段階において、問題や可能な解決策を提示することにより円滑に調達を進めることを目的としている。

#### *事前価格調査 (Forward Pricing Rate Reviews)*

受託業者から価格提案が提出される以前に、予定されている労務費、諸経費等を含んだ間接費が合理的であるかどうかを決定するために DCAA は事前価格調査を行う。契約担当官は通常それらの価格に対し個別に交渉を行い、受託業者はその結果を受けて価格提案を提出する。2000 年度以降、頻繁に政府と契約する業者に対して迅速に価格情報を提供している。DCAA の目的は、予定されている連邦受託業者からの価格情報を検査することで、購買担当官が必要な情報を提供し、結果的に、国防総省の民軍

---

<sup>58</sup> Office of The Under Secretary of Defense Comptroller web site (<http://www.defenselink.mil/comptroller/>)内の Fiscal Year 2007 Budget Estimates Defense Contract Audit Agency (DCAA)より

の共同購買計画を助け、調達にかかる時間を削減し、より良い決定を支援するデータ提供を可能にすることにある。

#### *特定事項及び合意した手続への検査 (Audits of Parts of Proposals and Agreed Upon Procedures)*

提案のある特定の価格要素に対する検査を行う（例えば、原材料費のみ、労務費のみ、間接費のみ等）。合意した手続の活用は、現実的なコストの見直しや価格提案として提出されたコストや価格データを除く全ての情報の精査を含む。DCAAはこのサービスを契約担当官の特別な要求に応えるために行う。

#### *システム検査 (System Surveys)*

受託業者の契約金額やコスト見積もりにおける信用性、妥当性、正確性、会計、内部統制、その他に関連するシステム検査を行う。システム調査は、監査人と、ITの専門家の合同チームで行われる場合や、監査人が全てを行う場合がある。加えて、これらの調査は、提案価格査定やその他の即時レポートや改善の必要のある検査分野において、問題の原因に対する修正行動の勧告を含んでいる。また、以前に発見された課題に対する対処方法の査定も含まれる。

#### *その他 (other)*

小規模調達における調達実施官への人件費、間接費や類似の項目の口頭での情報提供も含まれる。

#### *b 発生原価の事後検査 (Incurred Cost Effort)*

DCAAは、実費精算、固定価格インセンティブ又は他の変動価格タイプの契約において、受託業者から提出された経費が、契約条項、FAR又はCAS基準に沿っているかを検査する。発生原価検査やCAS遵守検査のスケジュールは顧客要求検査よりもフレキシブルではあるが、政府が受託業者に対する最終支払を行うためには必ずこの検査は行われなければならない。この検査には、直接労務費、原材料費、間接費、業績、財務統制の検査が含まれる。発生原価検査の主要目的は連邦契約においての経費請求の妥当性に対する意見表明ではあるが、検査中に得られる受託業者の会計、見積もり、内部統制システムの知識は、受託業者からの提案価格評価に対して計り知れないほど有益である。

#### *c 業務検査 (Operations Audits)*

受託業者の経済性、効率性の検査を行う。DCAAの業務検査は、受託業者の契約に対する手法や実施方法を評価するための、体制や機能への系統的レビューである。

#### *d 特別検査 (Special Audits)*

契約担当官は、通常特別検査、つまり終了請求、途中支払要求、修正請求、履行困難請求、拡大請求、契約者の財政的能力等の検査を要求する。特別検査は、精算額への利子の発生並びに受託業者の財政的破綻といった弊害を避けるために、短期間で行われなければならない。DCAAはこの検査に対する件数や時期の決定権はほとんどなく、要求されたら重要項目として迅速に対応しなければならない。

#### *e 不正価格レビュー (Defective Pricing Reviews)*

第 12 編第 2306a 条に規定されているように、調達価格真正法(The Truth in Negotiation Act / TINA)によって、契約担当官は、例外がない限り、契約を結ぶ前に受託業者からコストや価格データを入手しなければならない。政府はそれらの記録の正確性、網羅性や最新の情報であることを評価するための検査権限を有している。DCAA はこれらのレビューを行う責任があり、契約価格又は再契約価格が、受託業者が提案交渉において正確で、完全で、最新の情報を提供しないことによって、不当に釣上げていなかったか等検査する手助けをする。

#### *f 原価計算基準 (Cost accounting standards / CAS)*

契約や再契約は例外がない限り、CAS 基準に従わねばならず、DCAA は受託業者の CAS 基準の履行と遵守検査の責任がある。

#### *g その他検査関連業務 (Other Direct Audit effort)*

DCAA の検査目的には他の検査関連業務も含まれている。具体的には、調達担当官及び契約担当官への実施補助、契約検査コーディネートプログラム、交渉補助等がある。政府機関の政策や手続の策定、議会や GAO、国防総省監察長官、他外部要求や調査及びレポート作成も業務の一部である。主な項目は以下の通り。

- a. 財務調整 (Financial Liaison)
- b. 契約検査コーディネートプログラム(CAC program)
- c. 交渉協議 (Negotiation Conferences)
- d. 外部検査機関連絡係 (External Audit Interface)
- e. 不正調査 (SIC)
- f. 検査補助及び計画 (Audit Support and Planning)

その他 DCAA は防衛契約検査機関 (Defense Contract Audit Institute / DCAI)と呼ばれる契約監査員に対する、また防衛大学校の構成員に対するトレーニングの開発、提供を行う機関や、検査や IT における技術的なサポート、その他内部手続を円滑に進める機関を保有している。本部は、方針を策定し、指示書や組織の目的を行うために必要とされる指示を発

する。支部や現地部門のオペレーションを監督し、支部の雇用やトレーニングといった資源管理問題に対して助言を行う。加えて、本部は契約検査の問題について、他の国防総省部門や政府機関、議会委員会との連絡を取り行う。

## II 監察総監 (Inspector General)

監督総監は、国防総省において、独立した客観的機関として位置づけられ、監査、調査、監察を実施、監督、モニタリングする機関である。同省のプログラム運営における不正、無駄、乱用の防止に関し、国防長官に対する主要アドバイザーとなっている。さらに、リーダーシップと連携を図り、経済性、効率性、効果を促進する政策を推進する。また、国防長官及び議会に対し、行政の抱える問題や課題を知らしめると同時に、必要な行動を報告する義務を負っている<sup>59</sup>。

監察総監は、2004年10月から2007年9月までの間に359の監査報告書を発行しており、その勧告の98%は、国防総省に受け入れられている<sup>60</sup>。

監察総監局は、1,437人(フルタイム勤務換算、2008年3月)の人員を擁し、監査、調査、情報、政策監視及び管理の各機能を有している。しかし、2000年以降の国防総省の予算が2000年から2007年にかけて、約3千億ドルから約6千億ドルへと倍増したにも関わらず、監察総監局の人員はほぼ横ばいであり、その強化が求められている。

---

<sup>59</sup> <http://www.defenselink.mil/pubs/almanac/ig.html>

<sup>60</sup> Department of Defence Office of the Inspector General (2008), "Department of Defense Inspector General Growth Plan for Increasing Audit and Investigative Capabilities Fiscal Year 2008-2015"

## 2.5.2 イギリス

イギリスにおける防衛装備品の調達を中心とする防衛分野における会計検査・監査及び評価はイギリス会計検査院(National Audit Office / NAO)を中心に行われる。その他、国防省の内部局である Defence Audit Committee にて防衛に特化した形で内部監査が行われている。

### 2.5.2.1 National Audit Office 概要

#### I 定義

イギリス憲法は、成文憲法ではなく、判例憲法 (case law)のみならず、これを補完する様々な制定法 (statutes)、内閣制度等を規律する様々な憲法習律 (constitutional conventions) 等を法源とする不文憲法である。そのため、NAO は、諸外国の例とは異なり、成文憲法上の組織としては位置付けられていない。

#### II 業務

NAO の役割は、全ての政府機関、独立行政法人及びその他多数の公共機関の財務諸表を監査し議会にレポートすること(46%)、また、公的資金を使用する機関における Value for Money 検査(以下、「VFM 検査」という。)を行うこと(28%)、の2つに大別される。その他にも、省庁システムのレビュー(11%)、議会や公的機関への直接的なサポート(15%)、会計監督官としての機能(0.2%)等が主な職務である。(括弧内は各機能における人員数構成比率。)<sup>61</sup>

#### III オフィスと人員

NAO は 850 人<sup>62</sup> 程度の人員を擁し、ロンドン、ニューキャッスル、ブラックプールにオフィスを有する。財務検査に従事する職員の多くは、会計士の資格を有するか、資格取得中の研修生である。NAO は 6 つのユニットに分かれており、その内の 5 つは検査業務に専任する検査ユニットであり、残りの 1 つは、事務局機能を兼任する。検査ユニットは、全ての省庁、エージェンシー及び公共機関の財務検査及び VFM 検査を実施する。

#### IV レポート

財務諸表監査においては、2007 年度、462 の財務諸表(accounts)監査を行い、VFM 検査においては、年間 60 程度のレポートを作成、議会に提出している。また業務により節約された税金額は 6 億 5,600 万ポンド (約 935 億円) であり、NAO を運営する上でのコストの 9

<sup>61</sup> NAO 2008 年度アニュアルレポート

<sup>62</sup> その内防衛関連業務に従事する人数は公開情報においては不明

倍にも上る。NAO が議会に提出し、下院公会計委員会 (Committee of Public Accounts) が行う提言は、90%以上が検査対象機関に採用され、実行される<sup>63</sup>。

大まかな結果報告とフォローアップの流れは以下の通りである<sup>64</sup>。

1. NAO の報告書が国会に提出されるとともに公表される。
2. NAO の報告書の多くについて、下院公会計委員会は公聴会を開き、NAO の責任者に質問する。
3. 下院公会計委員会は政府に対して詳細な勧告を行う報告書を作成する。
4. 政府は通常 2 ヶ月以内に、下院公会計委員会の各勧告を充たすための対応策を公表する。
5. NAO 及び下院公会計委員会はそれぞれ単独で、或いは協働してフォローアップを行う。

決算検査報告書及び VFM 検査の報告書ともに順次下院に提出され、下院は受け取ったものから順次審査できる。決算と一冊の決算検査報告書が常会に提出されるのを待って、決算審議が始まる日本とは異なる<sup>65</sup>。

#### 2.5.2.2 検査の観点とその類型

イギリスにおいては、公共部門の財務諸表監査の実施及び報告の基準は、その目的や一般原則が民間基準と変わらないため、監査実務審議会によって公表されている監査基準書が適用される。但し、監査基準書を公共部門に適用する際の指針及び合規性の特質を規定したガイダンスとして実務指針第 10 号が作成されている。NAO はこれらを財務検査の基準として、これを補完するマニュアルや、公共部門に特有である VFM 検査に関するハンドブックを作成している。NAO の全ての種類の検査に適用される全般的な原則として、公監査原則、監査人規定及び倫理規定がある。財務検査において、監査基準書は拘束力を持つ具体的な検査基準となる。実務指針第 10 号はガイダンスであるが、実質的な拘束力を有する。NAO の財務検査マニュアル及び実地マニュアルモジュールは、これらを補足するものとして拘束力は最低限の規定にとどめられている。

VFM 検査については拘束力のある基準はなく、実務に配慮した VFM 検査ハンドブックやテクニカルガイド類が整備されている。

NAO が行う検査の観点としては、以下のようなものがある<sup>66</sup>。

- 真実かつ公正性 (true and fair view)  
財務諸表が検査対象機関の財政状態及び運営状況を真実かつ公正に表しているかどうかという観点である。
- 合規性 (regularity)

<sup>63</sup> NAO2008 年度アニュアルレポートより

<sup>64</sup> 各国会計検査院における会計検査の基準の原状と課題 - イギリス・オランダの事例より - 平成 17 年 2 月 中央青山監査法人 より

<sup>65</sup> 片山信子(2004)「アメリカ・イギリス・ドイツの会計検査院と決算審議」『調査と情報』第 434 号 pp.5-6

<sup>66</sup> [http://www.nao.org.uk/what\\_we\\_do/audit\\_of\\_financial\\_statements/cags\\_audit\\_opinion.aspx](http://www.nao.org.uk/what_we_do/audit_of_financial_statements/cags_audit_opinion.aspx) 及び  
[http://www.nao.org.uk/what\\_we\\_do/value\\_for\\_money\\_audit.aspx](http://www.nao.org.uk/what_we_do/value_for_money_audit.aspx) (2009/1)

資金が国会の意思に従って使用されたか、省庁の財務取引が関連法規に従っているかどうかといった観点である。

- 経済性 (economy)、効率性 (efficiency)、有効性 (effectiveness)

経済性とはインプットコストを最小化するという観点、効率性とはインプットに対して生み出されるアウトプットを最大化するという観点、有効性とは意図された最終成果への貢献を最大化するという観点である。

## I 財務諸表監査

財務検査は、全省庁及びエージェント等の会計を検査し、それらの財務諸表が機関の財政状況及び運営状況を真実かつ公正に表しているかどうかについて、国会に対して意見を述べるものである。また、国会から使用する権限を与えられた資源が、その使用が認められた目的のために使われているか、省庁の財務取引は、関連法規に従っているかといった合規性についての検査もこれに含まれる。

また、財務監査は Audit21 という手法が開発され、監査手順を計画する前に省庁の業務内容を理解し、リスクを特定することに力点が置かれている。つまり、検査院は焦点を絞った監査を行うことができ、効率が上がるとともに、省庁側は特定されたリスクに対応することにより内部管理を改善するという好循環をもたらす狙いがある<sup>67</sup>。

NAO はその財務検査業務の 15～20%を外部委託している。専門家や契約者の活用により、NAO の財務検査の手法は常に、高水準の品質を維持したベストプラクティスであるよう努められている。NAO は全中央政府機関の監査人としての地位を利用し、改善を奨励し、グッドプラクティスを共有することを目的に財務省及び検査対象機関と密接に協働している。

各省庁は、財務諸表を作成し、それを会計年度終了後の 11 月 30 日までの会計検査院長に提出する。NAO はこれを検査して検査報告書を発行し、検査済の財務諸表及び検査報告書を翌年の 1 月 15 日までに財務省に提出する。そして、財務省は 1 月 31 日までにそれらを下院に提出する。

## II VFM 検査

VFM 検査は、公的資金が経済的(spending less)、効率的(spending well)そして有効的(spending wisely)に支出されているかどうかを検査するいわゆる 3E 検査である。

レポートを作成するトピックは、全ての政府の支出活動の中からリスクのモニタリング並びに分析により選ばれる。ただし、突発的な問題にも対処できるようフレキシブルでもある。

<sup>67</sup>財団法人社会経済生産性本部(2001)「欧米主要先進国の公会計制度と決算・財務分析の現状と課題に関する調査研究-イギリスの事例を中心として-」平成 12 年度会計検査院委託業務報告書

VFM の検査報告書は全て長文式報告書であり、国会に提出され下院の命令によって公表される。さらに、NAO はその活動の年間報告書を発行しており、これらは NAO のインターネット上のウェブサイトからも入手可能である。

### 2.5.2.3 防衛分野における検査事例

#### *I Major Project report*

NAO は毎年、その年に行われた主要防衛装備品調達傾向や問題点、改善点等を提示するために、国防省によって投資の決定された軍装備品の予定価格の高いもの 20 のプロジェクト及び現状査定途中にある 10 のプロジェクトにおいて、プロジェクトの概要、コスト、期間、主要利用者の要請、承認までの経緯等のデータの検査を実施、「国防省主要案件報告」(Ministry of Defense: Major Projects Report) を発行している。

国防省は、NAO が合意した手引きに沿って案件概要シートを作成する。使用される数値は省内の様々な資源会計を基に作られる。作成にあたっては、必要に応じて産業関係者からのコメントや変更を盛り込む形となっている。

国防省内の装備品計画を含んだ精緻な完成までのコスト及び時間を詳細に予想するために、毎年、統合プロジェクトチーム(Integrated Project Team) が組まれる。統合プロジェクトチームは、装備品計画から逸脱する計画を提示する場合には詳細な検査結果に基づき実証しなければならない。その他、装備品の納期並びに主要使用者からの要求(Key User Requirements)に対するデータの検証も行われる。

NAO は、国防省は主な防衛装備品を、期限内に、予算内で、必要な能力を備える形で調達する計画としているかどうかを検証する。NAO の検証は概算に頼っているが、プロジェクトが "Smart Acquisition" のもと承認された場合は、調達時に超えてはならない金額が設定される。

分析には量的、質的な情報ソースが使用される。分析は、コスト又は納期において、計画から大きく乖離し、計画変更を余儀なくされているプロジェクトに焦点を当てている。

その際、NAO は関係者に対しインタビューを実施する場合もある<sup>68</sup>。

レポートに記載されている内容は以下の通りである。

#### *A プロジェクトについて*

- (ア) プロジェクトの概要(例えば、その装備品が何に使われ、どんな性能を保有しているか等)、進捗状況、将来発生する重要な項目
- (イ) 関連するプロジェクトの納期
- (ウ) 調達戦略：契約者名、契約スコープ、契約タイプ、調達ルート

<sup>68</sup> Annual report によると、2007 年度においては Defence Equipment and Support organization, Equipment Capability Customer, Acquisition Policy Unit 内で働く人員に対してインタビューを行った。

## B プロジェクトコストについて

- (ア) 承認されたコストとの差異：現状での予定価格、承認価格、差額、直近1年間での変化額
- (イ) 承認価格と現状での予定価格との差異の理由：要素と説明
- (ウ) 現状(その年の3月31日)までにかかった費用
- (エ) 最も調達額がかかる年
- (オ) 製造コスト(Unit Production Cost)と必要個数、但し製造コストは公表していない

## C プロジェクト期間について

- (ア) 納期の定義
- (イ) 予定納期と現状の進捗状況及び予想納期の差異
- (ウ) その理由
- (エ) 遅延によるコスト算出
- (オ) 遅延によるオペレーショナルインパクトの予想

## D Key User Requirement について

- (ア) 性能面における条件合致度合
- (イ) 合致しない可能性がある場合はその理由

## E 承認までの経緯について

- (ア) 審査期間中の記述
- (イ) 審査にかかった費用と予定価格
- (ウ) 審査期間
- (エ) プロジェクトのフェーズごとにかかる費用のレンジ(最低：予算：最高)
- (オ) プロジェクトのフェーズごとの期間のレンジ

また、査定途中にあるプロジェクトにおいては同様に以下の項目においてレポートが作成される。

## F 要求について

- (ア) 承認を要求している装備品の内容

## G 査定段階

- (ア) 承認プロセスの意義及び進捗状況の説明
- (イ) 審査段階におけるコスト
- (ウ) プロジェクト実施の際提供される技術や能力予測
- (エ) 製造フェーズにおける想定コストレンジ

## II その他のNAOが発行した報告書事例 (2007年):

### A The Privatisation of QinetiQ (キネティク<sup>69</sup> 民営化プロジェクトについて)

報告書は会計検査院長の名前において作成され、国防省に対して提出されている。構成は、サマリー、VFM 評価、NAO からの勧告となっており、つまり、防衛技術ビジネス QinetiQ の民営化が納税者にとって便益のある取引であったかどうかを検証し、国防省に対する提案、並びに当プロジェクトからの教訓を明確にし、今後のプロジェクトに活用するためのものである。

レポートでは、QinetiQ の民営化の背景や詳細な経過説明から始まる。それはつまり、2003 年にビジネスの 37.5% の売却が行われ(33.8% のカーライルグループへと、3.7% の経営陣と従業員への売却)、2007 年 10 月末時点において、国防省に純利益 5 億 7,600 万ユーロと 2 億 3,500 万ユーロに相当する 19% の株をもたらししたことが記載されている。

2001 年に防衛評価研究機関(DERA)の大部分の活動を引き継ぐ形で民営化されたが、国防上の重要な部署は依然公営とされた。

また、DERA 株式公開は民営化形態の多様なコンサルテーションによって行われ、実際に行うことは困難であり、非常にきついスケジュールで行われた。その中で国防省はうまく調整し対応した。今日まで訴えられたという事実はないが、防衛産業界からは知的所有権の扱いに対して不満があるのも事実である。

当初 12 の投資家が参加し、4 つに絞り込まれ、最終的にカーライルが優先的交渉権を獲得した。

#### NAO が評価した点：

- 国家戦略的に重要な企業の売上保護と国民の利益につながった
- 防関連産業基盤の保護、という当初目的を達成できた点
- 株式公開は非常にきついスケジュールの中でうまくとり行われた
- 国防省が少数株のみを販売し、株式価値向上による利益を国防省に還元した
- パフォーマンスターゲット到達を前提に 20% の株を経営陣や(全ての)従業員に提供し、インセンティブとした

#### NAO が改善の余地があるとした点：

- 民営化に際して参画したカーライルにとって有利な値付けになっていて、その分だけ納税者へのリターンが減ったのではないか。具体的には長期的パートナーシップ契約を結ばずに契約締結に至ったため、3,200 万ユーロ程度締結金額が下がったと試算できる。
- 経営陣に対する見返りを制限すると投資家が多く集まらない可能性はあったものの、当プロジェクトでは必要以上にインセンティブが与えられたと考える。

<sup>69</sup> キネティクとは、イギリス国防省研究評価庁(DERA)が 2001 年に民営化された欧州最大の研究機関

## VFM 評価

- 国防省は8億ユーロ程度の価値を納税者に対し生み出したと試算し、さらに QinetiQ という新しい成功した英国企業を創出し、それによって将来重要な防衛能力を安定的に確保でき、その上 13,500 人の雇用を生み出したと評価している。
- NAO は国防省自身の評価を尊重し、防衛の利害を守るという目的は現状達成されているように見えるが結論を出すのは時期尚早であるとしている。
- 2007年10月末時点で国防省はこの民営化により名目内部収益率は14%だと試算される。
- カーネイルはこの QinetiQ への投資では内部収益率は112%だと試算される。

## 勧告

- QinetiQ により提供されるサービスをレビューし、正しいコストのベンチマーキングを行った国防省を評価し今後も続けるべきである。
- QinetiQ のコンプライアンス体制の構造安定性を監査するといった判断を評価している。

## 今回のプロジェクトによる教訓

- 戦略的パートナーへ少数株を販売したことが国防省の新会社設立時における価値増加の恩恵を受けることを確実にしたこと。
- 公共部門は（その役割が複雑であり、不明瞭であることを考慮に入れ）投資家候補に対してきちんと説明すべきであり、それが多数の投資家を呼び込み、高額な入札につながる。
- 公共部門の民営化に当たっては、タイミングや体制を熟考するべきである。
- 国防省は経営陣が、主要な原則の同意と優先的な入札者が決定する前にインセンティブ体制を話し合うことを禁じることによって、利益を守るべきである。
- 国防省は今後も民営化において、会社を設立する以前に、防衛産業界が全ての知的財産が正当に扱われたと納得するまで十分時間をかけるべきである。

#### 2.5.2.4 その他検査機関

##### I 防衛検査委員会 (Defence Audit Committee / DAC) について:

国防省に対する内部監査は、防衛検査委員会 (Defence Audit Committee、以下「DAC」という。) にて行われている。

DAC は、国防委員会の分科会であり、イギリス国防省の中の内部管理とリスク管理の過程の妥当性を建設的に見直し、異議申し立てを行う権限を有し、年一回財務諸表を検査する<sup>70</sup>。様々な報告書(とりわけ、年次の監督と報告の責務や監査報告書)の検査を通じて、リスクの認知とその管理、また戦略的な内部統制と会計管理の効率性を考慮し、アドバイスする。検査するレポートの具体例としては

- 防衛環境、安全性、科学的リスクレポート
- 民間人プロセスレポート
- サービス人員プロセスレポート
- 事業計画レポート
- 安全保障レポート
- 防衛管理コンサルタントサービスレポート

等がある。

さらに、以下に挙げたレポートや調査結果を検査する業務も行っている。

- NAO が作成したレポート
- 活動内容の戦略プラン及びリスク管理に関する内部監査の結果
- 監査業務により発見された問題に対する管理者の対応
- 国防省、特に国防省事務次官に対する年次保障報告の企業統治条件
- VFM を含んだ、NAO(もしくはそれ以外の組織)から提供された戦略プラン及び外部検査の結果、特に経営陣との意見の違い
- 特別に DAC にレポートされた、特に保証されていない監査意見(non-assurance audit opinion)及び国防情報局の活動の結果

##### II 検査の観点とその類型

監査における留意点(Consider)としては以下の5点が挙げられている

- 財務システムの確かさ
- 財務担当者による科目の準備(preparation of the accounts)に対する管理システムの質
- 勘定を作成する際に下された重要な決定
- 勘定を作成する人と監査人との間で生じた相違

<sup>70</sup> Terms of Reference for the Defence Audit Committee As at March 2008 より

- 損金処理や損失が統制問題(Control issue)のために発生したものが、また、再発防止策がきちんとあるか

手法：

2007年度のアニュアルレポートによると、DACは内部統制と会計検査のため国防省と年6回のミーティングを開いた。その議事録は国防省委員会、最高予算指揮官、非常勤監査役に提出される。

### III 検査事例

Annual report 2007 2008においては、内部統制問題 (Internal Control Issue)として、以下の3点が指摘されている。

1. 2007-2008年は、共同軍人事務管理システム(Joint Personnel Administration system / JPA)の完全施行の初年度となった。共同軍人事務管理システムの省内経理及び人的資源会計プロセスへのサポートに関する欠陥は、当初考えられていたものより根が深い問題であり、財務統制を省内で行う能力に重大な影響を与えるとされた。多大な改善がこの1年間で行われ、今後も継続的に行われる予定である。技術的な問題があることや必要な改正や改善が広範囲に及ぶことから、これらの問題を解決するには12-18ヶ月程度要すると推定されている。
2. 2008年1月に発生した、暗号化されていない採用情報を含んだ国防省ノートパソコン盗難事件を受けて、エドモンドバートン氏はデータ流出につながった環境への独立したレビューを行った。エドモンド氏は、省の方針や手続は目的に合致しているものの、現場では、重要な事業資産である情報や知識そしてデータの取り扱いへの配慮が不十分であったと発見した。さらに氏は最低でも数箇所の省内の情報システムが情報保護条約(Data Protection Act)に一定期間違反していたとも結論付けた。これらの条件が合わさり、特に個人情報取り扱いの不備が重大な内部統制の欠陥に結びついた。国防省はエドモンド氏の全ての提案を受け入れ、改善を促すため行動計画を発表した。加えて国防省は情報保全をその戦略プランに盛り込み、事務次官が、国防省での活動及び手続が可能な限り最高レベルで行われるようデータ保護主任に任命された。
3. 上記の問題以外においては、DACは今年度調査された情報、つまり、国防省が直面している他の重要なリスクに対する効果的な省内統制体制が敷かれ、脆弱性の見られる分野が割り出され、改善策が講じられている状況が十分な保証を提供していることに満足している。これに基づき、DACは内部統制草案を承認した。

## 2.5.3 ドイツ

ドイツにおける防衛装備品の調達を中心とする防衛分野における会計検査及び評価はドイツ会計検査院（Bundesrechnungshof、以下「BRH」という。）を中心に行われている。日本の会計検査院と同様、アメリカに代表される立法府の下部機関でも、フランスに代表される司法機関の一員として特別裁判所とされているものでもなく、いずれにも属さず独立した地位が認められている。

### 2.5.3.1 BRH 概要

#### I 定義

BRH の統治機構上の地位は、ドイツ連邦共和国基本法（以下「基本法」という。）及び連邦会計検査院法により、議会にも行政府にも属さない独立機関として位置付けられている。（基本法第 114 条第 2 項及び連邦会計検査院法第 1 条）また、組織の細目、職員の任命手続及び意思決定方法については、連邦会計検査院法に、任務、検査対象、検査基準、検査方法に関する細目については、連邦財政法(特に第 88-114 条)、予算原則法(第 53-56 条)及び幾つかの特別法（雇用助成法、連邦公共放送施設の設立に関する法律等）にそれぞれ定められている。

#### II 業務

BRH は、年間 5,400 億ユーロを超える歳出と歳入を検査し、連邦議会、連邦参議院、連邦政府に助言を与え、報告している<sup>71</sup>。

1969 年に大幅に改正された基本法の定める BRH の任務は以下のとおりである<sup>72</sup>。

「BRH は、その構成員が裁判官の独立性を有し、決算並びに予算執行及び財政運営の経済性及び合規性を検査する。BRH は、連邦政府のほか、毎年直接に、連邦議会及び連邦参議院に報告しなければならない。」（基本法第 114 条第 2 項）

特徴的な点として 「直接」議会両院に報告することにより、財政民主主義が強化したこと、財政監督の基準として「経済性」を明記し注力することにより、行政の役割が拡大し、行政裁量が増大し複雑化する中での、有効な監督検査を可能にしたこと、決算検査の任務だけでなく「予算の執行及び経済運営」を検査する任務を追加し、予算サイクルで会計の完結を待つ事後検査をするだけでなく、より前の段階、つまり執行中や予算編成中でも「検査」を行うことができるようになり、誤った政府の方向性を早期に発見し、修正することが可能になったこと、が挙げられる<sup>73</sup>。

具体的な BRH の検査対象は以下のとおりとなっている。

- 特別財産及び公共事業体を含む連邦の財政運営全体（予算原則法第 42 条第 1 項及び連邦財政法第 88 条第 1 項）

<sup>71</sup> [http://bundesrechnungshof.de/home-en?set\\_language=en](http://bundesrechnungshof.de/home-en?set_language=en) (2008 年 12 月アクセス)

<sup>72</sup> Article 114、 German Constitution para 2 first and second sentence

<sup>73</sup> 片山信子(2004)「アメリカ・イギリス・ドイツの会計検査院の決算審議」『調査と情報』第 434 号 p9。

- 連邦の管轄外にある機関で次に該当するもの（予算原則法第 43 条及び連邦財政法第 91 条）
  - 連邦の予算の一部を執行、もしくは連邦からの費用の補填を受けている場合
  - 連邦の資金又は資産を運営・管理している場合
  - 連邦から補助金を受けている場合
- 連邦が直接又は間接に出資している私法上の法人及び連邦が加入者となっている営利組合及び経済組合（予算原則法第 44 条及び連邦財政法第 92 条）
- 公法上の法人（地域団体、市町村連合、地域団体もしくは市町村連合の共同体又は 1919 年 8 月 11 日のドイツ国憲法（ワイマール憲法）第 137 条第 5 項に基づく公法上の宗教団体以外のもの）が次に該当する場合（予算原則法第 55 条及び連邦財政法第 111 条）
  - 連邦から補助金を受けており、その補助金の根拠又は金額が法律に定められている場合
  - 連邦から保証を受けることが法律で定められている場合

### III オフィスと人員

BRH は、院長・副院長のほか、検査テーマ別に分けられた 9 つの検査局と、その下に属する 49 の検査課によって構成されており、総職員数はおよそ 1,300 人程度（地方会計検査局含む）となっている。1 つの検査課は 6~7 人の調査官によって構成されている。また、1998 年からは全国に 9 つの地方会計検査局<sup>74</sup>を置いており、約半数のスタッフが在籍している。これに伴い、旧事前検査部が廃止された。旧事前検査部は、各省内の組織であり、部長は BRH の合意の下に任命されていた。しかし検査業務の効率性と効果を高めるために、1998 年より BRH 直属の地方会計検査局に置き換えられた。これらとは別途、組織の管理機能を担う院長官房が設置されている。なお、国防分野における会計検査の特殊問題を担当するために軍将校の採用も行っている。

### IV 検査報告

BRH は検査結果について、検査報告を作成し、毎年、連邦議会、連邦参議院、連邦政府に提出する。検査報告には、「年次報告」と「特別報告」の 2 種類がある。（連邦財政法第 97 条及び第 99 条）

「年次報告」の内容は大まかにドイツにおける連邦財務状況のまとめ、法規制や公会計基準の変化やトレンド等といった財務管理情報が記載されているパートと、指摘事項により構成されており、検査対象機関ごとに指摘事項がまとめられている。

また、重大・深刻な問題をはらんでいると判断した事案については、別途「特別報告」という個別レポート形式でとりまとめ、随時、連邦議会、連邦参議院及び連邦政府に対し

<sup>74</sup>地方会計検査局は、ベルリン、コブレンツ、ケルン、フランクフルト、ハンブルグ、ハノーバー、マグデブルグ、ミュンヘン、シュツットガルトの 9 か所に設置されている。

て報告する。特別報告として国会に報告した事案については、それ以降 BRH が継続的にフォローアップし、別途新たに検査を行う場合もある。100～200 件の特別報告がフォローアップの対象として蓄積している<sup>75</sup>。

### 2.5.3.2 検査の観点とその類型

BRH では検査対象ごとに局・課が区分されており、他の欧米諸国の会計検査院のように財務検査と業績検査のそれぞれの担当が組織的に分かれていない。その検査業務は各検査課の検査対象により異なるが、財務検査と業績検査の観点で検査が実施されている。一般に調査官レベルの投入労力・時間ベースで換算すると、概ね財務検査が 6 割程度、業績検査が 4 割程度であるが、局課によって取組の度合いはまちまちであり、財務検査・業績検査のいずれか一方に専従する課も存在している。

BRH は、まだ歳入や歳出につながっていない場合でも、財政上影響のある施策について、当該施策が決定されているのであれば、それらを全て検査することができる。特に、大型プログラムの場合のように多数の個別施策から成る行政行為に関しては、個別に検査することができ、それにより、誤った決定の早期発見及び修正を実現している。

また、BRH は、会計検査の日時と方法を自ら決定し、立入検査を行うことができる。その場合、検査対象機関は、BRH の行った質問に答えるための記録書類、証明書類、データ等を提出しなければならない。

さらに、BRH は、政策決定に対する判断を行ってはいないが、決定要因となった事項に対する検査も行う。例えば、特定の政治的支出に対する発言権はないため、その支出が行われるべきか否かに対する検査は行わないものの、その手続が正しく行われていたか、また、交付金が目標到達に対して有効に使用されたかといった観点で検査を実施する。

BRH における検査業務は組織上で類型化されていないが、その検査の観点は他の欧米諸国の会計検査院と同様に、「財務会計検査」と「業績検査」に分けて捉えることができる。

#### 1 財務会計検査の観点

公的機関の財務諸表が法、予算、適切な規則、条項、規則に従っているかどうかを検査する。支出の基礎、利益の回収や資金への契約等の基礎となる法的な規制の観点における合規性や遵守が検査の基準となる。加えて、この基準は、収支の計算における正確性、財務管理の規定や原則に沿っているか否かの他にも、領収書等の裏付けがあるか等を含んでいる<sup>76</sup>。

<sup>75</sup>三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社(2007)「欧米先進国における社会保障制度と会計検査の現状と課題に関する調査研究」平成 18 年度会計検査院委託業務報告書 p56。

<sup>76</sup> Federal Budget Code Section 90 Substance of Audit より

## II 業績検査の観点

公的資金の使用状況及び方法を、経済性、効率性、有効性の観点から確かめるため業績検査が行われる。検査院は人材資源配分と公的分野管理の効率性に特別な注意を払う。有効性検査は好ましい目標が実際に達成されたか、また十分なプログラム評価が行われているかを決定するために徐々に重要性を増している。特に政府の大型案件において採用される。

具体的には基金や交付金は有効的にそして経済的に管理されているか、もっと少ない工数、もしくは原材料において行えないか等に対する検査を行う。つまり、目標遂行とリソース活用具合の最適比は追求され、達成されたか否かを検査する。連邦政府の活動が効果的かつ妥当性を持っているものかを目標達成率を含めた有効性の観点から検査が行われる。また、事前に設置した目標を達成するために必要とされた資源は最小限であったかといった検査も行われる<sup>77</sup>。

### 2.5.3.3 防衛分野における検査実例

#### 1 BRH によるアフガニスタンへの移動、輸送契約締結時における競争性欠落の指摘<sup>78</sup>

BRHは国防省に対し「ドイツ軍は2003年から2005年にかけてアフガニスタンへの民間人輸送におよそ1億ユーロ費やしたが、不必要に競争を制限していた。より自由な競争であれば空輸契約においてより良い入札に繋がったであろう。」という趣旨の指摘を行った。

背景は、2003年から2005年にかけて、軍隊のアフガニスタンでの国際治安支援部隊 (International Security Assistance Force / ISAF) 任務に物資を提供するための民間人輸送におよそ1億ユーロ費やしたプロジェクトにおいて、2002年の監査勧告に反して、軍隊は空輸契約への入札募集に制限をかけていたことが挙げられる。具体的には、軍は入札募集の際に、技術的に必要以上に高い仕様を設定することで使用できる航空機のタイプを制限し、空輸契約を小さなロットに分割せずに発注することで小規模な企業を排除することで、より多くの入札者とのよりよい競争を妨げる結果となった。また、過剰な運送人数要求及び発注から空輸サービス施行までのリードタイムの過剰な短縮要求も、競争を制限する要因として指摘されている。

BRHは空輸サービスの仕様書は過剰要求であり、もし、より門戸の開かれた競争が行われていれば、低価格を実現できていたであろうと指摘した。さらにBRHはアフガニスタンへの空輸能力の大部分が完全に使用されたわけではないとも指摘した。1回の輸送に20万ユーロ以上の経費を要するため、空輸の必要性とのよりよい整合は大幅な経費節減となる。

またBRHは、空輸を計画するスタッフは、業務上様々な業者との多くの接触があるため、汚職のリスクに特に強く晒されているとも強調している。

<sup>77</sup> Audit Rules of the Bundesrechnungshof, Part I, 'General Provisions' Article IV.

<sup>78</sup> Bundesrechnungshof(2006) *Annual report 2006* Part 、 p37.

## II 精密爆弾 (precision bombs)購入においておよそ2,000万ユーロの過大支出<sup>79</sup>

ドイツ軍は精密爆弾を交換する際、過剰調達を行い、かつ最も経済的に優れていた入札を選別しなかったことにより、2,000万ユーロの過大支出があったとBRHは指摘した。

軍は正確なターゲット発射を行う制御システムを備えたトルネード戦闘機によって使用される非誘導爆弾の部品を交換しようとしていた。その交換に必要な総調達費は7,100万ユーロになる予定であった。

2001年、軍は、その爆弾を使用する戦闘機数を半分にすると決定した。その時、既に軍は予定調達数量の80%相当を発注していた。2002年には、残りの20%相当を1,600万ユーロで発注した。

軍は、アメリカのメーカーから調達すれば約360万ユーロ安価になるにも関わらず、ドイツのメーカーに製造を委託した。さらに、アメリカのメーカーが以下のような（優れた）条件を提示していたのにも関わらず、この決定は下された。

- アメリカのメーカーは、貿易バランスの均衡を保つために、ドイツの会社と今回の契約と同等な規模の契約を締結する予定であった。
- 競合企業に比べ少ないダウンペイメント（頭金）を要求していた。
- 競合企業とは対照的に全契約期間中の固定費単価(ユニットによる)を提供していた。

軍隊は少なくとも残りの20%相当（1,600万ユーロ）の発注を行うべきではなかった。もし、爆弾を発射する戦闘機の数を一時的に縮小する一方で、ほかの全ての指標が同じであるとすれば、それは爆弾への需要に影響があったはずである（つまり需要が一時的に減少する）。加えて、軍は入札審査において誤った判断を下した（アメリカのメーカーを選別しなかった）ため、360万ユーロの不必要な費用がかさんだ。

国防省は、今後同様の事態を繰り返さないために、この総額2,000万ユーロにおよぶ財政的ダメージの責任者をはっきりとさせるべきである。

なお、ドイツにおけるBRH 以外に防衛分野において会計検査・監督・内部監査を行っている「その他検査機関」は今回の調査においては発見できなかった。

<sup>79</sup> Bundesrechnungshof(2006) *Annual report 2006 Part* 、p39.

## 2.5.4 フランス

フランスにおける防衛装備品の調達を中心とする防衛分野の会計検査及び評価はフランス会計検査院（Cour des comptes、以下「CDC」という。）において行われる。外部監査機関であるCDCのほかに、防衛の調達に関わる内部監査機関としては、予算会計統制官（Contrôleur Budgétaire et Comptable Ministériel / CBCM）、財務管理局（Direction des Affaires Financières / DAF）等といった部署がある。

### 2.5.4.1 CDC 概要

#### 1 定義

CDCの任務は、「予算法の執行の監督において、議会と政府を補佐する」（共和国憲法第47条）と定義されており、司法的権限を有する国家の最高機関の一つとして位置付けられている。また、CDCに関する法律、規則は、財政裁判法典（Code des juridictions financières）に規定されており、その中でCDCは、公会計に関する審判、国家機関又はそれ以外の政府関連機関に対する会計検査、国有企業（entreprises publiques）の会計及び業務の検査並びにそれらに伴う報告書の作成を行うこととされている。また、行政の品質や効率性、有効性の管理、収入支出の管理が法に従って行われていることの確認といった観点から、社会保障機関、国等から支援を受ける機関、遺産基金等の公的な性格を持つ機関の検査を行う。

2001年に成立した予算組織法（la loi organique relative aux lois de finances、以下「LOLF」という。）では、予算制度改革、公会計制度改革、業績評価・マネジメント制度改革を一体に進めようという取組みがなされ、CDCに国の財務会計（La comptabilité générale de l'Etat、以下「CGE」という。）の保証という新たな役割が与えられた。CGEへの監査は合規性、誠実性、及び正確性の観点から行われる。検査済みの決算書は決算法の添付書類となり、議会の審議の対象となる。議会への補佐の機能としては検査報告書の提出のほか、財政状態及び予算政策に関する報告書等の提出や、議会の委員会からの質疑への対応がある。加えて「LOLF改革により、政府は予算と決算の2つの会計を持つこととなった。決算には有形・無形固定資産、たな卸資産、金融資産、負債、余剰金、前受金、偶発債務の状況等が含まれ、決算のみに適用される会計基準が設けられている。LOLF第58条5項に基づく監査証明の対象とするのは、貸借対照表、純費用等計算書及び付属明細書（Appendix）であり、予算の執行結果、予算と決算の関連性については対象ではない。また会計基準に準拠して誠実に決算が行われていることを保証するものであるため、財務諸表の解釈について述べるものではない<sup>80</sup>。」

CDCは行政裁判所としての性格を有していることから、その構成員は司法官として位置づけられている。議会や大統領府から独立した機関である<sup>81</sup>。

<sup>80</sup>新日本監査法人（2008）「フランスの公会計・予算改革と会計検査院の役割に関する調査研究」平成19年度会計検査院委託業務報告書 pp.169-170 より転載

<sup>81</sup>新日本監査法人（2008）「フランスの公会計・予算改革と会計検査院の役割に関する調査研究」平成19年度会計検査院委託業務報告書 pp.12 より転載

また、CDCは伝統的にフランス語圏内における他国の会計検査院と緊密な関係を築いている。さらに、CDCは国際的な機関としての役割を担っており、UNESCO、WTO、Interpol等の国際機関の会計委員会の議長もしくは参加国であり、特に国際連合会計委員会(UN AuditCommittee)の2007-2008年にかけての議長を務めている。

なお、社会党政権下で制定された1982年3月2日82-213号法律によって、各州に州会計部(chambre régionale des comptes)が設置され、それに伴い、地方公共団体等の会計検査は、当該の州会計部が担当し、CDCは同部の判断に対する控訴を管轄するに留まることになった。

## II 業務

CDCの負う職務は、財政裁判権法典にて規定されており、CDCは地方における会計検査院に付与された一部の権限を除いて、公会計に関する審判権限を全て有している。また、予算法の施行の検査について国会及び政府を補佐する旨等が記載されている<sup>82</sup>。

また、LOLF導入によって、CDCはCGEの保証という役割を与えられた。このような変化に伴い、検査基準の整備やトレーニングの充実、組織体制の強化等が進められた。また、CDCは従来から議会の補佐の役割が明記されていたが、LOLFにおいて改めて議会の補佐について明示されるとともに、議会の要請に基づく検査内容が定められた。LOLF第58条では、その国会の支援内容について詳細に規定している。つまり、CDCは議会に対して以下の文書を提出することとなった。第1に予算執行結果、歳入歳出及び借入金の状況(財政の状況)、決算に関する分析結果、第2にLOLF第58条5項に基づいたCGEへの監査意見、第3にはLOLF第58条3項により国家公的財政展望に関する報告書の予備的報告書(前年度の活動の結果、財政状況の分析、次年度の展望が含まれる)である<sup>83</sup>。

### 防衛に関する検査

防衛に関する検査は第2局(Deuxieme Chambre)が行っており、具体的には以下の任務を果たしている。

#### 防衛装備品産業管理

- 防衛装備品の生産・保守を行う製造会社分析：  
沿革、事業形態、予算、収益、事業計画等の分析
- 公営の装備品製造会社分析
- EADS、Thales、Dassault といった企業の民営化の影響分析
- 装備品の輸出分析

<sup>82</sup> 財政裁判法典ウェブサイト(<http://www.droit.org/code/index-CJURFINL.html>)より

<sup>83</sup> <http://195.83.177.9/code/liste.phtml?lang=uk&c=27> (平成21年1月アクセス)

また、軍の予算管理として、勘定科目分析や予算管理への助言、投資分析、システムを含む内部統制への助言等を行っており、軍装備品の経済的価値評価、議会の軍産業研究の補助機能も果たしている。

### III オフィスと人員

CDCはパリに本拠地を有しており、その人員構成は以下のとおりである。

表 2-10CDC の人員

		2005	2006	2007
院長	Premier président	1	1	1
検事総長	Procureur général	1	1	1
部長	Présidents de chambre	7	8	8
事務総長、事務次長	Secrétaire général et secrétaires généraux adjoints	3	4	3
検事	Avocats généraux	3	4	4
検事部小計	Total	15	18	17
上席判事（審議官）	Conseillers maîtres	116	118	123
判事	Conseillers référendaires	76	75	76
調査官	Auditeurs	20	18	15
報告官	Rapporteurs à temps plein	60	65	65
補助者	Assistants	70	75	66
民間専門家	Experts et inspecteurs de certification		24	37
検査職員小計	Total personnels de contrôle	342	375	382
事務職員	Personnels administratifs	259	257	266
CDC職員合計	Total Cour des comptes	616	650	665

（出典） Donnees chifrees sur L'activite des juridictions financiers

（ <http://www.ccomptes.fr/fr/CC/documents/RPA/27-donnees-chifrees-jf.pdf> ）より作成

#### IV 検査報告

「CDCの検査対象は「義務的検査対象」と「任意検査対象」に分かれ、義務的検査対象は、国、国の公的機関、国有企業、社会保障機関の4つである。一方、任意検査対象は、義務的検査対象機関が資本又は議決権の過半数を有している機関、国、政府関係機関、国有企業又はその子会社から財政援助を受けている機関、慈善団体の3つである。このうち慈善団体においては、様々な形で公的資金を投入される性格から、1991年8月7日法律により、国から直接的な財政援助を受けていない場合でも検査対象となることになった。また、1950年以降に社会保障機関、1976年に公社等が義務的検査の対象となっている<sup>84</sup>。」

CDCは財務会計の決算監査に伴う国家会計検査証明報告書や年次検査報告書を議会に提出する。検査報告には官庁、機関、企業に対する所見及び、地方圏会計検査院の検査対象である地方公共団体、施設、企業、団体、機関への所見が記載される。これらの年次検査報告に加え、テーマ別の検査に関する個別テーマ検査報告書も提出される。

表 2-11 CDC の主な検査報告書

年次検査報告書 Rapport publics annuel	各省庁の検査結果をまとめた報告書
個別テーマ検査報告書 Rapports publics thematiques	港湾や教育等、特定のテーマについて検査した結果をまとめた報告書
財政展望に関する報告書 Rapports sur la situation et les perspectives des finances publiques	中期的な国家財政の見通しに関する意見をまとめた報告書（予算検討のため、政府が予算案を提出する際、予備的な報告書を議会に提出する）
国家会計検査証明報告書 Certification des comptes	LOLFに基づき証明を行うこととなった財務会計について監査結果をまとめた報告書
予算管理と結果に関する報告書 Rapports sur les resultats et la gestion budgetaire	予算会計について検査結果をまとめた報告書

（出典）CDCウェブサイト（<http://www.ccomptes.fr/fr/CC/Publications.html>）より作成<sup>85</sup>

#### 2.5.4.2 検査の観点とその類型

##### 1 財務検査

LOLF制度本格導入後初となる2006年度の国家会計検査証明報告書では、証明に当たって13の保留条件が付されている。それら条件とは、具体的には、中央政府の財務報告のシステム上の問題、内部統制に係る問題、防衛省の資産に関する問題等であった。

<sup>84</sup> 新日本監査法人(2008)「フランスの公会計・予算改革と会計検査院の役割に関する調査研究」平成19年度会計検査院委託業務報告書 pp.159より転載

<sup>85</sup>（参考）新日本監査法人(2008)「フランスの公会計・予算改革と会計検査院の役割に関する調査研究」平成19年度会計検査院委託業務報告書 pp.13-14

財務検査、監査の基本的枠組みは国際会計士連盟が提示する国際監査基準（International Standards on Auditing）及び財政裁判法典に準拠して実施されており、以下の観点による検査が行われる。

- 正確性

政府を始めとする被対象機関の財務諸表等が国際監査基準に従って公正に表示されているかを検査する。また、予算執行等の個別の活動評価を行う。

- 合規性

透明性や法規制の遵守を検査し、問題や不正がないかを確認する。不正が見つかった場合は、審判を行い、適切な責任ある組織、人物に対して制裁を加える。

監査の視点としてISA基準内で例示されているものは以下の通りである。

- 実在性

資産、負債、純資産は実際に実在した取引によって生じ、かつ期末日時点において存在しているか

- 網羅性

記録すべき資産、負債は全て漏れなく記録されているか

- 権利と義務の帰属

資産の権利を所有しており、負債は義務を負っているか

- 評価の妥当性

財務諸表に含まれる資産、負債、純資産は適切に評価された金額により表示されているか

- 期間配分の適切性

全ての取引や会計事実は適切な期間に帰属しているか

- 表示の妥当性

財務諸表の全ての項目は妥当な表示区分で明瞭に表示されているか

監査手法も、民間企業の財務諸表監査において採用される監査手法である、リスクアプローチが採用されており、財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い項目について重点的に監査の人員・時間を充てる。

## II 業績検査

業務検査は制裁を加えることが目的ではなく、公的資金を効率的に運用すべく、業務を改善させることを目的としたものである。

一般的には経済性、有効性、効率性という、いわゆる3Eの観点から評価、検査が行われる。ただし、その手法は、厳密な科学的、理論的方法論が存在するわけではないため、専ら経験主義的な統制による。評価の焦点は「役務の質を統制する作用」であるが、実際の

検査における着眼点は、会計検査院が念頭に置く「適法性の審査を超えて、合目的性、さらには道徳性」にまで及ぶ<sup>86</sup>。

業績検査は、財務検査と並行してなされることもあるが、港湾の運営や高速道路行政等、複数の行政機関や行政主体に関係するテーマが設定され、調査及び特別報告が行われることもある。また、最も基本的な報告書である毎年度の年次検査報告書においても、個別的な行政活動を複数取り上げて、その業績について事後的な評価を行っている。いずれの報告書にも関係行政機関の回答が併記されている<sup>87</sup>。

### 2.5.4.3 防衛分野における検査事例

#### 1 軍事装備品のメンテナンスに関する提言と国防省の対応<sup>88</sup>

CDC は2004年12月に軍装備品のメンテナンスに関する特別レポートを作成した。このレポートは軍装備品のメンテナンスに係る構造と手法状況を記したものであった。その背景には1990年代の軍装備品の利用可能能力(availability)危機があった。そこで、国防省は2000年に空軍及び海軍にはメンテナンスを行う組織として、空軍装備品メンテナンス機関 (Structure Intégrée de maintien en condition opérationnelle des matériels aéronautiques de la défense / SIMMAD) 及び海軍装備品メンテナンス機関 (service de soutien de la flotte / SSF) を設立した。

その結果、メンテナンスに係る予算は35%増加し、2003年末までには海軍及び空軍における装備品状況は改善された。

海軍装備品の稼働率は2005年には55%から目標値である70%近くまで上昇した。

空軍装備品の稼働率は2003年には70%程度まで上昇した。しかし、2005年には再び62%程度となった。

#### 【国防省に対するCDCの指摘事項】

##### (1) 陸軍

陸軍では、陸軍装備品の稼働率は、戦闘車において40-60%、ナイフ等の小物において90%以上となっているものの、陸軍には専属のメンテナンス機関は存在していない。陸軍装備品の耐久性を担保するために、国防省は陸軍にも専門の装備品メンテナンス組織を設立するべきである。

<sup>86</sup>木村琢磨(2001)「フランスにおける政策評価 港湾事業の評価を中心にしてー」『季刊 行政管理研究』第95号 pp.20-24

<sup>87</sup>木村琢磨(2001)「フランスにおける政策評価 港湾事業の評価を中心にしてー」『季刊 行政管理研究』第95号 pp.25-27

<sup>88</sup> Cour des Comptes Annual report 2006

## (2)空軍

空軍装備品に関しては、使用した費用に見合うだけの利用可能性の改善が見られない。今後より一層の装備品の更新や価格の上昇が予想されている情勢下において、国防省は軍装備品のメンテナンスコストを過少見積もりしている可能性がある。

### 【国防省の回答】

国防省はCDCの指摘に関して概ね同意を見せている。

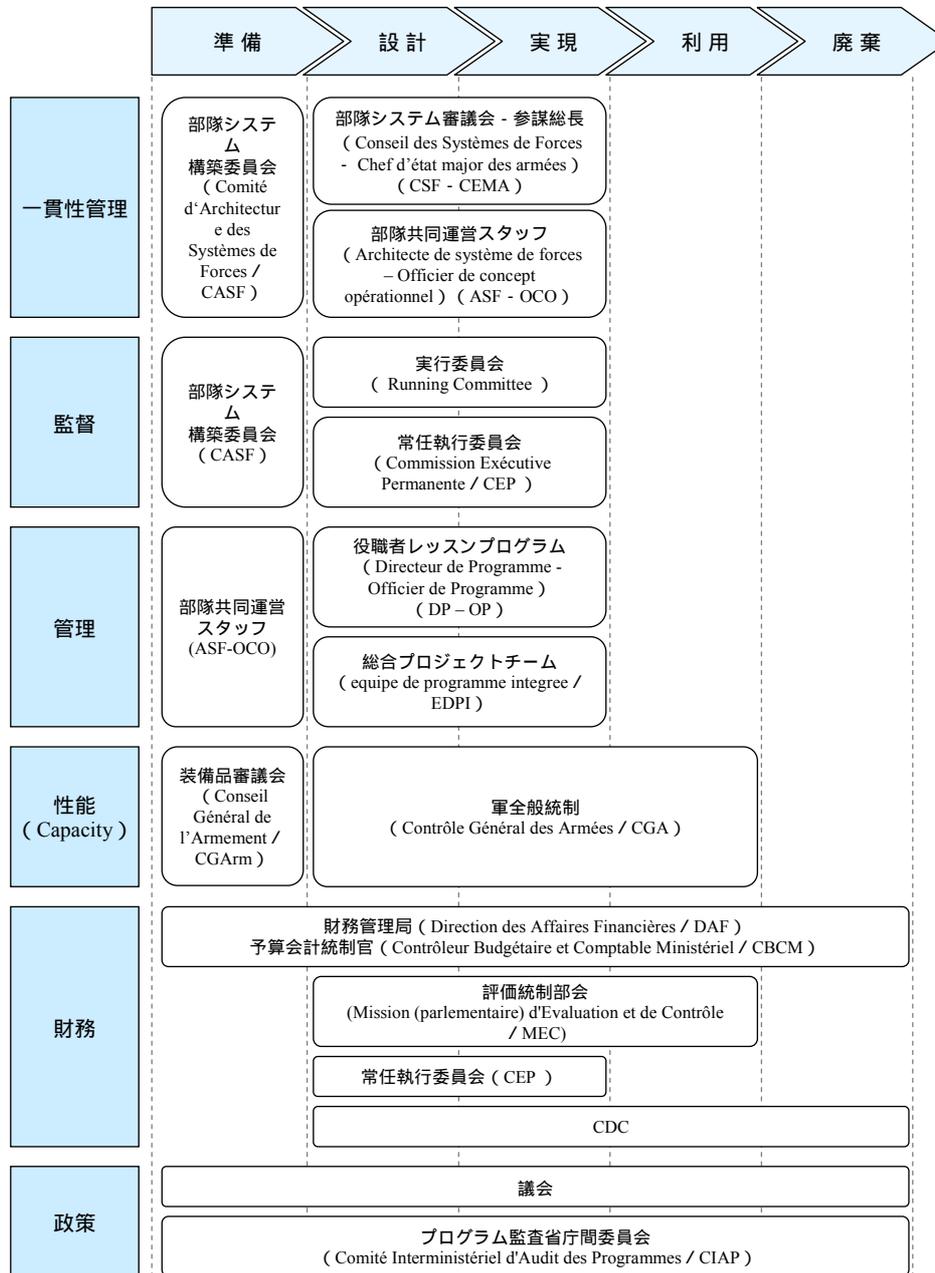
しかしながら、陸軍に対して国防装備庁が行っている、メンテナンス関連の活動内容を過少評価していると反論している。

また、メンテナンスコストに関しては、軍事装備品のメンテナンスは進捗、利用、劣化といった外部要因に多く影響される予測が困難なものであり、予算を統制するのは難しいと述べている。さらに、空軍及び海軍の装備品メンテナンスには、核兵器のメンテナンスが含まれており、7億5,500万ユーロに及ぶそのメンテナンスコストは、空軍及び海軍の装備品メンテナンスコスト全体の中で大きな比重を占める一方で、利用可能性の改善には反映されないものとなっていることが、CDCの指摘事項には考慮されていないといった旨の声明を発表した。

## 2.5.4.4 その他検査機関

### 1) CDC以外の方法による防衛装備調達に財務調査、内部監査及び評価

図 2-32 衛装備品調達に関わる検査の機関とタイミング



(出典) General Military Instruction n°1514より作成

CDC以外にも、装備品調達システムの内部監査及び評価を担当する機関がいくつかある。ただし、こうした機関は防衛装備の調達を専門に扱うわけではなく、国防省の会計監査等にも携わる。

#### a) 装備品プログラム管理

##### **評価統制部会 ( Mission (parlementaire) d'Evaluation et de Contrôle / MEC )**

評価統制部会は、1999年に創設された議会に属する機関であり、報告書の公表を監督する財政委員会に所属する。評価統制部会は行政経営とその財政的影響を改善するために、経営管理と決定手法を評価するとともに、具体的な勧告を行う。評価統制部会は、CDCと協力して、公費の監査及び財務報告書の作成を担当する。

装備品プログラムは政府の装備関連支出の半分以上を占めており、国家予算に大きなインパクトを与える支出費用であるため、装備品プログラム分野の決定は重要な事項とされている。

具体的には、評価統制部会は以下のような装備プログラムの資金調達の監査を担当する

- 装備品生産に見込まれる技術的特徴、生産企画、資金調達、協力関係といった装備品プログラムの発表
- 装備品プログラムの原価構成に関する詳細分析
- 見積りと実質費用、資金調達ニーズ等の装備品プログラムにおける予算事情及び予算分析
- 単位費用の削減、大量生産、輸出開発、協力計画等装備品プログラムにおいて問題解決がなされているかに関する予算上での分析

##### **予算会計統制官 ( Contrôleur Budgétaire et Comptable Ministériel / CBCM )**

予算会計統制官は、2005年に創設され、各省庁の予算会計統制部( Service e controlebugetaire et comptable ministeriel ) の下に設けられたポストである。予算会計統制官は予算・公会計・公共サービス省の下部組織である国家財政局 ( La Direction Générale des Finances Publiques / DGFIP ) から、国防省に配置転換されたが、その職員は国防省の人員ではなく国家財政局からの出向者で構成されており、国防省と予算・公会計・公共サービス省との間に重要な関係を生み出している。

予算会計統制官は国防省の財政管理を担当し、支出及び収入命令を監理する。また、財務諸表の作成にも参加し、会計記帳と会計制度及び手続の尊重について、透明性と忠実性を保証する。同機関は最終的に、国防省の財務管理を担当する諸官庁の行動を調整する。予算会計統制官は、予算省が透明性と信頼を向上させる目的で支払手続及び慣例状況を管理する際に、財政面で支援する役割を果たす。

予算会計統制官の任務は具体的には、以下の通りである。

- 財務管理: 財政法の執行、財政危機管理、企業年次決算に関する計画
- 予算実施計画の立案: 企業年次決算に関する計画 ( 預金、従業員、予算の整合性に対する助言 ) の管理
- 予算実施の管理: 会計方針に対する助言、法令遵守

### 常任執行委員会（Commission Exécutive Permanente / CEP）

常任執行委員会は、国防大臣の下に組織された委員会であり、装備品プログラムの調達と2001年の財政法への予算適合を支援する目的で、1998年に創設された。この委員会は、以下を担当する。

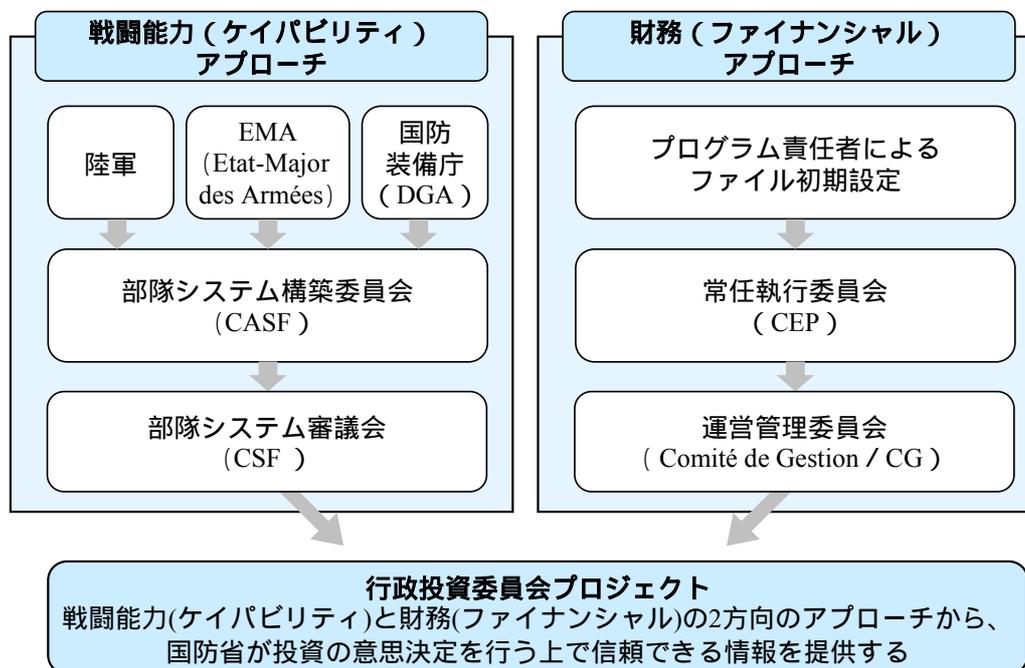
- 装備品の運用に関する収支一覧の一貫性管理(支出、収入、運用の財務的影響)
- 収支一覧の整合性と適合性の管理
- 運用継続の財務約定の取り付けに対する助言
- 装備品プログラムに関する連絡の確認
- 装備品プログラム一覧の作成と送付

### 行政投資委員会（Comité Ministériel d'Investissement / CMI）

行政投資委員会は、国防大臣の下に組織された委員会であり、その役割は、投資対象とそれが予算に与える影響について、定期的にグローバルビジョンを国防省に提供することである。

その目的は遅延、コスト及び実績を管理するために効率的運営管理を実施することである。

図 2-33 装備品プログラム管理の構造



(出典) PricewaterhouseCoopers Advisory France作成

## b) 装備品運用の外部統制

### **装備品審議会 ( Conseil Général de l'Armement / CGArm )**

装備品審議会は国防省の下部組織である。代表者は国防相が兼任する。

代表者の役割は、装備品、防衛産業、軍事問題について助言を呈することであり、以下の業務を担当する。

- 装備品の機能向上とフランス国内の適切な配置場所
- 欧州における軍装備品の進歩
- 防衛産業の再編成
- 科学技術の影響による装備品の近代化
- 国防省の科学、技術及び防衛産業活動
- 核兵器、生物兵器、情報攻撃（ハッキング等）の発展規制の強化
- 雇用と研修から見た軍事力に関するガイドライン作成

### **軍全般統制局 ( Contrôle Général des Armées / CGA )**

軍全般統制局は 1964年に創設され、国防省に所属する。以下の4つの本部で構成される。

- 部隊・人事管理支援部(Groupe de contrôle des Forces et Organismes de Soutien / FOS): 部隊の統制を担当する。
- 装備品調達・産業管理部 (Groupe de contrôle des Services et Industries d'Armement / SIA): 装備品プログラム、軍事装備の規制に関する国防装備庁の指示統制を担当する。
- 職員・規制・予算統制部 (Groupe de contrôle du Personnel, de la Réglementation et du Budget / PRB): 雇用、研修、人事労務を担当する。
- 調査部: 就労調査、環境調査を担当する。

軍全般統制局は国防相の責任の保証、国防省全部局の決定履行の監督を担当する。つまり、その職務は、以下の3つである。

- 法令遵守: 国防相の決定事項が実施及び遵守されることを保証すること。
- 軍事活動統制: 決定及び行動の効率、成果、一貫性を管理すること。
- 補助管理: 防衛機関ごとに実施活動を把握すること。

さらに、軍全般統制局の管理職の一部は、装備品の主要外注企業を担当する政府弁務官を務める。最終的に、軍全般統制局は国防省とCDC間の関係調整と調達の監督も任される。

c) 内部統制と財務管理

**財務管理局 (Direction des Affaires Financières / DAF)**

財務管理局は、装備品プログラムの責任者と協力して、最終予算案及び仲裁申請を作成している。財務管理局は年次軍事企画法の立案にも参加する。また、防衛予算作成とその履行管理を保証する。この最後の任務を全うするために、国防装備庁はEMA (Etat-Major des Armées) から予算要求書を提出させ、予算省と予算交渉を行う。また、経済、財政さらに予算に関する重要事項について、統合文書の作成を担当する。

**国防省会計担当局 (Département Comptable Ministériel / DCM)**

国防省会計担当局は、財務管理局と協業関係にある。2004年1月に国防省に組み込まれた。国防省会計担当局は以下の3つの職務を担当する。

- 国防省の会計業務を担当する。具体的には、免税に伴う支出・収入の追跡調査及びアカウント管理の履行までである。
- 国防省の装備プログラムに関連する会計データの生成とその透明性及び忠実性を保証する責任を負う。
- 自治体レベルの軍事活動を踏まえた上で、国防省の財務諸表を作成する。

同局はまた、一般貸借勘定、損益勘定、バランスシート、オフバランスシートの支出評価及び会計手法ガイド等の財政法で言及される強制償還処理の策定にも寄与する。

## 2.6【防衛分野における会計検査等の状況と実例(まとめ)】

### <各国の会計検査院>

アメリカ・・・行政機関から独立した存在である GAO は、連邦議会の依頼を受けて、政府政策の評価、歳出の検査を行い、法的意見を表明する立法府の機関である。GAO の主な業務は、業績検査、財務検査であり、その他、違法・不正行為の調査、入札異議申立に対する法的決定や意見発表を行っている。GAO は、3,120 人の職員を擁し、年間約 1,000 件のレポートを報告している。(詳細は 2.5.1.1 参照)

イギリス・・・NAO は全ての政府機関、独立行政法人及びその他の公共機関に関する財務監査、公的資金を使用する機関の VFM 検査を主な業務としており、そのほかにも省庁システムのレビュー、議会や公共機関のサポート業務、会計監督官としての機能等を担っている。NAO は、850 人の職員を擁し、年間約 60 件のレポートを議会に提出している。(詳細は 2.5.2.1 参照)

ドイツ・・・BRH は、立法、行政、司法のいずれからも独立した地位が認められており、政府の歳出・歳入等をはじめとする財政運営全体の検査を行うほか、政府、議会、参議院に対する助言を行っている。BRH は、検査テーマ別に 9 つに区分された検査局を有しており、約 1,300 人の職員が「年次報告」と「特別報告」を毎年作成し、政府、議会、参議院に提出している。(詳細は 2.5.3.1 参照)

フランス・・・CDC は、議会や大統領府から独立した司法機関として位置付けられている。CDC は、公会計に関する審判、国家機関やその他の政府関係機関に対する会計検査、国有企業の会計・業績検査を実施しており、LOLF 制定以後は国家財務会計の保証業務も担っている。CDC は、約 650 人の職員を擁し、財務会計の決算監査に伴う国家会計検査証明報告書や年次検査報告書を議会に提出している。(詳細は 2.5.4.1 参照)

### <各国の検査の観点と類型>

アメリカ・・・GAO は、合規性、有効性、効率性、経済性の観点から、検査及び証明業務を実施する。GAO の業務は、AICPA に準じて検査機関の財政状態等が適切に公示されているか否かを確認する「財務検査」、プログラムの有効性と成果の評価、経済性・効率性、内部統制等、幅広い項目の検査を行う「業績検査」、財務的な要素のみならず、幅広い事象等を対象に、対象項目あるいはそれに対する主張の検証、レビュー等を実施する「証明業務」の 3 つに類型される。(詳細は 2.5.1.2 参照)

イギリス・・・NAO は、真実かつ公正性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、検査を実施する。その検査は、全省庁及びエージェント等の財政状況・運

営状況が財務諸表に正しく反映されているかを検査する「財務諸表監査」と、全ての公的支出に対して経済性・効率性・有効性を検査する「VFM検査」の2つに類型される。（詳細は2.5.2.2参照）

ドイツ・・・BRHでは、検査対象ごとに局・課が区分されており、検査業務は組織上明確に類型化されていない。ただし、その検査業務は、合規制や法令遵守といった観点で、公的機関の財務諸表が法、予算、規則、条項等に従っているかを検査する、いわゆる「財務会計検査」と、経済性、効率性、有効性の観点から公的資金の使用状況・方法を検査する「業務検査」に分けて捉えることができる。（詳細は2.5.3.2参照）

フランス・・・CDCの検査業務は「財務検査」と「業績検査」に大別できる。財務検査は、正確性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性といった観点で行われる。業績検査は、経済性、有効性、効率性の観点から公的資金の運用改善を目的とした検査が行われる。（詳細は2.5.4.2参照）

#### < 各国の検査実例（防衛分野） >

アメリカ・・・ 連邦政府全体の検査結果並びに国防総省の問題点

政府の連結財務諸表は11年連続で会計原則に従った適切な公示がされていない。GAOは、その原因の1つが国防総省の財務管理の脆弱性にあると指摘した。

空中給油機の受注競争で契約見直し勧告

空軍からの空中給油機の製造請負契約を巡り、受注競争に敗れたボーイング社からの異議申し立てに応じて入札記録の調査を実施。その結果、軍当局の間違いを発見し、再選定作業を要請した。

空軍の空中警戒管制システム購入方法に関する改善勧告

空中警戒管制システムの購入金額に関し、空軍側から過払いがある旨の申し立てを受けて調査を実施。契約担当官の不適切な処理を指摘し、国防総省に競争性確保のための戦略構築を要請した。

軽重量戦闘システムの資金調達

GAOは、軍の軽重量戦闘部隊への転換計画において必要となるシステム開発とテストのため、軍が資金不足に直面していると報告した。

主要武器プログラムの成果を向上させる施策提言

兵器システム調達プログラムのコスト増加や納入遅延を防止すべく、主要プログラムの検査等を行い、国防総省長官に対する改善提言を行った。

ミサイル防衛の検査及び説明責任強化のための施策提言

議会からの要請に基づき、MDA の行った弾道ミサイル防衛の開発・配備に掛かる予算見積りの調査を実施。前年度に達成したプログラムの評価を行うとともに、MDA の目標設定の欠点を指摘し、改善策の提言を行った。（詳細は 2.5.1.3 参照）

イギリス・・・ 主要プロジェクト検査及び報告

NAO は、その年に防衛省によって投資判断がなされた主要な防衛装備品調達プロジェクトのうち予定価格の高い 20 件と、投資判断の査定途中にある 10 件のプロジェクトについて、概要、コスト、機関、主要な要求事項、承認までの経緯等に関する検査及び報告を行う。

キネティック民営化についての報告

防衛評価研究機関の大部分を引き継ぐ形で民営化されたキネティックに関して、評価と提言を報告しており、納税者にとってよい取引であったかを検証し、今後のプロジェクトに対しての提案及び教訓をまとめている。（詳細は 2.5.2.3.参照）

ドイツ・・・ 輸送契約における競争性阻害の指摘

BRH は、軍が輸送契約の入札募集時に、過度に高度な技術仕様の設定やロット分割を行わない一括発注によって、入札の競争性を阻害し、非経済的な契約を行ったと指摘した。

精密爆弾購入時の過大支出の指摘

BRH は、軍が行った精密爆弾の交換に際し、国内企業を優先した契約が行われ、2,000 万ユーロの過大支出があったと指摘した。（詳細は 2.5.3.3 を参照）

フランス・・・ 軍装備品のメンテナンスに関する提言

CDC は陸軍にも装備品のメンテナンス機関を設立すべきであること、空軍の装備品に関しては費用に見合う利用可能性の改善が見られないこと、国防省は装備品のメンテナンスコストを過小評価している可能性があることを指摘した。（詳細は 2.5.4.3 参照）

< 各国のその他検査機関 >

アメリカ・・・ GAO 以外の検査機関としては、DCAA が存在する。DCAA は、国防総省の内部監査機関であり、同省の契約監査を行うとともに、調達と契約管理に関連する全ての部署に対して、財務及び経済性の観点からの助言を行う機関である。（詳細は 2.5.1.4 参照）

イギリス・・・ NAO 以外の検査機関としては、国防委員会の分科会である DAC が存在する。DAC は国防省の内部監査機関であり、同省内の内部管理とリスク管理

の妥当性を建設的に見直し、異議申立を行う権限を有しており、年一回財務諸表の検査を行う。（詳細は 2.5.2.4 参照）

- ドイツ・・・今回調査においては、BRH 以外で、防衛分野において会計検査、監督、内部監査を実施する機関は発見できなかった。
- フランス・・・CDC 以外にも、装備品調達を専門に扱う機関ではないものの、内部監査及び評価を担当する機関は存在する。装備品プログラム管理に関しては、MEC、CBCM、CEP、CMI が、装備品運用の外部統制に関しては、CGArm、CGA が、内部統制と財務管理においては、DAF、DCM といった機関及び委員会が存在している。（詳細は 2.5.4.4 参照）

### 3 防衛分野における会計検査等への示唆

#### 3.1 我が国における防衛装備品の調達制度への示唆

##### 3.1.1 調達の競争性の確保

調達が公正にかつ効率的に行われるには、調達先を広く確保し、その競争により品質・コストの継続的な向上を促していくことが重要である。しかし、一方で最先端の防衛装備品のように技術・仕様が非常に複雑で、計画通りの調達を行うためには、競争参加に一定の条件を設ける必要が生じるケースもある。このため、調査対象各国においては、オープンな調達先確保を全体の基調としつつ、一方で閉じた調達にならざるを得ない場合の厳格な審査基準を設けることで、オープン調達の推進と説明性の高い指名競争・随意契約との並存が社会的に受け入れられている。我が国では、官公庁の随意契約への批判が高まっており、防衛調達契約 8,606 件のうち 6,555 件が一般競争によるものとなっている。しかし、金額で見ると防衛調達額 1 兆 3 千億円のうち 8,400 億円が随意契約によるものとなっており、調達額の約半分が競争性のある調達となっている米国等と比べて競争性確保に遅れが見られる。

##### 3.1.1.1 入札手続の簡略化

ドイツでは、入札企業の増大のため、入札手続の簡略が図られている。企業は BWB に登録し、企業概要を提出することで、関連する入札についての案内連絡を受けることができる。一般競争入札に参加する場合は、事前登録は必ずしも必要とされない。

また、フランスでも入札手続の簡素化による競争性確保の観点から、装備品調達における入札参加者の増加を目的とした電子調達システム市場が開設されており、完全に実用化されている。この電子調達システム市場の導入により入札が簡略化され、取得能力の近代化が図られるとともに、国内の防衛装備品産業へも大きく貢献している。現在の登録利用者は 22,000 人以上、登録企業数は 10,200 社を超えるものとなっている。

##### 3.1.1.2 マーケットの認識

各調達物資につき、どのようなプレイヤーが市場に存在し、スペックに応じてどのような市場価格で取引されているかを正確に認識することが、適正な参加者による適正価格の物品調達を行う第一歩である。アメリカとドイツでは、市場プレイヤーの存在、物品の相場観を得るため次のような取組が行われている。

表 3-1 各国のマーケット調査の比較

	主な取組
アメリカ (2.1.1.2-I.J 参照)	<p>➤ マーケットリサーチ</p> <p>調達商品の継続性を考慮した入手しやすさ、当該製品のインターフェースがいかに市場スタンダードと合致しており、将来に亘る継続使用が担保されているか等を総合的に評価する。マーケットリサーチは、民間技術に関連する技術的、事業的な情報を提供し、調達計画の作成や調達の意思決定の際の助けとなる。プログラムごとに行われるマーケットリサーチは、調達プロセス全体及び製造後の支援段階を通して実施される。FAR10 では、調達計画が、マーケットリサーチの結果と将来のマーケットリサーチの計画を含んでいる必要があることを明記している。(CJCS Manual 3170.01A にも詳しい)</p>
ドイツ (2.1.3.2-VI 参照)	<p>➤ マーケットの認識・供給業者の確保</p> <p>市販の財・サービスの市場価格、民間での取引条件(供給量、値引き、配送条件)等のモニタリングが行われており、適正価格での競争を促す基準としている。</p> <p>一定額を超える中央調達の入札がない場合は、国防省、経済省及び各州の合意に基づき各州の連邦軍の諮問機関が関与する。この諮問機関は適格な企業を選定及び指名し、入札依頼を送付する。諮問機関はマーケットに関する情報・知識を持っており、公共契約入札に関心を持つ企業への助言を一任されている。また、同様の目的で、この諮問機関のほかにも、商工会議所や産業界へ問い合わせを行う場合がある。</p>

### 3.1.1.3 契約方式

各国とも可能な限り調達手続を競争入札によるものにするように取り組んでいる。各国の取組の特徴は次のとおりである。

表 3-2 各国の契約方式の比較

	主な取組
アメリカ (2.1.1.2-I.E 参照)	市販品、既製品等、価格の見積もり、取得選択肢が広い製品については、競争入札により取得される。特定の業者を優先することで経済合理性が認められる場合には、指名競争入札が用いられるが、指名制にするためには FAR6.2, 6.3 に定められた厳格な適用可否の判断プロセスが必要となる。大規模な防衛装備調達の場合には、事前に調達内容の相互理解を深める必要があり、競争提案が用いられ随意契約が結ばれる。一定水準の提案能力で入札者のフィルタリングを行った後に競争入札を行う 2 段階競争入札を採用する場合もある。
欧州各国 (イギリス、ドイツ、フランス) (2.1.2.2-III, 2.1.3.2-II, 2.1.4.2-II 参照)	公開手続や制限手続等ができない場合でも、候補となる複数の業者との継続的な対話活動を通して、競争性を確保する取組として、競争的対話方式が導入されている。この方式では、国防省は事前資格審査を行い、ショートリストされた候補者に、対話段階への参加を招請することになる。国防省はこの場合、契約要件を満たし得る 1 つ又は複数のソリューションが特定されるまで対話を続行する。対話はこれを経て正式に終了し、選定された入札者は最終入札書の提出を求められる。対話終了後は、入札書類の修正はいかなるものも許可されず、優先交渉権者が指名される。対話段階後の入札書類変更を禁じることにより、国防省の Value for Money の向上が見込まれる。

### 3.1.1.4 仕様標準化

アメリカではシステムをオープン設計としている。これにより、標準インターフェースを持たせることで各軍の間のみならず、他の提携先との互換性が高まる。広く使われている標準インターフェースを装備品に使用することで、利用可能な物資、技術の幅が広がる他、部品交換等による性能向上等の可能性も広がる。また、新規参入業者も広くオープンになった仕様に対応することで参入機会を得ることができる。

### 3.1.2 調達価格低減に向けた取組

調達価格を低減させるための各国の取組は、契約業者間の価格競争の促進やコスト管理の徹底に対するインセンティブ付与等契約業者への支払いを低減させる方策と調達実施機関側の調達プロセス自体の改善による調達の効率化を図る方策とに大別される。各国がいずれも行っているライフサイクルコスト管理は後者に当たる。この他、アメリカでは契約業者によるコスト削減努力を促すいくつかのインセンティブ契約が導入されている。

#### 3.1.2.1 ライフサイクルコスト管理

1960年代から逸早くライフサイクルコストの概念の導入検討を始めたアメリカでは、対象とする費用の概念をより広げており、主に調達ライフサイクル後半においてシステム関連費用、物流網維持費用、人材獲得・育成費用等、従来は配賦されていなかった費用まで含めて評価することで、より厳密なライフサイクルコスト管理に取り組み始めている。

アメリカにおけるライフサイクルコスト管理におけるライフサイクルのフェーズ切分け、各フェーズでの認識コストについて例示の上、概説する。

表 3-3 米国におけるライフサイクルコスト管理各段階におけるコスト(例)

研究開発	構築	運用とサポート	廃棄
設計、技術開発、ハードウェア・ソフトウェアの試作・改良・開発等のコスト、開発環境の施設維持費用の配賦等	主要ハードウェア・ソフトウェアの製造コスト、製造環境の維持費用・ハードウェア配送網の維持費用等	ハードウェア・ソフトウェアの維持に必要な人員・資材コスト、人員の教育・採用費用の配賦等	主要機材の廃棄に必要なコスト 固定資産管理システムの維持費用等

#### 3.1.2.2 インセンティブ契約の活用

アメリカでは、固定価格契約及びコスト償還契約のいずれにおいてもコスト管理努力に対するインセンティブ契約がある。また、プロジェクト業績の全体的な評価によって報償を加算する契約方式も導入されている。我が国においても技術提案を行うという形態でインセンティブ契約の制度が平成 11 年度に設けられたが、その後の利用がわずか 2 件に留まっており、平成 20 年 10 月から適用範囲を拡充したインセンティブ契約制度が導入されている。

表 3-4 米国におけるインセンティブ契約

契約方式名称	概要
固定価格インセンティブ (確定目標) 契約 (Fixed Price Incentive) (Firm Target / FPI (F))	インセンティブ条項つきの固定価格契約であり、価格に対する決められたコスト割合を超過した場合に価格が減額されるというペナルティーを置くことで、契約業者の継続的なコスト管理努力を求め、適正価格の維持を狙った方法である。
コスト+インセンティブ契約 (Cost Price Incentive Fee/CPIF)	合理的なコストは全て政府負担。契約業者の利益幅を事前に取り決め、コスト発生に応じて利益を可変させる。コストの発生リスクを政府、契約業者である程度分散でき、契約業者にとってはコスト抑制が利益向上につながるインセンティブとなる。
評価価格契約 (Award Fee / AF)	費用に政府の主観的な業績評価に基づく報酬を追加。

インセンティブ契約は、精算金額の決定は柔軟である反面、根拠付けが属人的になるリスクを抱えている。このように、固定価格以外の流動的な契約形態をとった場合のプログラムに対する監査・検査方法については工夫が必要である。

アメリカでは、DCAA が、実費精算、固定価格インセンティブ又は他の変動価格タイプの契約における受託業者の経費が、契約条項、FAR 又は CAS 基準に沿っているかを検査する発生原価検査 (Incurred Cost Effort)を実施している。発生原価検査や CAS 遵守検査のスケジュールはフレキシブルではあるが、政府が受託業者に最終支払を行うためには必ずこの検査は行われなければならない。この検査には、直接労務費、原材料費、間接費、業績、財務統制の検査が含まれる。発生原価検査の主要目的は経費請求の妥当性に対する意見表明ではあるが、検査中に得られる受託業者の会計、見積り、内部統制システムの知識は、受託業者からの提案価格評価に対しても有益である。

また、DCAA の実施する検査として、事前検査 (Forward price effort) が存在する。契約締結前に行われる事前検査とは、協議された上で公平で合理的な価格決定もしくは価格交渉を実施するための支援を目的としている。DCAA が行う契約事前検査には主に以下のものがある。

a. 提案価格評価

交渉途中の連邦契約において、提出された入札者価格予測が合理的であるかどうかを決定するもの。

b. IPTs 検査

主に主要武器システムの調達の際に行われる費用研究の専門家チームに DCAA の検査員が参加し、プロセスのできるだけ早い段階において、問題や可能な解決策を提示することにより円滑な調達の実現に貢献している。

c. 事前価格精査

DCAA は、受託業者から価格提案が提出される以前に、予定されている労務費、諸経費等を含んだ間接費が合理的であるかどうかを検査する。DCAA はこの事前検査により、購買担当官の要求に必要な情報を提供し、国防総省の共同購買計画のサポート及び調達にかかる時間の削減に貢献している。

d. 特定事項及び合意した手続への検査

DCAA は契約担当官の特別な要求に応えるため、提案のある特定の価格要素に対する検査を実施している（例えば、原材料費のみ、労務費のみ、間接費のみ等）。

e. システム検査

受託業者の契約金額やコスト見積もりにおける信用性、妥当性、正確性、会計、内部統制、その他に関連するシステム検査を実施し、提案価格査定やその他の即時レポートや改善の必要のある検査分野における欠陥を引き起こす原因となる状況に対する改善の提案を行っている。

### 3.1.2.3 ドイツにおける各種施策

- **大量買付け**：ほとんどの調達品は大量買付けによるディスカウントが図られている。ただし、このような大量買付けが不可能な、生肉、卵、野菜、肥料、標準財の予備部品等といった財及びサービスは、地域ごとに少量で購入されている。
- **集中購入**：軍全体の需要量をまとめて決定し、調達することが可能な製品の場合は、集中購入が行われている。軍全体の需要統合はインターサービス（各軍間）方式と呼ばれ、BWB によって行われている。このような各軍の需要を統合した大量発注により大幅な単価の低下がもたらされている。集中調達の対象は、調査、研究開発契約、陸海空各軍への供給サービスに対する修理作業を含む国防軍需品（車両、空軍及び海軍の装備品、通信機器、武器、弾薬、ミサイル、POL、食料等）の初回及びフォローアップ要求等であり、研究開発契約は、そのほとんどが一括契約で締結されている。
- BWB 及び国防省は、インセンティブ契約やリース契約といった契約を行わないこととしている。

### 3.1.2.4 フランスにおける各種施策

- 運用条件を維持するための統合組織の構築（海軍の航空活動：SIMMAD、海軍：SSF、空軍：SIAé）
- 官民パートナーシップ(PPP)の活用促進

これは、政府と1社又はそれ以上の民間企業が連携して出資し運営する、政府のサービス機関又は民間企業体である。（訓練学校で、ヘリコプターの操縦士に実施するDaxの地上部隊（EA-ALAT）に所属する軽飛行機の操縦訓練や空軍基地用のネットワーク・サイドボード・インターネットプロトコル（RDIP）の配備及び管理）

- 政府調達契約規則(Code des marches publics – CMP) 第67条に規定される、特定の競争的対話方式の活用

入札通知書に記載される選定基準に基づいて候補者を選定し、国防省のニーズを満たすための対話を通じて、市場のあらゆる側面について、特に価格と調達方法について、協議することができる。

### 3.1.3 各軍統合運用の視点に立った装備品取得

アメリカ、イギリス等では、特に防衛装備品のニーズ特定の段階で、各軍での統合的な利用可能性を慎重に検討し、各軍が仕様を開発することを避け、共通化できる部分を増やしている。

アメリカの場合は、現有装備での不足が認識された場合、最初に検討されるのは、現有装備のまま問題を解決する方法がないか戦術等の見直しを行うこと（non-material solutions）である。次に検討されるのは、既存製品の購入又は開発不要な製品(NDI: non-developmental item) の購入である。最後に検討されるのが新しい装備品の開発である。

イギリスでは、Capability の定義により、将来望ましい運用成果又は効果を生み出す持続的能力の整備を図っており、ここでの定義が各軍で決められるのではなく、イギリス軍全体として最も効率的に成果を上げる視点から検討されている。

### 3.1.4 技術研究開発

諸外国と比較した場合、我が国の研究開発においては、特に国際共同開発への取組の弱さ及び産学官の連携の弱さが課題として挙げられる。

国際共同研究開発の意義は、研究開発の費用負担の軽減とリスクの分散、優れた諸外国の技術・資源の活用及び 同盟国あるいは友好国との連携の強化等と捉えられており、装備先進国は各国とも国際共同開発に積極的な取組を見せている。

我が国は国際的にも高い技術力を有しているにもかかわらず、これまで国際共同開発に取り組めていない。

我が国の国際共同研究開発の遅れは、武器輸出三原則による規制が背景にあるものと考えられる。近年においては一部限定的な規制の緩和が見られるものの、武器輸出三原則は他国への技術提供を厳しく制限しており、積極的な国際協力の阻害要因となっている。

さらにこの規制によって我が国の防衛産業市場は自国内に限定されることになり、研究開発への投資を開発兵器の輸出によって回収するというスキームが構築できない点も、国際共同研究開発の遅れの要因となっている。

欧米主要各国は NATO や欧州防衛機関等の国際機関における共通のオペレーションの構築を目的とした取組の一環として、国際共同研究開発を位置付けており、これまでに様々な共同開発プログラムを実施している。

表 3-5 欧米主要各国の国際共同研究開発事例

計画名	参加国	概要	イメージ図
HORIZON	フランス、イタリア (1999年にイギリス離脱)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステルス性に配慮された防空駆逐艦 (個艦～艦隊防空能力)</li> <li>・1992年開発着手 (2008年運用予定)</li> <li>・汎用フリゲート計画 FREMM へ継承 (2005年、フランス・イタリアで開始)</li> </ul>	
EF-2000	ドイツ、イタリア、スペイン、イギリス (1985年にフランス離脱)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーロファイター タイフーン</li> <li>・マルチロール戦闘機 (Closed-Coupled 形式)</li> <li>・1980年～ (2000年運用)</li> </ul>	
TIGER	ドイツ、フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦闘ヘリコプタ (対戦車、火力支援)</li> <li>・1988年～ (2005年運用)</li> <li>・オーストラリア、スペインへ輸出 (武装偵察ヘリ)</li> </ul>	
NEURON	フランス主導、スウェーデン、イタリア、スペイン等6カ国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃用無人航空機 (ステルス性・アビオニクス性重視)</li> <li>・2005年～ (2011年初飛行予定)</li> </ul>	
A400M	イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン他8カ国 (2003年前にアメリカ離脱)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型軍用輸送機 (ターボプロップエンジン4基使用)</li> <li>・1982年～ (2008年初飛行予定)</li> <li>・欧州各国は180機調達合意 (2003年)</li> </ul>	
MLRS	アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、イタリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離火力支援兵器 (冷戦期の東側陸軍力に対抗)</li> <li>・1971年～ (1983年運用)</li> <li>・NBC防護装備完備</li> <li>・欧州各国は1980年から参加</li> </ul>	

計画名	参加国	概要	イメージ図
Euro Hawk	アメリカ、ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高々度長時間滞空型無人航空機（広域偵察・諜報・監視を想定）</li> <li>・2005年～（2010年運用予定）</li> <li>・Global Hawk B形態を基礎</li> <li>・ドイツ・欧州各国製の任務器材搭載</li> </ul>	
JSF	アメリカ、イギリス、イタリア、オランダ、トルコ、オーストラリア、ノルウェー、デンマーク、カナダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JSF F-35 ライトニング</li> <li>・統合攻撃戦闘機（超音速、ステルス性、兵器搭載能力大、航続距離大）</li> <li>・NATO 諸国の F-16 後継</li> <li>・3 派生型（通常離着陸機、艦載機、短距離離陸・垂直着陸機）</li> <li>・2000年～（2012年アメリカ海兵隊部隊建設）</li> </ul>	

（出典）防衛省 総合取得改革推進プロジェクトチーム第5回会合資料より

[http://www.mod.go.jp/j/info/sougousyutoku/pdf/siryoku/05\\_02.pdf](http://www.mod.go.jp/j/info/sougousyutoku/pdf/siryoku/05_02.pdf)

研究開発の実施においては、欧米各国とも大部分を民間企業もしくは大学等の研究機関に依存している。イギリスでは、基礎研究は政府で実施しない方針としているほどである。

また、近年の民間技術の発達により、軍事技術へのスピノンやデュアルユース・テクノロジー（軍民両用技術）が注目されており、産学官の連携はより重要性を増している。

産学官のパートナーシップを構築する目的とした取組としては、ドイツ及びフランスでは民間の研究機関への助成金制度が実施されているほか、アメリカでは民間からのアイデア公募に関する制度（BAA、RFP）といったものが見られる。

## 3.2 我が国会計検査院の防衛装備品を中心とする防衛分野における会計検査への示唆

### 3.2.1 業績評価の実施状況

各国の会計検査院は、機関の位置付け、有する権限及び機能等に若干の違いはあるものの、独立した機関として政府の監督業務を担っており、その業務は主に政府の財務検査と業績検査となっている。財務検査と業績検査の比率は、各国によって異なっており、概ね以下の通りとなっている。

アメリカのGAOは、年間およそ1,000件のレポートを公表しており、およそ80%から90%がいわゆる業績検査に該当するとしている。残り10%~20%が財務検査である。また、業績検査のうち約90%が、議会の指示・要請に基づくものである。

イギリスのNAOの検査業務は、全ての政府機関、独立行政法人及びその他多数の公共機関の財務諸表を監査し議会にレポートする財務検査が46%、また、公的資金を使用する機関におけるVFM検査（業務検査）が28%。その他、省庁システムのレビュー(11%)、議会や公的機関への直接的なサポート(15%)、会計監督官としての機能(0.2%)等が主な職務である。

ドイツのBRHでは、他の欧米諸国の会計検査院のように財務検査と業績検査の2つが組織的に分かれているわけではない。ただし、各検査課では、財務検査と業績検査の双方を扱っており、同一の担当組織・担当者が財務検査・業績検査の双方を担当するのが、ドイツの伝統的な検査手法である。局課によって取組の割合はまちまちではあるが、一般に調査官レベルの投入労力・時間ベースで換算すると、概ね財務検査が6割、業績検査が4割程度である。

また、各国の業務検査の観点は下表のように整理される。

このような業務検査により、イギリスでは年間60程度のレポートを議会に提出し、6億5,600万ポンド（約935億円）もの税金支出の節約に貢献している。これは、NAOの運営コストの9倍に相当する。

同様にドイツにおいても、BRHが毎年5,400億ユーロ（90兆円）を超える歳出と歳入を検査し、連邦議会、連邦参議院及び連邦政府へ報告する中で、年間数千万~数億ユーロに上る歳費の節減方法を示しており、その大部分が実施されている。

表 3-6 各国の業務検査の観点

国名	業務検査の観点
アメリカ	<p>合規性、有効性、効率性及び経済性の観点から検査を実施し、被検査機関から入手した報告情報の信憑性及び信頼性に関する報告書の作成を行っている。プログラムの有効性と成果の評価は、対象となるプログラムの有効性を取り扱い、そのプログラムの目的を達成した程度を測定することである。また、経済性及び効率性の検査目標は被検査機関がプログラムの目的を達成するために生産性の最も高い方法で資源を獲得、保全及び利用しているかどうかを検討することである。プログラムの有効性の評価の検査目標と経済性及び効率性の検査目標はしばしば相互に関係し、業績検査で同時に取り扱われる場合がある。</p>
イギリス	<p>VFM 検査は、公的資金が経済的(spending less)、効率的(spending well)そして有効的(spending wisely)に支出されているかどうかを検査するいわゆる 3E 検査である。</p> <p>経済性とはインプットコストを最小化するという観点、効率性とはインプットに対して生み出されるアウトプットを最大化するという観点、有効性とは意図された最終成果への貢献を最大化するという観点である。</p>
ドイツ	<p>経済性、効率性及び有効性の観点から公的資金の使用状況方法を確認する。検査院は人材資源配分と公的分野管理の効率性に特別な注意を払う。有効性検査は好ましい目標が実際に達成されたか、また十分なプログラム評価が行われているかを決定するために徐々に重要性を増している。特に政府の大型案件において採用される。</p>
フランス	<p>一般的には経済性、有効性、効率性という、いわゆる 3E の観点から評価、検査が行われる。ただし、その手法は、厳密な科学的、理論的方法論が存在するわけではないため、もっぱら経験主義的な統制による。評価の焦点は「役務の質を統制する作用」であるが、実際の検査における着眼点は、会計検査院が念頭に置く「適法性の審査を超えて、合目的性、さらには道徳性」にまで及ぶ。</p>

### 3.2.2 同時進行的な助言活動

ドイツの業績検査では、進行中の施策について費用発生前等の途中段階で検査を行うことで、その実効性を高めることを目的とした取組が見られる。

1969年の憲法条文の大幅改正時にBRHの任務が再定義されており、この改正によってBRHは、決算検査の任務だけでなく「予算の執行及び経済運営」を検査する任務が追加され、予算サイクルで会計の完結を待って事後検査をするだけでなく、より前の段階、つまり執行中や予算編成中でも「検査」を行うことができるようにされており、誤った政府の方向性を早期に発見し、修正することが可能になった。

### 3.2.3 業務のアウトソース状況

業績検査や地方、海外での監査・検査等、各国の検査院業務は我が国と比べてやや対象範囲が広い。これに対応する人員体制の強化として、欧米諸国では積極的な外部委託が利用されている。

NAOのコーポレートプラン2008によれば、NAOの業務の約1/4は外部からの支援により行われており、特に財務検査については約30%が民間会計会社に外部委託されている。外部委託は、業務負荷のピークの調整や金融等の分野における専門知識の確保の他、検査手法や費用面でのベンチマークの対象としても用いられている。また、業績検査については、外部委託の活用は財務検査ほどではなく、外部委託の拡大よりもむしろ必要な技能を有する専門家を職員として雇用することで対応しているとされている。

また、内部監査の例ではあるが、フランスでは国防省の内部監査を行うDACは、随意契約の場合、契約を締結する部門とは独立した価格の監督・監査を行う部門として公認会計士90人、エンジニア約600人(平成10年当時)を有するSPS(調達専門業務庁)を設置し、エンジニア等を契約企業に常駐させる体制を敷いている。

### 3.2.4 業績検査における民間のグッドプラクティスの導入

アメリカでは、GAO が防衛プログラムの検査を行う際に、民間企業で活用されているプロジェクトマネジメントの基準等、成功している民間企業のグッドプラクティスを参考としたり、グッドプラクティスの導入を提言したりする事例が見られる。

主要武器プログラムの成果を向上させる施策提言（2008年7月；GAO-08-619）

背景：国防総省プログラムは、当初計画に比べコストが増加したり、戦場の兵士への武器提供が遅延したりしている。そのため、2006年に議会は、GAO に対して、国防総省の武器システムプログラムの必要性把握と資源分配のプロセスを調査するよう要請した。GAO は、国防総省が資金的に継続できる以上のプログラムを実施している、という旨のレポートを議会に提出した。

調査方法：GAO は国防総省の 20 の主要武器プログラムを検査し、その際に、成功している民間企業のベストプラクティスを参考にした。

勧告：

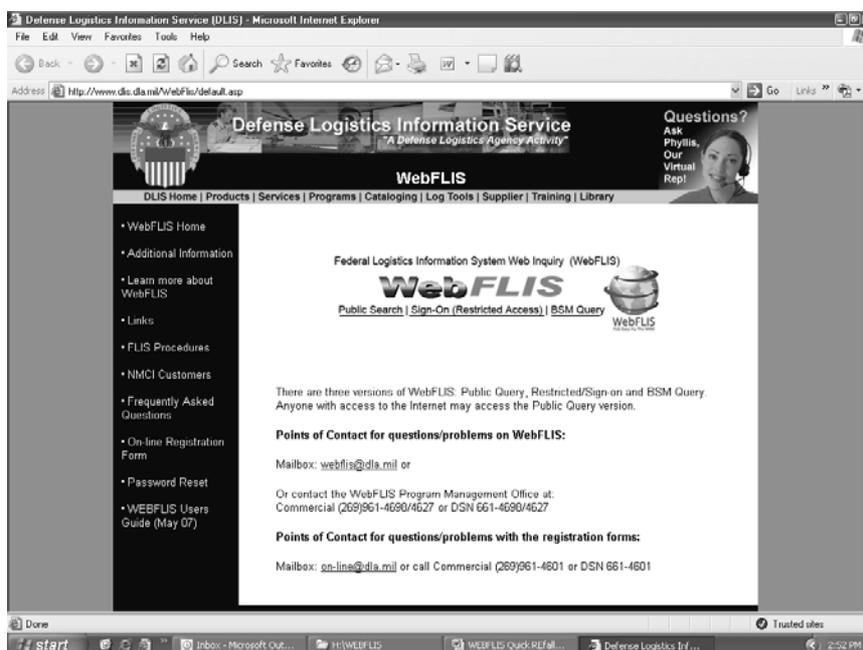
1. プログラムの数とその費用、スケジュール及び利用可能資源を鑑みながら、国防総省の現在のポートフォリオを再構築するよう戦略を立て、実行すべきである。戦略を立案し、実行する際、国防総省は、より正確に現在のプログラムの費用を反映した予算及び防衛将来計画を策定する、又は優先度の低いプログラムを中止する等、必要性に応じた優先順位付けの方策を決定する必要がある。
2. 新しいプログラムの全てについて、管理可能な開発サイクル、現実的なコスト見積もりをして、開発サイクル全体に対して計画され、管理された資金を確保すべきである。
3. プログラム費用の見積もりは、それに伴うリスクを反映した報告をしなければならない。幅広い範囲内で考えるコストの見積もりをする一方で、これまでの知見やベストプラクティスに基づいたより正確な見積もりをする等、コストの見積もりを行うべきである。

## 4 別添1:FLIS 使用ガイダンス

### 4.1 Web FLIS の使い方ガイドライン

2.2 章で述べたように、Web FLIS は検索で物品を絞り込み兵站情報を表示するシステムである。ここでは、使用ガイダンスとして、実際に使用する手順を説明する、またそれによって得られる情報を解説することを主眼として記載していきたい。

Public Search, Business System Management(BSM) Query, Restricted/Sign on Query の3種類のバージョンがあり、Web FLIS ホームページ(<http://www.dlis.dla.mil/webflis/>)においてバージョンを指定することができる。バージョンが異なると検索方法や表示される検索結果(兵站情報)も異なることがある。



### 4.2 Public Search とその使い方について

以下ではまず Public Search における物品検索方法、ついで Public Search の検索結果の閲覧方法という順に説明する。

#### 4.2.1 Public Search による物品検索方法

まずは Public Search の検索画面

[https://www.webflis.dlis.dla.mil/webflis/pub/pub\\_search.aspx](https://www.webflis.dlis.dla.mil/webflis/pub/pub_search.aspx) を開く。ここでは、以下の情報に関する検索欄が並んでいるが、以下の方法のいずれかによって兵站情報を調べたい物品を絞り込むことができる。

- 1 - NIIN 又は NSN
- 2 - 物品名 (Item Name)

- 3 - 部品番号 ( Part Number ) の全部又は一部
- 4 - Part Number の全部又は一部と、CAGE Code
- 5 - 製造者名 ( Manufacturer's name ) と Part Number
- 6 - CAGE Code
- 7 - Warfighter's Search

【検索方法一覧】

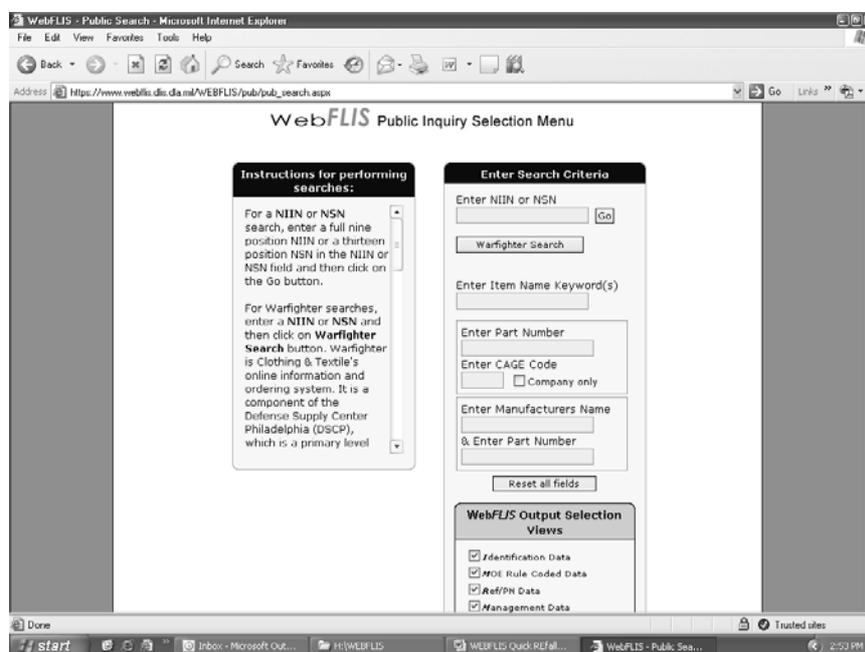
1 - NIIN 又は NSN

NIIN、NSC とともにアメリカにおいて承認された全ての物品に対して、連邦カタログプログラム ( Federal Cataloging Program ) のもとで割り当てられている通し番号のことを指す。個々の物品を識別する 9 桁の番号は NIIN ( National Item identification Number ) と呼ばれる。NIIN のみでも、個々の物品まで識別が可能である。これにおおまかに物品の種類を識別する 4 桁の番号である FSC( Federal Supply Classification ) を加えると、計 13 桁の NSN(National Stock Number)となる。

例：NSN 1430011542690、NSN 1430011542690 はともに

”Computer Group, Guided Missile “である。

なお、FSC1430 は”Guided Missile Remote Control Systems”を意味する。



【検索結果】：NIIN,NSN 何れの入力によっても直接一つの物品に特定され、入力した NSN/NIIN と同一の NSN/NIIN を持つ物品がある場合、兵站情報が表示される。

## 2 - 物品名(Item name)

物品群に対して与えられた便宜的な名称。同一の名称をもつ物品群の下に、さらに個別に NSN を付与された個々の物品が存在している。

例：PENCIL / CANNON,155 MILLIMETER GUN /

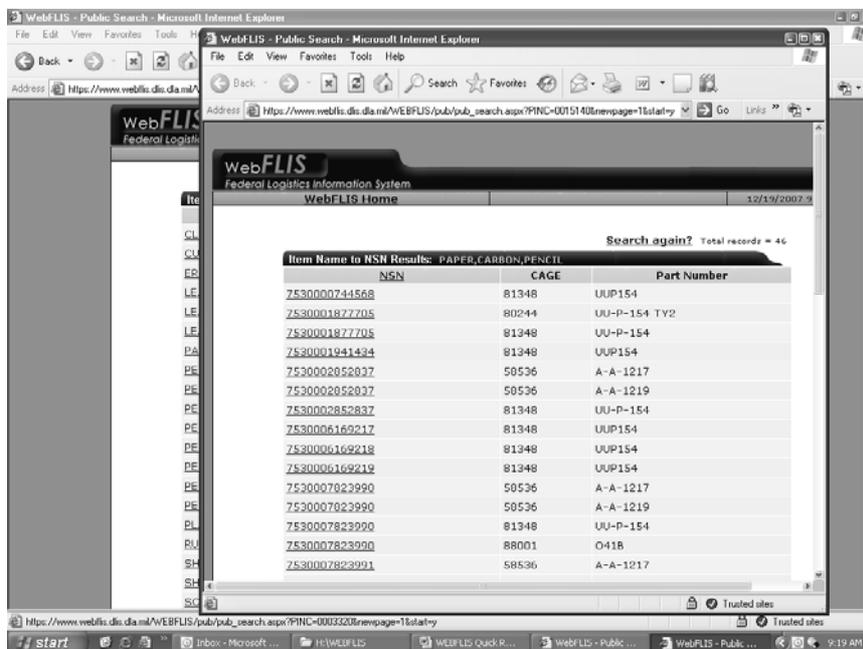
The screenshot shows the 'WebFLIS Public Inquiry Selection Menu' interface. It includes a section for 'Instructions for performing searches' with two paragraphs: one for NIIN or NSN searches and another for Warfighter searches. The 'Enter Search Criteria' section has input fields for 'Enter NIIN or NSN', 'Enter Item Name Keyword(s)' (with 'pencil' entered), 'Enter Part Number', 'Enter CAGE Code', and 'Enter Manufacturers Name & Enter Part Number'. There are also 'Go' and 'Warfighter Search' buttons. The 'WebFLIS Output Selection Views' section has checkboxes for 'Identification Data', 'NDE Rule Coded Data', and 'Rel/PN Data', all of which are checked. A 'Reset all fields' button is also present.

【検索結果】：物品名（Item Name）に検索語を入力すると、検索語との部分一致を含む物品の候補名一覧と、それに対応した INC(Item Name Code、物品名コード)が表示される。（そのため、キーワード検索を行うことができる。）

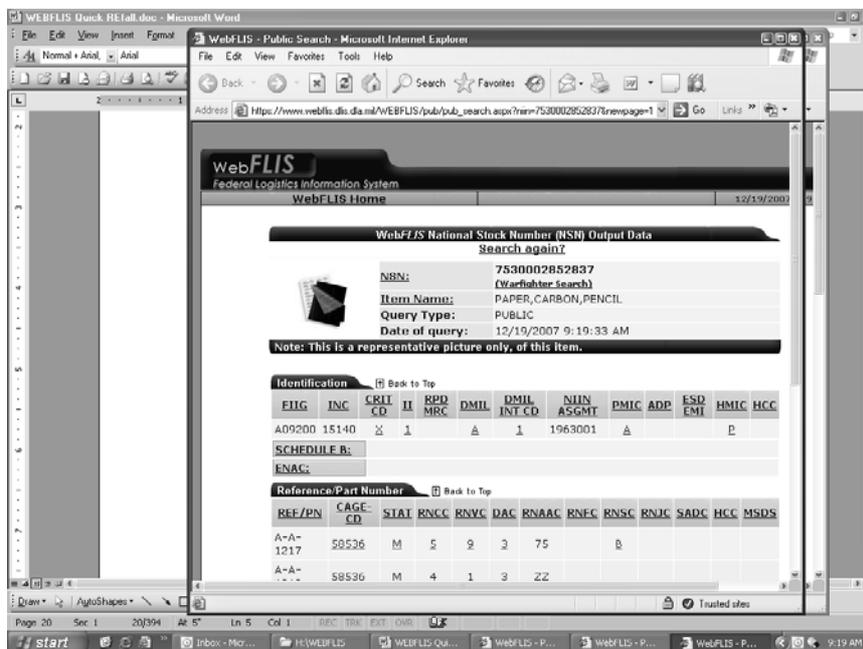
The screenshot shows the search results for 'PENCIL'. The page title is 'WebFLIS Federal Logistics Information System'. The search results are displayed in a table with the following columns: 'Item Name' and 'INC'. The table contains 20 rows of results.

Item Name	INC
CLIP,PENCIL	10926
CUP,PEN AND PENCIL	33593
ERASER,MECHANICAL,PENCIL	60448
LEAD,REPOINTER,PENCIL	16737
LEAD,PENCIL,COLORED	15848
LEAD,PENCIL,GRAPHITE	15847
PAPER,CARBON,PENCIL	15140
PENCIL	03320
PENCIL,ASSORTMENT,COLORED	13777
PENCIL,LENGTHENER	16670
PENCIL,POINT,PROTECTOR	03318
PENCIL,POINTER	03322
PENCIL,ELECTRODE,ELECTROSURGICAL	45645
PENCIL,MECHANICAL	03316
PENCIL,PRODUCING,PHOTOGRAPHIC	20523
PLATING,PENCIL	50196
RUBBER,TYPE,SET,PENCIL,DATER	10292
SHARPENER,PENCIL	03583
SHEATH,PEN AND PENCIL	16682
SOLDERING,PENCIL,DENTAL	16981

さらにその中から物品名を選択すると、その物品名を含む物品が全て表示される。またそれぞれについて、NSN ( National Stock Number )、CAGE Code ( P.265 参照 )、Part Number ( 部品番号 ) が表示される。



候補のうち一つを選択すると、物品が一つに特定され兵站情報が表示される。



### 3 - Part Number の全部又は一部

Part Number(部品番号)は物品に使用されている部品等の番号である。

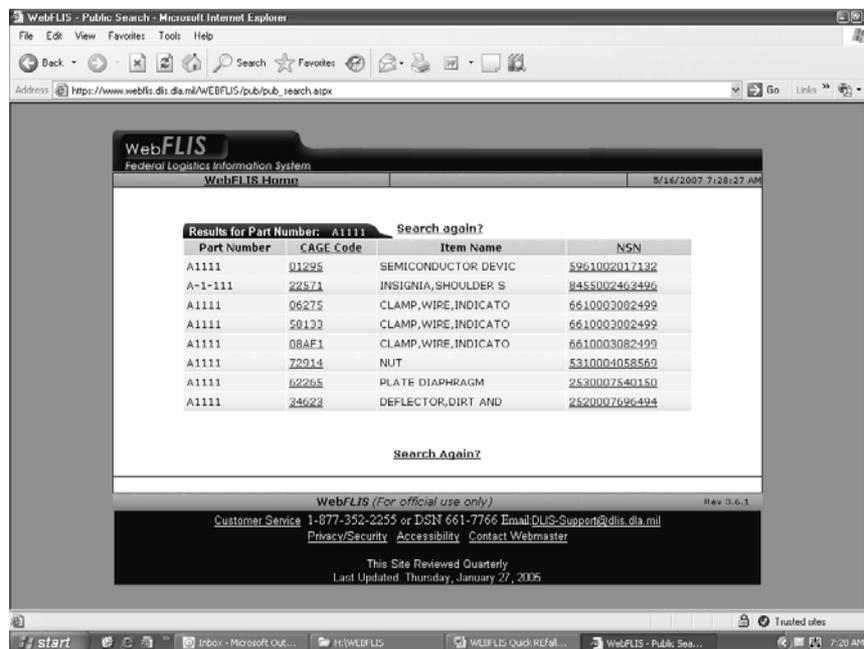
例：7238499 A-1-1-101

Part Number は全部ではなく部分での検索も可能である。検索結果は全部の場合とほぼ同じだが、部分の場合 Part Number の後にアスタリスクの入力が必要となる。

例：A11\*

この場合、A1-1、A1-101、A1-106 といった Part Number (部品番号) を含む物品も検索される。

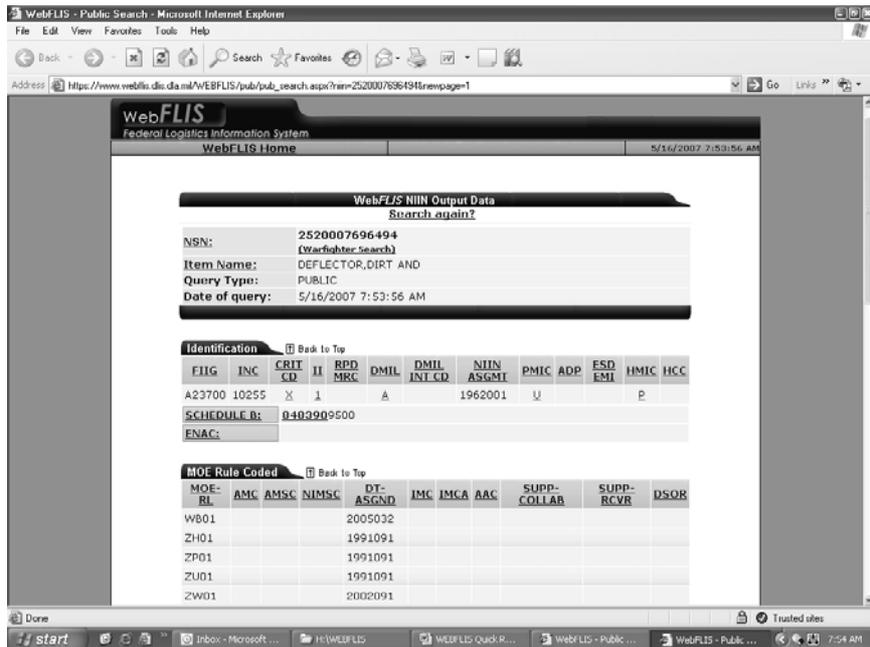
【検索結果】Part Number (部品番号) で検索を行うと、その部品を含む物品の物品名 (Item Name)、NSN、CAGE Code 一覧が表示される。



The screenshot shows a web browser window displaying the WebFLIS Public Search results. The search criteria is 'Part Number: A1111'. The results table lists various items with their Part Numbers, CAGE Codes, Item Names, and NSNs.

Part Number	CAGE Code	Item Name	NSN
A1111	01295	SEMICONDUCTOR DEVIC	5961002017132
A-1-1111	22571	INSIGNIA, SHOULDER S	845002463496
A1111	06275	CLAMP,WIRE,INDICATO	6610003082499
A1111	58133	CLAMP,WIRE,INDICATO	6610003082499
A1111	08AF1	CLAMP,WIRE,INDICATO	6610003082499
A1111	72914	NUT	5310004058560
A1111	62265	PLATE DIAPHRAGM	2530007540150
A1111	34623	DEFLECTOR,DIRT AND	2520007696494

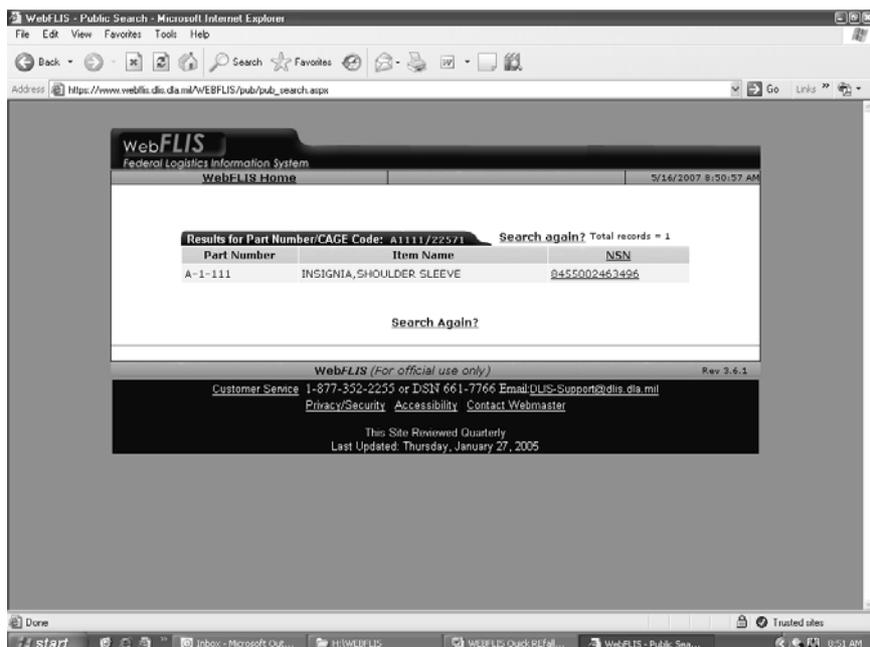
候補のうち一つを選択すると、物品が特定され兵站情報が表示される。



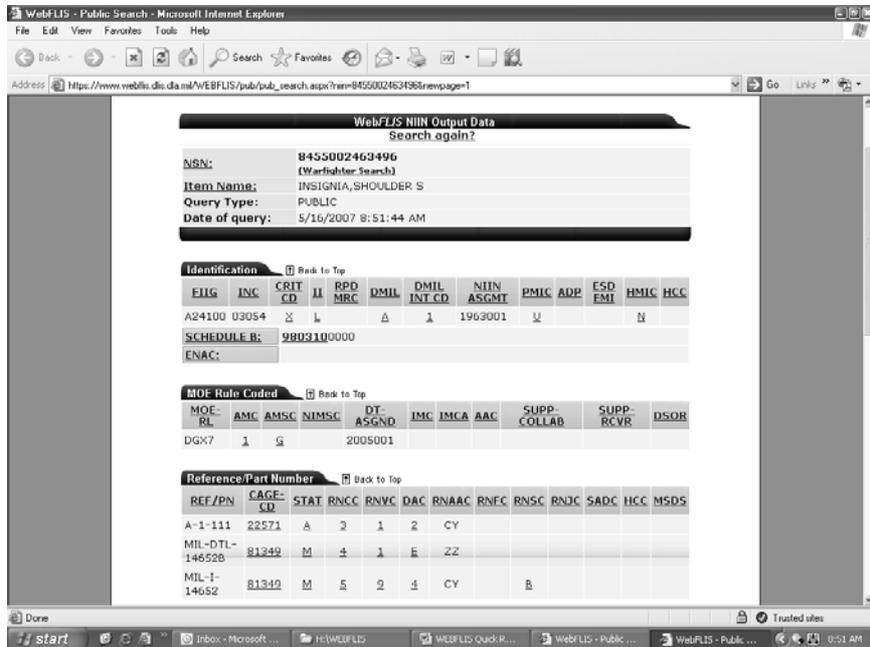
なお、Part Number の部分検索を行った場合、上述したように表示される Part Number の候補が増える分検索結果の量が増えるが、基本的に表示される内容や検索の過程については全部（一致）検索の際と同一である。

#### 4 - Part Number の全部又は一部と、CAGE Code

Part Number (物品・部品番号)の一部 / 全部と、連邦政府との取引企業を峻別するコードである CAGE Code を併せた検索を行うこともできる。



【検索結果】Part Number とその部品を持つ物品名及びその物品の NSN の一覧が表示される。

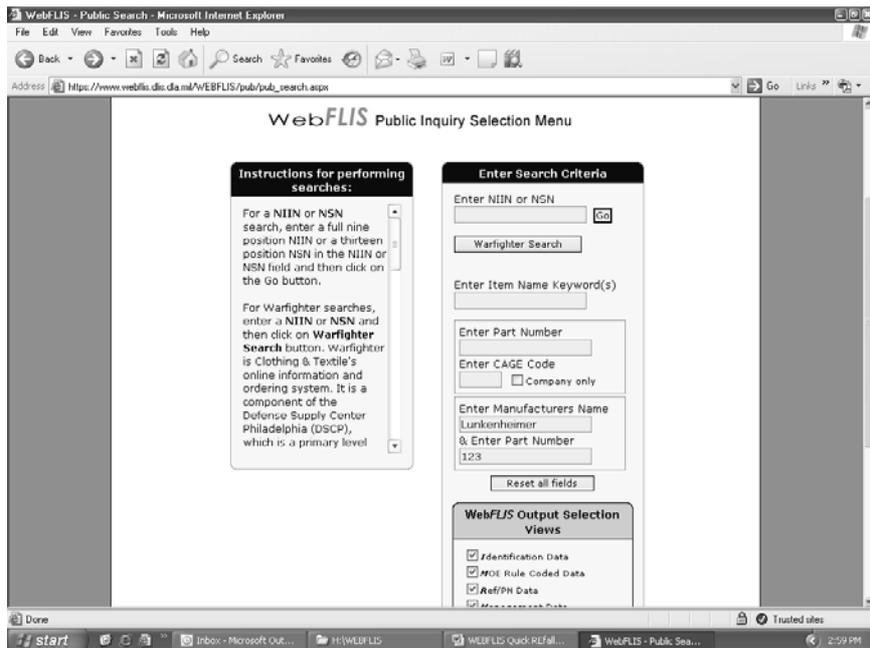


候補のうち一つを選択すると、物品が特定され兵站情報が表示される。

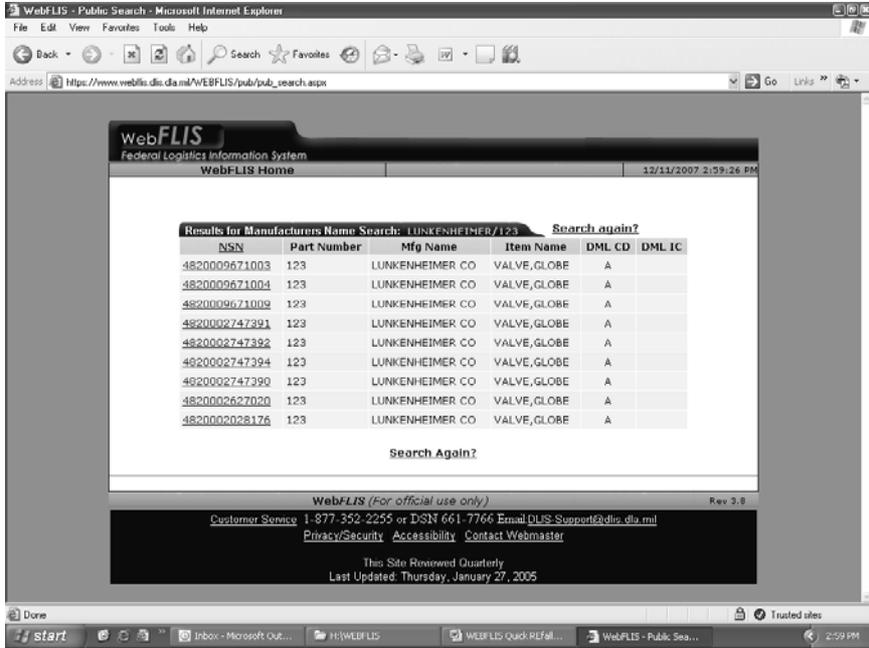
## 5 - 製造者名 (Manufacturer's name) と Part Number

製造者名 (Manufacturer's name) と Part Number を入力し、物品を特定する。

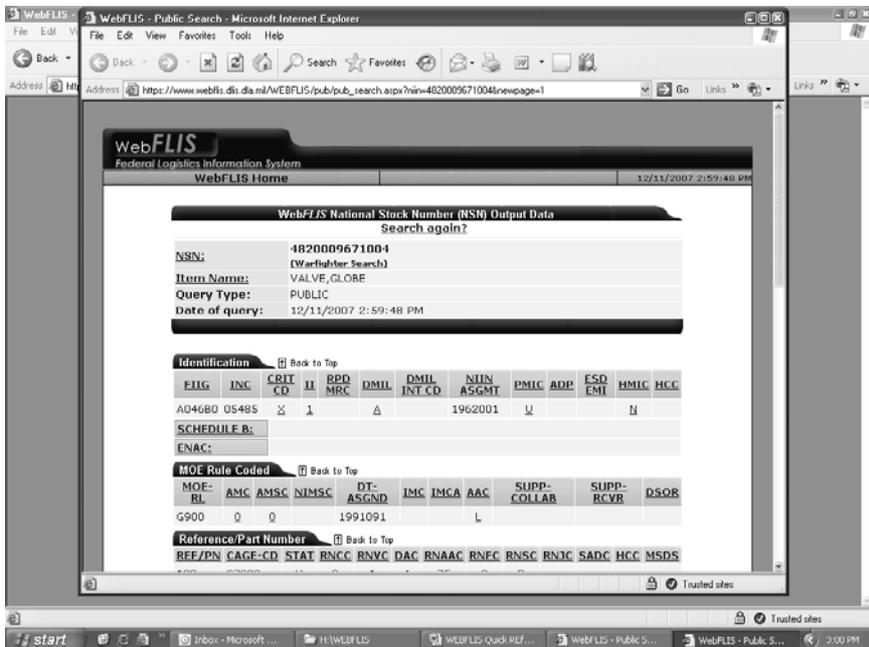
例：製造社名 = Lunkenheimer Part Number=123



【検索結果】その会社が製造し、なおかつ入力した Part Number を含む製品に絞られる。  
 個々の物品について、NSN、Part Number、Manufacturer's Name、Item Name、Demil Code、Demil Integrity Code が表示される。



このうち一つを選択すると、その物品についての兵站情報が表示される。

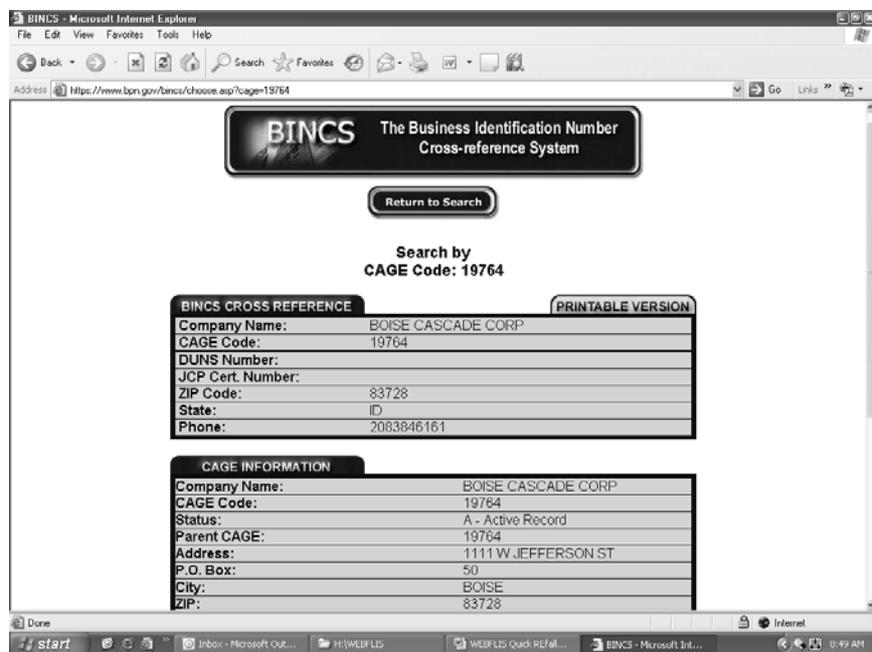


## 6 - CAGE Code

CAGE Code とは、Business Identification Number Cross-Reference System (BINCS)というシステム<sup>89</sup>を通じて、連邦政府と取引を行う企業にふられた通し番号のことである。FLIS ではなく、あくまでも BINCS というシステム上の番号である。CAGE Code で検索を行うには以下の2つの方法がある。

( 1 ) ”company only”にチェックを入れた場合

【検索結果】WebFLIS ではなく BINCS 上の、指定した CAGE Code をもつ会社の情報が表示される。



The screenshot shows a Microsoft Internet Explorer browser window displaying the BINCS website. The address bar shows the URL: <https://www.bpn.gov/bincs/choose.asp?cage=19764>. The page title is "BINCS The Business Identification Number Cross-reference System". Below the title is a "Return to Search" button. The search criteria are displayed as "Search by CAGE Code: 19764". There are two main sections: "BINCS CROSS REFERENCE" and "CAGE INFORMATION".

BINCS CROSS REFERENCE		PRINTABLE VERSION
Company Name:	BOISE CASCADE CORP	
CAGE Code:	19764	
DUNS Number:		
JCP Cert. Number:		
ZIP Code:	83728	
State:	ID	
Phone:	2063846161	

CAGE INFORMATION	
Company Name:	BOISE CASCADE CORP
CAGE Code:	19764
Status:	A - Active Record
Parent CAGE:	19764
Address:	1111 W. JEFFERSON ST
P. O. Box:	50
City:	BOISE
ZIP:	83728

表示されるデータには会社の所在地、現在の活動状況等が含まれる。

<sup>89</sup> [https://www.bpn.gov/bincs/begin\\_search.asp](https://www.bpn.gov/bincs/begin_search.asp)

( 2 ) ”company only”にチェックがない場合

WebFLIS  
Federal Logistics Information System  
WebFLIS Home

Results for CAGE: 19764 Search again?

Part Number	Item Name	NSN
N2-16074	MARKER ASSORTMENT, TUBE TYPE	7520010058881
S2-BM58	RIBBON, INKING	7510010176155
S2-232430-502	RIBBON, INKING	7510010243993
A9-S66-01	CORRECTION FLUID, OPAQUE COATING	7510010390171
F1-343	INSERT, INDEX TAB	7510000429270
F1-C52T-1/3	TAB, INDEX	7510000539662
N6-70521	ERASER, RUBBER	7510010608974
K3-1239-0	SUPPORT SET, STACKING, DESK TRAY	7520010839304
S2-SS-DD	FLEXIBLE DISK	7025010899977
S2-38107GP	ELEMENT, TYPING	7510010920480
K1-81-32-04	MAGNIFIER	6660001055742
N1-R100A	PEN, BALL-POINT	7520011009640
M1-3576P	BATTERY, NONRECHARGEABLE	6135011109470
A5-5352	LABEL	7530011171664
57001	CORRECTION FLUID, OPAQUE COATING	7510011250475
S2-1352003	ELEMENT, TYPING	7510011262997
S2-1353511	ELEMENT, TYPING	7510011293211
G2-B127	RIBBON, INKING	7510011406244
P230563	ENVELOPE, MAILING	7530011511806
A5-T5466	LABEL	7530011515432

【検索結果】基本的には他の検索方法と類似している。候補となる、つまりその CAGE Code を持つ会社に関連する物品の Part Number、物品名、NSN 一覧が表示される。

WebFLIS NIIN Output Data  
Search again?

NSN: 7510010176155  
(Warfighter search)

Item Name: RIBBON, INKING

Query Type: PUBLIC

Date of query: 5/16/2007 8:49:51 AM

Identification [Back to Top](#)

ELIG	INC	CRIT CD	II	RPD MRC	DMIL	DMIL INT CD	NIIN ASGMT	PMIC	APP	ESD EMI	HMIC	HCC
T392-H	42572	X	4	6	A	1	1976071	A			P	

SCHEDULE B: 5806321010

KNAC:

MOE Rule Coded [Back to Top](#)

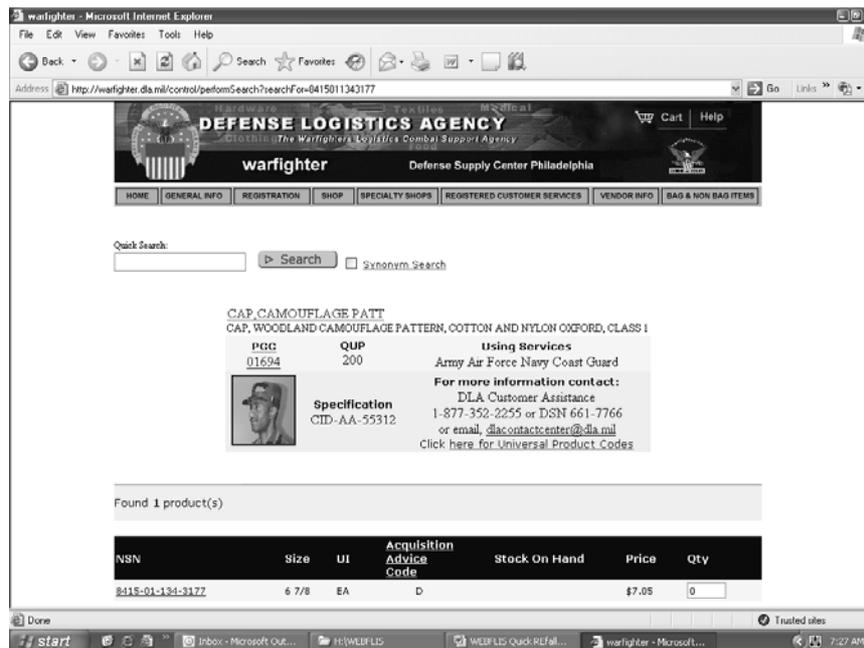
MOE-RI	AMC	AMSC	NIMSC	DI-ASGND	IMC	IMCA	AAC	SUPP-COLLAB	SUPP-RCVR	DSOR
C014	Q	Q		1991091						
FGGS	Q	Q		1991091	Z	TC				
G721	Q	Q		1991091						
G751	Q	Q		1991091						
G861	Q	Q		1991091						
N9QG	Q	Q		1991091	Z	HD		GT	HD	
ZA01				1991091						
ZE01				1991091						
ZK01				1994032						

候補のうち一つを選択すると、物品が特定され兵站情報が表示される。

## 7 - Warfighter Search

Warfighter は DLA 管理の下、オンラインで衣服・繊維専門の調達を行うシステムである。Web FLIS では、Warfighter 上の情報も同時に検索することができる。検索するには、Web FLIS(Public Search)の検索ページで NIIN による検索を行う要領で NIIN を入力し、通常検索の際の”Go”ボタンではなく、”Warfighter’s Search”のボタンをクリックする。

【検索結果】同じ NIIN であっても Web FLIS ではなく、Warfighter の情報サイトである、Warfighter.com<sup>90</sup>上の情報が表示される。



### 4.2.2 Public Search による検索結果(兵站情報)の表示

上記の情報から兵站情報を調べる物品を特定した後、Public Search では基本的に基礎情報と、その他合計 7 種類の情報に関する検索結果の両方がフォーマット上に表示される。基礎情報には次のものが含まれる。

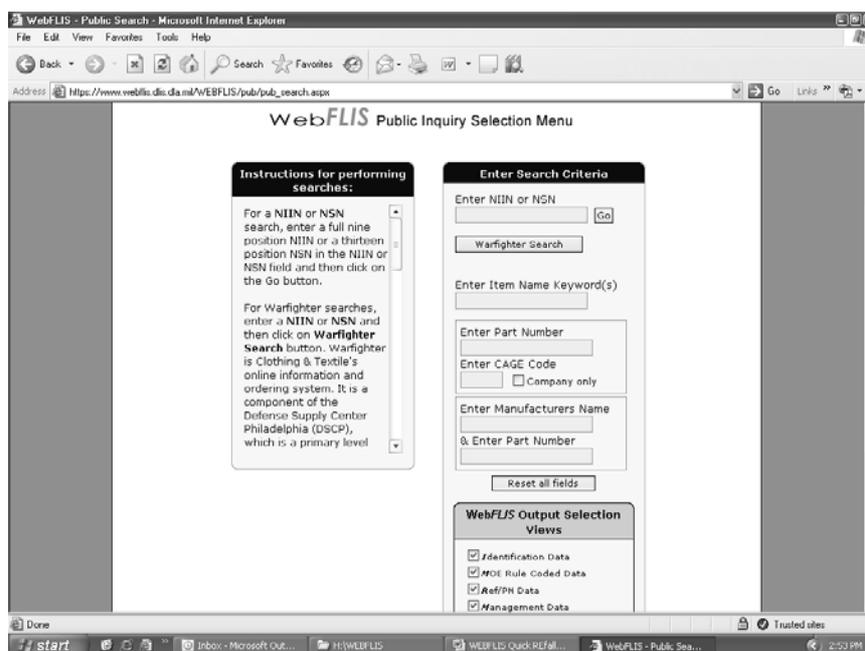
- NSN
- 物品名 (Item Name)
- 検索日時
- バージョン (Public Search)
- 物品の写真 (ある場合とない場合がある)

<sup>90</sup> なお、Warfighter.com のトップページは <http://warfighter.dla.mil/newmenu/Index.jsp> であり、こちらからも同様の情報を手に入れることができる。

7種類の検索結果は以下のとおりである：

- Identification Data
- MOE Rule (Coded)
- Reference/Part Number
- Management Data
- Phrase Data
- Freight Data
- Characteristic Data

続いて以下の7種類のデータについては最初の検索画面下のチェックボックスのチェックを外すことにより、表示するデータを自由に変えることができる。（通常の状態では、Identification Data、Reference / Part Number Data、Management Dataが表示されるようになっている。）



データは以下のように基礎情報と、7種類の情報内容が3段階のレベルで表示される。

- 7種類の情報のタイトル = 大項目（紫地に白抜きの子）
- 小項目（青地の字）
- 小項目の内容に対応するデータ（コード）

WebFLIS - Public Search - Microsoft Internet Explorer

Address: https://www.webflis.dia.mil/webflis/pub/pub\_search.aspx

Reference/Part Number

REF/PN	CLAGE-CD	STAT	RNCC	RNVC	DAC	RNAAC	RNFC	RNSC	RNDC	SADC	HCC	MSDS
M81044-16-10-9	81349	M	2	2	4	KF	2	D				
MIL-W-81044/16	81349	M	4	1	4	KZ	4	D				

Management

EFF-DT	MOE	AAC	SOS	UI	UI-PRICE	QUP	CIIC	SLC	REP	USC
2007274	DE	Y	SMS	ET	\$3.29	Q	U	Q	N	E
2007274	DN	Y	SMS	ET	\$3.29	Q	U	Q	N	N
2007274	DS	Y	SMS	ET	\$3.29	Q	U	Q	N	I

Management Future

FUTURE DATA EFF-DT: 2008001 PRI-DIC: LMD ORI-DIC: LGM ORG-ACTY: GX

EFF-DT	MOE	AAC	SOS	UI	UI-PRICE	QUP	CIIC	SLC	REP	USC
2008001	DS	Y	SMS	ET	\$3.29	Q	U	Q	N	I

Phrase

MOE	USC	PHRS-CD	PHRASE-CODE-DATA	ORDER-OF-USE	JUMP-TO-CODE	OPA	UM
DE	E	N				0	
DN	N	N				0	

Phrase Future

FUTURE DATA EFF-DT: 2008001 PRI-DIC: LMD ORI-DIC: LGM ORG-ACTY: GX

EFF-DT	MOE	USC	PHRS-CD	PHRASE-CODE-DATA	ORDER-OF-USE	JUMP-TO-CODE	OPA	UM
2008001	DS	I	Z	6145010893811			0	

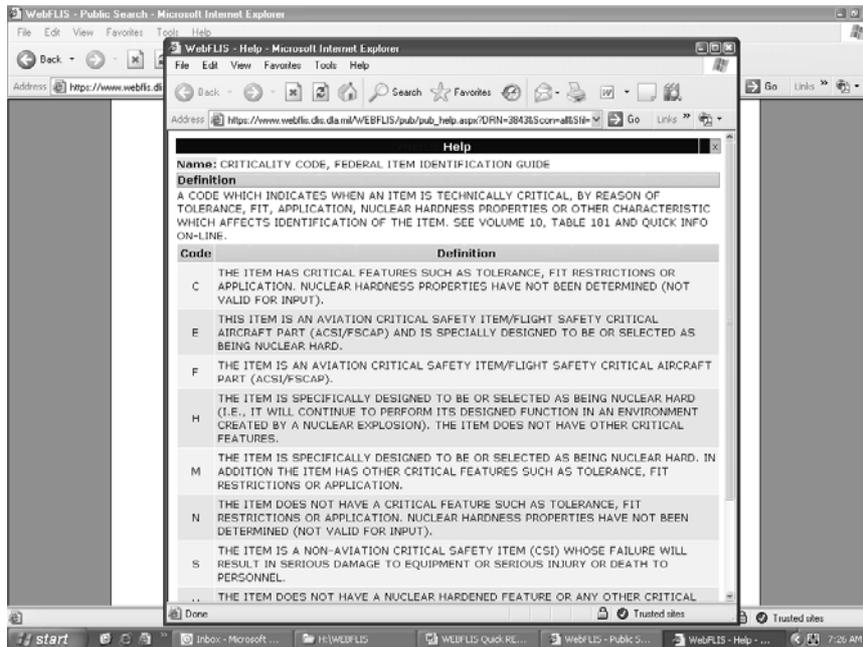
Freight

ACTY-CD	SUB-ITM	UFC-CD	HMC-CODE	CLASS-RTG	LS-CRID	RAIL-VARI	WTR-COM	TYP-CGO	SPC-HAND	AIR-DIM
	NMFC									

なお、全てチェックをいれても必ずしも全部のデータが表示されるというわけではない。物品によっては7種類のうち、いくつか大項目が表示されないこともしばしばある。

小項目以下の具体的な検索結果は、一部を除きコード（記号）の形で表示される。コードの読みとりが必要となる。コードの読み取り方はマニュアル及び検索結果ページの各項目に付与されているハイパーリンクを参照することで入手することができる。

また、小項目以下の検索結果は略称であるため意味がわかりにくいだが、この場合も小項目についているハイパーリンクから、解説を入手することができる。



小項目やコードについているハイパーリンクをクリックすると、このような小項目の解説と、コードの読み取り方が表示される。

#### 1 Public Search による検索結果(兵站情報)の表示の例外

Public Search ではいずれの検索方法によっても、基本的には NIIN による検索を行った場合と同様のフォーマットに沿った検索結果が表示される。しかし、以下の2つの検索方法を採用した際は、表示される検索結果がフォーマットに沿わないものとなる。

- (1) CAGE Code による検索を行い”company only”にチェックを入れたとき。  
BINCS というデータベース上の情報が表示される。
- (2) NIIN を入力し、通常の”Go”ではなく”Warfighter Search”を行ったとき。  
Warfighter.com というデータベースの情報が表示される。

#### 4.2.3 Public Search による検索結果(兵站情報)の見方

基本的には前項で説明したように、どの検索方法でも、同一のフォーマットでの検索結果が表示される。ただし、「検索結果の例外」の項で後述するように、一部の検索方法 (Warfighter’s search, CAGE Code ”Company only”) では外部のデータベースの情報が表示されるため、表示されない情報がある。

以下では、基本的な検索方法での検索結果について以下の事項を説明する。：

- Public Search で検索できる 7 種類の大項目の意味（Identification Data、MOE Rule (Coded)、Reference / Part Number、Management Data、Phrase Data、Freight Data、Characteristic Data）
- 7 種類大項目以下にある小項目の検索項目（一部）

#### Identification Data

物品を認識・識別するために集められたデータを表示する。項目の内容を大別すると次の 2 つになる。

- 1：物品認証のプロセスに関するデータ。例えば DLIS がいつ物品を認識したか、どのようなガイドラインを参照したか、また物品の認識にはどの程度成功したのか等。
- 2：認証された物品の属性に関するデータ。具体的には、物品が非軍事化を要するか、希少金属や危険物質を含むか、電気耐性があるか等。

小項目には以下のようなものがある。

- FIIG(Federal Item Identification Code)<sup>91</sup>：  
様々な物品をカタログ化するにあたって、予め制定されているガイドラインのうち、いずれを用いたかを示す。
- INC(Item Name Code)：  
それぞれの「物品名」(Item Name) に対して、DLIS が承認を行い、承認された物品に与えられた識別番号。DLIS によって承認されていない物品名には 77777 の番号が与えられる。
- CRIT-CD(Criticality Code):  
なぜその物品が技術的に重要なものか示すコード。「技術的に重要」というのは、例えば耐用性が高い、応用性がある、核耐用性がある等を意味する。
- PMIC(Precious Metals Indicator Code)：  
金銀プラチナ等希少金属が物品に含まれている場合、その種類を示す。

#### MOE Rule Data (coded)

連邦カタログ制度 (FSC) の利用者はそれぞれ 4 文字のコードが割り当てられる。これが MOE(Major Organizational Entity)コードである<sup>92</sup>。MOE を付与された組織がどのように物品管理等にかかわったかを示す。

---

<sup>91</sup> FIIG の一覧リストはこちらとなる。<http://www.dlis.dla.mil/fiigdata/fiigs.htm#AFIIGS>

<sup>92</sup> <http://www.dla.mil/dlaps/samms/m4140.2/ii/3/e/e413p.doc>

凡例：OVERSHOES,NUCLEAR,BIOLOGICAL AND CHEMICAL CONTAMINANTS PROTE  
を 検 索 し た 結 果 ( NSN : 8430015419033 )

M	A		DT-		I	SUP	SUP	D
O	A		AS		M	P-CO	P-R	S
E-	M	NIMSC	GN	IMC	C	LLA	CV	O
RL	C		D		A	B	R	R

A1		http://www.dlis.dla.mil/webf	200	http://www.dlis.dla.mil/webf				
05	0	lis/pub/pub_help.aspx?DRN	618	lis/pub/pub_help.aspx?DRN				
		=0076&Scon=1&Sfil=%20	2	=2744&Scon=1&Sfil=%20				

FO		http://www.dlis.dla.mil/webf	200	http://www.dlis.dla.mil/webf				
O5	0	lis/pub/pub_help.aspx?DRN	618	lis/pub/pub_help.aspx?DRN				
		=0076&Scon=1&Sfil=%20	2	=2744&Scon=1&Sfil=%20				

- MOE-RL(MOE Rule Code) : 4 文字のコードで最初の一文字は当該物品管理について責任を持つ機関を意味する。あとの3文字は後々の管理のためであり、特に意味をもたない。
- AMC (Acquisition Method Code)/ AMSC (Acquisition Method Code Suffix) : 物品の入手方法を示すコード。
- DT-ASGND: : 登録された日付を示す。

Reference/Part Number Data

Part Number とは、製造 / 供給業者が独自に、自らが製造する物品や部品につけた番号のことである。他のデータベースを参照している番号であるがゆえに、Reference Number(参照番号 = 参照しているデータベースを示す番号) + Part Number(部品・物品番号)の組み合わせとなる。

凡例：HEAT SHIELD, EXHAUST を 検 索 し た 結 果 ( NSN: 1560015176832 )

C											
R	A	S	R	R					M		
E	G	T	N	N					S		
F/	E	A	C	V	AA	RNFC	RNSC	RNJC	SADC	HCC	D
P	-	T	C	C	CA						S
N	C				C						
D											

43						http://www.dli	http://www.dli	http://www.dli	http://www.dli	http://www.dli
17	7					s.dla.mil/Web	s.dla.mil/Web	s.dla.mil/Web	s.dla.mil/WebF	s.dla.mil/WebF
57	7	A	3	3	5	Flis/pub/pub_	Flis/pub/pub_	Flis/pub/pub_	lis/pub/pub_he	lis/pub/pub_he
6-	4				Z	help.aspx?DR	help.aspx?DR	help.aspx?DR	lp.aspx?DRN=	lp.aspx?DRN=
80	4				Z	N=2920&Sco	N=2923&Sco	N=2750&Sco	4672&Scon=1	2579&Scon=1
8	5					n=1&Sfil=%2	n=1&Sfil=%2	n=1&Sfil=%2	&Sfil=%20%2	&Sfil=%20%2
						0	0	0	0	0

5										
V	8									
P	1									
79	2	A	1	3	5	Z				
10	0					Z				
2-	5									
11										
5										

- REF/PN : 部品 / 物品番号 + 参照するデータベースを示した番号
- CAGE-CD : 当該製造 ( 供給 ) 業者を示す番号
- STAT : 上記製造 ( 供給 ) 会社の状態 ( ex:活動しているか等 ) を示す番号
- RNCC、RNVC: Reference Number( 参照番号 ) がどのような種類か、Reference Number にどのような変化があったのかを示す番号

#### Management Data

入手した物品を管理するために集められたデータを表示する。

下記凡例のように、物品の管理に変更が起こるたびに、その動きが記録される。

凡例 : APPLE DESSERT, SHELF STABLE を検索した結果 ( NSN: 8940011477855 )

EFF-DT	MOE	AAC	SOS	UI	UI_PRICE	QUP	CIIC	SLC	REP	USC
2005274	DA	Z	SMS	CN	\$11.62	4	U	6	Z	A
2005274	DM	Z	SMS	CN	\$11.62	4	U	6	Z	M
2007091	DS	Z	SMS	CN	\$11.62	4	U	6	N	I

- EFF-DT(Data, Effective, Logistics Action) : 記載された業務が行われた ( データが有効になった ) 日付。日付はユリウス暦で記されている。はじめの 4 桁は西暦。下の 3 桁は 1 月 1 日から何日目かを表す。

- UI-PRICE(Unit Price) : 1 ユニットあたりの価格。1 ユニットの数量は次の QUP コードで示される。
- QUP(Quantity per Unit Pack Code) : 1 ユニットあたりの数量をしめすコード。
- MOE (Major Organizational Entity Code) : 連邦カタログプログラム ( FCP ) のもと、軍隊並びに NATO 関係国に付与された 2 文字のコード。
- REP (Reparability Code) : 物品の修復可能性を示したコード。
- USC (Using Service Code) : 物品を使用する主要な軍隊 / 物品の統合管理機関 / 文民機関等を峻別するコード。

凡例 : データが詳細であるため、詳述はしないが、ここから次のようなデータが読み取れる。

- 2005 年 10 月 1 日にこの物品は DLS (Defense Logistic System) で有効になった。MOE・USC から、この日よりこの物品を管理するのは以下の軍隊であることがわかる。
- MOE 「DA」=Department of the Army 「DM」=US Marine Corps  
( USC 「A」=US Army 「M」=US Marine Corps )
- 1 行目 2 行目より、ほぼ同一の物品を二つの部署が入手したことがわかる。
- 3 行目は EFF-DT が異なっている。2007 年 4 月 1 日に MOE=「S」で示される Defense Logistics Agency に物品が移ったことがわかる。
- 1・2 行目と 3 行目で変化しているのは「REP」と「USC」である。  
「REP」=N は物品が劣化し、使用されるべきではないことを、「USC」=I は Integrated Material Manager を示す。これらから、Army と Marine Corp が所有していたが、物品の劣化を理由に DLA が統合して保管するようになった旨がわかる。

#### Future Management Data

Management Data の下に、Management Data と同様の形式・掲載項目で Future Management Data が記載されることがある。これは、未来における Management Data の変更を示す。

#### Phrase Data

NSN(National Stock Number)とほかのさまざまなデータとの関連を示す。

凡例 : HEAT SHIELD, EXHAUST を検索した結果 ( NSN: 1560015176832 )

M U		PHRAS	ORD	JUMP Q	
O S	PHRS-CD	E-CODE	ER-O	-TO-C P	UM
E C		-DATA	F-US	ODE A	
			E		

D L F	http://www.dlis.dla.mil/webflis/pub/pub_help.aspx?DRN=2862&Scon=1&Sfil=%20		AAE	0	http://www.dlis.dla.mil/webflis/pub/pub_help.aspx?DRN=0107&Scon=1&Sfil=%20%20
D L F	G	1560015 221633	AAA	0	

- MOE(Major Organizational Entity Code) : 連邦調達目録プログラムに参加する軍隊並びに NATO 関係国に付与されたコード。
- USC (Using Service Code) : 物品を使用する主要な軍隊 / 物品の統合管理機関 / 文民機関等を峻別するコード。
- PHRS-CD : NSN と Reference Data (引用データ) との関連を示す。  
PHRASE-CODE-DATA : NSN と Reference Data との関係が変化した場合その変化を示す。

#### Freight Data

輸送に関するデータを表示する。内容としては、NMFC (National Motor Freight Classification)関連のデータと、運搬方法 / 注意事項等を指定するデータが中心となる。

- NMFC (National Motor Freight Classification)  
NFMTA<sup>93</sup>(National Freight Motor Traffic Association)は全米の運送業者を統括しており、運送料金を定めたり、包装を指定するために、全ての物品に番号を付与している。Web FLIS から直接はアクセスできないものの、輸送に際して付与される NMFC が記してある。
- UFC-CD-MODF(Uniform Freight Classification Code Modified)  
こちらも NMFC と同様の内容を示すコードであるが、発行者が米国鉄道輸送委員会 (National Railroad Freight Committee)であり<sup>94</sup>、鉄道業者を通じて運送を行うときに参照されるコードである。
- TYP-CGO(Type of Cargo Code)  
海上輸送が行われる際に、どのような荷物 (例えば爆発性のある物品、毒性のある

<sup>93</sup> <http://www.nmfta.org/Pages/welcome.aspx>

<sup>94</sup> <http://www.narps.net/UFC%206000/6000-M-03.pdf>

物品等)と一緒に輸送されるのかを示す。

凡例:「4」=放射性物質 「M」=磁気を帯びた物質

- SPC-HAND(Special Handling Code)

海上輸送が行われる際に、取り扱い上どのような注意が必要なのかを示す。

凡例:「4」=壊れやすいので保護されている

Characteristics Data (decoded – non-proprietary only :

物品どのような特徴をもっているかを、規格化されたデータとして表示する。ここでいう特徴には物品の大きさ、色等様々なものが含まれる。

検索の結果、表示されるのは以下の3つの項目である。

- MRC (Master Requirement Code) : その物品のもつ特徴(大きさ、色等)をアルファベットでコード化したもの。
- Requirement Statement : MRC がどのデータ領域(物品名なのか、大きさなのか、色なのか)に言及しているのかを示す。
- Clear Text Reply : 具体的な内容(大きさならば何インチなのか、色ならば何色なのか)を文章の形で述べる。

凡例: NSN: 7530001941434 item name: PAPER,CARBON,PENCIL を検索した際の、Characteristics Data を検索した結果である。

M R C	Requirement Statement	Clear Text Reply
NAME	ITEM NAME	PAPER,CARBON,PENCIL
ABGL	WIDTH	10.000 INCHES NOMINAL
ABRY	LENGTH	12.000 INCHES NOMINAL
AKMY	USAGE FORM	SHEET
AQYC	COATED SIDE QUANTITY	1
HUES	COLOR	BLACK
ZZZT	NONDEFINITIVE SPEC/STD DATA	3 TYPE

例えばこの場合、次のような情報が含まれている。

- PAPER, CARBON,PENCIL という名称である。
- 幅 10 インチ、長さ 12 インチである。
- シート状にして用いられる。

- コーティングされている面は一つである。
- 色は黒である。

### 4.3 BSM Query とその使い方について

BSM (Business Systems Management)Query では全ての人が情報収集を行うことができる。利用者としては主にベンダーを想定しており、物品が BSM (取引業務管理) 下にはいつているかどうかを見ることができる。

#### 4.3.1 BSM Query による物品検索方法

まずは検索画面 [https://www.webflis.dlis.dla.mil/webflis/pub/pub\\_search\\_BSM.aspx](https://www.webflis.dlis.dla.mil/webflis/pub/pub_search_BSM.aspx) を開く。ここでは次に挙げる項目に関する検索欄が並んでいる。まずは BSM 情報を調べたい物品を特定するために、以下のうちのいずれかを入力する。

##### 【検索方法一覧】

##### 1 : NIIN 又は NSN

NIIN、NSC とともにアメリカにおいて承認された全ての物品に対して、連邦カタログプログラム (Federal Cataloging Program) のもとで割り当てられている通し番号のことを指す。物品の種類を識別する 9 桁の番号は NIIN (National Item identification Number) と呼ばれる。これに FSC (Federal Supply Classification) 4 桁を加えると計 13 桁の NSN(National Stock Number)となる。

【検索結果】もし NSN / NIIN が BSM に含まれる場合、NSN、物品名の他、その物品に関連する part number とそれに対応する CAGE Code が表示される。

##### 2 : CAGE Code

CAGE Code とは Business Identification Number Cross-Reference System (BINCS)というシステムを通じて、連邦政府によって振られた通し番号のこと。

【検索結果】もし入力した CAGE Code が BSM で有効な場合、その会社が製造する物品の物品名と NSN が表示される。

##### 3 : FSC(Federal Supply Class)

既に述べたように、連邦政府がおおまかな物品の一群に対して付番する 4 桁の番号。

例 : 4460=Air Purification Equipment

7735=Parts and Accessories of Phonographs, Radios, and Television Set: Home Type

### 4.3.2 BSM Query による物品検索結果の表示

BSM Query は物品が BSM の試みに含まれているかどうかを調べるためのものであり、それ以上の情報は表示されない。もし BSM に含まれている場合、Supplier Information Resource Center (SIRC)や Customer Relationship Information Center (CRIC)へのリンクが記載される<sup>95</sup>。

### 4.3.3 BSM Query による物品検索結果の見方

前述の通り BSM Query は物品が BSM のに含まれているかどうかを調べるためのものである。検索結果が表示された場合、その物品が BSM に含まれることになる。それに対し検索結果が表示されない場合、物品が BSM に含まれないことを示す。

## 4.4 Restricted/Sign on Query とその使い方について

Restricted/Sign on Query には以下の 4 つの機能がある。

- 1 : "Bulletin Board" ( 掲示板 ) : Web FLIS に関する最新情報を知ることができる。
- 2 : "Online Query" ( オンライン検索 ) : 兵站情報の検索
- 3 : "Statistics" ( 統計 )
- 4 : "Registration" ( 登録 ) : 登録情報を変更できる。

### 4.4.1 アクセス制限とログイン

Restricted/Sign on Query で情報を検索するには、User ID 及びパスワードが必要である。

User ID 及びパスワードはウェブサイト

<https://www.webflis.dlis.dla.mil/preregistration/Default.aspx> で情報を登録することによって入手することができる。パスワードは 60 日ごとに変更しなければならない。また、他人にパスワードの使用を認めることは違反となり、アクセス権限を停止される。User ID 及びパスワードでログインを行った後、メインメニューに "Bulletin Board" ( 掲示板 ) "Online Query" ( オンライン検索 ) "Statistics ( 統計検索 )" "Registration ( 登録情報 )" の 4 つの機能が表示される。以下では Online Query 及び Statistics について説明する。

### 4.4.2 Online Query とその使い方について

#### 4.4.2.1 Online query による物品検索方法

検索を行うには、メインメニューから Online Query を選択する。ここでは、以下の情報に関する検索欄が並んでいるが、以下の方法のいずれかによって兵站情報を調べたい物品を絞り込むことができる。Online Query には以下の検索方法がある。約半数は Public Search と同様の検索方法であるため、同一である場合詳細は省略するが、Public Search の際と表示される情報が異なる点には注意が必要である。

<sup>95</sup> <http://www.dlis.dla.mil/webflis/learn.asp>

Online Query には以下の 10 通りの検索方法がある。

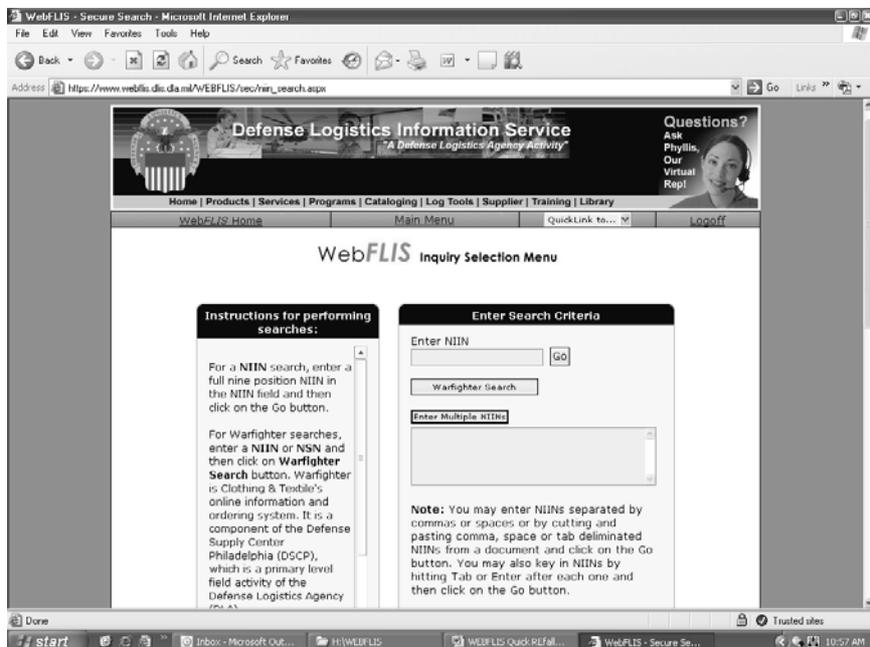
- 1 : NIIN
- 2 : 複数の NIIN
- 3 : 物品名 ( Item Name )
- 4 : Part Number の全部又は一部
- 5 : CAGE Code
- 6 : Part Number と CAGE code / Part Number の一部と CAGE Code
- 7 : 医療用語 ( Medical Keyword )
- 8 : Unique Item Tracking (UIT) Code
- 9 : Management Control Number(MCN)、 Local Stock Number(LSN)
- 10 : Warfighter's Search

1 : NIIN

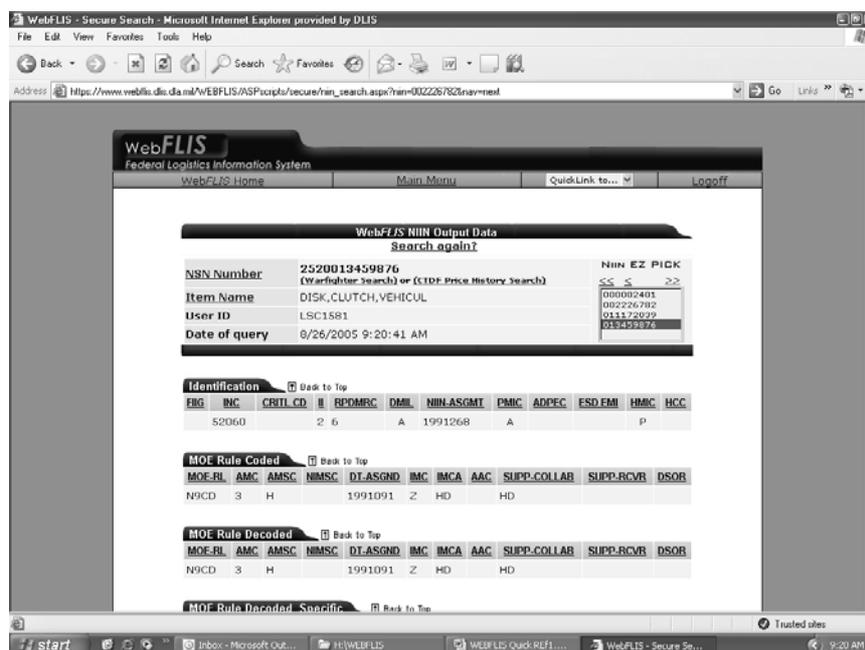
基本的には Public Search の際と同様である。

2 : 複数の NIIN

基本的には NIIN 単独で検索した際と同じであるが、複数 ( 最大 2,500 個 ) の NIIN を同時に検索することができる。



【検索結果】：入力した NIIN と同一の NIIN を持つ物品の NIIN が表示される。



右上に物品を選択するウィンドウがあり、複数の物品の兵站情報を連続して閲覧することができる。

### 3：物品名(Item Name)

基本的には Public Search の際と同様である。

### 4：Part Number / Part Number の一部

基本的には Public Search の際と同様である。

### 5：CAGE Code

基本的には Public Search の際と同様である。

( ”Company Only” のチェックの有無で検索結果は 2 種類となる。 )

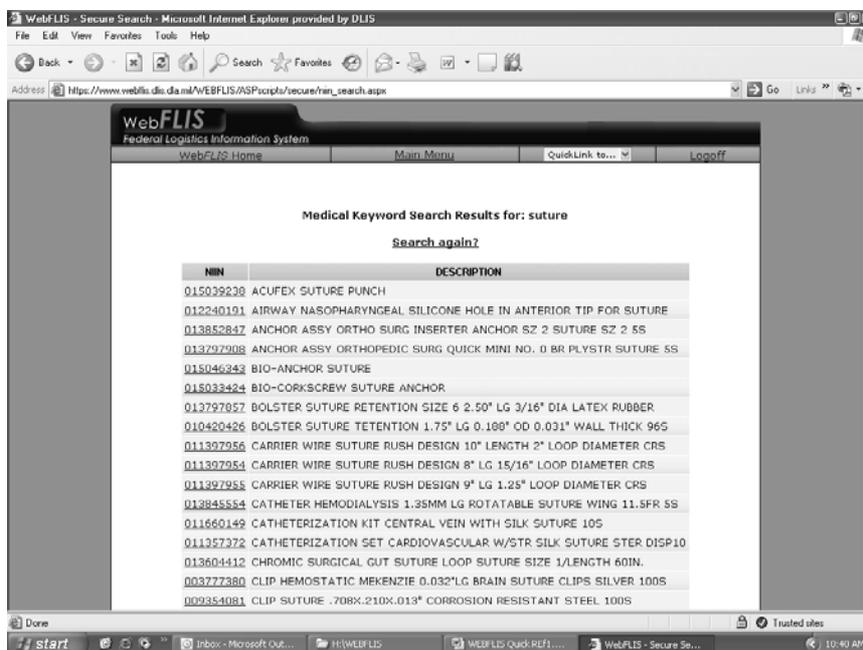
### 6：Part Number と CAGE code / Part Number の一部と CAGE Code

基本的には Public Search の際と同様である。

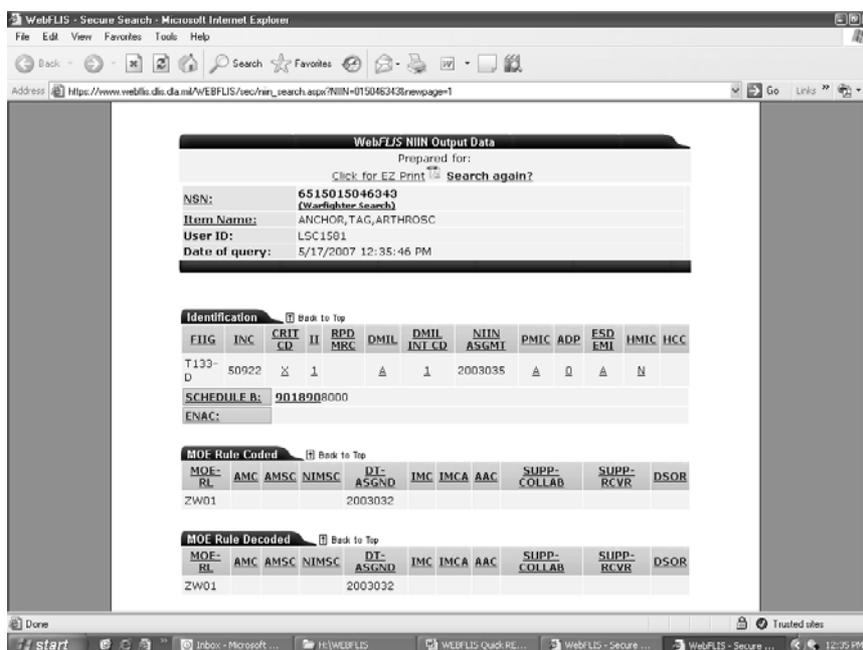
### 7：医療用語 ( Medical Keyword )

例えば ”suture” ( 縫合 ) のような医療用語を入力すると、その医療用語と関連する物品が検索される。

【検索結果】候補となる物品のNIIN（National Item identification Number）,及びその物品に関する簡単な記述（description）が一覧となって表示される。



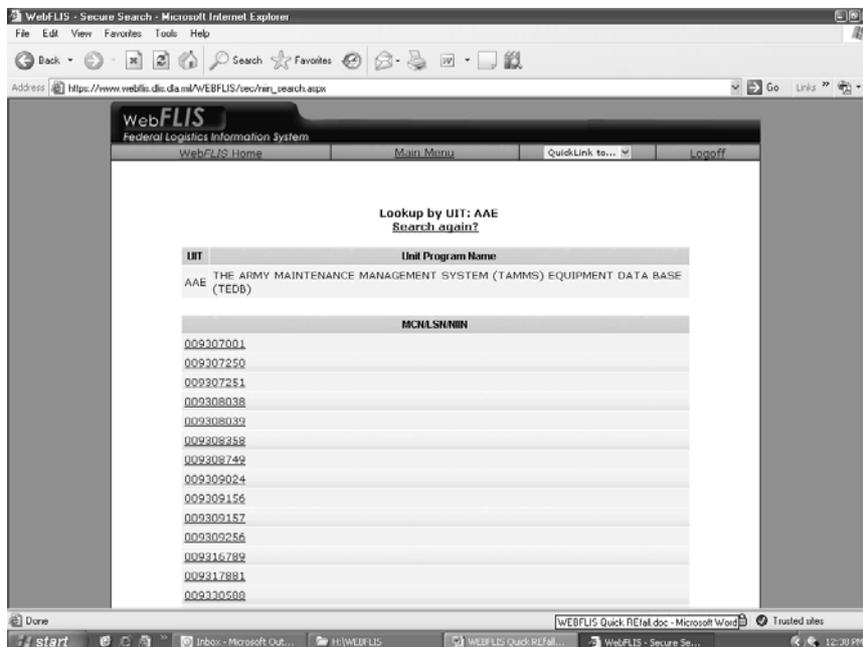
そのうち一つを選択すると一つの物品に特定され兵站情報が表示される。



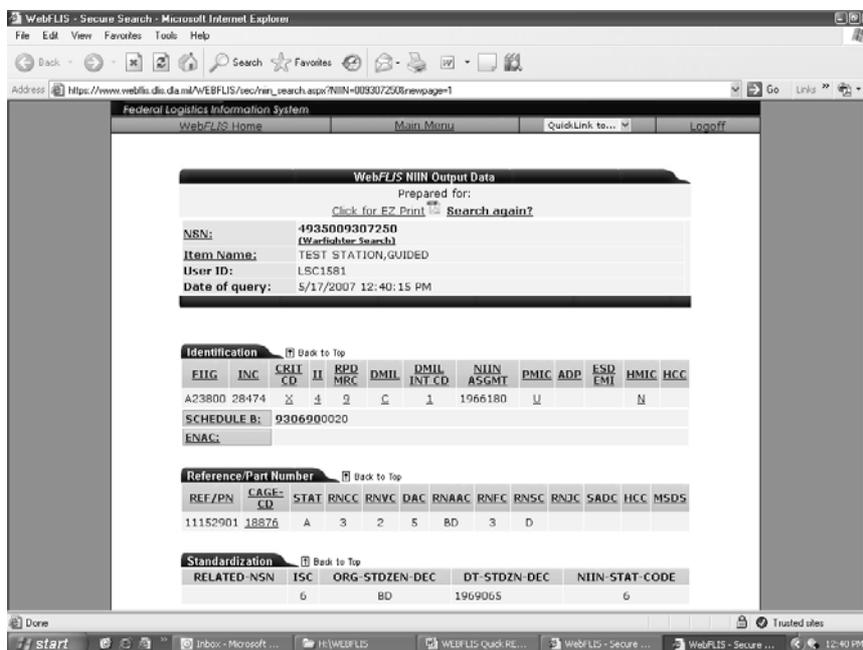
8 : Unique Item Tracking (UIT) Code

国防総省の中、独自にある物品追跡プログラムに含まれる物品を検索する。3文字のアルファベットが国防総省内の物品検索プログラムを表している。

例：AAE = The Army Maintenance Management System (TAMMS) Equipment Data Base (TEDB)  
 【検索結果】UIT の3文字のアルファベットを入力すると、そのプログラム(ユニット)名  
 及びそのプログラムに含まれる物品の NIIN 一覧が表示される。



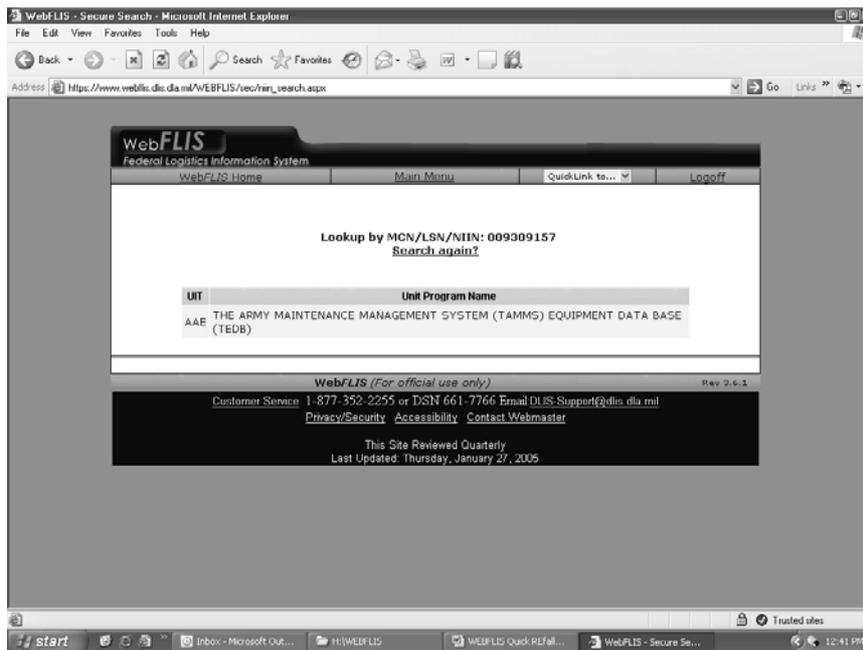
そのうち一つを選択すると一つの物品に特定され兵站情報が表示される。



9 : Management Control Number(MCN)、 Local Stock Number(LSN)

MCN とは、アメリカの軍隊の内部でのみ通用する番号の割り振りであり、NSN とは相互の互換性をもっていない<sup>96</sup>。LSN(Local Stock Number)とは、アルファベット、数字混合の9桁の、特定の部署等ローカルのみで有効である認証番号 LIIN(Local item identification Number) と4桁の FSC(Federal Supply Class)が組み合わさって構成される。MCN,LSN の欄にこの番号を入力する<sup>97</sup>。

【検索結果】UIT Code と Unit Name が表示される。



10 : Warfighter's Search

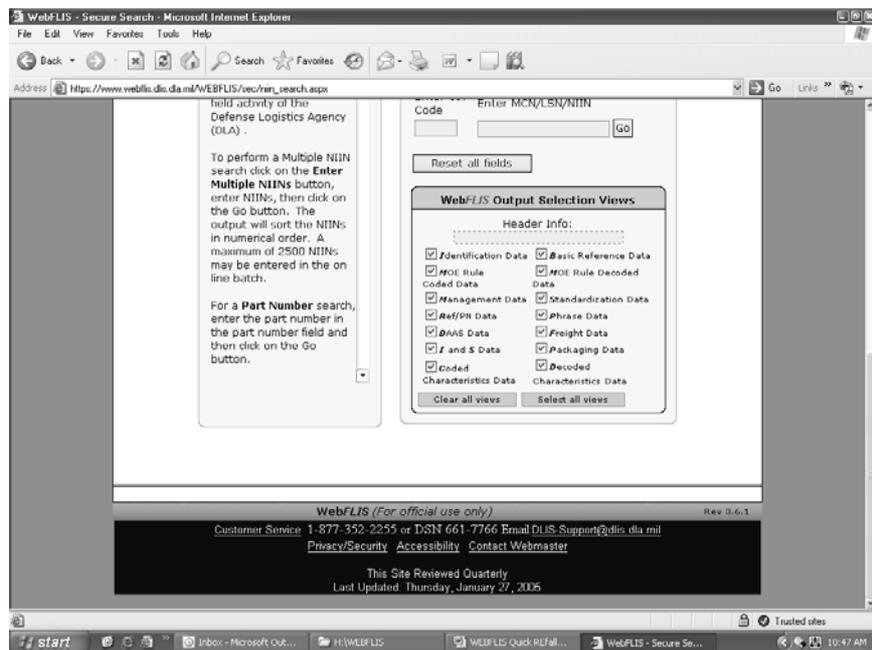
基本的には Public Search の際と同様である。

#### 4.4.2.2 Online query による物品検索結果(兵站情報)の表示

Online Query では基礎情報 (NSN、物品名、検索日時、User ID、物品の写真(ある場合とない場合がある))が、またそれ以外に以下の7種類の検索結果が表示される。なお、以下の11種類のデータについてはチェックボックスのチェックを外すことにより、表示するデータを自由に変更することができる。

<sup>96</sup> [http://wikileaks.org/wiki/Management\\_Control\\_Number](http://wikileaks.org/wiki/Management_Control_Number)

<sup>97</sup> <http://www.dlis.dla.mil/PDFs/hmis.pdf>



### 【Public Search と共通の大項目】

詳細は Public Search の欄を参照のこと。

- Identification Data
- Reference/Part Number Data
- Management Data
- Freight Data
- Phrase Data

### 【Public Search と共通だが、データの掲載方法が異なる大項目】

- MOE Rule Data (coded and/of decoded)
- Characteristics Data (coded and/or decoded)

### 【Online Query では閲覧できるが Public Search では閲覧できない大項目】

- Standardization Data
- DAAS Data
- Packaging Data
- Basic Reference Data

#### 4.4.2.3 Online Query による物品検索結果(兵站情報)の見方

以下では、Public Search と異なる項目のみ述べる。重複する項目については Public Search の項目を参照のこと。

##### 【Public Search と共通だが、データの掲載方法が異なる大項目】

MOE Rule Data (coded and/of decoded)

基本的には Public Search の際と似た検索結果を手に入れることができる。ただし Public Search では厳密に機関を特定できない MOE Rule Data Number しか手に入らないのに対し、Online Query では FCS の中で機関を特定・コード化した MOE Code 等、より深い情報が多く手に入る。

Characteristics Data (coded and/or decoded)

基本的に物品の特徴を伝えるという方向性は Public Search における Characteristics Data と同一である。Public Search の Clear Text Reply のように明文(Decoded)で与えられるときと、コード化(Coded)されているときがある。Online Query では Public Search では表示されない、コード化された Characteristics Data を表示することができる。

Online Query での Characteristics Data は以下のように表示される：

MRC	SAC/ISAC	MODE	CODED REPLY VALUE
NAME		D	DEVELOPER, INDIRECT ELECTROSTATIC PROCESS
AGXW		D	AAAM
BGKM		D	BL0000
BRPF		D	BYM
FEAT		G	USED ON THE FO-5220 PLAIN PAPER FAX MODEL

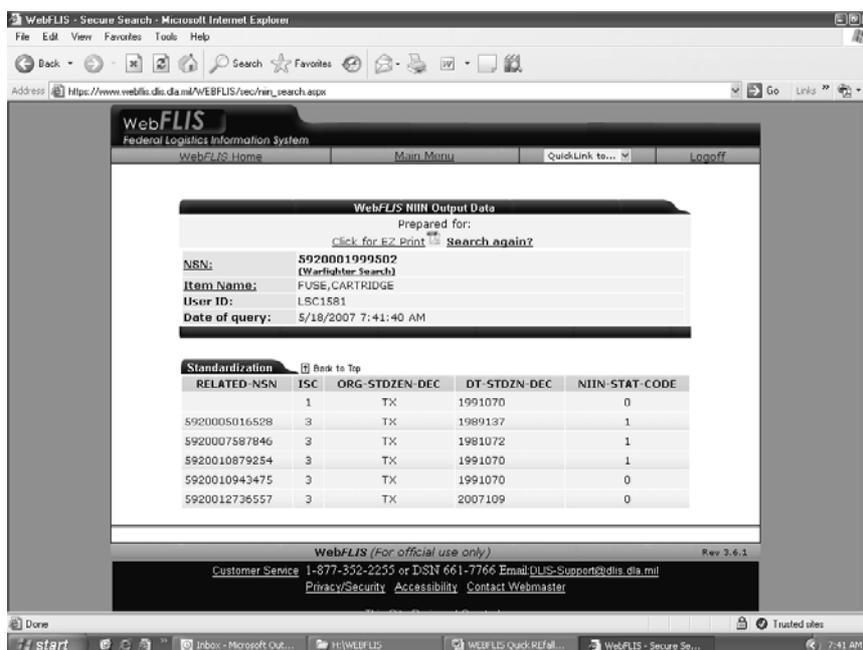
- MRC(Master Requirement Code): その物品のもつ特徴(大きさ、色等)をアルファベットでコード化したもの。
- SAC(Secondary Address Code): MRC に修正、拡張がある際はその旨がコードによって表示される。

- CODE REPLY VALUE : Public Search の Clear Text Reply に相当する、MRC の実際の内容を記したものの。Public Search ( Clear Text Reply ) では明文 ( Decoded ) されたもののみが表示されていたが、Online Query では、内容がコード化されたものも表示される。

【Online Query では閲覧できるが Public Search では閲覧できない大項目】

#### Standardization Data

国防総省は物品調達のコストを下げることを目的に、物品の標準化プログラムである Defense Standardization Program<sup>98</sup>を実行している。



- Related NSN : 代替可能性をもつ物品の NSN(National Stock Number)。当該物品が調達の認可を受けていない物品の場合、代替可能な物品の NSN が表示される。
- ISC : 国防総省の標準化マニュアル ( Standardization Manual ) に基づき、その物品の標準化の状態を示したコード。  
例 : 「6」 = ほかの物品では代替することのできない物品。
- DT-STDZN-DEC : その物品がいつ国防総省の標準化プログラムに則り、標準化されたかを示す。

#### DAAS Data

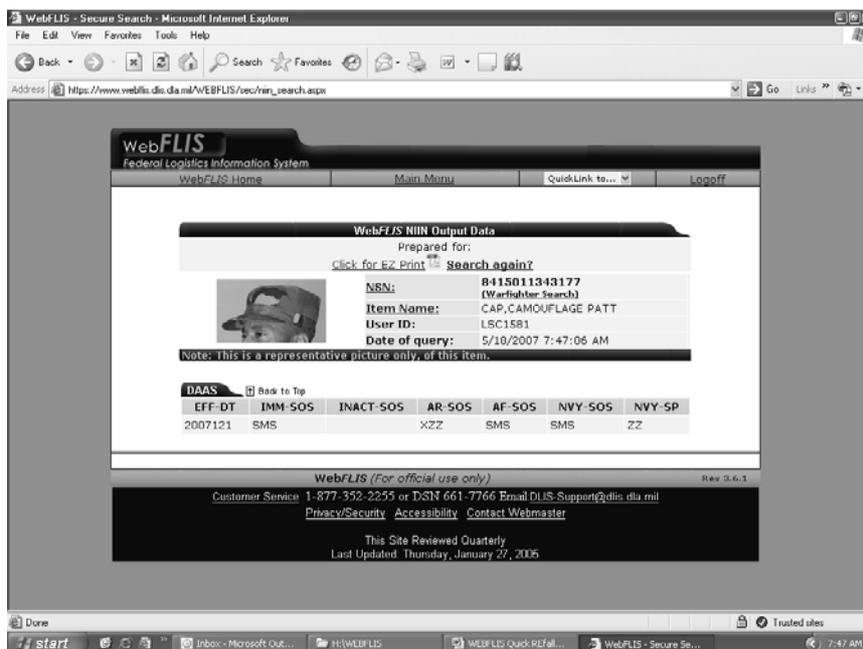
DAAS<sup>99</sup> ( Defense Automatic Addressing System ) はアメリカの軍隊や防衛関連の省庁、機関を繋ぐコンピューターのシステムであり、ロジスティック関連の情報がリアルタイムで

<sup>98</sup> [http://www.dsp.dla.mil/APP\\_UI/DisplayPage.aspx?action=content&contentid=66](http://www.dsp.dla.mil/APP_UI/DisplayPage.aspx?action=content&contentid=66)

<sup>99</sup> [https://www.daas.dla.mil/daashome/daasc\\_home.asp](https://www.daas.dla.mil/daashome/daasc_home.asp)

更新されるようになっている。軍隊や省庁、防衛産業関連の企業であればパスワードを用いてデータベースのアクセスすることができる。DAAS を用いて行う、物品の請求、発送等のロジスティック標準手続を MILSTRIP(Military Standard Requisitioning and Issue Procedures)<sup>100</sup> という。

DAAS Data の大項目では、以下のような小項目が表示される。



- AR-SOS : MILSTRIP を用いて陸軍の物品の供給源を検索した際に供給源を示すために用いられるコード。
- AF-SOS : 上記とほぼ同様だが、空軍の物品を検索した際に用いられるコード。
- NAV-SOS : 上記とほぼ同様だが、海軍の物品を検索した際に用いられるコード。

#### Packaging Data

主に物品の物理的なデータ（重さ、大きさ、1 ユニットあたりの個数等）や保存方法（保存場所、保存場所、保存場所の乾湿等）、物品の包装方法（包装材料やクッション材の種類、コンテナの番号等）についてのデータを扱う。

- Item Weight (Un packed Item Weight)  
1 ユニットあたりの包装していない状態での重さを示す。
- Unit DIM LEN × WID × DEP  
包装していない状態での縦、横、高さの長さを示す。
- Unit Pack LEN × WID × DEP  
包装後 1 ユニットあたりの縦、横、高さの長さを示す。
- METH PRES (Method of Preservation Code)

<sup>100</sup> [http://www.tpub.com/content/photography/14208/css/14208\\_152.htm](http://www.tpub.com/content/photography/14208/css/14208_152.htm)

空気による自然劣化を防ぐための、予防的保存の方法を示す。

- TOS (Item Type Storage Code)  
保存、輸送中に物品管理をするにあたり、のぞましい空間や環境の情報を含む。
- WRAP (Wrapping Material Code)  
なにで包装すれば望ましいかを示すコード。
- THK CUSH-DUN (Thickness of Cushioning or Dunnage Code)  
どのくらいの厚さで包装すれば望ましいかを示すコード。

#### Basic Reference Data

項目横断的に、FLIS を参照するに当たって核となる情報を表示している。最も基本的である、Part Number や CAGE Code 等の情報も含まれている。その他に、以下に具体例を示す。

- U-PRICE (Unit of Price)  
1 ユニット当たりの価格。
- AAC (Acquisition Advice Code)  
どのように、そしてどのような制限下で物品が取得されたかを示すコード。
- UPC (Universal Product Code)  
物品の上に印刷されたバーコードで物品を識別するために付与されたコード。

#### 4.4.2.4 Online Query による物品検索結果(兵站情報)の例外

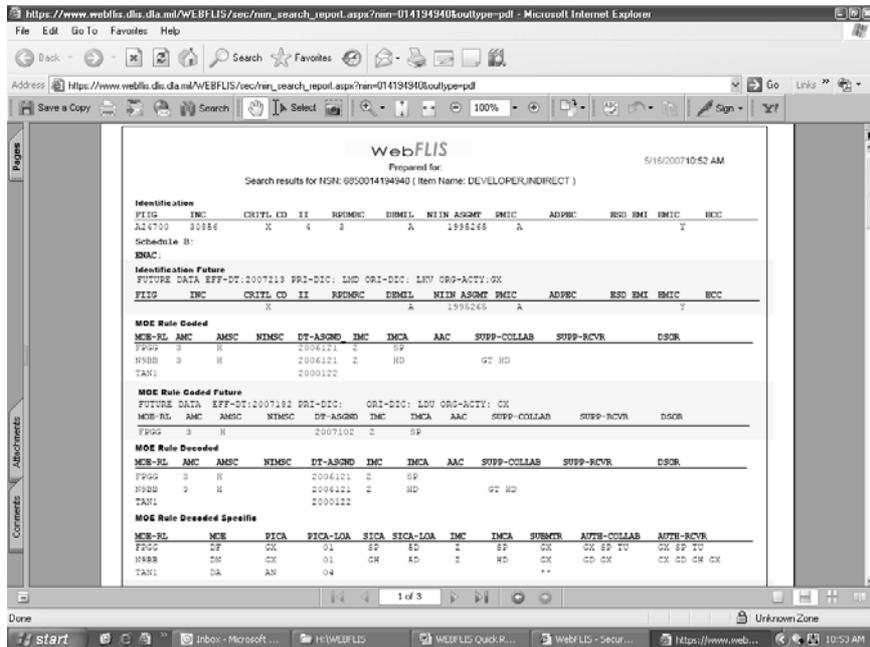
Online Query でも、Public Search の場合と同様に、いずれの検索方法をとろうとも基本的には NIIN による検索を行ったのと同様のフォーマットに沿った検索結果が表示される。しかし、以下のように表示される検索結果がフォーマットに沿わない場合がある。

- (1) Management Control Number(MCN)、Local Stock Number(LSN)による検索を行ったとき、UIT Code と Unit Name のみが表示される。

#### 4.4.2.5 Online Query 検索結果の異なる出力方法

##### 1 - EZ プリント

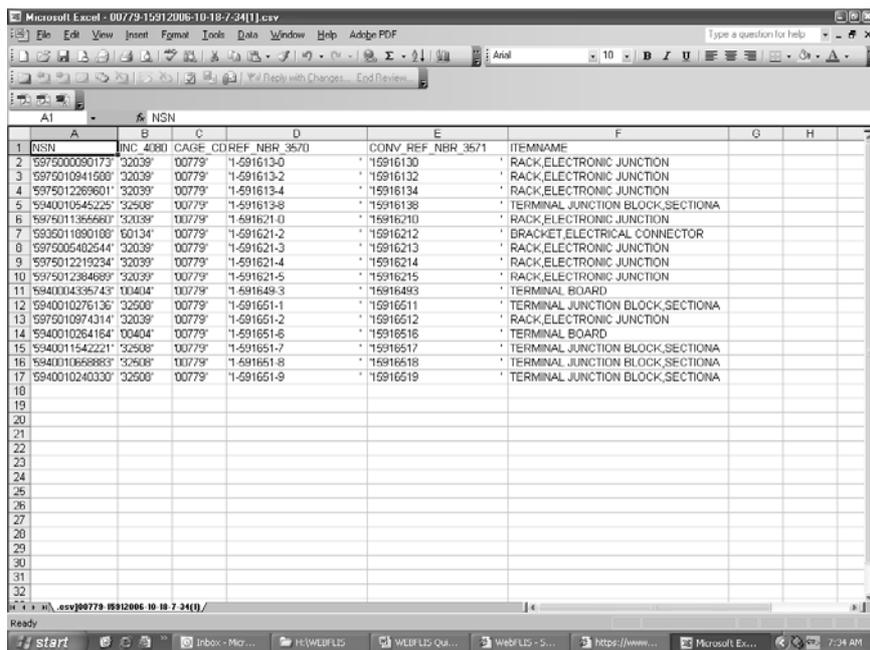
Online Query では、標準的な検索結果の上部に、“Click for EZ Print”というボタンが表示される。ここをクリックした場合、検索結果を下記写真のように PDF 化することができる。



通常の検索結果と同様、チェックボックスをはずしたものは表示されない。また、複数の NIIN で同時検索を行った場合、25 件まで連続して同一の PDF 内で表示させることができる。

## 2 - CSV ファイル化

Part Number (部分) + CAGE Code という検索方法をとったとき、"Export to CSV" というボタンが表示される。このボタンをクリックすることで検索結果をエクセルに出力することができる。



一番左に表示されている NSN をクリックすることで、通常の検索と同様の検索結果を表示させることができる。

## 4.4.3 Statistics とその使い方について

### 4.4.3.1 Statistics における統計検索方法

Statistics においては、日付等を手がかりに FLIS データベースの統計情報について調べることができる。トップページから”Statistics”をクリックすると、以下のような画面が表示される。

The screenshot shows the 'WebFLIS Statistics' page. On the left, under 'Instructions for performing searches:', it states: 'Searches may be made by year, year and month or year month day. Searches may then be performed by date alone or in any combination of User ID, Agency and Activity Code plus the required date field. The date format is ccyy, ccyyymm or ccyyymmdd. After entering the search criteria, click on the Stat Search button to run the query. Note: Statistics are held for one year.' On the right, the 'Enter Search Criteria' form includes fields for 'Query', 'Date', 'User ID', 'Agency', and 'Activity Code', with a 'Stat Search' button.

検索方法には以下のようなものがあり、例えば機関名と日付を入力すれば当該日のその機関の FLIS データベース内の統計情報が入手できる。

- 1：日付のみ
- 2：日付と有効な User ID
- 3：日付と有効な User ID と機関名
- 4：日付と有効な User ID と行動コード（Activity Code）
- 5：日付と機関名
- 6：日付と行動コード（Activity Code）

いずれの際も日付の入力は必須である。

#### 4.4.3.2 Statistics における検索結果 (表示される統計)

The screenshot displays the 'WebFLIS Statistical Output Data' page. At the top, it shows 'Today's Date: 5/17/2007 1:13:19 PM', 'Query Date: 200704', 'User ID: LSC1501', 'Agency: DLA', and 'Activity Code:'. Below this, there are two main sections: 'Public Search Statistics' and 'Secure Search Statistics'. Each section contains a table of search criteria and their corresponding record counts. The 'Public Search Statistics' table includes 'Public' and 'Public BSM' columns. The 'Secure Search Statistics' table includes 'Secure General' and 'Detailed Views' columns. The 'Detailed Views' section lists various data types such as Identification Data, MOE Rule Coded Data, Management Data, Ref/PN Data, DAAS Data, I and S Data, Characteristics (coded), Medical, and UIT, each with a record count.

Public Search Statistics :			
Public		Public BSM	
Public - NIIN	0	Public BSM - NIIN	0
Public - Part Number	0	Public BSM - CAGE Code	0
Public - CAGE Code	0	Public BSM - FSC	0
Public - Part Number/CAGE Code	0		

Secure Search Statistics :			
Secure General			
Secure - NIIN	677 records	Secure - CAGE Code	0
Secure - Part Number	236 records	Secure - Part Number/CAGE Code	0

Detailed Views			
Identification Data	669 records	Basic Reference Data	669 records
MOE Rule Coded Data	669 records	MOE Rule Decoded Data	669 records
Management Data	669 records	Standardization Data	677 records
Ref/PN Data	669 records	Phrase Data	669 records
DAAS Data	669 records	Freight Data	669 records
I and S Data	669 records	Packaging Data	669 records
Characteristics (coded)	669 records	Characteristics (decoded)	677 records

Medical	
Medical	21 records

UIT			
UIT	26 records	MCN/LSN	18 records

基礎情報として以下の情報が表示される。

- 検索実行日
- 検索対象日
- User ID
- 機関名
- 行動コード ( Activity Code )

さらに統計情報として、以下の情報が表示される。

##### 1 : Public Search Statistics

上記検索方法で設定した条件の下、次のような情報が表示される。

- (1) Public Search で検索した場合に表示される NIIN、Part Number 等の数
- (2) BSM で検索した場合に表示される NIIN、CAGE Code 等の数

##### 2 : Secure Search Statistics

上記検索方法で設定した条件の下、次のような情報が表示される。

- (1) Online Query で検索した場合に表示される NIIN、Part Number 等の基礎情報の数  
Online
- (2) Query で検索した場合に表示される DAAS Data、Freight Data 等の数
- (3) 関連する医薬用語 ( Medical Keyword ) の数
- (4) 関連する UIT Code と Management Control Number(MCN)、Local Stock Number(LSN) の数

## 5 別添 2:用語解説

### 5.1 第 1 章

略称	正式表記	概説
ARPA	Advanced Research Projects Agency	DARPA の前身である機関。1996 年に DARPA 名称変更
AVT	Applied Vehicle Technology	対車両応用技術パネル。研究技術委員会に統括される、RTO の作業部会の一つ
AVW	Ausschuss Verteidigungswirtschaft	ドイツ防衛産業委員会
BAA	Broad Agency Announcement	基礎・応用研究に関連するアイデア公募制度
BUR	Bottom-Up Review	1993 年クリントン政権が行った、積み上げ方式による必要戦力の見直し
CD&E	Concept Development and Experimentation	構想の発展と実験。産学との共同運用の観点においては、特定の構想、理論的構造、サブシステム又はシステムが再編プロセスに課される要件を満たす可能性、並びに包括的システムへの統合可能性を、実験という方法を介して確認する手法
CDP	Capability Development Plan	能力開発計画
CIDEF	the Council of the French industries of defence	国内の主要な防衛関連企業を集めたフランス防衛産業審議会
CoC	Code of Conduct on Defence Procurement	防衛調達に関する行動規範。欧州共通の防衛産業市場での調達における基本規則
CPM Channel	The Capability Planning and Management Channel	能力計画管理チャンネル。イギリス国防省の研究チャンネルの一つ
CSCE	Conference on Security and Cooperation in Europe	全欧安保協力会議
DARPA	Defense Advanced Research Projects Agency	国防高等研究計画局。アメリカ国防総省の研究開発における中枢機関
DCI	Defense Capability Initiative	防衛能力向上計画。1999 年の EU サミットにおいて、アメリカとの軍事格差是正のため NATO で合意された
DE&S	Defence Equipment and Support	国防装備支援庁

略称	正式表記	概説
DIS	Defence Industrial Strategy	防衛産業戦略（2005年）
DSO	The Defense Sciences Office	防衛科学研究室。DARPAの統括オフィスの一つ
DTIB	Defence Technological and Industrial Base	防衛技術・産業基盤
DTS	Defence Technology Strategy	防衛技術戦略（2006年）
ECC	Equipment Capability Customer	装備品要求性能カスタマー
EDA	European Defence Agency	欧州防衛機関。欧州共通のオペレーションを確立するため、欧州理事会により2004年に創設された
EDEM	European Defence Equipment Market	欧州防衛装備市場
EDIR FA	European Defence Industry Restructuring Framework Agreement	欧州防衛産業再編成枠組み協定
EDTIB	the European Defence Technological and Industrial Base	欧州防衛技術産業基盤
ER Channel	The Enabling Research Channel	許可研究チャンネル。イギリス国防省の研究チャンネルの一つ
ESDP	the European Security Defence Policy	欧州安全保障防衛政策
FASA	Federal Acquisitions Streamlining Act	アメリカ調達改革（1994年）
FMS	Foreign Military Sales	アメリカが、同盟諸国及び友好諸国との間で行う、装備品輸出の有償援助
FPG	Foreign Procurement Group	外国調達グループ。1999年から開始された、購入諸国からのFMS購入国からFMSの改善要求を調整する会議
GSOMIA	General Security of Military Information Agreement	軍事秘密一般保全協定。兵器技術、作戦情報、暗号情報等の秘密情報の共有や漏洩防止を定めた協定で、日米間では2007年に締結された
HFM	Human Factors and Medicine	人的要因・医療パネル。研究技術委員会に統括される、RTOの作業部会の一つ

略称	正式表記	概説
IEPG	Independent European Planning Group	独立欧州計画グループ。冷戦以前から欧州域内での防衛装備の標準化や資源の有効運用による技術開発や生産及び調達効率化等を目的とする構想
IPTO	The Information Processing Technology Office	情報処理技術研究室。DARPA の統括オフィスの一つ
IST	Information Systems Technology	情報システム技術パネル。研究技術委員会に統括される、RTO の作業部会の一つ
JIP	Joint Investment Programme	共同出資プログラム
LoI	Letter of Intent	1998 年にイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデンの 6 カ国が欧州レベルでの防衛関連企業の再編を促すべく、各国が協調することで合意した声明
MOU	Memorandum of Understanding	相互防衛援助協定及び同協定に基づく了解覚書
MTO	The Microsystems Technology Office	マイクロシステム技術研究室。DARPA の統括オフィスの一つ
OCCAR	Organisation Conjoint de Cooperation en matiere d'ARmement	1996 年 11 月に、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアの 4 カ国が、自国の防衛構想を維持しながら、その効率を最大化すべく発足した国際機関
PEA	Programme d'études amont	上流研究プログラム
PP30	The 30-year prospective plan	1997 年に出された 30 年長期予測プラン
QDR	Quadrennial Defense Review	4 年毎の国防計画の見直し
RAO	the Research Acquisition Organisation	研究調達組織
RDPMG	Research and Development Programme and Management Group	研究開発計画管理グループ
RFP	Request for Proposal	特定の研究開発事案の実施を公募する制度

略称	正式表記	概説
RGPP	Révision Générale des Politiques Publique s	2007年7月フランス政府政策の一般改訂
RMA	Revolution in Military Affairs	主に情報通信分野での技術革新による、軍事における革命
RTO	Research and Technology Organisation	NATO加盟26カ国及びNATOパートナー38カ国と科学分野の共同研究、及び技術情報の交換を推進かつ実施する、世界最大の共同研究組織
S&TF	Systems and Technology Forum	日米装備・技術定期協議
SAS	System Analysis and Studies	システム分析調査パネル。研究技術委員会に統括される、RTOの作業部会の一つ
SCI	Systems Concepts and Integration	システム構想・統合パネル。研究技術委員会に統括される、RTOの作業部会の一つ
SDR	Strategic Defence Review	イギリスの戦略防衛見直し。冷戦後のイギリスの国防政策のベースを示したものとして1998年に発表された
SET	Sensors & Electronics Technology	センサー・電子技術パネル。研究技術委員会に統括される、RTOの作業部会の一つ
SFOR	Stabilization Force	安定化部隊
SIT	Science Innovation Technology	イギリス国防省の研究部門
START	Strategic Arms Reduction Treaty	1991年にアメリカと旧ソ連との間で調印された戦略兵器削減条約
STO	Strategic Technology Office	戦略技術研究室。DARPAの統括オフィスの一つ
TD Channel	The Technology Development Channel	技術開発チャンネル。イギリス国防省の研究チャンネルの一つ
TTO	The Tactical Technology Office	戦術技術研究室。DARPAの統括オフィスの一つ
WEAG	Western European Armaments Group	西欧装備機構(1992年)。IEPGが名称変更

略称	正式表記	概説
WEAO	Western European Armament Organization	1996 年に WEAG が改編されて誕生した
WEU	Western European Union	西欧同盟

## 5.2 第2章

### 5.2.1 防衛装備品の調達制度

#### 5.2.1.1 アメリカ

略称	正式表記	概説
ACQ	Acquisition	調達科目 DAUによる調達担当官教育カリキュラムのうちの調達科目シリーズの略称
ACATs	Acquisition Categories	アメリカの調達規模に応じた調達のカテゴリー分類。分類に応じた承認権限者等が設定される
	Advanced Concept Technology Demonstrations	防衛装備品実演機会の拡張 アメリカの武器システムの調達過程において、調達の意思決定以前に武器システムの合目的性の確認のための実演機会を増やす活動
AF	Award Fee	政府評価に基づいて価格を決定するアメリカの価格決定方法
AFCAA	Air Force Cost Analysis Agency	空軍コスト分析局 アメリカ空軍の防衛装備品調達において価格算定を行う内部局である
AFMC	Air Force Material Command	空軍資材コマンド 空軍の研究、開発、試験、調達プログラムの管理と空軍防衛装備品のロジスティクスの支援を行っている
	Alternative Dispute Resolution	簡易紛争解決 アメリカにおける防衛装備品調達に係わる民間企業との係争に関して、可能な限り簡易的で迅速な解決手法をとる動き
AMC	Army Material Command	陸軍資材コマンド 陸軍の物資の準備、運搬、維持管理を行う主要な指揮命令系統
AOR	Area of Responsibility	担当領域 国外展開する米軍の所管領域。中央、欧州、太平洋の3領域に分かれる

略称	正式表記	概説
ASD(C3I)	the Assistant Secretary of Defense for Command, Control, Communications and Intelligence	国防次官補（指揮命令、統制、伝達、諜報担当） 国防総省配下の次官補で、主に指揮命令系統とそれを支える通信、情報管理を担当領域とする
ASD (NII)	Assistant Secretary of Defense for Networks and Information Integration	国防総省の最高情報責任者であり、情報システムの開発、調達、運用の指針作りと監督を行う
ASN (RD&A)	the Assistant Secretary of the Navy for Research, Development and Acquisition	海軍次官補（調査、開発、調達担当） 海軍内の調達最高責任者
ASA(ALT)	the Assistant Secretary of the Army (Acquisition, Logistics, and Technology)	陸軍次官補（取得、兵站、技術担当） 陸軍内の調達最高責任者
ASAF(A)	the Assistant Secretary of the Air Force (Acquisition)	空軍次官補（調達） 空軍内の調達最高責任者
	Best Value Contracting	価格総合評価 アメリカの防衛装備品調達において、コスト、能力、品質、納期等、あらゆる側面を総合評価する活動
CJCS	Chairman of the Joint Chiefs of Staff	統合推進室長 アメリカ防衛装備品調達において、調達需要形成に関与する統合推進室の長。通達の名称に冠される場合は、統合推進室長認可の通達であることを示す
	Chemical Materials Agency	アメリカ陸軍化学資材局 海軍、空軍も含めた化学資材の集中管理を行っている
CFO	Chief Financial Office	最高財務責任者
CIO	Chief Information Officer	最高情報責任者
	Commercial Items and Practices	民生品利用拡大 アメリカの防衛装備品調達において、民生品の積極的利用により調達コストを低減する活動

略称	正式表記	概説
CAE	Component Acquisition Executive	調達承認階層における機関長の呼称 各軍及び調達部局の長がこれにあたる
CCA	Component Cost Analysis	コンポーネントコスト分析 アメリカの防衛調達において、調達プロセスの各段階で各軍のコスト分析機関が行う価格算定の見直し
CLM	Continuous Learning Modules	継続学習科目 DAU による調達担当官教育カリキュラムのうちのコア科目以外の発達教育科目
CON	Contracting	契約科目 DAU による調達担当官教育カリキュラムのうち契約科目シリーズの略称
CAIG	Cost Analysis Improvement Group	国防長官官房コスト分析グループ アメリカ国防長官官房に属する調達コストの分析機関で、主要防衛調達プログラムの各段階において価格算定に見直し、実施の可否の判断へのフィードバック等を行う
CARD	Cost Analysis Requirements Description	コスト分析必要書類 アメリカの防衛装備品調達の過程で行われるコスト分析において必要とされる書類である
CERs	Cost Estimating Relationships	回帰分析を用いたコスト計算式 複数の既存調達から、価格を構成する主要要素を特定し、線形回帰によりコスト予測を行うための回帰式
CPAF	Cost Plus Award Fee	評価価格付きコスト償還契約 アメリカの防衛装備品調達において、コスト償還契約に、政府による案件実施評価に基づくインセンティブ代金が付加される契約

略称	正式表記	概説
CPFF	Cost Plus Fixed Fee	コスト + 固定料金契約 合理的なコストは全て政府負担。コスト発生の程度に係わらず当初取り決められた利益額が契約業者に保障される。政府にとっては最もリスクが高い契約方式で、民間に負いきれないリスクがある場合等に限定される
CPIF	Cost Plus Incentive Fee	コスト + インセンティブ契約 合理的なコストは全て政府負担。契約業者の利益幅を事前に取り決め、コスト発生に応じて利益を可変させる。コストの発生リスクを政府、契約業者である程度分散でき、契約業者にとってはコスト抑制が利益向上につながるインセンティブとなる
DAB	Defense Acquisition Board	国防調達委員会 アメリカの調達プログラムの承認審査を行う最高機関
DAEOW	Defense Acquisition Executive Overview Workshop	防衛調達高官ワークショップ 防衛調達担当高官が防衛調達に係わる諸般の環境変化とその対策等について意見交換等を行う場
DAR	Defense Acquisition Regulation	国防総省の調達制度規定 1984年にFARに名称変更
DAU	Defense Acquisition University	防衛調達大学 国防総省の調達活動に貢献する有意な人材の育成と、継続教育、キャリア形成支援を目的とし1992年に設立された教育機関である
Dawia	Defense Acquisition Workforce Improvement Act	1990年に制定された防衛調達に関する教育実施を定めた法令。DoD 5000.52-Mに記載

略称	正式表記	概説
DCAA	Defense Contract Audit Agency	国防契約監査局 防衛調達契約の監査支援を行う
DCMA	Defense Contract Management Agency	防衛契約管理局 軍需物品の契約管理と契約履行を担当する独立した国防総省の内局
DDDE	Defense Distribution Depot Europe	国防兵站局のヨーロッパ物流拠点
DDGM	Defense Distribution Depot Guam, Marianas	国防兵站局のグアム、マリアナ諸島向けの物流拠点
DDDK	Defense Distribution Depot Korea	国防兵站局の駐韓米軍向けの物流拠点
DDKS	Defense Distribution Depot Kuwait, South West Asia	国防兵站局の中東に展開するアメリカ中央軍を支援する物流拠点
DFAR	Defense Federal Acquisition Regulation	FAR に防衛調達に特異な項目を付加した調達規定
DLA	Defense Logistics Agency	国防兵站局 国内外の米軍の物資調達、供給を担う国防総省の内局
DLA-C	Defense Logistics Agency Central	国防兵站局中央部隊 アメリカ中央軍に対する物流支援を行う国防兵站局の部隊
DLA-E	Defense Logistics Agency Eurpoe	国防兵站局ヨーロッパ アメリカ欧州軍に対する物流支援を行う国防兵站局の部隊
DLA-P	Defense Logistics Agency Pacific	国防兵站局太平洋部隊 アメリカ太平洋軍に対する物流支援を行う国防兵站局の部隊
DLIS	Defense Logistics Information Service	国防兵站情報サービス アメリカ国防兵站局傘下の部局で、米国防総省の防衛調達に係わる情報システム及び取扱情報の維持管理を行う
DRMS	Defense Reutilization & Marketing Servie	国防資産管理 米国防兵站局傘下の部局で、米国防総省の装備品や資産の管理及び売却等の管理を行う

略称	正式表記	概説
DSCA	Defense Security Cooperation Agency	国防安全保障協力局 平時の同盟国との関係強化、有事の同盟国との共同展開を支援する米国防総省内局。FMS による海外への武器販売を管理
DSC	Defense Supply Center	国防調達拠点 米国防兵站局の物流調達拠点
DSCC	Defense Supply Center Columbus	コロンバス国防調達拠点 武器システムのスペアパーツ等を貯蔵するほか、国防兵站局のビジネスプランニングを行う
DSCP	Defense Supply Center Philadelphia	フィラデルフィア国防調達拠点 武器システムのスペアパーツ等を貯蔵。航空関連のパーツ取扱が主
DSCR	Defense Supply Center Richmond	リッチモンド国防調達拠点 主に食料品、衣料品、各種サプライ品等の貯蔵する
DWCF	Defense Working Capital Fund	国防運転資本基金 米国防総省傘下の各機関が装備品や設備の維持メンテナンスやサプライ品購入等のための運転資金の調達を柔軟に行うための基金
DASA-CE	Department Asset Sector of Army (Cost and Economics)	軍隊資産部 米国防総省傘下の各機関が装備品や設備の維持メンテナンスやサプライ品購入等のための運転資金の調達を柔軟に行うための基金
DoD	Department of Defense	米国防総省 世界最大の調達機関
DACM	Director, Acquisition Career Management	調達要員教育担当官 調達担当官に対する調達教育実施を管理する DAU の役職
DOT&E	Director, Operational Test and Evaluation	運用試験の施策や基準の作成及び運用試験結果の評価分析を行う。 DOT&E は各軍の試験結果の監督を行う責任を負っている

略称	正式表記	概説
DCST	DLA Contingency Support Teams	緊急サポートチーム 米国国防兵站局の有事の際の物資供給チーム。戦闘地域において必要に応じて組織され、戦闘状態の解除に伴い解散
IG	DoD Inspector General	米国防総省査察官 国防総省のプログラム執行や運用の監査、査察を独立して行う検査官
	Dupty Secretary of Defense	米国防総省副長官
	Enhanced Plannig Process	拡張計画プロセス 米国の防衛装備品調達プログラムの開発指針となる統合プログラム開発指針（Joint Programming Guidance / JPG)に反映されている開発方針
EUCOM	Europe Commnad	米国欧州軍 ヨーロッパに展開する米軍
	Evolutionary Acquistion	予見的調達 米国の防衛装備品調達において、将来必要とされる戦闘能力を事前に予測し、必要な際に迅速な調達展開を可能とする仕組み
FAR	Federal Acquistion Regulation	米国政府調達規定
FFP	Firm Fixed Price	確定固定価格契約 コスト実績に関わらず固定価格であり、価格とコストの差分は全て契約業者の利益又は負担となる
FPI (F)	Fixed Price Incentive (Firm Target)	コスト価格インセンティブ（確定目標）契約 インセンティブ条項付きの固定価格契約であり、価格に対する決められたコスト割合を超過した場合に価格が減額されるというペナルティーを置くことで、契約業者の継続的なコスト管理努力を求め、適正価格の維持を狙った方法である

略称	正式表記	概説
FMS	Foreign Military Sales	有償援助 アメリカ政府による同盟国に対する防衛装備品の販売
FRP DR	Full Rate Production Decision Review	包括的な製造決定の見直し アメリカの防衛装備品調達過程において、各段階で行われる予定価格見直し活動において、製造決定の見直しまでを含めて行うこと
ICE	Independent Cost Estimate	独立コスト見積もり アメリカの防衛装備品調達過程において、各段階で行われる予定価格見直し活動のうち、OSD-CAIG によって行われる活動の呼称
ITAB	Information Technology Acquisition Board	情報技術調達委員会 アメリカ防衛装備品調達において情報システム調達の際の調達意思決定を行う最高機関
IPT/IPPD	Integrated Product Teams and Integrated Product and Process Development	統合目的調達 アメリカの防衛装備品調達において、利害の対立が生じうる関係にあったユーザー、調達担当者、テスト実施者、資金調達者、契約業者、その他関係者等、横断の調達チームを作り、製品の品質向上やメンテナンス性の維持向上を図る取組
JCIDS	The Joint Capabilities Integration and Development System	統合運用能力開発システム アメリカの防衛装備品のニーズの定義及び文書化、不足能力の確認、技術適用機会の発掘等を行うシステム
JCS	The Joint Chiefs of Staff	統合参謀本部 アメリカ国防総省の中で調達需要形成に関与する主要な組織であり、陸海空軍の代表者により構成される

略称	正式表記	概説
JPG	Joint Programming Guidance	統合プログラム開発指針 アメリカの統合推進室が作成する防衛調達プログラム開発に関するガイドライン
	Learning Asset Delivery	教育サービス提供施設 DAU 傘下の調達教育実施施設
	Learning Asset Design	教育サポートセンター DAU 傘下の調達教育の企画・開発機関
	Life Cycle Cost	ライフサイクルコスト 製品の企画から開発、テスト、量産、廃棄に至るまでの期間全体のコストを想定したコスト管理手法
LOG	Logistics	物流科目 DAU による調達担当官教育カリキュラムのうちの物流科目シリーズの略称
	Logistics Transformation	物流改革 アメリカにおいて、統合された物流システムにより、軍隊に迅速で適時性の高い物資供給を行うことを目指した活動
MAIS	Major Automated Information Systems	主要自動情報システム 大規模な情報システム調達が含まれる ACAT に基づく調達分類
MDAP	Major Defense Acquisition Program	主要防衛調達プログラム 情報システム以外の大規模プロジェクトが含まれるアメリカの ACAT に基づく調達分類
MARCORSYSCOM	Marine Corps Systems Command	海兵隊システム アメリカ海軍調達における次官補の下位に位置する指揮命令系統

略称	正式表記	概説
	Market Research	マーケットリサーチ アメリカの防衛装備品調達において、調達商品の継続性を考慮した入手しやすさ、当該製品のインターフェースがいかに市場スタンダードと合致しており、将来に亘る継続使用が担保されているか等を総合的に評価すること
MDA	Milestone Decision Authority	調達意思決定権者 アメリカの防衛調達システムにおいて、各マイルストーンでの意思決定の権限を有する者の呼称
MILCON	MILITARY CONSTRUCTION/FAMILY HOUSING APPROPRIATIONS	設備投資予算 アメリカの防衛装備品調達において、装備品、情報システム、建造物等の製造・構築費用に対応する予算
MILDEP	Military Deputy	陸軍軍事副次官補 アメリカ陸軍において次官補をサポートし、研究開発、開発テスト及び全ての主要な装備品調達における調達活動を管理する。
NAVAIR	Naval Air Systems Commnad	海軍航空システム部隊 アメリカ海軍調達における次官補の下位に位置する指揮命令系統
NCCA	Naval Center for Cost Analysis	海軍コスト分析センター アメリカ海軍の防衛装備品調達において価格算定を行う内部局である。
NAVSEA	Naval Sea Systems Commnad	海軍海上システム部隊 アメリカ海軍調達における次官補の下位に位置する指揮命令系統

略称	正式表記	概説
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局 連邦政府予算の作成と管理、財政政策の立案、連邦政府諸機関の予算遂行上の調整等で大統領を補佐し、連邦議会の法案について、大統領及び各省庁に、予算に関する助言や勧告を行う
	Open System	オープンシステム アメリカの防衛装備品調達において、システムをオープン設計とし、標準インタフェースを持たせることで各軍の間のみならず、他の提携先との互換性が高める活動
OIPT	Overarching Integrated Product Team	包括的統合プロダクトチーム アメリカの防衛装備品調達プロセスにおいて、防衛調達委員会等の各マイルストーンでの意思決定権者に事前調査結果等を報告する役割を担う横断組織
PACOM	Pacific Command	アメリカ太平洋軍太平洋、アジア地域に展開する米軍
PLOC	Pacific Logistics Operations Center	太平洋物流運用センター ハワイスミスキャンプ近隣に所在するアメリカ国防兵站局の物流拠点
	Performance-based Services Acquisition	成功報酬型役務提供調達 アメリカの役務提供契約において結果として求められる成果を契約に盛り込み、その実現を持って精算を行う仕組み
PPBE	Planning, Programming, Budgeting and Execution	アメリカにおける国防総省の予算を確保するためのプロセス 1962年に導入され、2003年に現在の仕組みになった

略称	正式表記	概説
	Price or Cost as An Independent Variable	コスト又は価格の独立評価 達成可能な範囲で価格又はコストに 努力目標を設定し、システムの調 達・運用を行う方策である
PBD	Program Budget Decision	プログラム予算決裁 アメリカの予算編成過程において、 各アナリストが作成する担当範囲の プログラム及び予算充当に関するプ ログラム予算決裁 ( Program Budget Decision / PBD)と呼ばれる承認書 類。PBD においては、予算に関する ヒアリングにおいて見つかった課題 に関連した財務的な調整が提案され る。PBD は国防副長官に回覧され決 裁される
	Program Decision memorandum	プログラム意思決定記録 アメリカ国防総省の予算編成におい て作成される記録で、プログラム目 的定義書作成過程における国防長官 官房、統合推進室等からの予算不足 等の指摘事項の記録
PEO	Program Executive Officers	本部長 米軍の各軍の中での調達意思決定を 行う際に、軍内の最高意思決定権者 と末端のプログラムマネージャーの 間に位置する中間決裁者
PMT	Program Management Training	調達科目 DAU による調達担当官教育カリ キュラムのうちの調達科目シリーズ の略称
PM	Program Manager	プログラムマネージャー 調達プログラムの現場管理者
POM	Program Objective Memorandum	プログラム目的定義書 JPG に基づいて作成されたプログラ ムの目的及び概要の定義書

略称	正式表記	概説
POE	Program Office Estimate	プログラム事務局によるコスト算定 アメリカ防衛装備品調達プログラム における、プログラム事務局による コスト算定でプログラムの開始時や 防衛調達プログラムの全てのマイル ストーンにおいて求められる活動であ る
QDR	Quadrennial Defense Review	防衛4ヵ年評価 アメリカ国防総省の公式の国家安全 戦略、国家軍事戦略の実施状況等 についての4年ごとの評価報告書
RDT&E	Research Develop Test & Evaluate	研究開発予算 アメリカの防衛装備品調達の初期段 階において発生する研究開発に対す る開発投資や費用を負担する各軍及 び内部局に設定される予算
	Responsible Office of Sustainment G-4	防衛装備維持管理室米陸軍において 防衛装備品の維持管理について陸軍 次官補のサポートを行う
	Secretary of Defense	アメリカ国防総省長官
SAC ( ICAF )	Senior Acquisition Course(Industrial Colleges of the Armed Forces)	国防次官(調達、技術、兵站担当) の管轄の軍事産業大学が提供する調 達担当高官向けの教育カリキュラム
SAE	Senior Acquisition Executive	調達担当高官 国防長官官房内の調達担当次官及び 各軍の次官補がこれに当たり、各軍 においてはプログラムの各軍内の最 終承認者である
SES APEX	Senior Executives Services APEX	幹部人材育成プログラム アメリカ国防総省人材開発局が国防 長官官房及び他の国防総省内の機関 の新人幹部向けに毎年実施する教育 コース

略称	正式表記	概説
SDB	Small Disadvantaged Business	中小企業育成ビジネス アメリカの入札審査において、下請けに零細中小企業を使うことを促進するための施策
SPAWAR	Space and Naval Warfare Systems Command	航空・海上戦闘システム部隊 アメリカ海軍調達における次官補の下位に位置する指揮命令系統
SPG	Strategic Planning Guidance	戦略計画指針 アメリカの国家安全戦略、国家軍事戦略等に基づいて国防長官官房と統合推進室が作成する防衛調達プログラム開発に関するガイドライン
TCO	Termination Contracting Officer	精算担当官 アメリカの調達において精算審査を行う担当官
OSD	the Office of the Secretary of Defense	国防長官官房 アメリカの国防長官の事務補佐を行う内部局である
	Total Cost Owener Ship	トータルコストオーナーシップ アメリカの防衛装備品調達において、従来のライフサイクルコストの概念では捉えられない採用活動費用、新人トレーニング、プログラムに直接関連のないトレーニング、公衆衛生管理費用、契約にかかる国防契約管理局や国防契約監査局及び本部費用、物流システムの維持費用等を各プログラムの配賦費用として認識する動き
USD(AT&L)	Under Secretary of Defense (AT&L)(Acquisition, Technology and Logistics)	国防次官(取得、技術、兵站担当) アメリカ国防総省の調達最高責任者
USD (C)	Under Secretary of Defense (Comptroller)	国防次官(会計担当) アメリカ国防総省において予算管理、財務管理を行う長官直属機関

略称	正式表記	概説
USCENTCOM	US Central Command	アメリカ中央軍 アメリカ及びその近隣を活動領域とする米軍
USFJ	US Forces Japan	在日米軍
USFK	US Forces Korea	韓国駐留軍
WSRs	Warfighter Service Representatives	戦闘員サポート アメリカ国防兵站局が海外での物資支援の一環として提供するサービスで、頻繁な現地訪問により、対象に対するきめ細かなサポートと教育を行っている
WBS	Work Breakdown Structure	作業体系や費用体系を積み上げ式に分類・構造化して捉えること
WIPT	Working-level Integrated Product Teams	実務レベル統合推進チーム アメリカの防衛装備品調達プロセスにおいて、包括的統合プロダクトチームによる事前調査を実務レベルで管理するサブチーム

### 5.2.1.2 イギリス

略称	正式表記	概説
CADMID	Concept, Assessment, Demonstration, Manufacture, In-Service, Disposal	イギリス国防省における調達に関する一連のサイクル。構想、評価、実証、製造、運用、廃棄を含む
DACP	Defence Acquisition Change Programme	防衛調達改革プログラム
DIS	Defence Industry Strategy	防衛産業戦略
ECC	Equipment Capability Customer	装備品要求性能カスタマー
IPT	Integrated Project Team	統合プロジェクトチーム
NAPNOC	No Acceptable Price, No Contracts	受注価格固定契約

### 5.2.1.3 ドイツ

略称	正式表記	概説
BAWV	Das Bundesamt für Wehrverwaltung	国防省の連邦政府機関
BWB	Bundesamt für Wehrtechnik und Beschaffung	ドイツ国防技術調達庁 防衛技術と調達に関する政府機関
CPM	Verfahren zur Bedarfsermittlung und -deckung mit Produkten und Dienstleistungen im Geschäftsbereich des Bundesministerium der Verteidigung	顧客製品管理 関連手続の合理化を図ることで、より迅速かつ費用対効果の高い方法で連邦軍の需要を満たすことを目的としたもの
GWB	Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen	ドイツ競争制限禁止法
IT-AmtBw	Bundesamt für Informationsmanagement und Informationstechnik der Bundeswehr	連邦軍情報管理・情報技術連邦局。ドイツ連邦軍の情報管理と情報技術に関する政府機関
VOF	Verdingungsordnungen für freiberufliche Leistungen	自営業者によるサービスに関する契約条件
VOL	Verdingungsordnung für Leistungen	外注企業及びサービスに関する契約条件

#### 5.2.1.4 フランス

略称	正式表記	概説
ASF	Architectes des systèmes de forces	軍事システム構築担当官
BO	the Official Bulletin	官報
CAC	Cahier des Clauses Administratives Communes	地方自治体条項一覧
CASF	Comité d'architecture des systèmes de forces	軍事システム構築委員会
CCAG	General administrative clauses	一般入札条項
CCT	Cahier des Clauses Contractuelles Types	標準契約条項一覧
CCTG	Cahier des Clauses techniques générales	CCAG の一般契約データ要件
CEP	Commission executive permanente	常任執行委員会
CMP	Code des marchés publics	政府調達契約規約
CSF	Conseil des systèmes de forces	軍事システム審議会
DGA	Délégation générale pour l'armement	フランス装備品総局。1961年に創設されたフランス国防省に所属する装備品管轄機関
DLC	Dossier de lancement de la conception	国防相又は DGA の決定を経た「構想文書」
DLR	Dossier de lancement de la réalisation	国防相又は DGA の決定を経た「生産資料の実践」
DP	Directeur de programme	DGA により指名されたプログラムディレクター
EDPI	Equipe de programme intégrée	国防省内の専門職員及び専門家を含む総合プログラムチーム
MSO	Mise en service opérationnelle	参謀長による「運用開始決定」
OCO	Officiers de cohérence opérationnelle	フランス国防省の統一運用担当官
OP	Officier de programme	関係する参謀長により指名されたプログラム担当官
PPCC	Public Procurement Contracts Code	公的調達契約規範
PPP	Public-Private Partnerships	官民パートナーシップ
RGPP	General Revision of Public Policies	2007年7月の公共政策の総合的改正

## 5.2.2 防衛装備品の調達に係わる情報の公開状況

略称	正式表記	概説
BSM	Business System Management	取引枠組みの管理
DCE	Dossier de Consultation des Entreprises	企業コンサルテーションファイル
DFOIPO	Defense Freedom of Information Policy Office	防衛情報公開室
DG Info	Director General Information	防衛情報局
DLIS	Defense logistics Information Service	国防兵站情報サービス
FCP	Federal Catalog Program	連邦調達目録プログラム
FCS	Federal Catalog System	連邦調達目録制度
FLIS	Federal Logistics Information System	連邦兵站情報システム。インターネット経由で FLIS の情報を提供するサービスを Web FLIS という
FOIA	Freedom of Information Act	情報公開法
NSN	National Stock Number	FLIS 内での通し管理番号
PFI	Private Finance Initiative	公共施設建設、管理、運営等を民間資本主導で行い、民間の経営及び技術的な能力を活用する手法
SAMMS	Standard Automated Material Management System	国防兵站局が管理・運営する、標準自動化物品管理システム

### 5.2.3 防衛装備品の調達を中心とする防衛分野における会計検査、監査及び評価の状況並びに事例

略称	正式表記	概説
AICPA	American Institute of Certified Public Accountants	アメリカ公認会計士協会
BRH	Bundesrechnungshof	ドイツ連邦会計検査院
C&AG	Comptroller and Auditor General	イギリス会計検査院長
CAM	Comprehensive Audit Manual	1952年にアメリカ陸海軍共同で発行された、契約検査マニュアル
CAS	Cost accounting standards	アメリカ原価計算基準
CBCM	Contrôleur Budgétaire et Comptable Ministériel	予算、管理監査局（フランス）
CBCM	Contrôleur Budgétaire et Comptable Ministériel	予算会計統制官（フランス）
CDC	Cour des comptes	フランス検査院
CGA	Contrôle Général des Armées	軍全般統制局（フランス）
CGArm	Conseil Général de l'Armement	装備品審議会（フランス）
CGE	La comptabilite generale de l'Etat	フランスの財務会計を指す。（貸借対照表、純費用計算書、キャッシュフロー計算書、付属明細書）

略称	正式表記	概説
CIAP	Comité Interministériel d'Audit des Programmes	プログラム監査省庁間委員会（フランス）
CMI	Comité Ministériel d'Investissement	行政投資委員（フランス）
DAC	Defense Audit Committee	イギリス防衛検査委員会
DAF	Direction des Affaires Financières	財務管理局（フランス）
DCAI	Defense Contract Audit Institute	防衛契約検査機関（アメリカ）
DCM	Département Comptable Ministériel	国防省会計担当局（フランス）
DERA	Defence Evaluation and Research Agency	イギリス国防省研究評価庁
DGFIP	La Direction Générale des Finances Publiques	国家財政局（フランス）
FAO	Field Audit Office	アメリカ国防契約監査局の地方支部オフィス
FOS	Groupe de contrôle des Forces et Organismes de Soutien	部隊・人事管理支援部（フランス）
FYDP	Future Years Defense Program	防衛将来計画（アメリカ）
GAAP	generally accepted accounting principles	一般に認められた会計原則（アメリカ）

略称	正式表記	概説
GAO	Government Accountability Office	アメリカ会計検査院
IPTs	Integrated Product Teams	主要武器システムの調達の際に行われる専門家チームによる費用研究（アメリカ）
ISAF	International Security Assistance Force	国際治安支援部隊
JPA	Joint Personnel Administration system	共同軍人事務管理システム(イギリス)
LOLF	la loi organique relative aux lois de finances	2001年にフランスで成立した予算組織法。予算制度改革、公会計制度改革、業績評価・マネジメント制度改革を一体に進めようという取組み
MEC	Mission (parlementaire) d'Evaluation et de Contrôle	評価統制部会（フランス）
NAO	National Audit Office	イギリス会計検査院
PAC	Committee of Public Accounts	イギリス下院決算委員会
PLF	Finances Law Project	財政法プロジェクト（フランス）
PRB	Groupe de contrôle du Personnel, de la Réglementation et du Budget	職員・規制・予算統制部（フランス）
SAS	Statements on Auditing Standards	監査基準書（アメリカ）

略称	正式表記	概説
SIA	Groupe de contrôle des Services et Industries d'Armement	装備品調達・産業管理部(フランス)
SMMAD	Structure Intégrée de maintien en condition opérationnelle des matériels aéronautiques de la défense	フランス空軍に設置された装備品メンテナンス組織
SPS	Specialist Procurement Services	イギリス調達専門業務庁。民間専門家集団が中心となって、防衛分野をはじめとする公共調達に関して価格レベルのみならずサービス・技術レベルの評価・審査を行う国防省の機関
SSF	service de soutien de la flotte	フランス海軍に設置された装備品メンテナンス組織
TINA	Truth-in-Negotiations Act	調達価格真正法(アメリカ)
VFM	Value for Money	支出・税金に見合った価値の実現(イギリス)